

後期基本計画

第1部

延岡の特色を活かした
交流連携のまちづくり

第2部

未来を切り拓く活力ある
産業づくり

第3部

安心・安全な暮らしを支える
地域づくり

第4部

一人ひとりを大切に育む
人づくり

第5部

ぬくもりと躍動感が感じられる
都市環境づくり

第6部

多様な人材が参画する
市民が主役のまちづくり

第1部

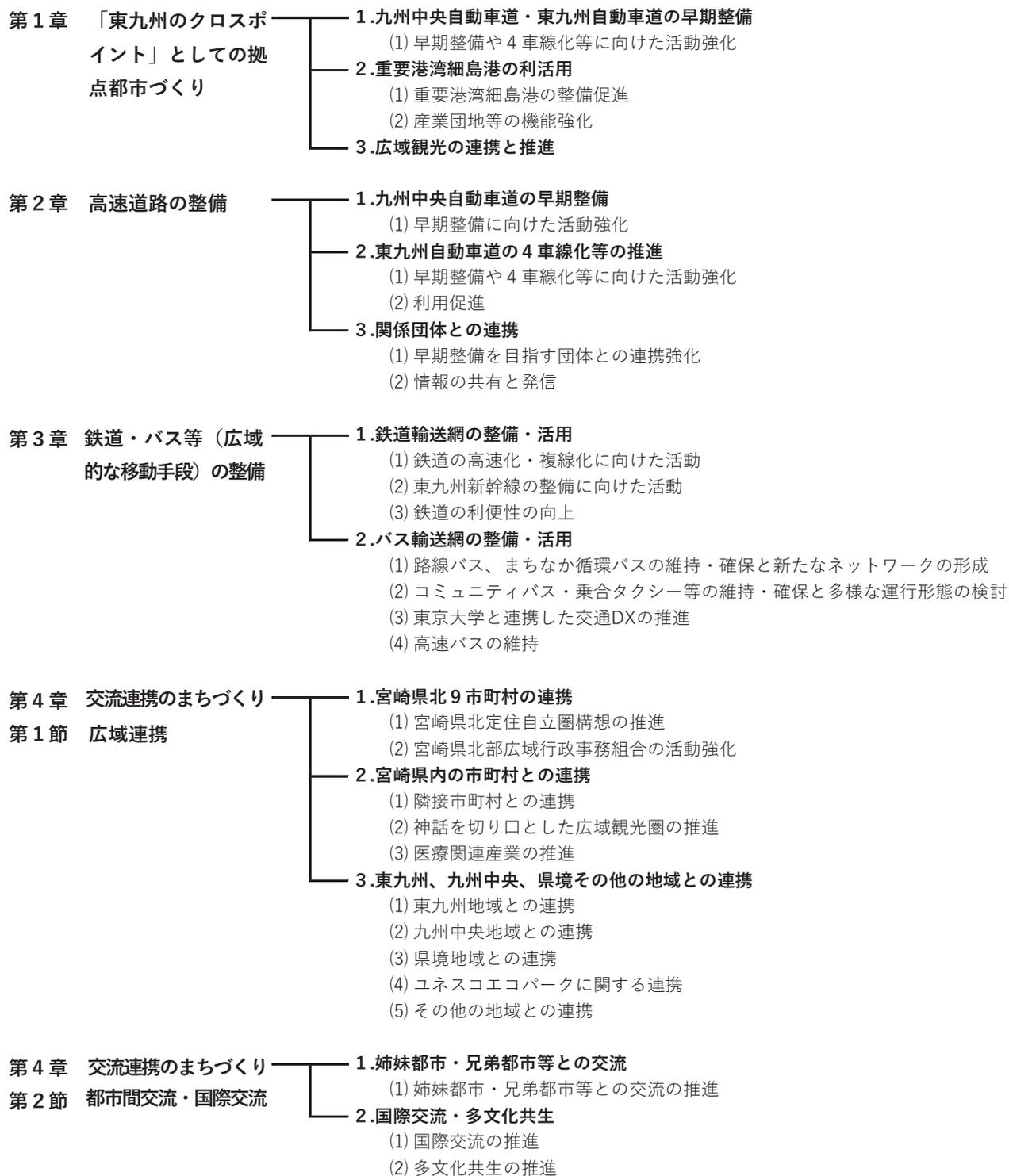
延岡の特色を活かした交流連携のまちづくり

- 第1章 「東九州のクロスポイント」としての拠点都市づくり
- 第2章 高速道路の整備
- 第3章 鉄道・バス等(広域的な移動手段)の整備
- 第4章 交流連携のまちづくり
 - 第1節 広域連携
 - 第2節 都市間交流・国際交流
- 第5章 大学を活かしたまちづくり
- 第6章 アスリートタウンの再構築
- 第7章 歴史・文化を学び育むまちづくり
 - 第1節 歴史・文化を学び育む拠点
 - 第2節 文化財の保護と活用
- 第8章 移住の促進・関係人口の創出



ラグビー合宿

体系図



<p>第5章 大学を活かしたまちづくり</p>	<p>1.大学の機能活用と人材育成 (1) 学生確保に向けた連携推進 (2) 高大連携の推進 (3) 福祉先進都市づくり (4) 地域のまちづくりリーダーの育成 (5) 大学を活かした交流の推進</p> <p>2.産学官連携の推進</p> <p>3.地域との連携・協力 (1) 学生と地域・市民との交流促進 (2) 学生の力を活かしたにぎわいづくり</p>
<p>第6章 アスリートタウンの再構築</p>	<p>1.大会・合宿の充実 (1) 大会の充実 (2) 大会・合宿の誘致 (3) 競技施設の整備・充実 (4) 宿泊施設との連携</p> <p>2.推進体制の充実 (1) 推進体制の充実と情報発信 (2) 市民参加の促進</p>
<p>第7章 歴史・文化を学び育むまちづくり</p> <p>第1節 歴史・文化を学び育む拠点</p>	<p>1.城山公園（延岡城跡）の再整備 (1) 延岡城跡の保存・整備 (2) 延岡城跡の活用</p> <p>2.内藤記念館の再整備 (1) 内藤記念館の再整備及び城下町延岡の歴史・文化の発信 (2) 市民の文化活動の促進</p> <p>3.野口遵記念館の再整備 (1) 野口遵記念館の建設</p>
<p>第7章 歴史・文化を学び育むまちづくり</p> <p>第2節 文化財の保護と活用</p>	<p>1.歴史・文化的行事の振興 (1) 地域の伝統文化の振興 (2) 市民参加型行事の促進</p> <p>2.歴史・文化遺産の保護と活用</p> <p>3.市史の編さん</p>
<p>第8章 移住の促進・関係人口の創出</p>	<p>1.移住希望者への情報発信・支援 (1) 相談体制の充実 (2) 情報発信の強化 (3) 移住希望者への支援</p> <p>2.移住者への支援</p> <p>3.関係人口の創出</p>

第1章

「東九州のクロスポイント」としての拠点都市づくり

現状と課題

【1. 九州中央自動車道・東九州自動車道の早期整備】

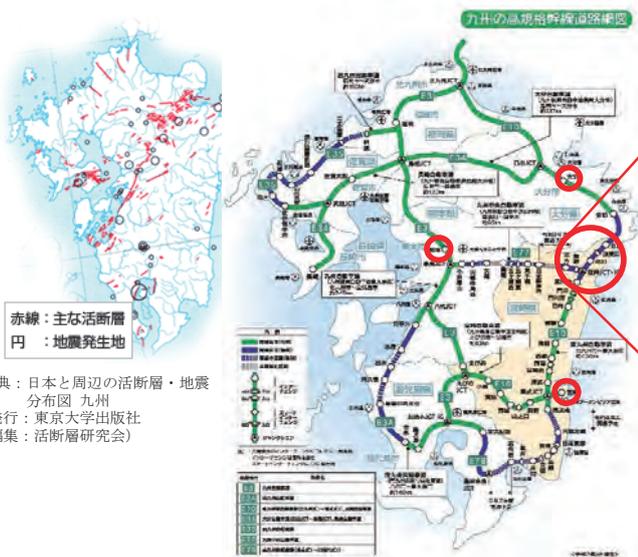
- 延岡市は、大分市、熊本市、宮崎市から同程度の距離に位置しており、東九州自動車道という「縦軸」の開通と九州中央自動車道という「横軸」の整備推進により、「東九州の中心に位置するクロスポイント（結節点）」として、人・物・情報等が行き交うまちへと成長しようとしています。また、*宮崎県北9市町村で構成する宮崎県北部広域行政事務組合が平成28年度に策定した「物流拠点づくり戦略ビジョン」において示されているように、本市は東九州のクロスポイントであることの優位性を活かし、高速道路の早期整備や日向市の重要港湾細島港との連携を図ることにより、産業・物流の拠点都市として地域経済の活性化に貢献することが求められています。
- 九州中央自動車道は、令和2年度末の供用率が約30%（全国高速道路建設協議会調べ）であり、全線開通へ向けて予算の確保や未事業化区間の早期事業化を図る等の課題があります。本路線は九州の一体的発展を図る上で、極めて重要な役割を担い、地域経済を活性化させるための「産業の道」として、また、大規模災害時の救助・救援物資の輸送路線、救命救急や医療施設への搬送時間短縮につながる「命の道」として、早期に整備する必要があります。
- 東九州自動車道は、平成28年4月の椎田南IC～豊前ICの開通で北九州市から宮崎市までがつながりましたが、並行する国道10号が沿岸部を通る区間が多く、道路ネットワークの代替性の確保や災害等の早期復旧の観点、また、物流の効率化や観光の広域化等の観点からも4車線化を早期に整備する必要があります。

【2. 重要港湾 細島港の利活用】

- 長距離ドライバー不足による海上交通への*モーダルシフトが求められている中、東九州の海の玄関口である重要港湾細島港や高速道路網の整備は、地域産業の競争力を高め、九州全体の経済発展に大きく寄与するものであるため、日向市をはじめ、関係市町村や経済界と連携して国等に要望活動を行っています。
- 高速道路や細島港の整備によるストック効果を最大限に高めるため、本市は延岡JCT・IC近くにクリアパーク延岡工業団地を造成しており、ここが完売となったため、新たな産業団地の整備を予定しています。

【3. 広域観光の連携と推進】

- 本市は、美しく豊かな自然環境やそれらが育む素晴らしい食材に恵まれた地域であり、アウトドア体験スポットや神話・伝説にまつわる史跡等も数多く存在する等、多様な観光資源に恵まれています。これらの魅力を広域で連携してPRすることにより、地域としての存在感を高め、新たな人の流れをつくることが求められています。



※延岡 JCT-IC 付近



* 宮崎県北9市町村…延岡市・日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町を指す。
* モーダルシフト…トラックによる幹線貨物輸送を、「地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換」することをいい、それにより、CO2排出量抑制や、長距離運転手不足の課題解消にも寄与するといわれています。

延岡の特色を活かした交流連携のまちづくり



施策の展開	取組項目 (役割分担)
1.九州中央自動車道・東九州自動車道の早期整備 高速道路の結節点である本市の優位性を活かし、地域経済の活性化を図るため、未事業化区間の早期事業化、事業中区間の早期供用開始、有料区間の早期4車線化、無料区間の安全対策、予算の重点配分等を求めて、関係機関と連携して提言活動等に取り組みます。	(1) 早期整備や4車線化等に向けた活動強化 ▶戦略2 ・行政、議会、民間団体等は、連携を図りながら国や西日本高速道路株式会社等の関係機関に対し合同提言活動を実施し、未事業化区間の早期事業化や、事業中区間の早期供用開始、有料区間の早期4車線化、無料区間の安全対策、予算の重点配分等を働きかけます。(行政・民間団体) ・沿線地域の市町村や議会、民間団体等が一体となった様々な活動を通じて、連携強化を図ります。(行政・民間団体) ・行政、議会、民間団体等は、建設推進大会や各種大会を開催し、市民は積極的に参加し、早期整備をアピールします。(行政・民間団体・市民)
2.重要港湾細島港の利活用 地域物流の拠点となる細島港の整備促進を図るほか、細島港整備によるストック効果を高めるため、産業団地の整備を推進し、地域経済の活性化を図ります。	(1) 重要港湾細島港の整備促進 ・行政、議会、民間団体等は、連携を図りながら国等の関係機関に対し、合同提言活動を実施し、物流拠点である細島港の整備を促進します。(行政・民間団体) (2) 産業団地等の機能強化 ▶戦略1 ・東九州のクロスポイントの拠点となる新たな産業団地の整備を推進します(行政) ・産業団地の整備等による産業や技術の集積のほか、*東九州メディカルバレー構想及び*延岡市メディカルタウン構想の推進等の一体的な取組を展開し、地域産業の活性化を図ります(行政)
3.広域観光の連携と推進 本市の多様な観光資源を広域で連携してPRすることで、地域としての存在感を高め、首都圏や県内主要観光地等からの新たな人の流れを創出し、交流人口の増加を図ります。	(1) 広域観光の連携と推進 ▶戦略2 ・行政、民間団体等は、関連する自治体や民間団体等と連携し、食・自然・神話等を切り口とした新たな誘客促進を図ります。(行政・民間団体)

主要な指標			
内容	策定時	現状	R7
九州中央自動車道の進捗率	16% (H26)	30% (R2)	43%

【総合戦略 KPI】		
内容	基準値(R1)	目標値(R7)
延岡南道路 1日平均交通量	12,004 台/日	14,000 台/日
新たな産業団地の整備	-	分譲面積約 10ha
主要観光施設利用者数	約 114.1 万人/年	136 万人/年
主要宿泊施設宿泊者数 (内外国人宿泊者数)	約 25.7 万人/年 (4,216 人/年)	31 万人/年 (5,100 人/年)
民泊者数	298 泊/年	360 泊/年

*東九州メディカルバレー構想…大分県から宮崎県に広がる東九州地域において、血液や血管に関する医療を中心に、産学官が連携を深め、医療機器産業の一層の集積と地域経済への波及、さらにはこの産業集積を活かした地域活性化と、医療の分野でアジアに貢献する地域を目指すもの。
 *延岡市メディカルタウン構想…宮崎県北地域には、世界に誇れる医療機器産業が集積しており、医療を担う人材育成機関や優れたものづくり技術を有する企業も立地している等の強みを最大限に活かし、産学官が連携して、医療関連企業の立地や市民の健康長寿の推進等を目指すもの。

第2章

高速道路の整備

現状と課題

【1. 九州中央自動車道(九州横断自動車道延岡線)の早期整備】〔熊本県嘉島町～延岡市 95 km〕

□嘉島 JCT～延岡 JCT・IC を結ぶ本路線は、供用中区間が 28.5 km、事業中区間が 29.8 km、未事業化区間が 36.7 km となっています。令和 2 年度末の供用率は、全国の高規格幹線道路 73 路線のうち、2 番目に低い約 30%（全国高速道路建設協議会調べ）であり、国道 218 号や国道 445 号が脆弱であることから、全線開通へ向けて予算の確保と未事業化区間の早期事業化を図ることが課題となっています。

【2. 東九州自動車道の早期整備】〔北九州市～延岡市～日南市～鹿児島市 428.2 km〕

□北九州 JCT～鹿児島 IC を結ぶ本路線は、供用中区間が 369.7 km、事業中区間が 45.2 km、未事業化区間が南郷～奈留の 13.3 km となっています。（ただし、速見 JCT・IC～大分米良 IC の 33.1 km は九州横断自動車道長崎大分線との重用区間、加治木 JCT・IC～鹿児島 IC の 28.6 km は九州縦貫自動車道との重用区間になり、東九州自動車道の延長には含まれていません。）

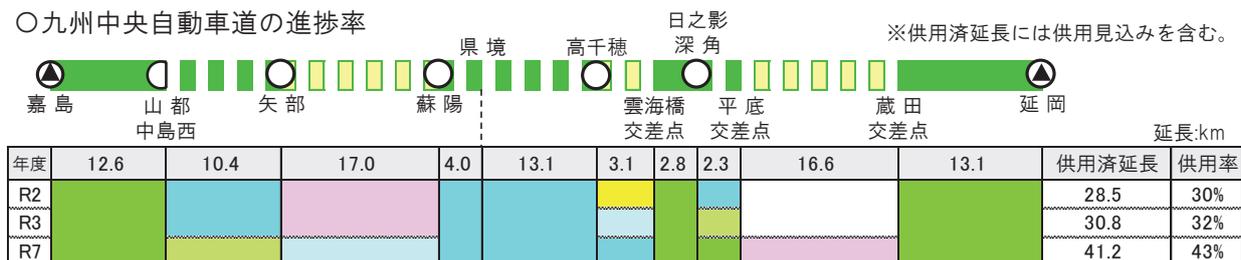
□令和元年 9 月に国が「高速道路における安全・安心基本計画」を策定し、おおむね 10～15 年で有料の暫定 2 車線区間の半減を目指す（長期的には解消）との目標を掲げ、県内では 4 車線化の優先整備区間に日向 IC～都農 IC、高鍋 IC～宮崎西 IC が選定されていますが、並行する国道 10 号が沿岸部を通る区間が多いため、道路ネットワークの代替性の確保や災害等の早期復旧の観点からも 4 車線化を早期に整備する必要があります。

□無料の暫定 2 車線区間のうち、中央分離帯に構造物が設置されていない北川 IC～延岡南 IC の土工区間や中小橋（橋長 50m 未満）については、ワイヤロープの標準設置が進められる予定であり、長大橋（橋長 50m 以上）やトンネルについては、公募選定技術の性能検証を引き続き進め、本格設置に向けての取組が行われています。

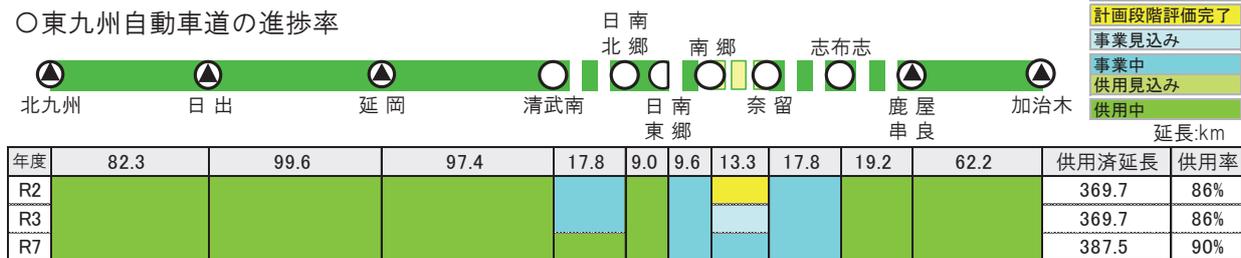
【3. 関係団体との連携】

□九州中央自動車道及び東九州自動車道は、九州の循環型高速道路ネットワーク構築のために必要不可欠な基盤施設であるので、行政・議会・民間団体が一体となって早期整備に向けた運動を展開するとともに、道路予算の所要額の確保や地方の意見を十分反映するよう、国をはじめ各方面へ働きかける等連携を図りながら様々な取組を行っています。

○九州中央自動車道の進捗率



○東九州自動車道の進捗率





施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.九州中央自動車道の早期整備

未事業化区間の早期事業化、事業中区間の早期供用開始、予算の重点配分等を求めて、関係機関と連携して提言活動等に取り組みます。

(1) 早期整備に向けた活動強化

- 行政、議会、民間団体等は、連携を図りながら国や西日本高速道路株式会社等の関係機関に対し、様々な構成での合同提言活動を実施し、具体的には、未事業化区間（矢部～蘇陽の17.0 km、高千穂～雲海橋交差点の3.1 km、平底交差点～蔵田交差点の16.6 km）の早期事業化、事業中区間（山都中島西IC～矢部の10.4 km、蘇陽～高千穂の17.1 km）の早期供用開始、予算の重点配分等を働きかけます。（行政・民間団体）
- 行政、議会、民間団体等は、建設推進大会や各種大会を開催し、市民は積極的に参加し、早期整備をアピールします。（行政・民間団体・市民）

2.東九州自動車道の4車線化等の推進

県内の暫定2車線区間のうち、有料区間では、優先整備区間の早期4車線化、未選定区間の追加選定、また、無料区間では、中央分離帯に構造物が設置されていない区間の正面衝突事故の緊急対策を取るよう求めて、関係機関と連携して提言活動等に取り組みます。

(1) 早期整備や4車線化等に向けた活動強化

- 行政、議会、民間団体等は、九州中央自動車道と同様に、様々な構成での合同提言活動を実施し、具体的には、県内の暫定2車線区間のうち、有料区間では、優先整備区間（日向IC～都農IC、高鍋IC～宮崎西IC）の早期4車線化、未選定区間（延岡南IC～日向IC、都農IC～高鍋IC、宮崎西IC～清武南IC）の追加選定、また、無料区間では、北川IC～延岡南ICの正面衝突事故の緊急対策等を働きかけます。（行政・民間団体）
- 行政及び民間団体、市民等は、建設推進大会へ積極的に参加し、早期整備をアピールします。（行政・民間団体・市民）

(2) 利用促進

- 行政、民間団体、市民等は、宮崎県高速道路利用促進協議会等と協力し、高速道路の利用促進を推進します。（行政・民間団体・市民）

3.関係団体との連携

既に発現しているストック効果や開通を見据えた県北活性化プロジェクトマップ等の取組を示しながら、合同提言活動を行い、また、各種大会を盛大に開催し、その必要性をアピールする等、九州中央自動車道及び東九州自動車道の早期整備を目指し、関係団体と連携して取り組みます。

(1) 早期整備を目指す団体との連携強化

- 沿線地域の市町村や議会、民間団体等と一体となって様々な活動を通じて、連携強化を図ります。（行政・民間団体）
- 民間団体等は、合同で実施する提言活動の構成団体として参加し、民間の立場から高速道路の早期整備の必要性を訴えます。（民間団体）
- 行政、議会、民間団体等は、九州中央自動車道の早期整備や東九州自動車道の4車線化等の推進を目指して連携強化を図ります。（行政・民間団体）
- 九州中央自動車道では、宮崎県及び熊本県、並びに両県の沿線地域の市町村等との合同勉強会を実施します。（行政）

(2) 情報の共有と発信

- 行政及び民間団体等は、ストック効果の検証に努めるため、各種調査分析、情報収集を行い、連携して情報の共有化を図ります。また、開通を見据えた県北活性化プロジェクトマップ等を共同で作成し、改良を加えながら情報発信を行います。（行政・民間団体）

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
九州中央自動車道の進捗率	16% (H26)	30% (R2)	43%
東九州自動車道(延岡南IC～清武南IC)の*全線平均交通量	6,747台/日 (H26)	7,961台/日 (R1)	9,400台/日

*全線平均交通量…各区間交通量を道路1本に平均した交通量。

第3章

鉄道・バス等（広域的な移動手段）の整備

現状と課題

【1. 鉄道輸送網】

- 市を南北に縦走する日豊本線は、普通列車は宮崎方面に17往復と佐伯方面に1.5往復、特急列車は大分・博多方面に12.5往復と宮崎方面に19往復が運行されており、そのうち、宮崎空港へ直通の特急列車が14往復運行されています。延岡駅の年間乗降者数は減少が続いておりましたが、駅周辺整備により平成30年度は増加に転じています。また、南延岡駅の年間乗降者数は、現状維持が続いています。
- 日豊本線の大分市以南は単線であり、佐伯～延岡間は急峻な地形のため最高速度が85km/hに制限されている状況であり、利便性を向上させるICカード乗車券も導入されていません。
- 日豊本線の延岡～宮崎間は、宮崎県と旭化成(株)が工事費の約6割を負担し、平成3年から平成6年にかけて路盤改良等による高速化が実施されたことで、最高速度が85km/hから110km/hに改良されています。また、東九州自動車道の開通にもかかわらず、乗客数は30年以上前と変わらない状態が続いており、日豊本線の重要性が改めて浮き彫りになっています。
- 南延岡駅は、改札や待合所等の駅を利用するために必要なすべての機能が2階にあるにもかかわらずエレベーター等が設置されていません。特に、障がい者や高齢者等にとって非常に利便性の悪い状態が続いていることから、バリアフリー化の要望を関係機関へ続けていますが、実現には至っていません。
- 九州域内の都市相互間はもとより、九州外の地域との時間距離を大幅に短縮し、広域的な交流の拡大が図れる新幹線ネットワークは、西九州では九州新幹線鹿児島ルートの中線開通等の整備が進んでいる一方で、東九州では東九州新幹線が昭和48年に基本計画に決定されて以来進展がなく、高速鉄道網の東西格差が拡大している現状があります。

【2. バス輸送網】

- 本市と他市を結ぶ路線バスは、日向市との間で平日10往復・休日7往復、高千穂町との間で全日15往復が運行されています。また、市内の路線バスは50路線が運行されており、東九州バス化構想と連携した利用促進の取組や延岡市バス利用促進協議会における取組により利用促進を図っていますが、乗客数は減少が続いています。
- 路線バスが運行されていない地域ではコミュニティバスや乗合タクシーを運行し、近くに商店や病院がない地域から3北地域の中心部やバス路線までをつなぐ移動手段を確保しています。
- 中心市街地では宮崎交通と市が共同でまちなか循環バスを月～土曜日に1日16便運行し、市民の利用が多い病院や大型商業施設及び公共施設等を結ぶことで、市中心部の回遊性を高めながらまちのにぎわいづくりも図っています。さらに、新たな路線について実証運行を行っています。
- 商業・医療・行政等の施設が市街地に満遍なく立地しているため、バス路線が市街地を中心とした放射状に形成されており、南北方向の移動に比べて、東西方向への移動に対応しづらいものとなっています。また、延岡駅～南延岡駅の区間では郊外部から市街地に入り込む路線が集中しており、時間帯によっては運行間隔が狭く非効率なダイヤがあるため、市街地へのアクセスと市街地内での回遊性を支えるサービスが必要です。
- 高速バスは、福岡方面に5往復、別府方面に6往復、宮崎方面に3往復が運行され、九州管内の主要都市との時間短縮を図る交通手段として機能していますが、別府方面は延岡ICバス停だけしか乗降できないという課題があります。

鉄道利用者数

延岡駅・南延岡駅の乗降者数

年間の乗降者数(人)

年度	延岡駅	南延岡駅	合計
H28	872,350	611,010	1,483,360
H29	851,180	597,870	1,449,050
H30	894,980	603,710	1,498,690

バスの利用者数

年間の乗車人数(人)

年度	路線バス	コミュニティバス	まちなか循環バス	合計
H28	818,790	15,561	47,980	882,331
H29	780,200	14,028	47,707	841,935
H30	720,151	13,712	48,484	782,347

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 鉄道輸送網の整備・活用

日豊本線の高速化・複線化やICカード乗車券のエリア拡大及び南延岡駅のバリアフリー化を図るため、JR九州や国・県等の関係機関に対して要望等を継続して実施するとともに、東九州新幹線の整備計画線への格上げを目指して、県等と連携しながら整備の実現に向けた機運を高めていきます。
また、JR九州や市民団体等と連携しながら鉄道の利用促進に取り組みます。

(1) 鉄道の高速化・複線化に向けた活動

・日豊本線沿線の自治体と連携してJR九州をはじめとする関係機関への要望活動等を実施します。特に、佐伯～延岡間については、佐伯市とも連携して要望活動を実施するとともに利用促進を図ります。(行政)

(2) 東九州新幹線の整備に向けた活動

・市、県、建設促進期成会等は、国及びJR九州への要望や建設促進大会等の取組により整備に向けた機運醸成を図ります。(行政・関係団体)
・市、県、建設促進期成会等は、*ミニ新幹線方式も含めた新幹線整備のあり方について検討します。(行政・関係団体)

(3) 鉄道の利便性の向上

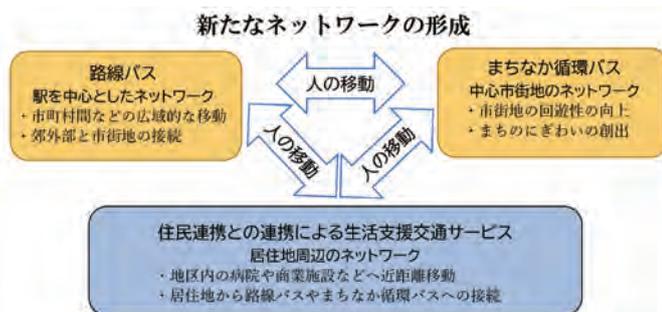
・行政は、JR九州をはじめとする関係機関に対して、ICカード乗車券の延岡地区への利用エリア拡大や南延岡駅のバリアフリー化等の施設整備に関する要望活動を実施するとともに情報発信等の利用促進を図ります。(行政)
・市民は、鉄道のさらなる利便性向上のため、積極的に鉄道を利用します。(市民)

2. バス輸送網の整備・活用

市民の日常生活に必要な移動手段を維持・確保するため、路線バス、コミュニティバスへの運行支援に継続して取り組むとともに、地域住民と連携した交通サービスの提供等を組み合わせた、新たなネットワーク形成を強力に推進します。
また、JR延岡駅の整備により待ち合い機能が向上された鉄道と高速バスでは、情報案内の充実等、利用しやすい乗り場の充実を図ります。

(1) 路線バス、まちなか循環バスの維持・確保と新たなネットワークの形成

・行政は、国・県の補助制度も活用して路線を維持するとともに、バス事業者や民間団体等と連携して、既存の路線バスの利用促進及び一層の改善、まちなか循環バスのさらなる拡充、地域住民との連携による生活支援交通サービスの提供、の三つの観点から新たなネットワーク形成を強力に推進します。(行政)



・市民は、通院・通学など市民生活に必要な交通手段である路線バスを維持していくために、路線バス等を積極的に利用します。(市民)

(2) コミュニティバス・乗合タクシー等の維持・確保と多様な運行形態の検討

・行政及び交通事業者は、利用者ニーズにあった運行に努めるとともに、路線の維持・利用促進を図ります。また、予約制やスクールバスへの住民混乗など、多様な運行形態について検討します。(行政・交通事業者)
・市民は、移動手段を維持するため、コミュニティバス等を積極的に利用します。(市民)

(3) 東京大学と連携した交通DXの推進

・令和2年11月25日に東京大学と締結した連携協定を活用する等により、市民の協力により日常生活の行動に関するデータを集積し、それをバス路線構築等に活かす*DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、市民ニーズに合ったバスネットワーク構築を図ります。(行政・交通事業者・市民)

(4) 高速バスの維持

・運行事業者と協力して利用者の利便性の向上に取り組み、本市と九州管内の主要都市を結ぶ高速バスの運行維持を図ります。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
鉄道の利用者数(延岡駅・南延岡駅の年間乗車数)	1,482,424人 (H26)	1,499,000人 (H30)	1,499,000人
バスの利用者数(路線バス、まちなか循環バス、コミュニティバスの年間乗車数)	999,685人 (H26)	782,000人 (H30)	821,000人

*ミニ新幹線方式…フル規格の新幹線ではなく、既存の在来線を三線軌条化(レールを1本追加してレールとレールの間の幅を広くする)すること等で、新幹線路線と直通運転できるようにする方式。山形新幹線と秋田新幹線がこの方式で運行されている。

*DX(デジタルトランスフォーメーション)…データやデジタル技術を活用し人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

第4章

交流連携のまちづくり

第1節 広域連携

現状と課題

【1. *宮崎県北9市町村の連携】

- 本市は、県北9市町村で構成された「宮崎県北*定住自立圏」の中心市として、圏域全体の暮らしに必要な都市機能の整備や生活機能の確保、産業の振興、環境保全など様々な分野において、各市町村と連携・協力しながら、圏域全体の活性化を図っています。
- 県北9市町村は、広域行政機構として宮崎県北部広域行政事務組合を組織しており、単独市町村では解決困難な課題に対し、広域連携事業に取り組むことで、県北地域の振興を推進しています。

【2. 宮崎県内の市町村との連携】

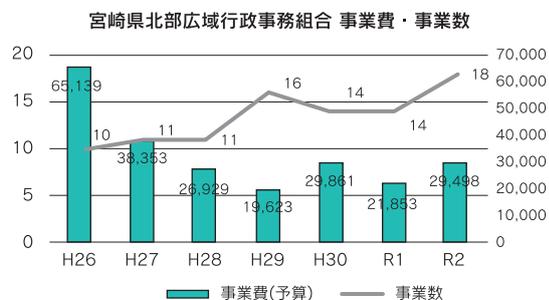
- 延岡市・日向市・門川町の2市1町は、「宮崎県北地方拠点都市地域」に指定され、「宮崎県北地方拠点都市地域整備推進協議会」を組織しており、東九州地域の各県市町村と商工会議所で組織された協議会や民間団体の組織等と連携し、交通網の整備等に関する要望に取り組んでいます。
- 五ヶ瀬川流域の1市3町は、流域活性化のため、関係団体と連携し、桜の植樹やアースデーを始めとした環境保全活動に取り組んでいます。
- 延岡市、日向市、高千穂町の2市1町は、神話による広域観光圏を目指しており、圏域への誘客促進に取り組んでいます。
- 延岡市、日向市、門川町の2市1町は、医療関連企業が集積しているという地域特性を有しており、「医療産業の振興等に関する連携協定」を締結し、医療関連産業の拠点となることを目指しています。現在、医工連携に関する専門的な知見を有するアドバイザー等の支援のもと医療関連機器開発の振興を図っています。

【3. 東九州・九州中央・県境その他の地域との連携】

- 東九州地域においては、各県市町村と商工会議所で組織された協議会や民間団体の組織等と連携し、高速道路の整備等に関する要望や地域活性化、観光振興等に取り組んでいます。
- 九州中央地域においては、熊本県、大分県、宮崎県の35市町村が連携し、広域観光の推進に取り組んでいます。また、熊本市と延岡市を結ぶ旧藩時代の街道「日向往還」を切り口として、行政機関が連携し、九州中央自動車道の開通を見据え、広域観光や物産振興等の連携事業に取り組んでいます。
- 本市と大分県佐伯市は、県境を越えた課題への対応として、国等への要望活動を行っているほか、民間団体と連携しながら、食を切り口とした情報発信や観光誘客に取り組む等、県境地域の地方創生を図っています。
- その他の地域においては、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録による新たな枠組みでの連携にも取り組んでいるほか、大規模災害に備えて、県境を越えた市町村との相互応援連携にも取り組んでおり、今後も、新たな枠組みでの連携が求められています。



資料：宮崎県北定住自立圏共生ビジョン



資料：宮崎県北部広域行政事務組合

* 宮崎県北9市町村…延岡市・日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町を指す。
 * 定住自立圏…人口の大幅な減少と少子高齢化の急速な進行等を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成して人口流出を抑制するとともに、三大都市圏から地方圏への人の流れを創出するため、人口5万人程度以上で昼間人口が多い「中心市」と、生活・経済面で関わりが深い「周辺市町村（連携市町村）」とが、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねた結果として、形成される圏域とされる。



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 宮崎県北9市町村の連携

人口減少や少子高齢化等の課題がある中、宮崎県北地域の住民が、将来にわたって安心して暮らしてつづけられるよう、各市町村が役割を分担して連携することにより、圏域全体の活性化を図る取組を行います。定住自立圏が果たすべき「人口減少を抑制するダム機能」の役割を本市が担っていきます。

(1) 宮崎県北定住自立圏構想の推進 ▶戦略4

- ・行政は定住自立圏形成協定に基づく、医療、福祉の充実等を目的とした「宮崎県北定住自立圏共生ビジョン」の推進を図ります。(行政)
- ・市民は計画の策定にあたり意見を述べ、事業に積極的に参加します。(市民)

(2) 宮崎県北部広域行政事務組合の活動強化 ▶戦略4

- ・行政はふるさと市町村圏基金等を活用し、圏域の課題解決に向けた取組を積極的に推進します。(行政)
- ・市民は、事業に積極的に協力・参加します。(市民)

2. 宮崎県内の市町村との連携

現在、県内の市町村と連携している取組の継続や適宜計画の見直しを行うほか、環境保全や地域資源の活用、医療機器産業の拠点づくりに取り組むことで、持続可能な地域振興を図っていきます。

(1) 隣接市町村との連携 ▶戦略4

- ・関係する行政及び民間団体は、連携しながら、高速道路の早期整備や細島港のさらなる整備を推進するための要望活動や、環境保全活動の推進を図ります。(行政)

(2) 神話を切り口とした広域観光圏の推進 ▶戦略4

- ・関係する自治体と連携しながら、圏域への誘客促進を図ります。(行政)

(3) 医療関連産業の推進 ▶戦略4

- ・自治体や企業は連携を図り、医療関連産業の振興を促進するとともに、医療・ヘルスケア分野での産業創出や研究を推進します。(行政・企業)

3. 東九州、九州中央、県境その他の地域との連携

様々な地域との交流連携を図ることで、大規模災害に備えた相互応援の取組のほか、九州中央自動車道の早期整備や神話、歴史、食、自然体験等を活かした取組を推進していきます。また、県境を越えた新たな広域連携に取り組んでいくことで、交流人口の拡大や関係人口の創出に取り組んでいきます。

(1) 東九州地域との連携 ▶戦略4

- ・東九州地域の行政及び民間団体は、連携し、社会資本の整備等について要望します。(行政)

(2) 九州中央地域との連携 ▶戦略4

- ・九州中央地域の特色を活かした連携の取組を推進します。(行政)

(3) 県境地域との連携 ▶戦略4

- ・東九州自動車道の佐伯～延岡間が、通行料金無料である強みを活かし、食や自然体験等を切り口とした連携の取組を推進します。(行政)

(4) ユネスコエコパークに関する連携 ▶戦略4

- ・行政、関係団体等は、*「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会」と連携し、世界ブランドを活かした地域振興等に取り組みます。(行政・関係団体)

(5) その他の地域との連携 ▶戦略4

- ・必要に応じ、市町村境や県境を越える連携地域との効果的な事業に取り組むとともに、新たな枠組みでの連携について検討します。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
広域で取り組んでいる事業数	21 (H26)	42 (R2)	50

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
新たな広域連携の枠組み	計4件	計10件

*「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会」…祖母・傾・大崩山系の「自然環境」と「自然と人との共生」が評価されユネスコエコパークに登録されたことを契機として、関係機関等で構成された協議会

第4章

交流連携のまちづくり

第2節 都市間交流・国際交流

現状と課題

【1. 姉妹都市・兄弟都市等との交流】

- 福井県丸岡町（現在の坂井市）とは、延岡藩主であった有馬氏が丸岡藩に移封されたという歴史的関係により、昭和54年に姉妹都市の盟約を結び、祭りへの相互参加、小学5・6年生によるジュニア交流隊の相互訪問等に取り組み、交流を深めてきました。平成18年の同町と近隣3町との合併により新たに誕生した坂井市とは、同年、改めて姉妹都市の盟約を結び、旧丸岡町に引き続き、祭り等における交流や小学生の相互派遣等の親善交流の取組を行っています。
- 福島県いわき市とは、磐城平藩主であった内藤氏が延岡藩に入封されたという縁により、平成9年に兄弟都市の盟約を結び、祭りへの相互参加、「天下一新能」に合わせた訪問団の来延、スポーツイベントへの相互参加、小学5・6年生によるジュニア交流隊の相互訪問及び職員の相互派遣研修等の取組を行っております。いわき市は、平成23年3月の東日本大震災、令和元年10月の台風19号等による豪雨災害で甚大な被害に見舞われ、復興にはまだまだ時間がかかるという現状であり、本市では市民や事業所を含め積極的に被災支援の活動に取り組むとともに、応援職員の派遣を行っています。また、いわき市と親子都市の盟約を結んでいる秋田県由利本荘市といわき市、本市の3市において、親子・兄弟都市災害時相互応援協定を平成25年1月に締結し、遠方の自治体間による災害時の応援体制の強化を図っています。
- アメリカ合衆国マサチューセッツ州メドフォード市とは、昭和55年に姉妹都市の盟約を結び、平成26年度まで、高校生の相互派遣等の交流により、国際化に対応できる人材育成の取組を行ってきました。
- 中華人民共和国大連金普新区とは、民間企業が交流を行ってきましたが、市制施行80周年記念として、また、日中国交正常化40周年にあたることから、平成24年に友好都市の盟約を結びました。民間団体等が同区を訪問する等、文化・教育面等で交流が進められており、本市も民泊・修学旅行の誘致に取り組んでいます。
- 姉妹都市・兄弟都市との交流では、交流人口の拡大を図っていくことが課題となっています。

【2. 国際交流・多文化共生】

- 近年のより一層の国際化に伴い、企業ではミャンマー等との交流が、また、九州保健福祉大学ではタイやフィリピン、韓国等の大学と教育交流が行われる等、本市における国際交流活動は年々活発になってきています。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ドイツやミャンマーのホストタウンとして政府の登録を受け、柔道の合宿受け入れや中高生による様々な交流事業等が行われています。
- 市内の国際交流関係団体等においては、インドや中国、韓国など諸外国との友好・親善（派遣・受け入れ）活動等が行われています。
- 本市は、国際交流を推進するため平成7年から国際交流員を配置し、国際交流イベントや講座を実施する等、様々な国際交流事業において市民が外国人と接し異文化に触れることで、国際交流・国際理解を深めるための取組を行っています。
- 国際化の進展に伴い、外国の文化や習慣等に触れる機会が多くなる中、異なる文化や価値観、習慣等の違いを正しく理解し、お互いが尊重し合いながら安心して生活できるような多文化共生への理解を深めることが求められており、本市では市内で働く外国人に対するサポート事業を開始しています。また、119番通報の多言語対応・電話通訳サービスも導入し、多文化共生時代を踏まえた行政サービスを展開しています。



丸岡古城まつり



いわきおどり



ドイツクリスマスマーケット in のべおか



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 姉妹都市・兄弟都市等との交流

これまでのイベント等への参加を中心とした交流にとどまらず、様々な分野での交流について検討し、都市間の友好の絆を深めるとともに、交流人口の拡大が図られるような都市間交流の取組を進めています。

(1) 姉妹都市・兄弟都市等との交流の推進

- ・行政は、姉妹都市・兄弟都市等とのジュニア交流隊による相互訪問や新能など文化交流等に引き続き取り組むとともに、様々な分野における交流を検討し交流人口の拡大が図られるよう努めます。(行政)
- ・「丸岡古城まつり」や「いわきおどり」等、姉妹都市・兄弟都市で開催されるイベント等への市民・関係団体の参加を推進し、交流人口の拡大を図ります。(市民・関係団体)
- ・いわき市の震災・豪雨災害に対する復興支援については、いわき市と協議しながら引き続き行います。(行政)
- ・アメリカ合衆国マサチューセッツ州メドフォード市や中華人民共和国大連金普新区との交流については、関係団体等との連携を図りながら友好の絆を深めます。(行政・関係団体)
- ・市民や関係団体は、姉妹都市・兄弟都市等のイベント等での交流や、地域間交流に積極的に参加します。(市民・関係団体)

2. 国際交流・多文化共生

国際交流員の活用等により、市民の国際理解を深めながら、諸外国との相互理解や交流推進に取り組んでいきます。また、国籍の異なる人々が尊重し合いながら安心して生活できるような多文化共生への理解が深まるよう、国際交流事業に取り組んでいきます。

(1) 国際交流の推進

- ・行政は、引き続き国際交流員を配置して、イベントや各種講座の開催、情報発信など、様々な国際交流事業を実施するとともに、新たな国際交流の可能性について検討します。(行政)
- ・行政及び関係団体等は、連携して国際交流を推進します。(行政・関係団体)
- ・行政及び関係団体等は、ホストタウン活動を活かしたさらなるドイツ・ミャンマーとの交流を促進します。また、次代を担う子ども達の視野を広げ向上心を育むため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催後も子ども達の育成につながる事業の実施に努めます。(行政・関係団体)
- ・行政及び関係団体等は、水産物の輸出等を契機に、今後、台湾との経済交流を進めていきます。(行政・関係団体)

(2) 多文化共生の推進

- ・行政は、多文化共生への理解が深まるよう、国際交流事業を推進します。(行政)
- ・市民は、国によって異なる文化や価値観、習慣等の違いを認識し、お互いが尊重し合いながら安心して生活できるような多文化共生の理解に努めます。(市民)
- ・行政は、市内で働く外国人が実用的な日本語を学び、また、ゴミ出しルール等生活習慣等も学びながら、楽しく市民と交流する機会をさらに増やしていきます。(行政)
- ・行政は、引き続き、119番の多言語対応・電話通訳サービスや市内で働く外国人に対するサポート事業の実施により、多文化共生時代に即した行政サービスを展開します。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
国際交流員による各種講座やイベントの参加者	1,159人 (H26)	15,016人 (R1)	16,000人
市内で働く外国人材地域交流促進事業の参加者数	—	—	115人

第5章

大学を活かしたまちづくり

現状と課題

【1. 大学の機能活用と人材育成】

- 九州保健福祉大学は、常に100%近い就職率を達成しているほか、国家資格の取得でも高く安定した実績を残し、県北地域に不可欠な高等教育機関となっています。
- 行政と九州保健福祉大学によるシンポジウムの共同開催や九州・全国規模の学会の開催など、「福祉先進都市のべおか」の情報発信や人づくりを行っています。また、九州保健福祉大学の協力のもと開催している市民講座「のべおか市民大学院」において、保健・医療・福祉の分野における地域のまちづくりリーダーの育成が図られています。
- 少子化の進行により18歳人口が減少する中、地方大学においては学生確保が共通の課題となっており、九州保健福祉大学においても学生数の確保が課題となっていることから、地元学生や留学生に対する支援を行う等学生確保に向けた取組を行っています。
- 令和2年10月に開校した小田原短期大学延岡スクールでは、働き手不足が深刻な保育士等が養成されており、今後のまちづくりにおいて子育て支援の充実が図られることが期待されます。

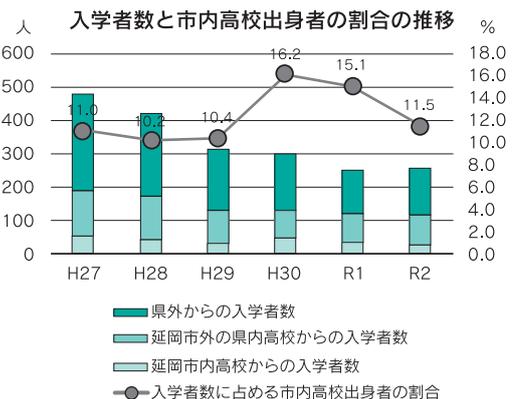
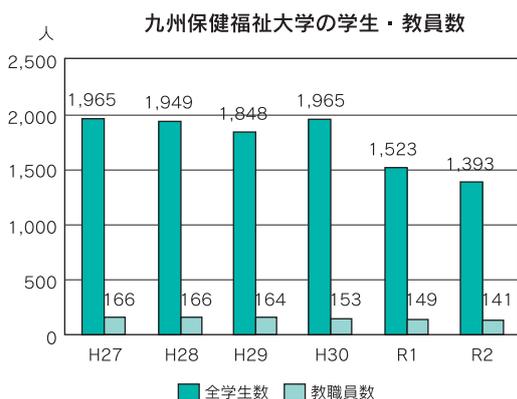
【2. 産学官連携の推進】

- 九州保健福祉大学は、人工透析技術や臨床工学に関する東南アジアの医療関係者の視察を受け入れる等、東九州メディカルバレー構想及び延岡市メディカルタウン構想の推進において、人材の育成や医療機器開発の拠点として中心的な役割を担っています。
- 九州保健福祉大学と連携し、国内産の需要が高まる薬草の産地化を図る等、新たな地域産業、雇用の場を創出する取組が進められています。
- 地方が人口減少問題を抱える中、大学が地方における若者の定住促進策として期待されており、若者の市内大学への進学や大学卒業生の市内への就職を促進する取組が必要となっています。そうした中、国においても、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、行政、大学、事業者、関係機関、関係団体間の連携強化を進めています。

【3. 地域との連携・協力】

- 九州保健福祉大学は、立地条件や機能等から台風等の災害発生時における市民のための避難施設に指定されているほか、大規模災害発生を想定したDMAT訓練において市内医療機関の後方支援の拠点として位置付けられています。
- 駅まちエリアに小田原短期大学延岡スクールが開校し、特に週末は対面講義（スクーリング）が行われることから、延岡駅周辺のにぎわい創出に寄与することが期待されています。
- 教職員や学生による様々なまちづくりへの参加や学生の積極的なボランティア活動など、九州保健福祉大学は地域に密着した大学として貢献しています。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
九州保健福祉大学の教授陣の審議会・懇談会委員等の就任件数	55	46	51	66	46	60	36	59
九州保健福祉大学の教授陣の講演会等への講師派遣回数	88	89	122	110	106	96	88	116





施策の展開	取組項目 (役割分担)
<p>1.大学の機能活用と人材育成</p> <p>九州保健福祉大学内の QOL 研究機構や関係団体等との連携強化を図りながら、福祉先進都市づくりの推進に努めます。地域づくりにおいて市内大学の高度で専門的な機能や人材の活用を図るとともに、市内大学の協力のもと保健・医療・福祉分野をはじめ幅広い分野での市民講座を開設します。本市の教育力向上と市内大学の学生確保を図るため、高大連携の推進を目指します。</p>	<p>(1) 学生確保に向けた連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政と市内大学は、大学おうえん協議会等の関係団体と連携し、地元学生や留学生に対する支援を行う等、市内大学の学生確保に向けた取組を進めます。(行政・大学・関係団体) 行政は、学生が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的影響により学業を中断することのないよう、教育資金の融資を行います。(行政) <p>(2) 高大連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、本市の教育力の向上や市内大学の学生確保が図れるように県北地域の高等学校と市内大学間での教育連携の推進に努めます。(行政・大学・高等学校) <p>(3) 福祉先進都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、市内大学が行うシンポジウムや学術講演会の開催等を支援します。また、行政と九州保健福祉大学は、学内の QOL 研究機構や関係団体等との連携強化により、福祉先進都市にふさわしいまちづくりに努めます。(行政・大学・関係団体) 市民は、市内大学等において開催されるシンポジウム等に積極的に参加します。(市民) <p>(4) 地域のまちづくりリーダーの育成 ▶戦略4</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政と市内大学は、専門的な市民講座の開催に共同で取り組みます。また、市民が専門知識を学ぶ機会の充実や情報提供に連携して取り組みます。(行政・大学) 市民は、市民講座など、市内大学の機能や人材を活用した学習の場に積極的に参加します。(市民) <p>(5) 大学を活かした交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政、市内大学、関係団体は、本市で開催される九州～全国規模の学術学会等を支援し、市外からの交流人口の拡大を図ります。(行政・大学・関係団体)
<p>2.産学官連携の推進</p> <p>保健・医療・福祉分野に強みを持つ九州保健福祉大学の特色を活かし、延岡市メディカルタウン構想のさらなる推進と産学官連携による新産業の創出の取組を積極的に進めていきます。市内大学、事業者、関係機関、関係団体と連携しながら若者の定住促進を図ります。</p>	<p>(1) 産学官連携の推進 ▶戦略2</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、市内大学と関係団体等との連携を強化し、保健・医療・福祉分野における、新たな産業創出のための施策を支援します。また、市内大学や県、企業等関係機関と連携体制を構築し、産学官連携による若者の地元定着を図ります。(行政・大学・関係機関・関係団体) 事業者は、市内大学と積極的に連携しながら、新産業の創出を目指した取組を行います。(事業者)
<p>3.地域との連携・協力</p> <p>大学おうえん協議会等の関係団体等と連携しながら、学生が延岡の魅力に触れる機会を提供する取組により、学生でにぎわう活気のあるまちづくりを進めていきます。九州保健福祉大学の地域連携センターを拠点に市民と学生、地域と大学の交流を図ります。</p>	<p>(1) 学生と地域・市民との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、大学おうえん協議会等と連携し、まちづくり活動への学生の参加促進を図るため、積極的な情報提供に取り組むとともに、九州保健福祉大学地域連携センターにおける活動等を支援します。(行政・関係団体) 市民は、地域内での学生との交流を図りながら、学生の生活や活動を支援します。(市民) <p>(2) 学生の力を活かしたにぎわいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、大学おうえん協議会等と連携し、学生が若い力を発揮し、まちなかにぎわいづくりに貢献する取組を支援します。(行政・関係団体)

主要な指標			
内容	策定時	現状	R7
学術学会等への参加者 (累計)	20,756 人 (H13~26)	24,361 人 (H13~R1)	28,000 人
九州保健福祉大学卒業生の市内就職者数	20 人 (H26)	18 人 (R1)	30 人

【総合戦略 KPI】		
内容	基準値(R1)	目標値(R7)
地元企業への就職につながった人数 (新卒採用)	5 年間に 90 人	5 年間に 125 人
のべおか市民大学院の受講者数	累計 986 人	累計 1,300 人

第6章

アスリートタウンの再構築

現状と課題

【1. 大会・合宿の充実】

- 本市は、ゴールデンゲームズ in のべおか（日本グランプリシリーズ延岡大会）、延岡西日本マラソン、磯貝杯九州少年柔道大会等の全国・九州規模の大会が開催されているほか、柔道、陸上、サッカー、ラグビー、野球など様々な競技種目で、オリンピックメダリストやプロチームをはじめとする日本のトップアスリートが参加する合宿が行われています。
- アスリートタウンづくりの取組により、交流人口は着実に増加しているものの、過去5年間の合宿及び大会開催状況（下表参照）は一定の水準で推移しており、さらなる拡大をいかに図るかが課題となっております。市が所有するスポーツ施設（収容人数や設備等）やその利用形態に鑑みると、受け入れが飽和状態になっていることも一因であり、今後、スポーツ施設のあり方を見直す必要があります。
- アスリートタウンづくりのさらなる推進を図るためには、既存の大会・合宿をしっかりと定着させるとともに、新たな大会・合宿を誘致する必要があります。
- 第81回国民スポーツ大会に向け、競技会場の一つとして予定されている（仮称）新宮崎県体育館は、県と市の共同により整備が進められており、また、西階野球場も、今後、具体的な整備方針を決定し、安全・安心なスポーツ施設として整備を進めていく必要があります。さらに、大会・合宿の誘致など様々なニーズに対応できる多目的屋内施設の整備を早急に進める必要があります。

【2. 推進体制の充実】

- アスリートタウンづくりの一翼を担っている「NPO アスリートタウンのべおか」や「NATS（のべおかアスリートタウンサポーターズ）」の組織体制及び運営基盤の強化を図る必要があります。

合宿状況	年度	H27	H28	H29	H30	R1
	件数（件）	33	24	24	20	31
延べ宿泊数（泊）		5,966	5,996	5,770	5,271	5,007

※市が把握しているもの

大会開催状況	年度	H27	H28	H29	H30	R1
	件数（件）	11	9	11	13	11
延べ参加者数（人）		4,573	4,134	4,598	4,006	4,466

※東九州大会以上のもの（補助制度の対象となったもの）

大会出場状況	年度	H27	H28	H29	H30	R1
	件数（件）	157	147	167	168	151
出場者数（人）		1,711	1,513	1,856	1,707	1,420

※九州大会以上の大会に本市から代表として出場したもの（補助制度の対象となったもの）



ゴールデンゲームズ in のべおか



（仮称）新宮崎県体育館



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.大会・合宿の充実

既存の大会・合宿等の継続、さらに、新たな競技種目等の大会・合宿の誘致を推進するために、「する人」(プレイヤー)はもとより、「観る人」(観覧者)にも魅力的なスポーツ施設の整備等による満足度の高い環境づくりを目指します。

(1) 大会の充実

・行政及び関係団体が連携し、開催が定着している大会について、他大会との提携も視野に入れ、競技会としての魅力アップと内容の充実を図ります。(行政・関係団体)

(2) 大会・合宿の誘致 ▶戦略2

・行政及び関係団体は、優れた芝の管理状況をはじめとした競技環境や助成制度を広く情報発信し、東京2020大会のホストタウンとしての経験をさらに活かした国内外からの合宿等の誘致や、令和9年国民スポーツ大会の会場となる競技(団体)種目も視野に入れ、全国・九州規模の新たな大会や、プロ・実業団・大学といったトップアスリートの合宿誘致を推進するとともに、受け入れ態勢の整備を図ります。(行政・関係団体)

(3) 競技施設の整備・充実

・国民スポーツ大会の開催に向けて、県と共同で整備する(仮称)新宮崎県体育館に加え、西階野球場や防災拠点も兼ねる多目的屋内施設など、公式の競技会やプロ・実業団等の合宿にも対応できる競技施設の整備を推進し、アスリートタウンの再構築に取り組めます。(行政)

・パラスポーツの振興も見据えてのバリアフリーに関する取組に力を入れる等、ユニバーサルな視点に立った施設の整備に努めます。(行政)

(4) 宿泊施設との連携

・行政及び事業者は、大会・合宿の参加者・関係者等のための宿泊機能の充実を図るため、連携・協働を図ります。(行政・事業者)

2.推進体制の充実

一般社団法人延岡市体育協会や学校体育連盟等の活動を支援し、競技人口の拡大や競技力の向上、競技スポーツの振興を目指します。また、「NPOアスリートタウンのべおか」や「NATS」等の関係団体と連携・協働し、市民が、「する(競技)」「観る(応援)」「支える(支援)」といった多彩な形でのアスリートタウンづくりに参加する環境を整えるとともに、様々な機会を捉え、アスリートタウンのべおかの情報発信に取り組めます。

また、様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進していきます。

(1) 推進体制の充実と情報発信

・(一社)延岡市体育協会や「NPOアスリートタウンのべおか」等、関係機関の組織体制の強化を支援する等、アスリートタウンづくりの推進体制の充実を図ります。(行政)

・世界規模の大会で優れた成績を残した本市にゆかりのあるアスリートを顕彰するとともに、既存の媒体の他にもSNS等を活用し、アスリートタウンの効果的な情報発信を推進します。(行政)

(2) 市民参加の促進

・行政及び関係団体が連携・協働し、スポーツが市民生活の一部となり、市民がアスリートタウンづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。(行政・関係団体)

・市民は、「する(競技)」「観る(応援)」「支える(支援)」といった様々な立場で、アスリートタウンづくりに参加します。(市民)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
大会への市外住民の参加者数	4,573人 (H27)	4,466人 (R1)	5,500人

【総合戦略KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
市外からの合宿延べ宿泊人数	5,007人/年	6,000人/年

第7章

歴史・文化を学び育むまちづくり

第1節 歴史・文化を学ぶ拠点

現状と課題

【1. 城山公園（延岡城跡）の再整備】

□延岡城跡は、我が国の近世城郭史上において貴重な存在であり、本市の重要な歴史文化遺産でもあることから、「延岡城跡保存整備基本計画」を基本方針として、これまで、北大手門復元や城山公園北駐車場・同南駐車場をはじめ、二ノ丸から本丸にかけての園路等を整備し、歴史的空間の演出や公園利用者への利便性確保に努めてきました。近年は、延岡城跡の特徴である石垣が樹木等により覆われ、城跡としての景観が損なわれているという現状があります。このため「城山公園（延岡城跡）城跡景観等に関する提言書」に基づき、樹木の伐採等を行っています。また、石垣の状況調査を行っていますが、来園者の安全を確保するため石垣の保全・保護を行う必要があります。三階櫓につきましては、史実に基づいた復元を行うための資料が不足していることや、復元場所が急傾斜地の上部に位置していること等の課題があるため、保存と活用の両立について検討を行う必要があります。

【2. 内藤記念館の再整備】

□内藤記念館を国宝や重要文化財が展示公開でき、美術館的な機能も持つ公開承認施設「延岡城・内藤記念博物館」として整備し、市外・県外に城下町延岡の様々な歴史や文化を発信する拠点にするための再整備に取り組んでいますが、現状では施設の建設場所がかつての延岡城の西ノ丸であったことや廃藩置県後も藩主の御殿が建っていたことの周知不足、城下町延岡を感じる空間が少ないという課題、さらには、敷地内やその周辺に駐車場が少ないという課題もあります。

□東九州自動車道の北九州～宮崎間が開通したことにより、交流人口の増大や経済の活性化が期待される中、延岡の歴史・文化を全国に広く情報発信し、観光スポットとしての役割も果たすことのできる施設の整備に取り組んでいます。

【3. 野口遵記念館の再整備】

□昭和30年の開館以来、市民に長く親しまれてきた野口記念館は、躯体や設備の老朽化が顕著となってきたことから、新たに「野口遵記念館」として、整備を進めています。

音響面を重視したホールや、多目的に活用を図ることのできるフリースペース、野口遵翁の人物像等を伝える展示ギャラリー等、多様な機能を備えた野口遵記念館は、新たな市の文化振興の中核的施設として、活用・展開を図っていく必要があります。



本県を代表する近世城郭
「延岡城跡」



景観整備により見えるように
なった「三階櫓跡」



「延岡城・内藤記念博物館」本館



野口遵記念館完成予想図



館内に設けられる3つのとおりのうち
「野口遵どおり」完成予想図



施策の展開 取組項目 (役割分担)

1.城山公園（延岡城跡）の再整備

観光客に延岡市を訪問したいと思わせる魅力ある公園として、また、市民が歴史的価値を再認識できる場所として「延岡城跡保存整備基本計画」により、可能な限り史実に基づいた保存と活用の両立を目指した整備を進めています。

また、延岡城を核とした歴史・文化ゾーン回遊観光の推進を図ります。

- (1) 延岡城跡の保存・整備
- 延岡城跡の保存・整備の基礎資料を得るため、引き続き歴史資料の調査を行うとともに、必要な発掘調査を実施します。また、城跡としての景観を向上させるため樹木の剪定・伐採や石垣の除草、夜間のライトアップに取り組みます。三階櫓については、復元に必要な資料の整理や歴史的検証等の課題を引き続き検討します。石垣の保全・保護については、調査結果に基づき実施を図ります。(行政)
- (2) 延岡城跡の活用 ▶戦略2
- 行政は、延岡城跡で開催される「のべおか天下一薪能」「城山かぐらまつり」をはじめ、各種イベントの充実を図るとともに情報発信を行います。(行政)
 - 行政は延岡城跡付近に、*Park-PFI（公募設置管理制度）等を活用した古民家風の施設の設置を検討します。
 - 市民は、城山に関する講演会や発掘調査現地説明会に参加することにより、城山公園整備への関心を高めます。(市民)

2.内藤記念館の再整備

公開承認施設を目指した博物館兼美術館として、歴史資料や美術資料等を保存・活用しながら後世に継承します。また、本市の歴史・文化、先賢者を学ぶ拠点、美術鑑賞ができる施設として定期的に企画展示会を開催し、市民の積極的な文化活動や交流活動を促進します。整備において、かつての延岡城の西ノ丸であったこと、藩主の御殿が建っていたこと等、城下町延岡を感じる空間の創出に努めます。さらに施設周辺の駐車場の確保を図ります。

- (1) 内藤記念館の再整備及び城下町延岡の歴史・文化の発信 ▶戦略2
- 再整備により、美術館機能も備えた「延岡城・内藤記念博物館」を建設し、延岡の歴史・文化の拠点施設として、誰もが延岡の歴史に親しむことができる施設とし、訪れた人々を市内各地の歴史の現場へ誘う施設を目指します。(行政)
 - 城下町延岡を感じられるよう和室棟整備に加え、敷地西側駐車場に白壁や冠木門を整備し、戦火をまぬがれた蔵の活用を図ります。(行政)
- (2) 市民の文化活動の促進
- 行政は、市民の文化活動の拠点として、「延岡城・内藤記念博物館」の敷地内に城下町延岡や和の空間を感じられる和室棟を建築し、地域や世代を超えた交流の創出に努めます。また、収蔵資料を主体とした展示会の開催や、他の博物館等が所蔵する貴重な歴史資料や絵画の展示会を開催し、市民の芸術鑑賞の機会を拡充します。(行政)
 - 近代に改修された敷地への入口階段や戦後残った門を活かしながらも、幅広い年代層の方の利便性を考慮し、また多くの方が来場しやすいように、屋外エレベーターを設置するとともに、カルチャーゾーンに来られる多くの来場者用として、より一層の駐車場の確保に努めます。(行政)
 - 市民は、「延岡城・内藤記念博物館」を積極的に利用することにより、本市の歴史・文化についての認識を深めます。(市民)

3.野口遵記念館の再整備

音響面を重視したホールや、多目的に活用可能なフリースペース、野口遵翁の展示ギャラリー等、施設が備える多様な機能を最大限に活かし、また、延岡城跡や「延岡城・内藤記念博物館」など、隣接する施設とも連携を図ることにより、市民文化の拠点施設としてだけでなく、市内外からの誘客も見込める施設として、施設運営を行います。

- (1) 野口遵記念館の建設 ▶戦略2
- 野口遵記念館を整備し、施設の利用促進を図ることにより、地域に根ざした活動や市民の文化活動・交流活動を支え、広く文化芸術に触れる機会を提供します。また、中心市街地に位置する立地環境を活かし、にぎわいを創出し、本市の街の魅力を創造・発信する施設となることを目指します。(行政)

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
城山公園利用者数	58,855 人/年	67,000 人/年
「延岡城・内藤記念博物館」利用者数	846 人/年 ※南別館にて仮展示中	50,000 人/年
野口遵記念館利用率(ホール)	(再整備中)	60%/年

* Park-PFI（公募設置管理制度）…都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置または管理を行う民間事業者を、公募により選定する都市公園法の手続き

第7章

歴史・文化を学び育むまちづくり

第2節 文化財の保護と活用

現状と課題

【1. 歴史・文化的行事の振興】

- 本市には、古くからの伝説や慣習等に由来し、各地域に伝わる歴史・文化的行事が数多くあります。しかし、少子高齢化や人口減少といった社会的諸要因もあって、伝統的な手法・技術の衰退や担い手不足、道具・衣装類の老朽化等の問題を抱えており、次世代に継承していくための対策を講じる必要があります。
- 「のべおか天下一薪能」は、延岡の秋の風物詩として定着し、県内外から多くの観客が訪れます。また、「城山かぐらまつり」は、市外・県外の神楽保存会が参加する等、市・県境を越えた交流が生まれています。しかしながら、実行委員の高齢化や後継者不足が課題となっており、交流人口の増大を図る上からも、実行委員会の主体性を尊重しながらも行政が支援を講じる必要が生じており、これまで様々な支援を行ってきています。

【2. 歴史・文化遺産の保護と活用】

- 本市には、国指定史跡の南方古墳群や国重要文化財の「旧綱ノ瀬橋梁」をはじめ延岡城跡など多くの遺跡があります。また、江戸時代には城下町が形成され、その後、工業都市として発展してきたことから、大名家旧蔵の数多くの歴史資料と共に、古い機械装置や工場建屋等の産業遺産等も残されています。さらに、「北川陵墓参考地」や「速日の峰」、「笠沙の岬」など、記紀神話にゆかりのあるとされる土地も多く存在しています。これらの貴重な歴史・文化遺産を大切に保存・継承しながら、全国に情報発信し、積極的な活用を図ることが望まれています。
- 郷土の歌人を描いたマンガ「若山牧水」は市内の各小中高校へ、延岡の古代から近現代をコンパクトにまとめた「のべおかの歴史物語」は、市内の小学校6年生全員（卒業時）に配布しており、官民連携し郷土への愛着と誇りを深める歴史教育を行っています。

【3. 市史の編さん】

- 『延岡市史』は昭和38(1963)年に編さんされ、その後も市制施行の周年記念事業として編さんを行ってきました。しかしながらその内容は、昭和8(1933)年の市制施行後の行政史が中心となっており、古代から現代までの通史を体系的にまとめた市史はこれまで刊行されていません。また、2006年に北方町・北浦町、2007年に北川町との合併により新延岡市が誕生しており、新市全域を対象とした新たな市史の編さんの必要性が高まっています。



県指定民俗文化財
「伊形花笠踊り」



令和元年度 城山神楽まつりの様子
「三番荒神 尾崎神楽保存会」



県指定史跡
「延岡市古墳第22号墳」



国指定重要文化財
「旧綱ノ瀬橋梁」

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 歴史・文化的行事の振興

本市の多様な歴史・文化的行事の振興により、交流人口の増大を図るとともに、市民が伝統文化にふれる機会や伝統芸能に自ら参加するような土壌づくりに努めます。

また、担い手の確保や技術の継承等を支援し、地域における伝承活動を促進します。

(1) 地域の伝統文化の振興

・国の助成事業等を活用しながら、地域の伝統行事の持続的な開催を促進するとともに、伝統芸能の保存・伝承活動を支援します。併せて、衰退している伝統文化の掘り起こしに努め、振興を図ります。(行政)

(2) 市民参加型行事の促進

・行政は、市民が組織する各実行委員会や郷土芸能保存会等と連携し、「のべおか天下第一薪能」や「城山かぐらまつり」、「延岡市郷土芸能大会」等を引き続き支援し、様々な手段を用い情報を発信します。また、文化的行事に関わる市民ボランティアの活動を支援します。(行政)

・文化団体は、様々な文化行事やイベントの企画・運営を推進するとともに、交流人口の拡大に貢献します。(関係団体)

2. 歴史・文化遺産の保護と活用

本市の歴史・文化遺産について、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を契機とした、文化財周遊ツアーの開催や案内板・説明板・標柱を設置し情報発信に努めるとともに、研修や講座、史跡見学会等を開催して、市民の理解と関心を深め、郷土への愛着と誇りを醸成します。

また、貴重な遺産については、市の文化財指定を行い、保護と活用に努め、既に市の指定文化財となっている遺産については、国・県の指定を働きかけます。

(1) 歴史・文化遺産の保護と活用

・行政は、歴史・文化遺産の調査を進め、貴重な遺産は市の指定文化財として保護し、既に市の指定文化財となっている遺産については、国・県の指定を働きかけます。また、本市の特色ある産業遺産等の掘り起こしを行うとともに、歴史講座や研修、史跡見学会を開催し、市民の理解と関心を深めます。さらには、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を契機とした、文化財周遊ツアーの開催、案内板・説明板・標柱を設置し市内外に本市の歴史・文化遺産について様々な方法で情報発信を行います。(行政)

・郷土の歌人を描いたマンガ「若山牧水」や、延岡の古代から近現代をコンパクトにまとめた「のべおかの歴史物語」の活用や、歴史講座、研修、史跡見学会等への参加により、郷土への愛着と誇りを深めるとともに、本市の歴史・文化に関する活発な情報発信を行います。(行政・市民)

・行政は、市史編さんと併せて、市民向けの学習機会の創出も図ります。(行政)

3. 市史の編さん

市制施行 100 周年に向けて、本市の歴史・文化・民俗・自然を体系的にまとめた新たな「延岡市史」の編さんに取り組み、様々な歴史資料等(文化財)を収集・保存し、後世へ継承するとともに、市民の郷土への関心と愛着を深め、地域の連帯感やふるさと意識を高揚し、まちづくりに活かしていきます。

(1) 市史の編さん

・行政は「市史編さん基本計画」に基づき、市民の協力を得ながら資料の収集、調査、研究を進める等、編さん事業の推進を図ります。(行政)

行政は、講演会の実施や事業の進捗状況の周知に努める等、市史編さん事業に関する市民意識の醸成を図るとともに、歴史に対する学習の機会を提供します。(行政)

・市民は、講演会への参加や資料調査への協力を通じて、本市の歴史・文化についての認識を深め、郷土への関心と愛着を深め後世への継承に努めます。(市民)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
歴史講座等の参加者数	-	2,900人 (R1)	3,500人



記紀神話にゆかりのあるとされる「北川陵墓参考地」



延岡市史編さん講演会の様子(令和2年11月28日)

第8章

移住の促進・関係人口の創出

現状と課題

【1. 移住希望者への情報発信・支援】

- 都市部を中心に、コロナ禍における感染リスクの高まりや働き方改革によるテレワークの普及等を背景として、地方への移住・U・I・Jターンのニーズが高まりつつあります。一方、地方においては人口減少による地域活力の低下が懸念される中、人口維持対策として、移住希望者に対する施策の強化が図られており、移住促進に向けて地域間の競争が激化しています。こうした中、本市は、海、山、川といった豊かな自然、新鮮で安価な農林水産物、人柄の良さ等、田舎的要素を持ちながら、東九州の拠点都市として都市的利便性を享受できる多様な魅力を備えた「住みやすい」まちです。
- 積極的に移住者を迎え入れる取組として、全国の移住希望者に向けて、市のホームページや国、県の情報サービス等を活用して、本市の地域資源や魅力を発信していますが、歴史・文化や自然環境だけでなく、交通アクセスや住まい、多様な働き方、子育て、医療福祉等の生活環境といった移住希望者が必要としている情報を的確に捉えた上で、本市の「住みやすさ」を効果的に発信していく必要があります。
- 国や県が地方への移住を推進するために移住希望者への支援を強化している現状の中、移住推進の専門部署において、移住情報や移住者支援を一元的に管理するとともに、移住希望者に対する支援や丁寧な対応を行っています。

【2. 移住者への支援】

- 移住者が移住後に定住するためには、住まい、子育て、仕事の場等の「住みやすい」環境が整っていることが重要です。こうしたニーズに応えた移住者支援を行っていく必要があります。
- 本市では人口減少に伴い、空き家が増加傾向にあることから、空き家対策を踏まえた中古住宅を移住者向けに活用することが課題となっています。そのような中、移住促進策の一環として農地付き空き家の取得について、全国的にも大幅な規制緩和を行っています。
- 移住者が定住していくためには、安心して生活でき、地域社会に早く溶け込んでいくことが重要であることから、地域のサポート体制の整備が必要です。
- 延岡市事業承継等支援センターにおいて、移住・U・I・Jターンの機に本市企業の事業承継を検討する方の相談窓口を設置しています。

【3. 関係人口の創出】

- 国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方移住の裾野拡大等に向け、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出に取り組むとしており、本市においても、都市住民等と地域のニーズをマッチングしていくための取組等について検討していく必要があります。

延岡市の転入・転出と純移動数

住 所 地	転入数	転出数	純移動数
首都圏（東京・神奈川・埼玉・千葉）	305	480	-175
関西（大阪・京都・兵庫・滋賀）	200	212	-12
中部圏（愛知・静岡・三重）	130	151	-21
九州（宮崎県を除く）	806	1,078	-272
県内（宮崎県）	1,406	1,485	-79
宮崎市	553	770	-217
日向市	259	207	52
その他	594	508	86
その他（上記以外）	219	210	9
合 計	3,066	3,616	-550

※資料：「移動前の住所地別、年齢別、性別転入者数（延岡市：平成31年～令和元年）」
「移動後の住所地別、年齢別、性別転出者数（延岡市：平成31年～令和元年）」
（総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を特別集計したもの）



施策の展開	取組項目 (役割分担)
1. 移住希望者への情報発信・支援 移住・U I J ターン希望者が必要としている情報や、各種観光プロモーション等を活用して本市の「住みやすさ」を発信するほか、移住希望者を支援することで、移住を推進します。	(1) 相談体制の充実 ▶戦略 2 ・移住に関する情報・施策を一元的に管理する専門の窓口において、移住者が気軽に相談できる体制づくりを図ります。また、都市圏で開催される移住相談会へ参加し、都市部からの移住を推進します。(行政) (2) 情報発信の強化 ▶戦略 2 ・行政は、移住・U I J ターン希望者に向け、専用ホームページについて移住情報の内容の充実を図るほか、各種観光プロモーション等を活用して本市の「住みやすさ」をPRします。また国、県の情報サービス、情報窓口との連携を図ります。(行政) ・市民は、本市の「住みやすさ」の発信に努めます。(市民) (3) 移住希望者への支援 ▶戦略 2 ・行政は、移住希望者のニーズに合わせ、移住活動に対する支援を行うほか、お試し滞在施設で本市での移住生活を体験してもらうこと等により、移住を推進します。(行政)
2. 移住者への支援 移住者のニーズに応えた様々な支援を行うとともに、移住者同士の情報交換や地域住民との交流促進等を進める等、移住者が定住しやすいまちを目指します。	(1) 移住者への支援 ▶戦略 2 ・行政は、地域おこし協力隊の任用や、移住世帯の住宅取得・家賃に対する助成のほか、就労や起業等に関するサポート、就農希望の移住者が農地を取得しやすい環境整備や起業支援など、移住者のニーズを踏まえた支援内容の充実を図ります。また、移住者同士の情報交換の場や地域住民との交流を促進するための取組を行う等、地域社会にとけ込みやすい地元のサポート体制を構築します。(行政) ・市民は、移住者との交流を図り、地域と共存できるようサポートに努めます。(市民)
3. 関係人口の創出 関係者との連携や各種事業の展開により、関係人口の創出を図り、移住の促進につなげます。	(1) 関係人口の創出 ▶戦略 2、戦略 4 ・行政は、コワーキングスペースの整備をはじめ、ワーケーションや副業・兼業人材と地元企業とのマッチング、U I J ターン人材も含めた事業等を推進し、関係人口の創出を図ります。(行政) ・行政は、本市のまちづくりに関わる「二地域居住者」等を増やすとともに連携を図り、効果的な関係人口の創出を進めます。(行政、関係者) ・行政は、ふるさと納税やインターンシップ、クラウドファンディング連携事業等を推進しながら、過去の勤務や居住歴など、本市に何らかの関わりのある者をはじめとして、関係人口の創出・拡大を図ります。(行政) ・行政は、以前本市に勤務または、居住していた方々の「第2のふるさと」として「里帰り観光」をはじめとした交流等を促進します。(行政) ・行政は、空き家対策の観点からも、関係人口の創出や移住促進等に取り組みます。(行政)

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
移住者向けのホームページへのアクセス数	4年間に 55,854 件	5年間に 60,000 件
移住の相談件数	5年間に 559 件	5年間に 700 件
移住世帯数	5年間に 160 世帯	5年間に 200 世帯
移住者向け住宅支援の助成戸数	4年間に 79 戸	5年間に 150 戸
地元企業のインターンシップ参加者数	—	5年間に 150 人
西口再開発ビルコワーキングスペース利用者数	—	5年間に 9,000 人
クラウドファンディングコンテスト申込者数	5人(団体)/年	15人(団体)/年

第2部

未来を切り拓く活力ある産業づくり

第1章 農業の振興

第2章 林業の振興

第3章 水産業の振興

第4章 商業の振興

第1節 商業の振興

第2節 中心市街地活性化

第5章 観光産業の振興

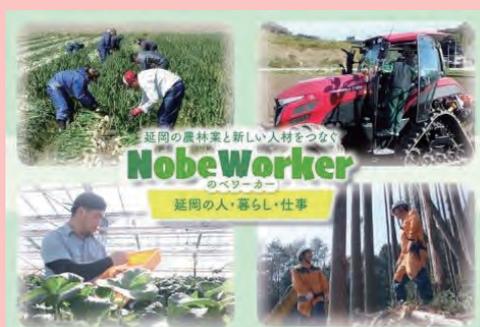
第6章 工業の振興

第7章 企業立地の推進

第8章 IT産業の集積促進等

第9章 人材政策の推進

第10章 創業支援や新たな産業の創出等



農林業労働力人材マッチング WEB サイト
「NobeWorker(のべワーカー)」



のべおか産品 EC サイト
「のべちよる」



モーダルシフト（貨客混載）促進事業

体系図

第1章 農業の振興

- 1. 農業所得10%アップ
 - (1) 高品質化や規模拡大等による売上の増加
 - (2) 農地の集積・集約化によるコスト縮減等の推進
 - (3) 販路拡大を含む流通体制の構築
- 2. 多様な担い手の育成・確保
 - (1) 担い手の育成・確保
- 3. 持続可能な生産環境の確立
 - (1) 生産基盤の整備
 - (2) 有害鳥獣・家畜伝染病対策の強化
 - (3) 農村地域の環境保全

第2章 林業の振興

- 1. 森林資源の適正な管理
 - (1) 森林資源の適正な管理
 - (2) 森林の多面的機能の維持発揮
- 2. 持続可能な循環型林業の確立
 - (1) 効率的な林業経営の推進
 - (2) 特用林産物の生産振興
 - (3) 木材利用の推進
 - (4) 林業の6次産業化
- 3. 森林・林業を担う人づくり
 - (1) 森林・林業を担う人づくり及び多様な経営体の支援

第3章 水産業の振興

- 1. 安定した漁業経営の確立
 - (1) 漁業経営体の強化
 - (2) 高収益化の推進
 - (3) 水産物の消費拡大
- 2. 水産物の販路開拓
 - (1) 大都市圏や海外に向けた販路開拓
- 3. 生産基盤の整備
 - (1) 漁港の整備
 - (2) 水産加工業等の活性化
- 4. 持続可能な水産業・漁村の構築
 - (1) 水産業の多面的機能発揮
 - (2) 水産資源の維持・回復

第4章 商業の振興

第1節 商業の振興

- 1. 魅力ある商業の再生
 - (1) 挑戦する商業者支援
 - (2) 店舗の魅力づくり
 - (3) 新たな地域内消費の促進策（地域ポイント制度）の導入
- 2. 歩いて楽しい商店街の再生
 - (1) 歩いて楽しい商店街エリアづくり
 - (2) 商店街組織の活性化

第4章 商業の振興

第2節 中心市街地活性化

- 1. 中心市街地のにぎわい創出
 - (1) 駅まちエリアを中心としたにぎわいの創出
 - (2) 再開発ビル整備に対する支援

第5章 観光産業の振興

- 1. 「6S」を活かした魅力あふれる観光商品づくり
 - (1) 食の魅力を活かした誘客推進
 - (2) 観光資源の組み合わせ
 - (3) アウトドア体験観光・滞在型観光の推進
 - (4) 南部地域の観光振興
 - (5) 関係者間の目標共有による観光振興
- 2. インバウンドの推進と効果的な情報発信
 - (1) インバウンドの推進
 - (2) 効果的な情報発信
- 3. おもてなしの人づくり

第6章 工業の振興

1. 地域ものづくり企業の振興

- (1) 新製品・新技術の開発、新分野への進出
- (2) 国内外への販路拡大
- (3) 一人の力を何倍にも引き出すための生産性の向上と人材の育成

2. 産学官の連携促進

- (1) 延岡市メディカルタウン構想の推進を柱とした産学官連携の促進

第7章 企業立地の推進

1. 立地環境の充実

- (1) 産業団地等の機能強化
- (2) 産業振興基盤の整備促進
- (3) 情報サービス産業の立地促進
- (4) ワークーション誘致
- (5) 優遇措置の充実
- (6) 市独自の人材育成事業

2. 立地活動の推進

- (1) 企業招致事業等の実施
- (2) 企業情報収集の推進
- (3) 県関係機関との連携による立地推進

第8章 IT産業の集積促進等

1. IT関連企業の誘致

- (1) IT関連企業の誘致
- (2) コワーキングスペースの整備

2. IT人材の確保・育成

- (1) IT教育の推進
- (2) IT人材の確保・育成

3. 産業分野のデジタル化の推進

- (1) IT関連企業と連携したデジタル化の推進
- (2) 市内の産業のデジタル化の支援
- (3) 交通のDX推進等を通じた「実証実験の場」としての企業集積の促進

第9章 人材政策の推進

1. 産業人材の育成

- (1) キャリア教育の推進
- (2) インターンシップの推進
- (3) 企業の魅力を伝える取組の充実
- (4) 県の「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援企業の募集

2. 雇用対策の推進

3. 労働環境の充実

第10章 創業支援や新たな産業の創出等

1. 創業支援・事業承継支援の充実

- (1) 創業支援等事業計画の推進
- (2) 新たな支援策の構築
- (3) 事業承継等への支援

2. 6次産業化・農商工連携の推進

- (1) 6次産業化・農商工連携への誘引
- (2) 効果的な推進事業の展開
- (3) 効果的な支援制度の構築・実施

第1章

農業の振興

現状と課題

【1. 農業所得 10%アップ】

- 本市では、長い日照時間や温暖な気候、平野部から山間部に至る変化に富んだ自然環境を活かし、水稻を中心に畜産や野菜、花き、果樹、茶など多様な品目の複合経営が展開されています。
- 一方、水稻主体で水田における生産効率が低いことや販路が市内中心であること等から、水田フル活用、販路開拓のための商談会やインターネット通販サイトの活用など、「農業所得アップアクションプラン」の①売上の増加、②コストの縮減、③販路拡大を含めた流通体制の構築の3つを柱とする農業所得10%アップに向けた取組を進めています。
- 国内外との産地間競争や農畜産物価格の低迷、消費量の減少、燃油や生産資材、飼料価格の高騰など多くの課題に直面しています。しかしながら、高齢化による経営体の減少など、特に経営環境の厳しい肉用繁殖牛経営においては、増頭対策等の成果により、減少の一途であった飼養頭数が増加に転じています。

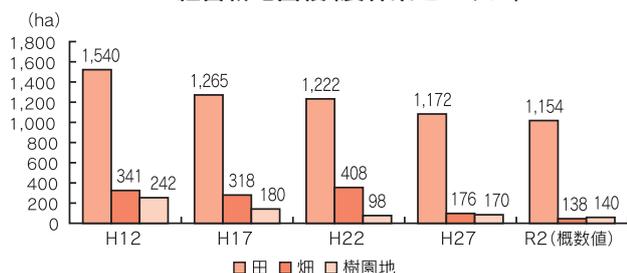
【2. 多様な担い手の育成・確保】

- 少子高齢化に伴う農業後継者の減少により、農業の担い手や労働力の不足が進行しており、新規就農者や農福連携等による農業労働力の創出など多様な担い手の育成・確保が課題となっています。
- このため、多様な担い手として、繁忙期の労働力確保など求人者と求職者のマッチングを図る「農山漁村版ハローワーク」の創設や、地域の意向を踏まえた農業法人の誘致を進めています。
- 本市の農業は、経営耕地面積が50アール未満の農家が半数以上を占めており、兼業農家が多く、営農集団等への農作業委託が進んできましたが、近年、オペレーターの高齢化も問題となっています。

【3. 持続可能な生産環境の確立】

- 本市の経営耕地面積は年々減少しており、農地の適正管理による優良農地の確保や、小規模区画の解消が課題と言えます。また、安定した農業生産を支えるために重要な役割を果たしている、ため池、頭首工（堰）、用排水路等の施設が老朽化しており、これらの機能を将来にわたって持続させる必要があります。
- 平野部における多くの農地の基盤整備は、大正時代から昭和初期にかけて実施されていることから区画面積が10アール程度と小さく、効率的な営農を図るための農地の大区画化が課題となっています。加えて、地理的条件から基盤高の低い農地については、異常気象等による冠水被害が発生しており、農地の排水対策等が課題となっています。
- 野生鳥獣による農作物被害が拡大しており、生産性のみならず営農意欲を低下させています。また、畜産においては、口蹄疫や鳥インフルエンザ、CSF（豚熱）等、家畜伝染病によるリスクが常にあり、関係機関と連携した防疫対策を講じています。
- 中山間地域を含む本市の農村地域は、国土保全、景観形成、伝統・文化の継承等の多面的機能を有する恵まれた自然環境の中にあるものの、過疎化や離農等により耕作放棄地が増加しており、今後、その機能低下が危惧されています。
- 中山間地域では、農業の維持が平地部より深刻な状況であり、地域農業の維持発展のために、現在、取り組んでいる総合的な整備事業やスマート農業のさらなる展開が必要となっています。

経営耕地面積（農林業センサス）



農業産出額

(単位:千万円)

年度	H12	H17	H24	H30	
農業産出額	704	644	553	481	
耕種	米	136	145	129	96
	野菜	79	74	70	53
	果実	25	15	19	18
	花き	28	36	20	※23
	その他	56	40	11	18
畜産	肉用牛	142	166	115	161
	乳用牛	18	13	6	6
	豚	126	64	55	61
	鶏・その他	88	81	127	42
加工農産物	6	10	1	3	

出典:農林水産統計 宮崎県推計値
※延岡市推計値

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 農業所得 10%アップ
 売上の増加、コストの縮減、販路拡大を含めた流通体制の構築を三本柱とした「農業所得アップアクションプラン」等に基づき、農業所得 10%アップに向けた様々な取組を展開します。

2. 多様な担い手の育成・確保
 人口減少や少子高齢化による、担い手、労働力不足の解消のため、営農集団・集落営農組織の育成や法人化に加え、農業法人の参入、就農斡旋や農福連携による労働力の確保等を図ります。

3. 持続可能な生産環境の確立
 基盤整備事業の実施により農地の大区画化や排水対策、農業用施設の計画的な整備に取り組み、効率的・安定的な農業経営を推進します。
 また、有害鳥獣対策や家畜伝染病防疫対策を強化し、農畜産業の経営の安定化を図るとともに、国・県の制度事業を活用し、農村地域が有する地域資源（農地、水路、農道等）の保全と質的向上に努めます。

- (1) 高品質化や規模拡大等による売上の増加 ▶戦略 1**
 ・行政は関係団体と連携し、高品質化、高付加価値化や通年出荷を目指した、施設園芸や多品目少量栽培等を推進するとともに、新たな作付体系であるベストミックスの実証・検証と普及を図りながら、「空飛ぶ新玉ネギ」をはじめとする地域の特性に応じた高収益作物の生産体制を確立し、水田フル活用による販売量の増加を図ります。また、他の施設野菜の生産拡大等についても支援します（行政・関係団体）
 ・行政と関係団体は、「延岡地区 人・牛プラン」の実現に向け、増頭対策や優良雌牛への更新等を推進するとともに、ICT等のスマート農業を活用し売上の増加を図ります。（行政・関係団体）
- (2) 農地の集積・集約化によるコスト縮減等の推進 ▶戦略 1**
 ・行政と関係団体は、作業の効率化によるコストの縮減等を図るため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、先進機器の導入等スマート農業への挑戦を支援します。（行政・関係団体）
 ・農業者は、地域農業の維持・発展のため「人・農地プラン」の策定やその実質化に向けた活動に積極的に参加し、優良農地の確保や農地の集積に努めます。（農業者）
- (3) 販路拡大を含む流通体制の構築 ▶戦略 1**
 ・行政、関係団体、生産者は、食育・地産地消に取り組むとともに、大都市圏等も見据えた商談会の開催や販促活動と併せ、インターネット通販サイトや(仮称)延岡経済リンクページ機構等の活用等による販路開拓・拡大を図ります。（行政・関係団体・生産者）
- (1) 担い手の育成・確保 ▶戦略 1**
 ・行政は、多様な担い手を育成・確保するため、新規就農者や法人化に対する支援を行うとともに、企業参入や集落営農組織の法人化を推進します。また、農山漁村版ハローワークによる多様な人材と農家とのマッチング支援や農福連携等に取り組み、農業労働力の確保に努めます。（行政）
 ・関係団体は、就農相談や研修等を通じて就農支援を行うとともに営農集団等の機能強化について検討します。（関係団体）
 ・福祉事業所は、行政と連携し、障がい者の社会参加のため、農福連携に取り組みます。（福祉事業所）
- (1) 生産基盤の整備 ▶戦略 1**
 ・行政と関係団体・農業者は、農地の大区画化や用排水路等の農業用施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化した施設の補修に努めます。また、県営基盤整備事業の早期完成に向け進捗を図ります。（行政・関係団体・農業者）
- (2) 有害鳥獣・家畜伝染病対策の強化**
 ・行政は、集落ぐるみでの鳥獣害対策を支援するとともに、ICTを活用した捕獲機器の導入等を支援し有害鳥獣の適正な個体数管理に努めます。また、鳥獣対策に携わる人材確保のための取組を強化します。さらに、関係機関・団体、畜産農家と連携し、家畜伝染病の防疫を徹底します。（行政・関係団体・畜産農家）
- (3) 農村地域の環境保全**
 ・行政は、農村等が有する多面的機能の維持・発揮、耕作放棄地の拡大防止を図るため、中山間地域を含む農村地域の住民が一体となった地域資源の保全活動と質的向上に係る取組を推進します。（行政、農業者、住民）

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
農業所得（申告ベース）10%アップ	—	62,000 円 (R1)	75,000 円
肉用繁殖雌牛母牛頭数	1,852 頭 (H26)	1,728 頭 (R2)	1,800 頭
農地中間管理事業による集積農地面積	1.2 ha (H26)	118.2 ha (R2)	370 ha

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
園芸用ハウスの設置件数	6 件/年	5 年間に 20 件
ベストミックス実証・実践圃場数	6 圃場/年	5 年間に 210 圃場
子牛出荷頭数	1,201 頭/年	1,300 頭/年
農地の集積・集約化	5 年間に 117ha	5 年間に 250ha 増加
ICT等を活用した機器等導入に係る補助件数	1 件/年	5 年間に 15 件
ふるさと納税返礼品の新規登録数	103 品/年	5 年間に 300 品
EC サイト登録商品数	—	5 年間に 100 品
5 5 歳未満の新規就農者数	7 人/年	5 年間に 30 人
農山漁村版ハローワークを活用した就業者数(短期雇用含む)	—	5 年間に 1,800 人

第2章

林業の振興

現状と課題

【1. 森林資源の適正な管理】

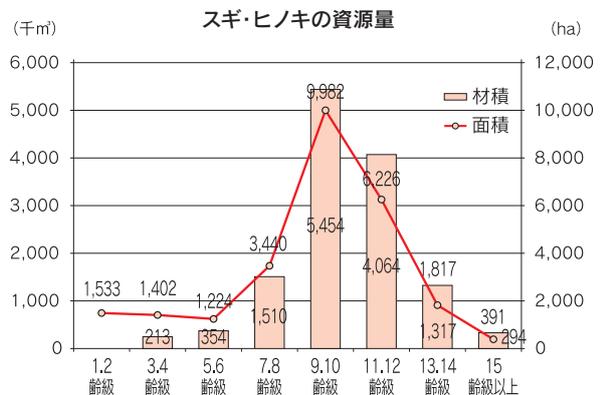
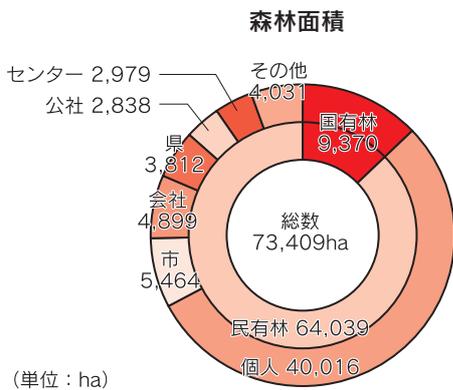
- スギ素材生産量日本一の宮崎県の中で、本市は最も森林面積が広いことから、いわば「日本一の森のまち」と言えます。一方、森林は水源かん養や国土保全など公益的機能を有しているため、適正な管理が必要ですが、広大な森林に加え森林所有者の高齢化や林業経営意欲の低下により、管理の行き届いていない森林が散見され、より一層の適正な森林管理が求められています。このような中、*森林環境譲与税の創設及び*新たな森林管理制度が開始され、その目的に沿った計画的かつ効果的な施策の展開や森林管理を推進する必要があります。
- 本市の有害鳥獣（シカ）の生息頭数は減少傾向にあるものの、生息域の拡大により依然として植林後の食害や樹皮はがし等の被害は深刻です。また、防潮林や観光、景観の上でも重要な松林は薬剤散布等の予防対策により、被害拡大を防止しています。

【2. 持続可能な循環型林業の推進】

- 本市の森林資源の多くが利用可能となる中、本市や本市周辺には大型製材工場や木質バイオマス発電施設が整備され木材需要に改善が見られます。一方で、森林所有者の高齢化や森林境界の不明瞭な森林が存在することから、森林の集約化や林道・作業道等の基盤整備が進まず、効率的な経営管理が難しい状況にあります。
- しいたけ等の特用林産物は、山村地域の貴重な収入源であるとともに、就労の場の創出など大きな役割を果たしていますが、高齢化や担い手不足等から、生産量は減少傾向にあります。
- 人口減少に伴い住宅着工戸数の増加が見込めない状況の中で、公共施設への木材利用を積極的に進めながら*サプライチェーンの構築に向け取り組んでいますが、本格的な延岡産材としての流通にはまだ至っていない状況にあります。

【3. 森林・林業を担う人づくり】

- 市独自の支援に加えて、県や森林組合等の関係団体と連携して担い手の確保・育成に取り組んでいますが、依然として厳しい状況にあります。
- 林業に従事する担い手は不足している状況にあります。地域密着型の林業経営を行う集落林業や*自伐型林業を研究するグループの活動が新たな取組として開始されています。
- 延岡アースデイや企業の森づくり等、民間レベルでの森林づくりの取組が進められています。



* 森林環境譲与税…森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林整備やその施策に関する財源に充てることを目的に森林環境譲与税が創設され、規定する譲与基準に基づき市町村に譲与税が譲与される。
 * 新たな森林管理制度…森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は、意欲と能力の林業経営者（ひなたのチカラ林業経営者）に再委託し、林業経営に適さない森林は市が自ら経営管理をする制度。
 * サプライチェーン…製品の原材料・部品の調達から、製造・在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。
 * 自伐型林業…山林所有の有無、あるいは所有規模に関わらず、森林の経営や管理を自らが行う自立・自営的な林業のこと。



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.森林資源の適正な管理

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林環境譲与税の創設及び新たな森林管理制度が開始されたことから、森林環境譲与税活用ビジョンや森林経営管理制度推進方針を策定し、再造林や間伐を支援するとともに、針広混交林への誘導や森林空間の活用を促し、多様で豊かな森林づくりに取り組みます。また、有害鳥獣や森林病虫害から森林を守ります。

- (1) 森林資源の適正な管理**
- 行政は、再造林や間伐を支援するとともに、針広混交林へ誘導します。一方、林業経営者は、「伐って、使って、植える」資源循環型林業を促進し、自然環境に配慮した森林施業に努め、森林の公益的機能の維持増進を図ります。(行政・林業経営者)
 - 森林所有者自らが管理困難な森林は、新たな森林管理制度を活用し管理委託することで、持続可能な森林づくりに努めます。(行政・森林所有者)
- (2) 森林の多面的機能の維持発揮**
- 行政と市民は、森林を活用し市民がふれあう多様で豊かな森林空間づくりに努めます。(行政・市民)
 - 行政と猟友会が連携し、ICTを活用した捕獲の効率化を図り、有害鳥獣(シカ)による森林被害の防止に取り組みます。(行政・猟友会)
 - 行政は、松くい虫被害から松林を保護するため、薬剤散布等を実施し、潮害や景観保全機能の維持に努めます。(行政)

2.持続可能な循環型林業の確立

林地台帳の精度向上による森林情報を有効活用し、ICTやAI等の先端技術を活用したスマート林業の推進や計画的な林道等の整備を一体的に進め、適切な森林施業を実施します。また、公共施設への延岡産材活用を促すとともに、特用林産物の生産性の効率化や品質の安定化を図ります。さらに、延岡産材や特用林産物の6次産業化や販路拡大を促します。

- (1) 効率的な林業経営の推進 ▶戦略1**
- 行政は、境界の不明瞭な森林を解消するため、重点的に取り組む地域を設定しながら、*リモートセンシング技術を活用し、森林の所有者や明確な境界を林地台帳に反映させ、正確な森林情報を市民に提供します。(行政)
 - 林業経営者は、ICTを活用し効率的な施業に努めるとともに、林業機械を適正規模で整備し持続可能な林業経営を創出します。(林業経営者)
 - 行政は、林道等の開設や災害に強い林道の整備、橋梁等の修繕を計画的に進めアクセス向上に努めるとともに、作業道の整備を支援します。(行政)
- (2) 特用林産物の生産振興**
- 生産者は、特用林産物の生産基盤や施設整備等を行い、生産力向上や経営の安定、組織強化を図ります。また、消費者ニーズに即した品質や生産量を確保し、地域ブランド化を目指します。(行政・生産者)
- (3) 木材利用の推進**
- 行政は、公共施設への木材利用や都市部での木材活用を積極的に働きかけます。(行政)
 - 延岡産材の利用拡大のため素材生産・加工・製造・流通等の関係者が一体となって、延岡産材のサプライチェーンの構築を目指します。(行政・林業関係者)
- (4) 林業の6次産業化 ▶戦略1**
- 行政は、市民や市内事業者の延岡産材や特用林産物の新商品開発など付加価値を高める取組を支援するとともに、(仮称)延岡経済リンケージ機構等を活用した販路拡大を図ります。(行政・市民・事業者)

3.森林・林業を担う人づくり

担い手が働きやすい環境を創出するとともに、集落林業や自伐型林業を推進し新たな経営体系に位置付けます。また、市民参加の森林づくりを進めます。

- (1) 森林・林業を担う人づくり及び多様な経営体の支援**
- 行政は、林業担い手への支援や労働環境の改善等を通じて、担い手の育成・確保を図ります。(行政)
 - 行政は、多様な林業経営体による集落林業や自伐型林業等の林業経営について、それぞれの特色に応じた取組を支援します。(行政)
 - 企業は「企業の森」づくりや、市民は植樹活動や里山林等の身近な森林の整備、保全活動に参加し林業の役割を理解します。(企業・市民)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
新規就業者数	—	17人(R1)	41人
間伐・除伐面積(累計)	年間 352ha (H26)	1,871ha (R1)	3,881ha

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
市の6次化事業で支援するのべおか産材を使った新たな商品数	—	5年間に15品
林道の開設延長	累計 484km	累計 492km

*リモートセンシング…航空機など地上より離れたところから、陸上等の情報を得る技術。航空機等に搭載したセンサーにより地形や樹種等の情報を取得する技術もその一つ。

第3章

水産業の振興

現状と課題

【1. 安定した漁業経営の確立】

- 本市の水産業は、総漁獲量で全国第11位、九州第3位、県内においては第1位の水揚げを誇ります(平成30年)が、漁業者の高齢化や担い手不足をはじめ、水産資源や魚価の変動、養殖餌料等の高騰による生産コストの上昇など、水産業を取り巻く環境は先行き不透明な状況が続いており、安定した漁業経営の確立が求められています。
- 高収益化の推進として、新商品開発やブランド化等のさらなる高付加価値化とともに、地産地消等の消費拡大への取組等が求められています。
- 漁業経営体数は、年々減少傾向を示していますが、漁船・漁具等の機能強化、経営改善等の取組により、本市の一経営体あたりの生産力(額)は増加傾向にあります。

【2. 水産物の販路開拓】

- 「儲かる水産業」に向け、東京・大阪・福岡の大都市圏でのPRイベントや台湾のECサイト等を活用して販路開拓に向けた取組を行っています。

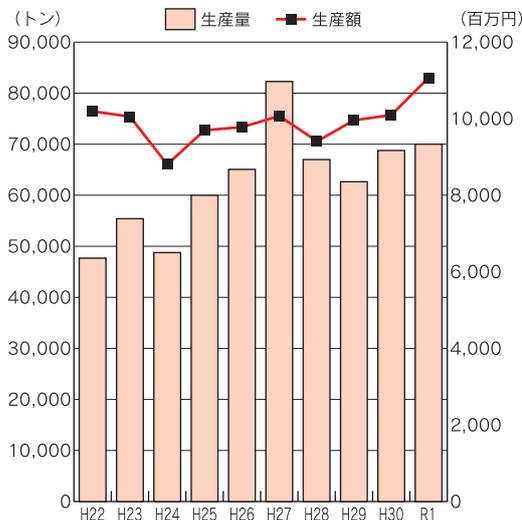
【3. 生産基盤の整備】

- 漁港の防災・減災対策や機能強化・機能保全を図るため、岸壁や防波堤等の計画的な改修や生産・流通施設の整備が行われます。
- 水産業の成長産業化を図るため、水産加工業の拡充や新規参入等をはじめ、漁協や県漁連、県信連等の漁協系統組織の連携強化等が求められています。

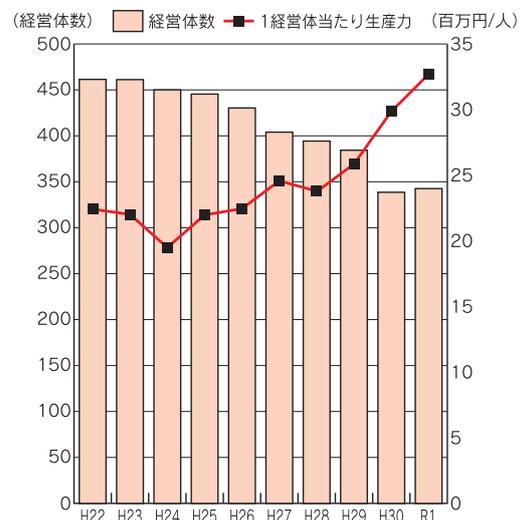
【4. 持続可能な水産業・漁村の構築】

- 地球温暖化や環境汚染等により海洋環境が大きく変化しており、在来生態への影響や海洋汚染、水産業・漁村が担っている多面的機能の低下が危惧されています。
- 内水面においては、アユ資源の減少が顕著となっており、資源管理による生態系の維持・回復に向けた取組が行われています。

漁業生産高の推移



漁業経営体数と生産力(額)の推移





施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 安定した漁業経営の確立

担い手の確保等による漁業経営体の強化を図るとともに、収益性向上による安定した漁業経営の確立を目指します。

また、地産地消をはじめとした消費拡大を推進することで、水産業の所得向上を図ります。

(1) 漁業経営体の強化 ▶戦略 1

- ・行政は、県と連携して担い手の確保等による経営体強化に向けた取組を支援します。(行政)
- ・関係団体、漁業者は、漁協や県漁連、県信連等と連携して人材確保や操業方法等を含めた経営計画の見直しを検討します。(関係団体・漁業者)

(2) 高収益化の推進 ▶戦略 1

- ・行政は、各種支援制度の活用促進による高収益化等に向けた取組を支援します。(行政)
- ・関係団体、漁業者は、新商品の開発やブランド化等による高付加価値化、新技術や ICT 等の導入によるコスト削減等に取り組みます。(関係団体・漁業者)

(3) 水産物の消費拡大 ▶戦略 1

- ・行政、関係団体、漁業者は連携して地産地消等の取組も含め、市内外での延岡産水産物の消費拡大を推進します。(行政・関係団体・漁業者)

2. 水産物の販路開拓

儲かる水産業に向け、大都市圏や海外に向けたプロモーション強化及びふるさと納税・EC サイトの活用促進等による販路開拓を図ります。

(1) 大都市圏や海外に向けた販路開拓

- ・行政、関係団体、漁業者は「(仮称)延岡経済リネージュ機構」とも連携して、大都市圏や海外における販路開拓を推進します。(行政・関係団体・漁業者)
- ・関係団体、漁業者は、商談会への参加や開催をはじめ、ふるさと納税返礼品や EC サイトも活用しながら販路開拓に取り組みます。(関係団体・漁業者)

3. 生産基盤の整備

漁業生産の拠点である漁港施設の機能強化・機能保全、漁村の基盤強化を図るとともに、想定される南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災対策に努めます。

また、水産加工業等の活性化や漁協系統組織の機能強化など、水産業の成長産業化を促進します。

(1) 漁港の整備

- ・行政は、県、関係団体と連携して計画的な漁港整備を進めるとともに、漁村地域の防災・安全対策の強化を図ります。(行政)
- ・行政は、県等と連携して荷捌き施設等の衛生管理対策を促進するとともに、関係団体は、生産・流通機能強化のための施設整備に取り組みます。(行政・関係団体)

(2) 水産加工業等の活性化

- ・行政は、加工施設等の拡充や新規参入を誘発する等、県と連携して水産加工業の活性化を促進します。(行政)
- ・関係団体は、漁協系統組織の連携による組織力や販売力の強化に努めます。(関係団体)

4. 持続可能な水産業・漁村の構築

藻場・干潟・サンゴ礁の保全や計画的な放流など、水産業の多面的機能発揮や水産資源の維持・回復を図りながら、市民の水産業・漁村への理解促進等の取組を推進します。

(1) 水産業の多面的機能発揮

- ・関係団体、漁業者は、連携して藻場・干潟・サンゴ礁等の保全・清掃活動等による多面的機能の発揮を図るとともに、行政は、水産業の魅力発信や都市部と漁村との交流人口の増加に努めます。(関係団体・漁業者・行政)

(2) 水産資源の維持・回復

- ・関係団体、漁業者は稚魚貝類の計画的な放流など水産資源の維持・回復を図ります。(関係団体、漁業者)
- ・行政、関係団体、漁業者は、県と連携してアユ資源の管理を図るため、生態系の維持、回復等に取り組みます。(行政・関係団体・漁業者)

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
漁業経営体の 1 経営体あたりの生産力	33 百万円/年	40 百万円/年
水産物の商品化・ブランド化数	累計 12 種類	累計 17 種類

第4章

商業の振興

第1節 商業の振興

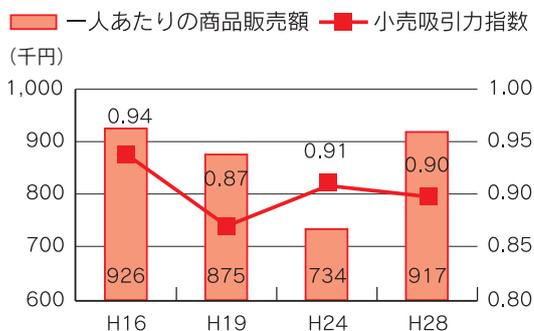
現状と課題

【1. 魅力ある商業の再生】

- 本市の商業を取り巻く環境は、大型小売店舗の増加等に伴う商店街の集客力低下やインターネット販売の普及、高速道路の整備進捗による商圈拡大、人口減少等により大きく変化してきています。
- その中で、一人当たりの年間商品販売額は年々減少傾向にあり、*小売吸引力指数についても依然として1.0を下回る等、市外への購買流出が続いています。
- 商業環境の変化に対応した商業の活性化を図るためには、商店街や個々の店舗の魅力向上はもとより、事業拡大や新分野挑戦、創業等に取り組む事業者への支援に重点を置いた施策の展開を図っていくことが必要となります。

【2. 商店街組織の活性化】

- 市内の商店街組織については、それぞれ会員数の減少に伴う空き店舗の増加など、商店街としての魅力が低下しています。
- また、商店会連合会においては、商店街の魅力発信や後継者育成等に取り組んでいますが、厳しい環境下にある商業の振興を図るためには、商店街組織自らがリーダーシップをもって、その果たすべき役割や組織体制を見直す等、その強化、活性化に取り組む必要があります。
- まちににぎわいを取り戻し、すべての世代が楽しく回遊できる商店街をつくるための様々な仕組みやイベントの創出など新たな環境づくりが求められています。



(単位:「店舗数」店、「年間販売額」億円、「一人あたりの商品販売額」千円)

	平成16年		平成19年		平成24年		平成28年	
	店舗数	年間販売額	店舗数	年間販売額	店舗数	年間販売額	店舗数	年間販売額
小売業	1,382	1,135	1,419	1,160	1,053	949	1,093	1,136
卸売業	389	1,142	337	1,130	264	767	276	880
合計	1,771	2,277	1,756	2,290	1,317	1,716	1,369	2,016
1人あたりの商品販売額	926		875		734		917	
小売吸引力指数	0.94		0.87		0.91		0.90	

(資料:平成16年、19年は「商業統計調査」、平成24年、28年は「経済センサス」)

*小売吸引力指数算定式…小売吸引力指数=(各市の小売販売額÷各市の人口)÷(*県全体の小売販売額÷県全体の人口)
 *『県の人口当たり販売額』に対して、『各市の人口当たり販売額』の方が大きい場合(吸引力指数>1.00)は、市域外からの購買流入があると推測される。逆に、『県の人口当たり販売額』に対して、『各市の人口当たり販売額』の方が小さい場合(吸引力指数<1.00)は、市域外への購買流出があると推測される。



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 魅力ある商業の再生

主体的かつ意欲的な取組を行う商業者の支援や、地域ポイント(地域通貨)を導入すること等で、消費者にとって魅力ある商業環境を形成します。

(1) 挑戦する商業者支援

・行政は、商工会議所や市内金融機関等と連携しながら、事業拡大や新分野挑戦、事業継承等に取り組む若手や女性経営者をはじめ、挑戦する商業者を支援します。(行政)

(2) 店舗の魅力づくり

・商業者は、品揃えや店内レイアウト、店舗の外観改装等の店づくり、販路拡大のためのマーケティング等、個店の魅力向上を図ります。(商業者)
・行政は、商工会議所等と連携して、店舗経営に関するセミナーの開催やキャッシュレス化の推進など、店舗の魅力づくりに取り組む商業者を支援します。(行政)

(3) 新たな地域内消費の促進策(地域ポイント制度)の導入

・行政は、キャッシュレス化等の推進と併せ、行政、市内企業、団体等が市民の様々な活動等に対してポイントを付与し、付与されたポイントは市内店舗等のみで利用できる「地域ポイント(地域通貨)」制度を導入することで、新たな域内消費策に取り組みます。(行政)
・商業者、企業、団体、市民等は、「地域ポイント(地域通貨)」制度に積極的に参加することで、地域コミュニティの活性化と域内消費の促進、生産性の向上に取り組みます。(商業者、企業、団体、市民等)

2. 歩いて楽しい商店街の再生

市民や本市をスポーツ、観光、ビジネス等で訪れた方が、各商店街を歩いて楽しみながら回遊したくなる魅力的な商店街を再生します。

(1) 歩いて楽しい商店街エリアづくり

・新たに整備される(仮称)新宮崎県体育館や多目的屋内施設、「延岡城・内藤記念博物館」や野口遵記念館、また城山公園等から、延岡駅周辺や川中、川南地区の商店街への回遊性を高めるため、景観整備や新規出店誘致等の商店街の魅力向上への主体的な取組を支援することで、歩いて楽しむことのできる商店街エリアの形成を図ります。(行政・関係団体)

(2) 商店街組織の活性化

・行政は、各商店街、商店会連合会の自主的な組織強化、活性化等に関する取組を支援するとともに、組織統合や新たな組織体の設立等について、商店会連合会と連携しながら検討します。(行政・関係団体)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
小売吸引力指数	0.91 (H24)	0.90 (H28)	1.01
卸小売業の年間販売額	1,716 億円 (H24)	2,016 億円 (H28)	1,829 億円

第4章

商業の振興

第2節 中心市街地活性化

現状と課題

【1. 延岡駅西口をはじめとする中心市街地のにぎわい創出】

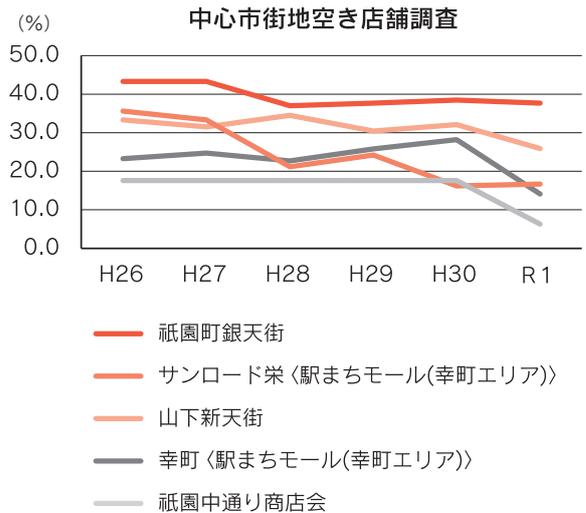
- 平成30年4月に開館した駅前複合施設「エンクロス」については、本市の玄関口である延岡駅における交通結節点として待合機能を向上させたほか、市民活動の参加者や自由な空間と時間を楽しむ市民など多くの方が来館しており、一定のにぎわいを創出しています。また、延岡駅西口街区においては、「仕事の拠点」施設となる、再開発ビルの整備を民間事業者が主体となって進めているとともに、駅西口の空き店舗に小田原短期大学の延岡スクールが開校して、週末は学生がスクーリングのため定期的に通学する等、多くの方が日常的に集まる場が創造されます。
- 一方、「エンクロス」開館後においても、開館前に比べ山下新天街の通行量が減少している実態があります。
- 今後は、エンクロスや再開発ビルで生み出されるにぎわいを周辺商店街全体に広げていく仕組みや環境づくりが求められています。
- さらには、シェアサイクルの活用も含め、県体育館や「延岡城・内藤記念博物館」、野口遵記念館、さらにはアスリートタウンの拠点である西階地区エリアに集まる多くの人を駅周辺等まちなかに誘導する仕組みづくりや環境整備についても検討を行う必要があります。

【指標1】中心市街地通行量（単位：人／日）

定義：今山鳥居前の歩行者通行量

従前値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	評価値 (確定値) (評価年度)
1, 800 (H25年度)	2, 000 (H30年度)	1, 233 (H30年度)
評価の理由		評価結果
駅前複合施設のにぎわいが商店街に波及していない。		×

資料：延岡駅周辺整備事業 事後評価
「数値目標の達成状況」補足資料



商店街名	H26	H27	H28	H29	H30	R1
山下新天街	33.3	31.5	34.5	30.4	32.1	25.9
幸町	23.3	24.7	22.7	25.8	28.2	14.1
サンロード栄	35.6	33.3	21.2	24.2	16.2	16.7
祇園町銀天街	43.3	43.3	37	37.7	38.5	37.7
祇園中通り商店会	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	6.3

資料：延岡市商店会連合会空き店舗実態調査
のべおか駅まちモール空き店舗実態調査



延岡駅西口街区ビル



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 中心市街地のにぎわい創出

駅前複合施設「エンクロス」や再開発ビルで創出されたにぎわいを幸町1丁目から3丁目・栄町・山下町1丁目から3丁目をエリアとする「駅まちエリア」に呼び込み、市民(商業者等)主体のまちづくりによって、中心市街地を活性化させるために、商業の再生はもとより、まちなか居住の推進や市民活動の促進、街並み景観形成など複合的なエリアマネジメント事業をさらに推進します。

また、延岡駅西口街区の再開発ビルにおいては、コワーキングスペースの設置や情報関連企業の誘致に特化した区画が整備されることから、市としても、再開発ビルの整備を支援するとともに、情報関連企業の集積を活用した中小企業振興策に取り組みます。

(1) 駅まちエリアを中心としたにぎわいの創出 ▶戦略2、戦略4

- ・行政は、商店街組織や市民団体等と連携して、駅まちエリアの居住者、商業者等の合意形成を踏まえ、商業の再生、空き店舗での新規出店の支援、まちなか居住の推進、市民活動の展開、街並み形成等の複合的なエリアマネジメントに取り組みます。(行政)
- ・また、県体育館や多目的屋内施設が整備される西階地区、「延岡城・内藤記念博物館」、野口遵記念館、城山公園等から中心市街地への人の流れを戦略的に創出する仕組みづくりについて、先進事例等も踏まえて検討します。その中で、シェアサイクルの活用により市内の文化施設の来館者やスポーツイベント等の参加者をまちなかに回遊させる施策に取り組みます。(行政)
- ・商店街組織は、エンクロスや再開発ビルで創出されるにぎわいを商店街に引き付けるため、加盟店の魅力向上や共同販促等に取り組みます。(商店街組織等)
- ・さらに、栄町での「小田原短期大学延岡スクール」の開校を契機として、同スクールに集う学生や関係者がエリアを回遊することでのにぎわいの創出にも取り組みます。

(2) 再開発ビル整備に対する支援 ▶戦略2

- ・行政は、民間事業者が延岡駅西口街区において事業を進める再開発ビル整備に対して、国の社会資本整備総合交付金を活用し、支援を行います。(行政)
- ・延岡駅西口街区の再開発ビルに整備されるコワーキングスペースを活用し、また、情報関連企業の誘致床に集積を図る企業や駅周辺に立地している情報関連企業と連携することで、市内中小企業の振興に取り組みます。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
* 中心市街地商店街空き店舗率	31.8% (H26)	21.9% (R1)	13.5%

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
駅まちエリアにおける通行量	2,650 人/日	3,700 人/日
* 駅まちエリア等新規出店数	—	5年間に 20 店
西口再開発ビルコワーキングスペース利用者数【再掲】	—	5年間に 9,000 人
シェアサイクル利用者数	—	2,700 人/年

* 中心市街地商店街…のべおか駅まちモール(幸町・栄町)・山下新天街・祇園町銀天街・祇園中通り商店会

* 駅まちエリア等…駅まちエリア・祇園町銀天街・祇園中通り商店会

第5章

観光産業の振興

現状と課題

【1. 「6S」を活かした魅力あふれる観光商品づくり】

□平成29年6月にユネスコエコパークに登録された大崩山を含む祖母・傾・大崩山山系、平成18年度に九州で唯一環境省が定める快水浴場百選の特選に選定された下阿蘇ビーチ、水質日本一を誇る清流五ヶ瀬川、300年以上の伝統を誇る「鮎やな」等、美しい自然やそれらが育む素晴らしい食材に恵まれた地域であり、魅力ある多くの物産品をはじめ、歴史・文化遺産や産業、さらには神話・伝説にまつわる史跡等が数多く存在しており、それらを活かしたイベント・祭りが開催されています。本市が誇る6S（自然体験、食、神話・歴史、スポーツ、産業、里帰り）を最大限に活かした独自の観光商品づくりや、鏡山、城山、今山、愛宕山等の魅力度を高める取組を進めていくことが課題となっています。

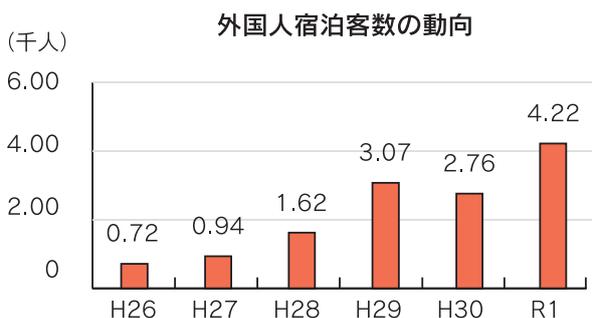
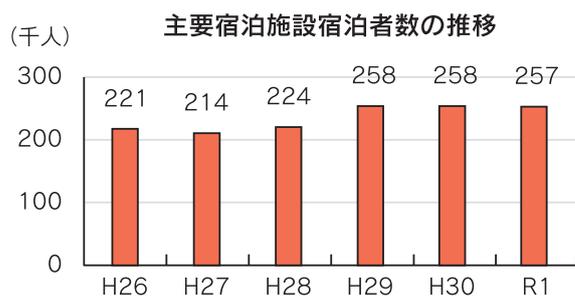
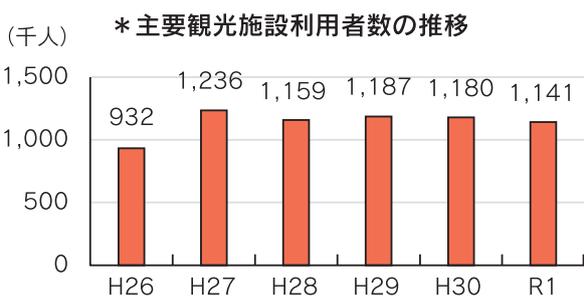
□本市では、豊かな自然環境を背景にしたアウトドア体験や農業・漁業体験、農家民泊、あるいは工都ならではのものづくり企業体験など様々な体験活動ができます。見る観光から体験する観光といったニーズの変化が見られる中、このような強みを活かした滞在型観光の推進を図る必要があります。

【2. インバウンドの推進と効果的な情報発信】

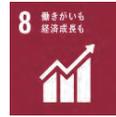
□本市では、恵まれた食文化や神話・歴史等の観光資源を活かしながら、県内外の市町村と広域で連携した観光振興を進めており、また、より積極的に外国人の誘客に努めてきた結果、これまで多くの誘客が実現したところであり、外国人宿泊者も年々増加傾向にあります。東九州自動車道の開通に加え、九州中央自動車道の段階的整備が進む中、高速道路の整備効果を最大限に活かした誘客促進を図るとともに、九州内はもとより、年々急増している外国人旅行者への対応強化や、国際イベント等を契機とした訪日外国人の本市への誘客促進等、さらなる広域観光の推進と国内外に向けた効果的な情報発信の充実が課題となっています。

【3. おもてなしの人づくり】

□延岡市には、来訪者を温かくもてなす「おせったいの心」が広く根付いていますが、観光振興を図るためには、市民と観光客のコミュニケーションの機会を増やし、観光客の満足度を高めつつ、交流する市民が、本市の豊かな資源について誇りと愛着を持って語れる等、市全体で観光客をもてなす人づくりが求められています。



* 主要観光施設利用者…実数が正確に把握できる3つの道の駅や須美江家族旅行村をはじめとした7つの観光施設利用者の合計。



施策の展開 取組項目 (役割分担)

1. 「6S」を活かした魅力あふれる観光商品づくり

「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」や「日豊海岸国定公園」、「清流五ヶ瀬川」等に代表される多彩で豊かな魅力ある自然は本市の重要な観光資源であり、これらの地域資源を活用した体験型観光を推進します。

- (1) **食の魅力を活かした誘客推進 ▶戦略1**
 - ・行政、観光協会、事業者等は、「延岡を食の魅力にあふれるまち」につなげる取組を進め、観光客の誘客推進を図ります。(行政・観光協会・事業者等)
 - ・行政、観光協会、事業者等は、魅力ある「食」の創造・普及・振興に向けた人材育成や物産販売施設である道の駅等の機能充実を支援します。(行政・観光協会・事業者等)
 - ・行政、観光協会、事業者等は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの拠点づくりを進めるとともに、東九州バス化構想における「食」を切り口とした新たな誘客推進を図ります。(行政・観光協会・事業者等)
- (2) **観光資源の組み合わせ ▶戦略1**
 - ・行政、観光協会、事業者等は、日本百名月や日本夜景遺産等に認定されている愛宕山、ひむか遊パークうみウララ地域や再整備を進めている城山周辺地域をはじめとした豊かな自然、歴史・文化、史跡等に「食」の魅力を組み合わせた観光商品づくりを推進するとともに、シェアサイクル等を活用したまちなか回遊により、観光客の来訪意欲を高めていきます。(行政・観光協会・事業者等)
 - ・行政、観光協会、事業者等は、食や神話、城下町の歴史、工都としての特色等を活かし、県内随一の観光地である高千穂町やスポーツキャンプ等の観戦客でにぎわう宮崎市等からの誘客にさらに取り組みます。(行政・観光協会・事業者等)
- (3) **アウトドア体験観光・滞在型観光の推進 ▶戦略1**
 - ・行政、観光協会、事業者等は、自然体験型プログラム等のアウトドア体験観光の充実を図るとともに、児童生徒の校外学習や修学旅行誘致も視野に入れた「民泊」を推進します。(行政・観光協会・事業者等)
 - ・行政、観光協会、事業者等は、東九州自動道の無料通行区間という強みを活かし、周遊型観光はもとより、工都ならではのものづくり企業体験等との組み合わせによる滞在型観光を推進します。(行政・観光協会・事業者等)
- (4) **南部地域の観光振興**
 - ・行政、観光協会、事業者等は、土々呂地区をはじめとする南部地域における新たな観光資源を活かした観光振興や情報発信に努めるとともに、市中心部や北部地域と連携した市内全域の活性化を図ります。(行政・観光協会・事業者等)
- (5) **関係者間の目標共有による観光振興**
 - ・行政、観光協会、事業者等は、観光客の動向調査地点等に関する協議を行った上で、適切な数値目標を設定し、観光客のさらなる誘客に取り組みます。(行政・観光協会・事業者等)

2. インバウンドの推進と効果的な情報発信

宮崎県北地域の市町村をはじめ、本市とゆかりのある自治体と広域的に連携し、食文化や神話・歴史等の観光資源を活用した広域観光を推進するとともに、国内外に向けた戦略的かつ効果的な情報発信を図ります。

- (1) **インバウンドの推進 ▶戦略1**
 - ・行政、観光協会、事業者等は、神話や食、あるいは、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク等が有する豊かな自然といった特徴的な観光資源を活用し、国内はもとより、外国人観光客の受け入れ体制の強化を図りながら、広域で連携した誘客力の高い観光商品づくりを進めます。(行政・観光協会・事業者等)
- (2) **効果的な情報発信 ▶戦略2**
 - ・行政、観光協会、事業者等は、実施時期や内容、さらには対象地域や対象者等を戦略的に見極めたうえで、より効果的な情報発信や旅行会社等へのプロモーションを実施します。また、国や県とも連携しながら外国人向けの戦略的な情報発信を図ります。(行政・観光協会・事業者等)

3. おもてなしの人づくり

「おせったいの心」を伝えられる人づくりを目指します。

- (1) **おもてなしの人づくり**
 - ・行政、観光協会、事業者等は、「おせったいの心」を伝えられる有償ガイドの養成に努めながら、観光客の満足度を高め、リピーター客を増やすことを目指します。(行政・観光協会・事業者等)
 - ・市民、観光協会、事業者等は、誇りと愛着を持って本市の資源の魅力を市内外へ、様々な機会や修学旅行先等でも情報発信するとともに、「おせったいの心」を持って観光客との交流に努めます。(市民・観光協会・事業者等)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
道の駅利用者数	515,612人 (H25)	787,078人 (R1)	945,000人

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
主要観光施設利用者数【再掲】	約114.1万人/年	136万人/年
主要宿泊施設宿泊者数(内外国人宿泊者数)【再掲】	約25.7万人/年(4,216人/年)	31万人/年(5,100人/年)
民泊者数【再掲】	298泊/年	360泊/年

第6章

工業の振興

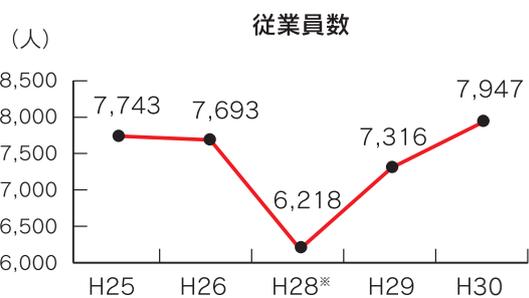
現状と課題

【1. 地域ものづくり企業の振興】

- 旭化成(株)の創業の地である本市は、古くから繊維・化学工業、機械器具製造業を中心に、ものづくり技術が集積する東九州有数の工業都市として発展してきました。現在も旭化成(株)の国内有数の生産拠点として、地元企業との協力体制のもと、国内をはじめ世界トップシェアの製品等も数多く造られるとともに、延岡鉄工団地やクレアパーク延岡工業団地等において多くの企業が全国に誇る技術や製品を生み出しています。
- しかしながら、先行き不透明な世界経済の情勢や、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化、さらには人口減少に伴う人材確保の難しさ、地域経済の縮小や雇用問題等により、地域のものづくり企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。併せて、働き方改革や社会情勢の変化に伴うリモートワーク等の普及等、これまでにない変化も生まれています。
- 一方で、東九州自動車道の開通や九州中央自動車道の整備推進等により、本市は「東九州のクロスポイント」としての拠点性が高まり、営業・物流範囲等が拡大するとともに、医工連携や農商工連携等の新たな取組に挑戦する企業も増え、多様なビジネスチャンスも生まれています。
- そのような中、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画による「3年間固定資産税ゼロ政策」を活用した事業者の生産性向上支援に努めているほか、第一勧業信用組合との包括連携協定による地元企業の新たなビジネスチャンスの拡大や、地元事業者のさらなる成長に向けた基盤づくりに取り組んでいます。
- さらには、工業振興ビジョンに基づき、これまで集積した技術の高度化をはじめ、新技術・新製品・新商品の開発や、国内・海外の市場の開拓、さらには生産性の向上や事業承継等の様々な取組が、企業・行政・関係機関が一体となり進められています。

【2. 産学官の連携促進】

- 宮崎県・大分県が策定した「東九州メディカルバレー構想」の取組はもとより、「延岡市メディカルタウン構想」(H23.2.21策定)に基づき、医療関連産業の拠点となることを目指し、医療関連機器開発の振興を図り、現在までに3社10件の製品化が達成されています。
- そのような中、九州保健福祉大学や宮崎大学医学部における医療従事者や医療機器メーカーと地場企業との協力関係構築による医療関連機器開発の動きが加速し、商標、特許取得も行われ、製品化も進んでいます。
- さらには、市職員を経済産業省医療・福祉機器産業室に出向させる等、関係省庁との連携も強化しています。



資料：*印の年次は経済センサス、それ以外は工業統計調査

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 地域ものづくり企業の振興

工業都市として発展してきた本市のものづくり技術を活かして、工業会をはじめ関係機関と連携し、独自の強みを持ったものづくり企業等の成長を支援します。

- (1) **新製品・新技術の開発、新分野への進出 ▶戦略1**
- 企業は、新製品や新技術の開発、さらには、独自の技術を活かした医工連携や農商工連携等の新たな分野に挑戦し、企業の成長・発展や雇用の創出を図ります。(企業)
 - 行政は、新たな販路やビジネスパートナーの確保など事業者の課題解決に取り組む(仮称)延岡経済リネージュ機構の創設を進めるほか、包括連携事業者である第一勧業信用組合等との連携を活用し、企業が行う新たな取組への支援等を通して、地域の企業の新分野への挑戦等を促進します。(関係機関・行政)
- (2) **国内外への販路拡大 ▶戦略1**
- 企業は、国内はもとより、海外での企業見本市や商談会に積極的に参加します。(企業)
 - 行政は、(仮称)延岡経済リネージュ機構をはじめ多様な手段を活用し、企業が行う戦略的な販路拡大を促進します。(関係機関・行政)
- (3) **一人の力を何倍にも引き出すための生産性の向上と人材の育成 ▶戦略1**
- 企業は、*5S等による現場の改善技術を高めることをはじめ、社員一人ひとりの能力をさらに高めながら生産性の向上に取り組み、企業の成長・発展や雇用の創出を図ります。また、技術者の技能向上や技術継承が進むとともに、技術革新等の新たな挑戦を志す若手経営者等が活躍しています。(企業)
 - 行政は、関係機関と連携して、企業の実産性を高めるとともに、技能向上や技術継承、さらには技術革新等への取組を促進します。(関係機関・行政)
 - 行政は、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画による「3年間固定資産税ゼロ政策」を活用し、事業者の実産性向上を促進するほか、各種補助事業等により製造、販売、人材育成等の支援を行います。(行政)

2. 産学官の連携促進

「延岡市メディカルタウン構想」の推進を図るとともに様々な分野における産学官の連携を促進します。

- (1) **延岡市メディカルタウン構想の推進を柱とした産学官連携の促進 ▶戦略1**
- 産学官の関係者が連携しながら、医療関連産業の振興と住民の健康長寿のための取組を推進するとともに、医療・ヘルスケア分野での産業創出や研究も推進します。(企業・大学・行政)
 - 行政は、最新のニーズ・シーズの把握に努め、関係省庁と連携し地場企業による新たな医療関連機器開発・マッチング等について推進し、新製品等を確実に生み出していきます。(行政・企業)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
製造品出荷額等	3,004 億円 (H25)	3,222 億円 (H29)	3,447 億円

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
新技術等の取組・生産性の向上等の取組案件	5 年間に 150 件	5 年間に 150 件
新たな販路の開拓や新規の商談等が進んでいる件数	5 年間に 253 件	5 年間に 275 件
医療関連機器の製品化件数	1 件/年	5 年間に 10 件

* 5S・・・整理(seiri)、整頓(seiton)、清掃(seisou)、清潔(seiketsu)、躰(shitsuke)の5項目のローマ字での頭文字をとったもの。

第7章

企業立地の推進

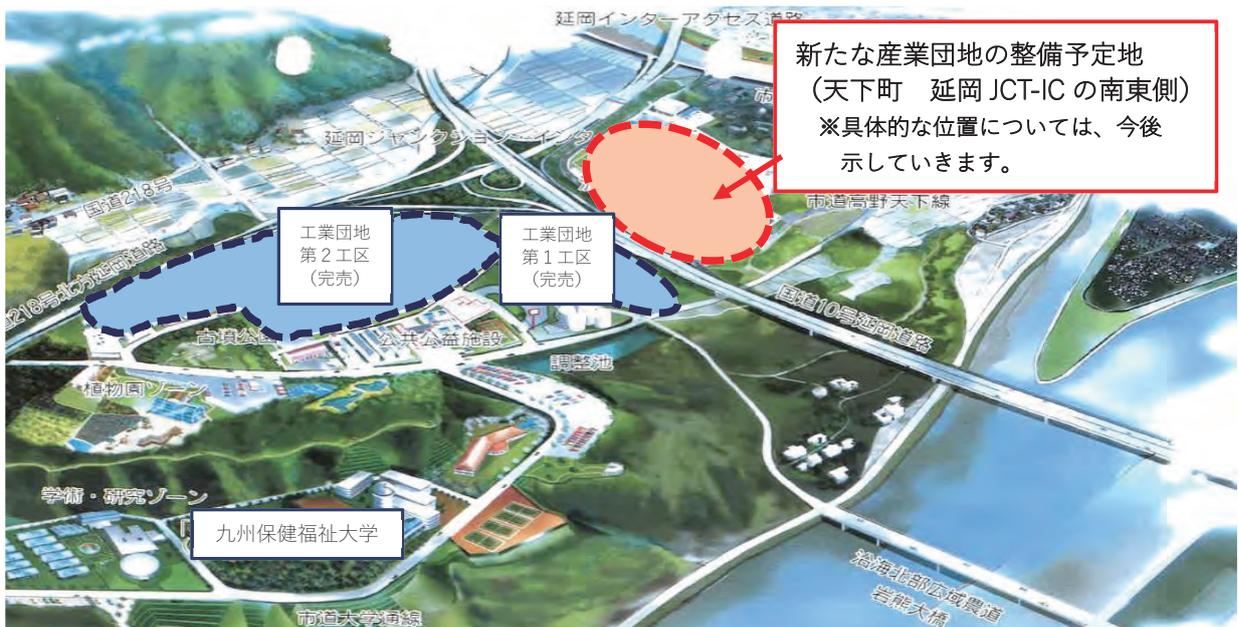
現状と課題

【1. 立地環境の充実】

- 本市では、東九州のクロスポイントとしての優位性を活かしながら、さらなる企業立地を促進するため、その受け皿として複数の工業団地の整備を行ってきており、現在、クエアパーク延岡内に新たな産業団地の整備を進めています。
- 情報サービス産業の企業立地を促進するため、まちなかへの誘致や学校跡地への誘致をはじめ、延岡駅西口街区に建設が進められている再開発ビルに魅力ある施設の整備を進めるとともに、ニーズに沿った優遇措置等の充実についても進めています。
- 市外企業の誘致はもとより、地域経済の重要な担い手である地元企業による投資を促すためにも、高速交通網の着実な整備に伴う物流機能の向上と併せ、新たな産業団地の早期整備や優遇措置の充実など、魅力ある立地環境の整備を進めています。

【2. 立地活動の推進】

- 企業立地を推進するためには、本市の立地環境や優遇措置の充実を広く情報発信するとともに、様々な機会を捉えて企業の投資情報を収集し、関係機関と連携しながら、トップセールスをはじめとした積極的な立地活動を進めていく必要があります。
- 平成28年度に策定した「物流拠点づくり戦略ビジョン」に示すように、本市では、近年の高速道路等のインフラの充実に伴い、生活・産業・観光等あらゆる面でポテンシャルが高まっており、重要港湾細島港のさらなる利活用による産業・物流の拠点づくりも求められています。一方で、情報通信技術の進展や働き方の多様化に伴い、様々な産業分野において、地方への進出が進む可能性もある中、今後は、製造業のみならず、幅広い業種の企業の分野において様々な角度から、本市への立地を進めていく必要があります。



新たな産業団地計画区域

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 立地環境の充実

市内の産業団地等における新規雇用の創出や企業立地を促進するため、戦略的な機能強化とともに、新たな産業団地の整備を推進します。また、延岡駅西口街区の再開発ビルをはじめ、IT系企業の立地を促進するとともに、ワーケーションや人材育成、副業・兼業人材の誘致など、様々な戦略を展開していきながら、企業の立地を進めていきます。

(1) 産業団地等の機能強化 ▶ 戦略 1

- ・立地環境の充実を図るため、産業振興の基礎となる様々な機能の強化を図ります。(行政)
- ・東九州自動車道や九州中央自動車道の整備効果を最大限に活かすため、クリアパーク延岡内における新たな産業団地の整備を推進します。(行政)

(2) 産業振興基盤の整備促進

- ・高速道路や重点港湾等の整備を国・県及び関係機関に積極的に働きかけ、物流機能の向上を促進します。(行政)
- ・延岡駅西口街区に建設が進められている再開発ビル内にIT系企業等の立地を促進し、ITビジネスの拠点化を行います。(行政)

(3) 情報サービス産業の立地促進 ▶ 戦略 1、戦略 2、戦略 4

- ・IT系企業の立地を促進するため、延岡駅西口街区に建設が進められている再開発ビルにコワーキングスペースやシェアオフィス等の整備を進め、目まぐるしく情勢が変化する企業のニーズに沿った優遇措置の充実についても進めます。(行政)

(4) ワーケーション誘致 ▶ 戦略 2

- ・IT系企業がテレワーク等の機会を利用し、自然環境にも恵まれた所に滞在しながら、業務を行う取組(ワーケーション)を推進します。(行政)
- ・自然の豊かさや暮らしやすさ等をよりわかりやすく発信し、多くの人にとって住みたくなるまちとしてワーケーションを推進します。(行政)

(5) 優遇措置の充実 ▶ 戦略 1

- ・市外企業はもとより、地元企業による投資を促すため、産業構造の変化や企業ニーズに対応した優遇措置の充実を図ります。(行政)

(6) 市独自の人材育成事業 ▶ 戦略 1

- ・厚生労働省が本市を全国14地区の一つとして指定した地域雇用活性化推進事業も活かしながら、市独自の人材育成事業や(仮称)延岡経済リンケージ機構等による副業・兼業人材の誘致等も行い、人材供給面から新たな企業立地の推進や地元企業の事業拡大を支援します。(行政)

2. 立地活動の推進

あらゆる機会を捉えて、本市の立地環境をはじめ特色ある取組を定期的かつ効果的に情報発信するとともに、県をはじめとする関係機関との緊密な連携のもと、企業の投資情報の収集やトップセールスによる企業訪問を実施します。

(1) 企業招致事業等の実施 ▶ 戦略 1

- ・本市の立地環境や優遇措置の充実を広く情報発信するとともに、様々な機会を捉えて企業の投資情報を収集し、本市の立地環境に関心を示した企業を招致し、工業団地等の視察や立地環境をアピールします。(行政)

(2) 企業情報収集の推進

- ・本市及び本県出身者の同窓会・県人会・経営者会議等の人的ネットワークの活用により企業訪問活動を推進し、効果的な情報の受発信に努めます。(行政)
- ・(仮称)延岡経済リンケージ機構の人材マッチング機能を通じ、様々な情報を収集し、企業立地に活かします。(行政)

(3) 県関係機関との連携による立地推進

- ・延岡地区企業立地促進協議会における関係機関や宮崎県北定住自立圏共生ビジョンにおける関係市町村との連携による企業誘致戦略の構築、PR活動に努めます。(行政)

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
指定工場等の指定件数	累計 175 件	6 件/年
IT 関連企業の誘致数	1 社/年	5 年間に 10 社
新たな産業団地の整備【再掲】	—	分譲面積約 10 ha
西口再開発ビルコワーキングスペース利用者数【再掲】	—	5 年間に 9,000 人

第8章

I T産業の集積促進等

現状と課題

【1. I T関連企業の誘致】

- 本市では、I T関連企業の誘致のため、優遇措置の拡大や人材の育成を図ってきており、これまで、延岡駅周辺や学校跡地等への企業の立地が進むとともに、現在、国が全国14地区の一つとして本市を指定し行っている地域雇用活性化推進事業を活用し、人材育成にも取り組んでいるところです。
- また、2021年秋には、延岡駅西口街区の再開発ビル内に、コワーキングスペースを整備するとともに、隣接してI T企業誘致床を整備し、利用者相互の連携はもとより各種セミナー等の開催等により、本市のデジタル革命の拠点としての機能の構築を図っているところです。
- さらにI T関連企業の誘致は、若い世代をはじめとした本市の雇用の創出につながるとともに、IT・IoT、AI等を活用した様々な社会課題の解決につなげるためにも、I T関連企業との連携も含め、積極的な誘致を進めていく必要があります。

【2. I T人材の確保・育成】

- 本市へのI T関連企業の誘致をはじめ、様々な産業分野におけるデジタル化を進めるためには、それらを担う人材の確保や育成が必要になってきます。
- また、市内の小中学校において、*GIGAスクール構想の推進を図るとともに、(仮称)延岡こども未来創造機構スタートアップ事業として*STEM教育を実施しており、こうした取組を積極的に展開するとともに、様々な産業分野でのデジタル化を実装していくためにも、市内はもとよりUターン人材をはじめとした人材の確保を進めていく必要があります。

【3. 産業分野のデジタル化の推進】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界的にデジタル化が加速し、国においてもデジタル庁の設置が検討される等、今後は、あらゆる産業分野においてデジタル化が進むと考えられます。さらに私たちの身近なところでも、リモート化やキャッシュレス化等の広がりが見られます。
- また、私たちの暮らしに直結すると思われる、防災や医療・福祉の充実、交通弱者対策等の社会課題の解決や、市民サービスの向上にもつながる行政のデジタル化の推進など、多くの分野において、デジタル化の推進は今後さらに必要になってくると考えられます。そのため、市では地元企業のデジタル化への支援等にも注力してきました。
- このような中、本市のものづくり企業では、医療関連機器の開発や生産性の向上において、ITやIoTを活用した取組が進むとともに、農林水産業の分野においても、スマート農業等、ICTを活用した取組も進められています。市では、地元事業者リモート時代対応支援事業や延岡の元気な中小企業応援事業等により、こうした取組を積極的に支援しています。

* GIGA スクール構想…児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、学校現場において子ども一人一人の個性に合わせた教育を実現させる構想。
 * STEM教育…科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、数学 (Mathematics) 等の各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科横断的な教育。

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. IT関連企業の誘致
 IT関連企業の誘致を進めるとともに、本市のデジタル革命の拠点となる延岡駅西口街区再開発ビルのワーキングスペースの整備を進めます。
 また、ワーケーション等の誘致も進めます。

- (1) IT関連企業の誘致 ▶戦略1
- あらゆる機会を通して、トップセールスをはじめとした積極的な誘致活動を行います。(行政)
 - 延岡駅西口街区再開発ビルに、IT企業誘致のためのフロアを整備します。(行政)
 - IT関連企業のニーズを捉えた優遇措置の整備充実や、ワーケーション等の新たな働き方に対応する等、誘致につながる支援を進めていきます。(行政)
- (2) コワーキングスペースの整備 ▶戦略2、戦略4
- 延岡駅西口街区にコワーキングスペースを整備し、利用者のネットワークの構築や、施設でのセミナーや講演会の開催、さらには、起業のための拠点としての機能の整備など、様々な取組による本市のデジタル革命の拠点とします。(行政)

2. IT人材の確保・育成
 小中学校でのIT教育を進めていきます。
 IT人材の育成のための各種セミナーを開催するとともに、Uターンによる人材の確保にも取り組みます。

- (1) IT教育の推進 ▶戦略2
- 学校教育において、児童生徒の学力向上とコミュニケーション能力の向上を目指し、ICT及びIoTやAIを活用した教育の推進に努めます。また、教材・教具の充実と活用により、プログラミング教育等のさらなる推進を図ります。(行政)
 - STEMワークショップの開催や、ICT時代におけるSNSとの正しいつきあい方等を展開しながら、(仮称)延岡こども未来創造機構の創設につなげていきます。(行政)
- (2) IT人材の確保・育成 ▶戦略2
- 国の地域雇用活性化推進事業等の活用や、IT関連企業との連携によるIT人材の育成につながる各種研修事業等を実施します。(行政)
 - IT関連企業の誘致や、様々な分野におけるIT関連企業等との連携等により、UターンをはじめとするIT人材の確保につなげていきます。(行政)

3. 産業分野のデジタル化の推進
 様々な産業分野におけるデジタル化を推進するとともに、社会課題の解決につながるための取組にも努めていきます。

- (1) IT関連企業と連携したデジタル化の推進 ▶戦略2
- 本市における社会課題に対して、IT・IoT、AI等を活用した解決を図るため、大学やIT関連企業等と連携した取組を図っていきます。(行政、民間)
- (2) 市内の産業のデジタル化の支援 ▶戦略2
- 農林水産業や商工業・観光業、さらには医療・福祉・介護の分野等の市内の事業所において、デジタル化を進めるための支援に取り組みます。(行政)
- (3) 交通のDX推進等を通じた「実証実験の場」としての企業集積の促進 ▶戦略1
- 令和2年11月25日に東京大学と締結した連携協定に基づき、データに基づく新たなバス交通ネットワーク構築に取り組む交通の*DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進します。その取組等を通じて、ICT関連企業の実証実験の場として本市のICT関連企業等の集積を図ります。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
IT関連セミナー・講演の開催数	-	-	5年間に157回

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
IT関連企業の誘致数【再掲】	1社/年	5年間に10社
西口再開発ビルコワーキングスペース利用者数【再掲】	-	5年間に9,000人
「STEMワークショップ」・「イングリッシュキャンプ」・「夢の教室」等の機関関連のワークショップ等の参加者数	217人/年	5年間に1,500人

*DX(デジタルトランスフォーメーション)…ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

第9章

人材政策の推進

現状と課題

【1. 産業人材の育成】

- 本市の発展のためには、市内企業における人材確保や育成が重要ですが、本格的な人口減少社会が到来し、生産年齢人口の減少が予想される中、高校卒業後における人材の県外流出は依然として深刻な状況です。
- 市内企業においては、中途・新規ともに若い世代の採用ニーズは高くなっており、若い世代の人材確保は喫緊の課題となっています。
- このため、関係機関と連携し、高校生のみならずその保護者を対象にした企業説明会や、大学生を対象にした複数企業によるインターンシップをはじめとする交流事業等を実施しています。
- このほかにも、Web 動画での地元企業紹介や、オンラインでの企業説明会等も実施する等、今後もより効果的に企業の魅力を伝える手段の研究・活用が求められています。
- また、県内企業に就職した学生等に対して、在学時に貸与を受けた奨学金の返還支援金を給付する、県の「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の支援企業を募り、将来の宮崎を担う産業人材を支援しています。

【2. 雇用対策の推進】

- 国・県や関係機関と連携し、地域の産業を支える人材の発掘と育成を進めるとともに、雇用へと直接つなげるため、人材を必要とし求人者の意欲のある市内の事業所等の求人情報を、市ホームページに掲載するほか、各種セミナーや就職説明会等を積極的に開催しています。
- 一方で、企業立地はもとより、農林水産業への新規就業や、商工業・観光産業の振興、医療・福祉・介護事業の充実をはじめ、6次産業化・農商工連携の推進、さらには創業の支援等により雇用の場の創出にも取り組んでいます。
- また、全国 14 地区のモデル地区の一つに選定された「地域雇用活性化推進事業」では、雇用機会の創出と拡大を図るため、企業及び求職者向けに各種セミナーや就職説明会等を実施しています。
- このほかにも、延岡市事業承継等支援センターを設置し、県や関係機関、専門企業等と連携した事業承継支援にも取り組んでいます。

【3. 労働環境の充実】

- 雇用形態の多様化が進む中、中小企業においては、従業員の福利厚生の実施を促し仕事への意欲を高めるとともに、若い世代をはじめ、女性や高齢者、障がい者等の雇用環境の確保や、近年増加している市内企業に勤める外国人労働者に対する日本語セミナーや生活ルール教室の実施など、社会情勢に対応した労働環境の向上が課題となっています。
- 市においても、国や県と連携しながら、労働環境の充実のための取組を進めています。
- 市民アンケートによると、「給与水準が低い」との意見が多くなっています。

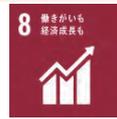
延岡地区 年度ごとの有効求人倍率の推移
※延岡地区には高千穂、日之影、五ヶ瀬を含んでいます。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
宮崎	0.50	0.61	0.71	0.86	0.94	1.09	1.36	1.58	1.60	1.51
延岡	0.40	0.48	0.59	0.67	0.75	0.85	0.92	1.07	1.21	1.16
日向	0.36	0.47	0.57	0.58	0.75	0.85	1.00	1.12	1.15	1.10
都城	0.59	0.75	0.93	1.00	1.26	1.35	1.62	1.80	1.93	1.72
日南	0.49	0.65	0.64	0.70	0.93	0.99	1.07	1.12	1.11	1.01
高鍋	0.42	0.49	0.53	0.64	0.81	0.88	1.02	1.10	1.12	1.17
小林	0.55	0.81	0.92	1.07	1.28	1.36	1.38	1.47	1.47	1.47
宮崎県	0.49	0.60	0.71	0.78	0.96	1.05	1.27	1.44	1.48	1.42
全国	0.49	0.60	0.82	0.95	1.11	1.24	1.39	1.54	1.62	1.55

※宮崎県・全国については、季節調整値。県内各所は原数値。

有効求人倍率の推移





施策の展開	取組項目 (役割分担)
1. 産業人材の育成 キャリア教育やインターンシップを通じて市内企業の情報・魅力を効果的に伝え、若い世代の人材を育成・確保するための取組を積極的に推進します。	(1) キャリア教育の推進 ▶戦略2 ・行政と事業者は、延岡市キャリア教育支援センターならびに関係機関と連携し、社会人講師（よのなか先生）が「働くことの意義」や「職業について考える」ことを生徒に周知する特別授業（よのなか教室）を実施することで、高校生の市内企業への就職促進と早期離職防止を図ります。（行政・事業者） (2) インターンシップの推進 ▶戦略2 ・行政は、若い世代の人材確保を図るため、高校生と地元企業の交流や、高校生の保護者を対象にした地元企業の情報発信、大学生等を対象としたインターンシップを推進します。（行政） (3) 企業の魅力を伝える取組の充実 ・行政は、Web 動画での地元企業紹介や、オンラインでの企業説明会等、より効果的に企業の魅力を伝える手段を充実していきます。（行政） (4) 県の「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援企業の募集 ・行政と事業者は、県と連携し「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の支援企業を募り、将来の宮崎を担う産業人材を支援します。（行政・事業者）
2. 雇用対策の推進 雇用へとつながる人材育成や就職機会の拡大を図るとともに、企業立地をはじめ、地域産業の振興や新産業づくりとともに、UIJ ターン人材も見据えた取組を進めていきます。	(1) 雇用対策の推進 ▶戦略1、戦略2 ・雇用へと直接つなげるため、市ホームページへの市内事業所等の求人情報掲載や各種セミナー、就職説明会のほか、就職氷河期世代の就労支援や、大企業出身者等のプロフェッショナル人材の雇用など、国や県、関係機関等と連携し、UIJ ターンを見据えた取組や各種事業の積極的な活用により、雇用へとつながる人材の育成を図るとともに就業機会の拡大を図ります。（行政） ・関係機関と一体となり、農林水産業や商工業、観光産業はもとより、新たな成長分野など、地域のあらゆる産業の振興や創業を後押しすることで、雇用の拡大を図ります。（行政） ・雇用機会の創出と拡大を図るため、国のモデル地区に選定された「地域雇用活性化推進事業」を活用し、企業及び求職者向けに各種セミナーや就職説明会等を実施します。（行政） ・延岡市事業承継等支援センターを窓口として、UIJ ターン人材も視野に入れ、県や関係機関、専門企業等と連携した事業承継支援に取り組みます。（行政）
3. 労働環境の充実 国や県と連携して、労働環境を充実するための取組を推進します。また、外国人労働者の支援や、副業・兼業人材の活用を進めていきます。	(1) 労働環境の充実 ・行政は、雇用形態の多様化が進む中、労働環境の向上を図り労働意欲を高めるため、国や県、関係機関等と連携して、各種制度の広報・啓発に努めます。（行政） ・行政と事業者は、ワークライフバランスの充実など、労働環境の整備に努めるとともに、女性や高齢者、障がい者等の雇用にも努めます。（行政・事業者） ・行政と事業者は、若い世代の雇用環境の確保や、近年増加している市内企業に勤める外国人労働者に対する日本語セミナーや生活ルール教室の実施など、社会情勢に対応した労働環境の向上に取り組みます。（行政・事業者） ・行政は、（仮称）延岡経済リネージュ機構の創設を進め、副業・兼業人材等と地元企業とのマッチングを促進し、事業者の課題解決に取り組み等、地元企業のさらなる成長を支援します。（関係機関・行政） ・行政、関係団体、事業者が連携し、生産性向上、販路拡大等によるさらなる売上増、利益増を図り、給与水準アップを目指します。（行政・関係機関・事業者）

内容	策定時	現状	R7
市内高校卒業生の県内就職率	50.75% (H27)	61.41% (R1)	70%

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
地元企業への就職につながった人数	5 年間に 459 人	5 年間に 500 人
地元企業への就職につながった人数（新卒採用）【再掲】	5 年間に 90 人	5 年間に 125 人
卒業生実家住所のデータベース件数	4 年間に 1,142 件	5 年間に 2,000 件
地元企業のインターンシップ参加者数【再掲】	—	5 年間に 150 人
よのなか教室実施回数	59 回/年	5 年間に 300 回
地元企業と副業・兼業人材等のマッチング件数	—	5 年間に 75 件

第10章

創業支援や新たな産業の創出等

現状と課題

地域産業の活性化を図るためには、新たな産業の創出や既存産業の革新を促すことが必要となっており、6次産業化や農商工連携の推進、創業支援の取組が重要となってきています。

【1. 創業支援・事業承継支援の充実】

- 高速道路の開通や人口減少社会等による社会環境の変化に対応し、市内経済の活性化を図るためには、創業を支援することで産業の新陳代謝を促し、民間活力を高めていく必要があります。
- 本市では、体系的な創業支援体制の構築を図るため、産業競争力強化法に基づき商工会議所や市内の金融機関等が連携して創業支援に取り組む「創業支援等事業計画」を策定し平成26年6月に国の認定を受けました。
- その中で、商工会議所や商工会などが連携して、「スタートアップ支援センター」を設立し、創業や事業承継の支援に努めています。
- 経営者の高齢化等による後継者不足により、事業の継続が困難な事業所において、雇用や技術を守っていくことは大変重要です。このため県をはじめ関係機関と連携し、それぞれの事業所の状況に応じた事業承継に取り組んでいます。また、本市の定住人口の増加につながる支援策として「事業承継等支援センター」を設置し、県外在住者に対する本市への移住を伴う事業承継や、いわゆる「第2創業」等の支援にも取り組んでいます。
- また、クラウドファンディングの活用支援のための施策を通じて、市民の「志」の実現に対する支援も行っています。

【2. 6次産業化・農商工連携の推進】

- 全国的に6次産業化の取組が進展している中、本市においても「延岡市農業所得アップアクションプラン」の実現のため、多彩な農林水産物や優れた加工技術を活かした6次産業化・農商工連携による高付加価値商品の開発が必要となってきています。
- 商品開発、販売戦略、経営診断など様々な分野の専門家を招聘・派遣するサポートルームを開設し、個々の取組状況に応じた個別相談・支援を行い、6次産業化・農商工連携への取組を推進しています。
- 小規模経営体が多い本市の農林水産業における6次産業化・農商工連携への取組では、マーケティングや販路の開拓・拡大に加え、飲食店等商工業者との連携による新商品・サービスの開発が課題と言えます。

本市における六次産業化・地産地消法に基づく認定の概要
(令和2年10月1日現在)

認定件数	認定種別		
	内農畜産物	内林産物	内水産物
7	5	0	2

これまでの起業件数

起業件数	年度		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
137	45	53	39

のべおか6次産業化・農商工連携サポートルーム開催の状況
(平成29年度～令和元年度までの相談実績)

相談回数	相談内容			
	経営全般	商品開発	デザイン	その他
46	16	15	14	1

クラウドファンディング連携事業実施状況

実施状況	実施回数	
	R1	R2
プランコンテスト出場者	5組	6組



施策の展開 取組項目 (役割分担)

1. 創業支援・事業承継支援の充実

本市経済の基盤となる中小企業の活性化を図るために、商工会議所や商工会などの関係機関や金融機関等と連携し、創業を目指す人や創業者に対する支援策を充実させます。また、延岡市事業承継等支援センターを相談窓口とし、県や関係機関との機能連携による事業承継支援の取組を推進します。

(1) 創業支援等事業計画の推進 ▶戦略1

- ・商工会議所、金融機関等と連携しながら、創業準備から創業後の経営指導まで一貫して創業者を支援する体制を整えるとともに、創業者に対する支援策の充実を図ります。(行政)

(2) 新たな支援策の構築 ▶戦略1

- ・商工会議所、金融機関等と連携しながら、インキュベーション機能や大規模な創業を強力に促進するための仕組みづくり等を推進します。(行政)
- ・延岡駅西口再開発ビル内のコワーキングスペースを舞台に、事業者の課題解決に取り組む(仮称)延岡経済リンケージ機構による新たな創業支援策の展開に取り組みます。(行政・関係機関)
- ・観光業など、本市において特に創業を誘発すべき業種に関して支援に取り組みます。(行政)
- ・クラウドファンディングの活用支援による「志」の実現に対する支援にもさらに取り組みます。(行政)

(3) 事業承継等への支援 ▶戦略1

- ・県をはじめ関係機関と連携した事業承継に取り組むとともに、事業承継やいわゆる「第2創業」を支援すべく、U・Iターン者に対するさらなる支援も行っていきます。(行政・関係機関)

2. 6次産業化・農商工連携の推進

様々な分野の専門家を招聘し、相談・指導・助言等を行う、6次産業化・農商工連携サポートルームを開設することで、個々の農業者の進捗状況に応じた個別支援を行い、関係機関と連携しながら産業間マッチングを図っていきます。

(1) 6次産業化・農商工連携への誘引

- ・行政と関係団体は、6次産業化・農商工連携への取組に意欲のある農林漁業者等に対し、様々な情報を提供することにより、取組への誘引及び意識の啓発を図ります。(行政・関係団体)
- ・農林漁業者等は、様々な情報の収集に努めるとともに、自らの経営にあった6次産業化・農商工連携に取り組みます。(農林漁業者等)

(2) 効果的な推進事業の展開 ▶戦略1

- ・行政は、商品開発や販路開拓、販売促進等について、6次産業化・農商工連携に取り組む事業体を(仮称)延岡経済リンケージ機構等を活用しながら支援するとともに、個々の取組状況に応じた個別相談等、フォローアップを行います。また、関係機関等と連携し、菓草等の産地化や加工技術の研究等を推進するとともに、販路開拓に努めます。(行政・関係機関)
- ・行政は、第一勧業信用組合との包括連携協定により、都市部への販路拡大を推進する等、地元企業の新分野への挑戦を支援していきます。(行政)
- ・農林漁業者等は、行政等が行う支援策を効果的に活用し、6次産業化・農商工連携に取り組みます。(農林漁業者等)
- ・大学等は、行政と連携し、専門的な知識・技術の活用により、取組に意欲ある者を支援します。(行政・農林漁業者等・大学等)

(3) 効果的な支援制度の構築・実施

- ・行政は、取組に意欲ある農林漁業者等の意向を反映し、本市の実情に即した支援制度の構築並びに事業実施に努めます。(行政)
- ・農林漁業者等は、支援制度を有効に活用し、経営改善等に資することが期待されます。(農林漁業者等)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
六次産業化・地産地消法に基づく認定件数	4件(H26)	7件(R2)	12件

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
薬用作物等栽培面積	20 a/年	5年間に1 ha
新規創業者数	5年間に270人	5年間に350人

第3部

安心・安全な暮らしを支える地域づくり

第1章 地域コミュニティ

第2章 みんなで決めて、みんなで逃げる住民主体の防災

第3章 消防

第4章 安心・安全な暮らしづくり

第5章 子どもを産み育てたいと思えるまちづくり

第6章 高齢福祉・介護

第7章 障がいと共に暮らせる社会づくり

第8章 健康長寿と医療

第9章 生活を支える制度

第10章 公共交通(日常的な移動手段の確保)



防災アプリ



障がい者就労支援アンテナショップ「ご延 DE マルシェ」



地域公共交通を活用した介護予防事業「ケアプリのべおか」



おくやみコーナー

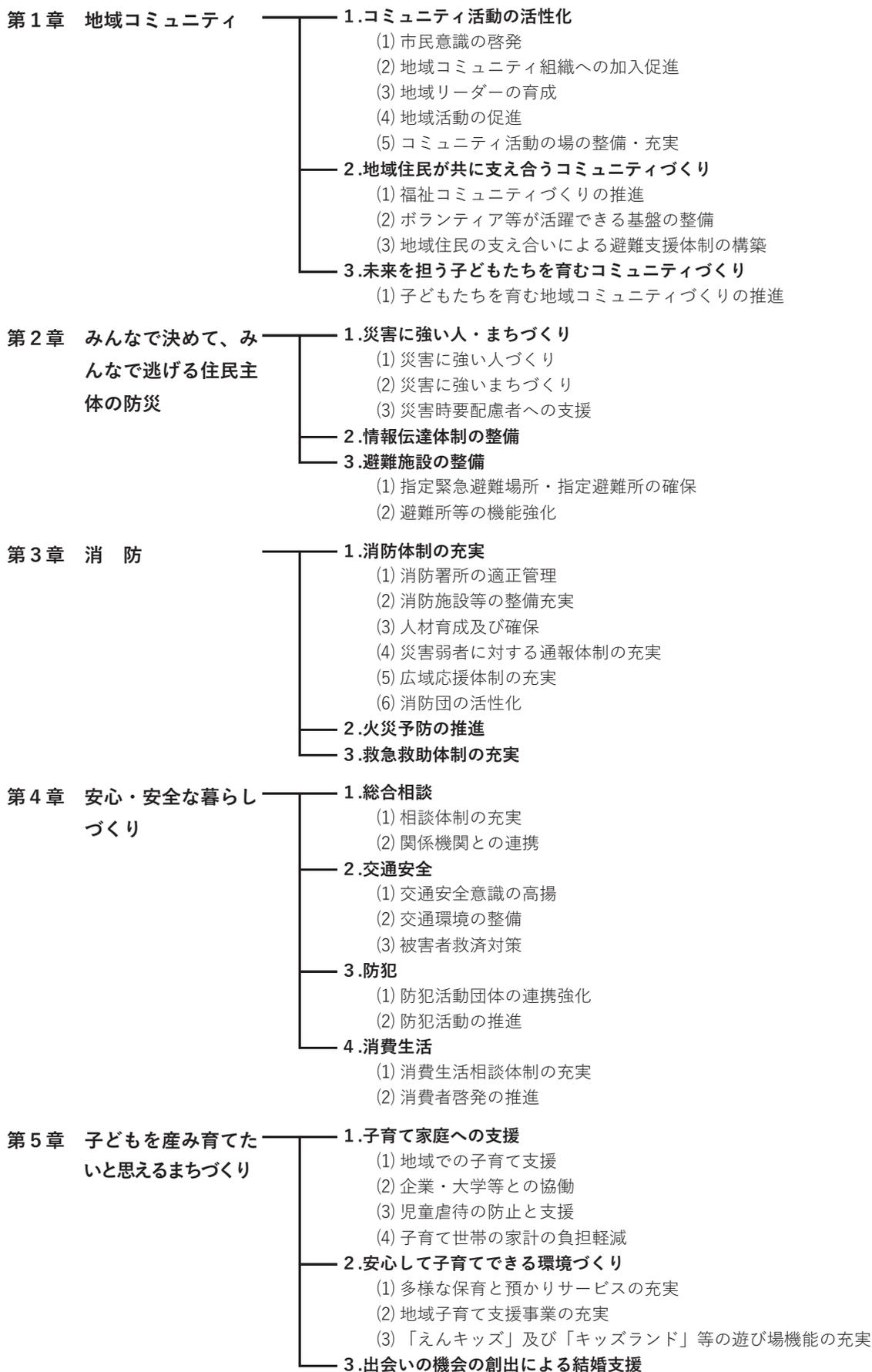


乗合タクシー



グリーンスローモビリティ

体系図



第6章 高齢福祉・介護

- 1. 生きがいくりの推進
- 2. 地域包括ケアシステムの構築
 - (1) 生活支援・介護予防の充実
 - (2) 認知症高齢者施策の推進
 - (3) 自立支援と重度化防止の推進
 - (4) 高齢者の安否確認と虐待防止及び権利擁護の推進
 - (5) 医療・介護連携の推進
- 3. 介護保険制度の円滑な運営
 - (1) 介護給付適正化の推進
 - (2) 被保険者支援
 - (3) サービス基盤の整備と質の向上

第7章 障がいと共に暮らせる社会づくり

- 1. 地域で共に暮らせる社会づくり
 - (1) 市民意識の啓発
 - (2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - (3) 雇用・就労、経済的自立の支援
 - (4) 社会参加の促進
 - (5) 「なんでも総合相談センター」との連携
- 2. 早期療育体制の整備
- 3. 障がい福祉サービスの充実
 - (1) 障がい福祉サービスの充実
 - (2) 「親なき後等の問題」への対応
- 4. 生活環境及び相談支援体制の整備

第8章 健康長寿と医療

- 1. 健康の保持増進、疾病予防と健康長寿施策の推進
 - (1) 生涯健康づくりの推進
 - (2) 発症予防と重症化予防
 - (3) 地域の絆でつくる健康なまち
- 2. 医療体制の整備
 - (1) 初期救急医療体制の整備
 - (2) 地域医療体制の整備
 - (3) 情報共有と協働による市民啓発の強化
 - (4) 災害医療体制の整備
 - (5) 新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザ等感染症への対応

第9章 生活を支える制度

- 1. 国民健康保険・後期高齢者医療
 - (1) 安心医療の拠り所となる国民健康保険・後期高齢者医療
- 2. 将来に備える国民年金
 - (1) 年金受給権の確保
- 3. ひとり親家庭の支援
 - (1) 自立と安定を目指したひとり親家庭の支援
- 4. 生活困窮者自立支援・生活保護
 - (1) 生活困窮者への自立支援
 - (2) 生活保護の適正実施
- 5. 相談等に対するきめ細かな相談対応
 - (1) 生活を支えるための相談支援

第10章 公共交通（日常的な移動手段の確保）

- 1. 市街地エリアのバスネットワーク整備
 - (1) 幹線交通・支線交通の維持と確保
 - (2) 居住者の生活行動実態に応じた市街地運行路線の再編
 - (3) 関係者との連携を通じた利用促進企画の推進
 - (4) 市民が主体となって運行する移動手段の構築
 - (5) 乗り場環境の整備
 - (6) 市街地内エリア制運賃の導入検討
 - (7) シェアサイクルと路線バスの連携
- 2. 中山間地域のバスネットワーク整備
 - (1) 乗合タクシー等の持続性を高めるための運行形態の見直し
 - (2) スクールバス住民混乗の検討
 - (3) 市民が主体となって運行する移動手段の構築
 - (4) 乗合タクシーでの貨客混載

第1章

地域コミュニティ

現状と課題

【1. コミュニティ活動の活性化】

- 地域は、自治会等の組織を中心とした地域活動により、生活環境整備や防災・防犯、相互扶助など住民が快適に暮らすため、互いに協力し合いながら地域の課題解決に取り組んできました。
- 近年は、少子高齢化、核家族化や価値観の多様化など社会環境の変化に伴う課題も多くなる中、それらにきめ細やかに対応するため、本市では「市民協働のまちづくり」を進めており、自主防災組織による活動や市民まちづくり活動支援事業を活用した活動など市民主体の様々な活動が生まれてきています。また、地域のコミュニティ活動の活性化を図るため、地区においては屋外放送設備の整備等の取組も進められています。さらに、地域活動の支援や地域が抱える課題解決のため、地域担当職員制度の試行など、地域と協働した取組が進められています。
- 特に近年、全国的に地震や台風、豪雨等に起因する大規模な自然災害の発生が増えている中、各地域では防災訓練等を実施することで地域全体の防災力を高めているとともに、地域の支え合いによる防災の観点から、地域コミュニティの重要性が高まっています。
- しかしながら、核家族化や価値観が多様化する中で、ライフスタイルの変化や地域への愛着や帰属意識、連帯意識が希薄化してきており、地域コミュニティ組織における加入者の減少や後継者不足、スムーズな世代交代等への対応が課題となっています。

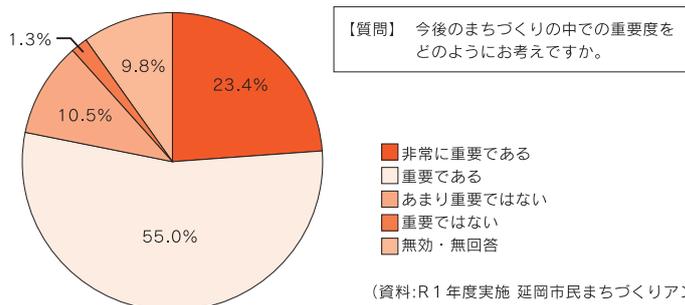
【2. 地域住民が共に支え合うコミュニティづくり】

- 核家族化等の家族の変容や一人暮らしを含む高齢者のみの世帯の増加に伴い、多様化している家庭の養育や介護を支援するため、地域社会における支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。
- 地域社会においては、地区社会福祉協議会や地域福祉推進チーム、高齢者クラブ等による、子どもたちや高齢者、障がいのある人への声かけや見守り等、様々なボランティア活動が行われています。
- 災害時に手助けを必要とする避難行動要支援者を地域住民が連携して避難支援できるように、地域住民による防災体制の構築が重要となります。
- 延岡市健康長寿推進市民会議が推進する「健康長寿のまちづくり市民運動」により、地域で健康づくりに取り組むという雰囲気醸成され、健康づくり活動を通して地域のつながりが強まりつつあります。

【3. 未来を担う子どもたちを育むコミュニティづくり】

- 少子高齢化、核家族化や温暖化など、私たちを取り巻く環境が変化中、これからの未来を担う子どもたちには、社会の変化を乗り越え、将来を生き抜く力を身に付けることが求められています。
- 家庭、学校、地域が連携して、子どもたちの社会性や「生きる力」を育むための様々な体験活動を行うとともに、地域ぐるみで教育活動や子育てを支援する取組を進めています。

地域コミュニティ活動の推進・コミュニティ施設の整備・充実に関する市民意識





施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. コミュニティ活動の活性化

住民一人ひとりが、より自らの地域のことを知り、その一員としての自覚と愛着、誇りを持ち、自分たちの地域は自分たちで守り、つくるというコミュニティ機能の再生や*ソーシャルキャピタルの形成、強化に努めます。

また、地域コミュニティの確立を図るため、既存の公共施設の活用等を含めた活動の場の整備を検討するとともに、コミュニティ意識の啓発や、地域を担う人材の育成、地域の個性ある主体的な活動に対する支援を行います。

(1) 市民意識の啓発

- ・行政は、地域コミュニティ活動に関する情報提供や、市民が活動に参加する機会の提供を図ります。(行政)
- ・市民は、地域コミュニティ活動に関する情報収集に努め、理解を深めます。(市民)

(2) 地域コミュニティ組織への加入促進

- ・行政は、地域コミュニティ組織への加入促進活動を支援します。(行政)
- ・地域コミュニティ組織は、組織への加入促進活動を積極的に行います。(地域)
- ・市民は、自治会をはじめ地域コミュニティ組織の活動に参加します。(市民)

(3) 地域リーダーの育成

- ・行政は、自治会関係者と連携しながら地域コミュニティ活動の中心となるリーダーの養成を図るために、研修会や講演会等を開催するとともに、育成支援について検討します。(行政)
- ・地域コミュニティ組織は、地域活動の促進に取り組み、リーダーの養成に努めます。(地域)
- ・市民は、リーダー養成を図るための研修会等に積極的に参加します。(市民)

(4) 地域活動の促進

- ・行政は、地域の個性ある主体的な活動を育成・支援するとともに、地域や団体間の交流を促進します。また、地域担当職員制度を活用して地域活動の支援や地域課題の解決に努めます。(行政)
- ・地域コミュニティ組織は、地域住民の交流・連携を推進し、防災訓練等をはじめとした自らの活動の活性化や情報の発信に努めます。(地域)
- ・市民は、地域を知ることや地域活動に積極的に参加します。(市民)

(5) コミュニティ活動の場の整備・充実

- ・地域の要望等を勘案しながら、既存公共施設の活用等を含めた地域コミュニティ活動の場の整備を検討します。また、地域の生涯学習活動はもとより、活動の拠点でもある自治公民館整備を支援します。(行政)

2. 地域住民が共に支え合うコミュニティづくり

福祉を地域住民の共通の課題として捉え、ボランティア活動等の活発な福祉活動を展開し、地域住民による支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

(1) 福祉コミュニティづくりの推進

- ・行政は、地区社会福祉協議会や地域福祉推進チーム、高齢者クラブ等の活動、支え合いによる地域福祉の促進に努めるとともに、人と人が支え合う福祉コミュニティの形成を推進します。(行政)
- ・市民は、地区社会福祉協議会や地域福祉推進チーム等の地域活動に積極的に参加します。(市民)

(2) ボランティア等が活躍できる基盤の整備

- ・ボランティア活動推進のため、関係団体等と連携しながら、リーダーの育成や意識の向上に努め、ボランティア活動を支援します。(行政)

(3) 地域住民の支え合いによる避難支援体制の構築

- ・避難行動要支援者の避難支援のため、避難行動要支援者名簿を活用した避難計画の作成や避難訓練の実施等を支援し情報の共有化を図ります。(行政)

3. 未来を担う子どもたちを育むコミュニティづくり

「地域の子どもたちは地域で守り育てる」という理念のもと、子どもの社会性や「生きる力」を育む体験活動を実施し、地域ぐるみで教育活動や子育てを支援する取組を推進します。

(1) 子どもたちを育む地域コミュニティづくりの推進

- ・行政は、学校、家庭、地域と連携し、社会の変容に柔軟に対応しながら地域の人材を活かした自然体験活動や社会体験活動を実施し、子どもたちの社会性や「生きる力」、郷土愛を育みます。(行政)
- ・市民は、学習活動を継続的に行い、その経験や知識を活かして地域づくりに取り組み、地域ぐるみで教育活動や子育てを支援します。(市民)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
自治会加入率	74.9%(H27)	72.0%(R2)	77.0%
地域コミュニティ活動の推進・コミュニティ施設の整備・充実に満足している市民の割合(市民意識調査)	67.7%(H26年度末)	66.6%(R1年度末)	70.0%
地域福祉推進チーム	230チーム(H27)	223チーム(R2)	234チーム

* ソーシャルキャピタル…地域・社会における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。これが蓄積された社会では、相互の信頼や協力が得られるため、治安、経済、健康、幸福感等に良い影響があり、社会の効率性を高めることができるといわれている。

第2章

みんなで決めて、みんなで逃げる住民主体の防災

現状と課題

【1. 災害に強い人・まちづくり】

- 今後 30 年以内に発生確率 70%～80%といわれる「南海トラフ地震」、また近年全国各地で河川の氾濫や土砂崩れなどを引き起こす大規模な自然災害が頻発している状況を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の取組を強化し、災害に強い人・まちづくりを推進する必要があります。
- 自主防災組織や防災士、災害ボランティア等、地域で防災活動を担う団体等と連携し、災害に強い人づくりに取り組んでいます。
- 「災害に負けない強さと迅速に回復するしなやかさを併せ持つ延岡市づくり」を推進するため、令和 2 年 5 月に策定した「延岡市国土強靱化地域計画」に基づき、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- 令和元年度に東京大学大学院特任教授の片田敏孝氏監修の下、公募委員も含めた延岡市防災ハンドブック作成検討委員会による検討を経て「わが家の防災ハンドブック」を作成し、全世帯に配布しました。このハンドブックを活用した防災訓練を推進する必要があります。
- 平成 30 年 12 月の政府中央防災会議の防災対策実行会議がとりまとめた「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について」の報告書には、国民全体の共通理解のもと行政主導の避難対策から住民主体の避難対策へ転換し、激化する気象現象に対し住民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」意識を持ち自らの判断で行動する社会を構築する必要性が記載されています。

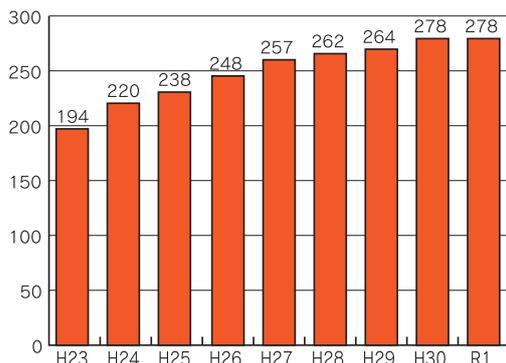
【2. 情報伝達体制の整備】

- 近年、全国各地で甚大な自然災害が頻発している状況において、迅速かつ正確に避難情報を市民に伝達することが重要です。
- そのため、防災行政無線の整備や屋外放送施設の整備支援に加え、災害情報メール、フェイスブック、LINE、防災ラジオや防災アプリ等、多様な情報伝達手段の確保に取り組んでいます。

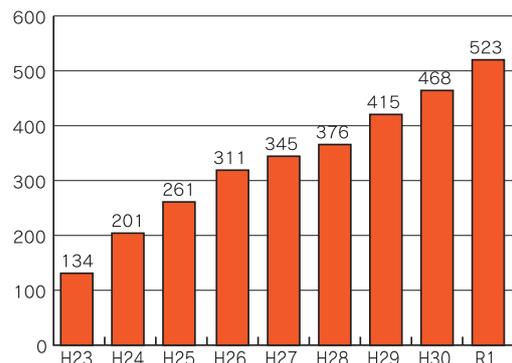
【3. 避難施設の整備】

- 自然災害から命を守るために緊急避難する「指定緊急避難場所」や命を守った後、一時的に避難生活を余儀なくされる方のための「指定避難所」の確保・指定を進めています。
- 南海トラフ地震に備え、津波から避難する場所のない「特定津波避難困難地域」に津波避難施設等の整備を進めています。
- 「指定緊急避難場所」「指定避難所」の環境改善に取り組むとともに、家庭内備蓄の啓発を行い、飲料水等の備蓄についても進めています。

延岡市における自主防災組織数の推移



延岡市における防災士数の推移





施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1.災害に強い人・まちづくり
 地域で防災活動を担う団体と連携した災害に強い人づくりと国土強靱化地域計画に基づいた災害に強いまちづくりを行います。

- (1) 災害に強い人づくり ▶戦略4**
 ・自主防災組織、企業、学校等に対し、防災教育や防災訓練に取り組みます。(行政)
 ・関係団体と連携して、防災士や災害ボランティア等、地域における防災リーダーの育成や災害ボランティアネットワークの組織強化に努めます。(行政)
- (2) 災害に強いまちづくり ▶戦略4**
 ・行政は、国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりを行います。(行政)
 ・行政及び防災関係者は、防災会議を開催し、地域防災計画の充実を図り、災害に強いまちづくりを目指します。(行政・防災関係者)
 ・行政は、「わが家の防災ハンドブック」やハザードマップ等を活用し、防災講話や防災訓練を推進し、市民の防災力向上を目指します。(行政)
 ・行政は、自主防災組織の結成促進や組織力強化のため、引き続き育成事業に取り組みます。(行政)
 ・行政は、大規模災害に備え、受援計画や備蓄計画、避難所運営マニュアル等、地域と連携して計画策定や見直しを行います。(行政)
 ・市民は、区や自主防災組織に加入し、防災教育や防災訓練に積極的に参加し、自助・共助力を高めます。(市民)
- (3) 災害時要配慮者への支援 ▶戦略4**
 ・洪水・土砂災害の恐れがある地域に立地している要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成に努めます。(要配慮者利用施設)
 ・行政は、避難行動要支援者の名簿の更新等を行います。(行政)
 ・行政は、避難行動要支援者名簿を基に地域住民や関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援計画(個別計画)の効果的な作成に向け必要な取組を行います。(行政)

2.情報伝達体制の整備
 迅速かつ正確に避難情報を市民に伝達するために、防災行政無線の整備に加え、多様な情報伝達手段の確保を推進します。

- (1) 情報伝達体制の整備 ▶戦略4**
 ・防災行政無線の整備や災害情報メールの登録促進など既存の情報伝達手段に加え、コミュニティ FM 等のメディア媒体との連携を図り、防災ラジオ・防災アプリによる新たな情報伝達手段を整備します。(行政)

3.避難施設の整備
 指定緊急避難場所や指定避難所の確保や指定を進めるとともに、環境改善に取り組み、飲料水等の備蓄も推進します。

- (1) 指定緊急避難場所・指定避難所の確保 ▶戦略4**
 ・指定緊急避難場所や指定避難所の確保や指定を推進します。(行政)
 ・特定津波避難困難地域に避難タワーの建設や既存施設の活用による整備を進めます。(行政)
 ・新たに津波避難困難地域等を調査・把握し、津波避難施設の整備等をさらに進めます。(行政)
- (2) 避難所等の機能強化 ▶戦略4**
 ・行政は、避難所運営マニュアルの更新や避難所の環境改善、飲料水等の備蓄等を計画的に推進します。(行政)
 ・市民は、避難所運営訓練を行い、大規模災害時の長期避難所生活に備えます。(市民)
 ・行政は、災害時後方支援拠点施設として西階公園の多目的屋内施設整備を進めるとともに、各地域で拠点となる避難場所のバリアフリー化やトイレ整備など避難場所環境改善を推進します。(行政)
 ・行政は、地域とともに避難訓練を実施し、地区防災計画を策定した地域に対して備蓄倉庫や避難路整備の補助を推進します。(行政・地域)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
自宅の家具固定等(実施割合)	10%(H26年度末)	11%(R1年度末)	20%
非常持ち出し品の準備(実施割合)	24%(H26年度末)	26%(R1年度末)	50%

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
自主防災組織数	278 組織	295 組織
避難訓練回数	78 回/年	100 回/年
LINE 登録者数	-	計 17,000 人
防災アプリ登録者数	-	計 17,000 人
災害情報メール登録者数	計 8,715 人	計 17,000 人
防災ラジオ所有者数	-	計 1,000 人

第3部 安心・安全な暮らしを支える地域づくり

第3章

消 防

現状と課題

【1. 消防体制の充実】

□本市では、令和元年10月の延岡南分署開設により、市南部地域に救急車の配備が完了し、1本部1署2分署の本市消防体制が確立し、救急車の現場到着時間の短縮等の機能強化が図れました。一方、本市は、広大な市域を有することから、風水害をはじめとした自然災害はもとより、火災や事故等の多様な災害の発生が想定されます。これらの災害による被害を軽減するためには万全の体制で対応する必要があり、消防車両・資機材・通信指令装置等の消防設備の更新や防火水槽・消火栓等の消防水利の整備、現場活動を担う職員の人材育成など計画的に取り組んでいるところです。

また、*Net119緊急通報システムを導入し、聴覚・言語機能障がい者の安心・安全の確保に向け通報体制の充実を図るとともに、外国人からの119番通報等に対応できるよう、三者間同時通訳を導入する等の対応も行っています。さらに大規模災害時の広域応援体制の確立をはじめ、各種防災関係機関と一層の連携強化を図ることが重要となっています。

□消防団は、常備消防と両輪をなす非常備消防として消火活動等に従事し、また、防災訓練や催事の警戒など地域コミュニティにおける防災リーダーとしての役割も果たしていますが、人口減少や被雇用者の増加等によって、団員不足や団員の高齢化が進んでいる現状があるため、本市では入札参加資格における建設業者の消防団員加点制度等の消防団員確保策に取り組んでいます。

【2. 火災予防の推進】

□本市における火災発生件数は、ここ数年50件前後で推移していますが、全国的に見ると多くの人命や世界的に重要な財産が失われるような火災が発生しており、防火管理体制や防火安全対策の充実が課題となっています。

□本市は市街地に危険物施設を有する事業所が点在しており、万一の火災や事故による市民の生命・身体・財産に与える影響は大きく、各種施設における安全管理の徹底に取り組んでいます。

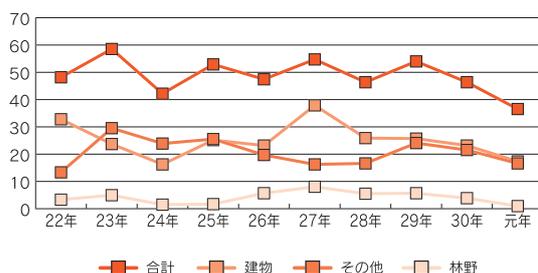
【3. 救急救助体制の充実】

□救急活動は出動件数が年々増加する中、管轄面積が広く離島を抱える本市においては、救急車が到着するまでに住民が行う救命処置等も重要であることから、市民への救命講習（最大1日2件）を推進するとともに、ホームページにおいてAEDの設置場所や使用方法を周知しています。

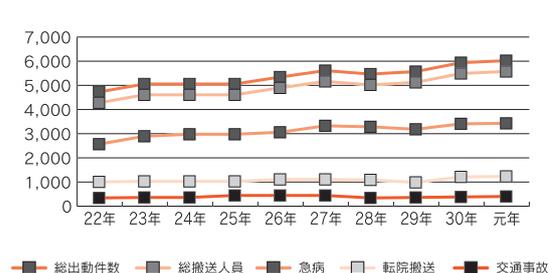
また、救急隊員は、病気や事故など様々な現場に対応するため、高度な技術と知識が求められるとともに、最近では感染症対策も必要となったことから、医療関係機関やドクターカー、ドクターヘリ等との連携体制の充実に取り組んでいます。一方で救助活動は、本市の観光の推進に伴い山岳や水難事故、高速道路での交通事故が想定されるとともに、近年、各地で発生している大規模な自然災害も想定されるため、資機材等を適切に配備し備える必要があります。

□県北唯一の有人離島である島浦町については、救急車が傷病者の元に到着することが困難であるため、傷病者の搬送業務を海上タクシー事業者に委託するとともに、島内での搬送に必要な資器材を整備することにより体制の強化を図っています。

火災発生の状況(資料:火災統計)



救急出動の状況(資料:救急救助統計)



* Net 119 緊急通報システム…会話が不自由な聴覚・言語機能障がい者が、スマートフォン等により、いつでも全国どこからでも音声によらない通報が可能なシステム。



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 消防体制の充実

消防体制の充実により、市民の安心・安全な生活を確保します。

(1) 消防署所の適正管理

・本署及び分署に専任の消防隊と救急隊を配置し、各種災害時に迅速かつ確かな出動体制を確保するため、消防署所の適正管理を行います。(行政)

(2) 消防施設等の整備充実

・延岡市消防整備基本計画(令和3～7年度)を踏まえ、車両、装備資機材、無線・通信指令装置等の消防設備や消防水利の計画的な整備を行います。(行政)

(3) 人材育成及び確保

・各分野の高度で専門的な知識・技術の習得及び各種訓練に計画的に取り組むとともに、各種資格や免許の取得を促進します。(行政)

(4) 災害弱者に対する通報体制の充実

・Net119 緊急通報システムの周知を図ります。(行政)
・外国人からの119番通報等に対応した三者間同時通訳について周知を図ります。(行政)

(5) 広域応援体制の充実

・県内消防機関をはじめ、防災関係機関や緊急消防援助隊との連携強化を図ります。(行政)

(6) 消防団の活性化

・行政と地域・市民が連携してさらなる団員確保のための具体策を検討します。(行政・地域・市民)
・行政は、消防団の充実強化に取り組むとともに、消防団活動を広く市民に情報発信し、魅力ある消防団づくりを目指します。また、安全装備品や資機材整備の充実等の対策を引き続き行い、消防団員増加に努めます。(行政)
・市民は、消防団への認識を深め、消防団活動に積極的に協力します。(市民)
・事業者は、消防団員が活動しやすい職場環境づくりに取り組みます。(事業者)

2. 火災予防の推進

火災予防の推進により、火災や危険物災害等の被害の軽減に取り組みます。

(1) 火災予防の推進

・行政は、事業所等に対して防火管理体制や消防用設備等の設置及び維持管理について、法令に基づく査察を適正に実施する等、必要な指導を行います。(行政)
・市民は、住宅防火対策として、住宅用火災警報器等の設置、点検、取り換えを実施することで、自主的に火災の予防に取り組みます。(市民)
・事業者は、消防法令に基づき、防火管理体制や防火安全対策を充実させます。(事業者)

3. 救急救助体制の充実

救急救助体制の充実により、救命率の向上を目指します。

(1) 救急救助体制の充実

・行政は、救急需要の増加や救命処置の高度化に伴い、知識や技術の習熟に努めるとともに、医療機関やドクターカー、ドクターヘリ等との連携をさらに推進します。(行政)
・行政は、救命講習の普及啓発とAEDマップの充実と周知に努めます。(行政)
・行政は、引き続き地域と連携して島浦町からの迅速な救急搬送に取り組みます。(行政・地域)
・市民は、積極的に救命講習を受講し、いざというときに救命処置(心臓マッサージやAEDの活用)を実践し、迅速に救急隊に引き継ぐことのできる技術を身につけます。(市民)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
消防団員の充足率(団員数/条例定数)	89.0%(H27)	82.2%(R2)	90.0%
住宅用火災警報器(設置率)	60.4%(H27)	84.0%(R2)	90.0%
救急救命士資格取得者数(累計)	33人(H27)	38人(R2)	45人
救急車が現場に到着するまでの時間(分)	10.4分(H27)	10.3分(R2)	9.5分

第4章

安心・安全な暮らしづくり

現状と課題

【1. 総合相談】

□ 少子高齢化や核家族化・晩婚化が進み、育児と介護が同時に直面するダブルケアや高齢の親と障がいのある子が同居する8050問題など地域住民が抱える課題も複雑化・複合化しています。このため、従来の担当セクションごとのいわゆる「タテ割り」の支援だけでは対応が困難となり、総合的・重層的な相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築が必要となっています。

そのため本市では、「なんでも総合相談センター」を設置し、市民からの様々な相談の対応に努めています。

【2. 交通安全】

□ 長寿社会が進み、高齢者が関与する交通事故の割合が年々高くなっています。特に高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題です。

□ 高齢者や児童・園児等の安全教育及び自転車の安全な利用が重要な課題となっています。また、市民の安全な通行を確保するために、道路危険箇所の早期点検、整備が必要となっています。

【3. 防犯】

□ 延岡市内の令和元年の刑法犯認知件数（犯罪の発生が認知された件数）は465件であり、前年の470件より減少しておりますが、犯罪件数が減る一方で、犯罪の手口は悪質・巧妙化しており、各種犯罪が一律に減少しているわけはありません。特に高齢者が被害に陥りやすい電話詐欺（特殊詐欺）は、一向に減る気配を見せず、被害額も高額となっており、子どもへの声掛け事案や女性を対象とする犯罪も高止まりの状況であります。

□ 安全で安心な地域社会を実現するためには、市・警察をはじめ防犯協会や民間の防犯ボランティア団体（青パト隊等）が一体となって地域安全活動を推進するとともに、地域住民による自主的な地域安全活動の促進を図る必要があります。

【4. 消費生活】

□ 社会経済の発展や情報技術の飛躍的な進歩により生活の利便性が向上する一方で、インターネットに関連した新たなトラブルや、食品偽装表示など食の安全・安心を揺るがす事件が発生しています。また、生活困窮等による多重債務をはじめ、悪質な訪問販売や特殊詐欺等の消費者トラブルによる相談件数も年々増加しています。そのため延岡市消費生活センター（男女共同参画センター内）に消費生活相談員を3名配置する等、相談体制の充実に努めています。

□ 今後とも関係機関との連携により、出前講座等の充実を図る等、市民が安心して暮らせる取組を進めていく必要があります。

交通事故発生件数

(単位：件、人)

年		H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
発生件数	全 国	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237
	宮 崎 県	9,455	9,015	8,293	7,446	6,621
	延 岡 市	872	783	759	710	571
	内高齢者関与数	388	345	325	327	304
死者数	全 国	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215
	宮 崎 県	52	45	42	34	39
	延 岡 市	8	3	3	1	3
	内高齢者関与数	7	3	3	0	3
負傷者数	全 国	666,023	618,853	580,850	525,846	461,775
	宮 崎 県	10,958	10,280	9,251	8,224	7,432
	延 岡 市	983	851	821	788	624
	内高齢者関与数	214	180	154	170	142

※数値は、当該年の1月から12月までのもの。

延岡市消費生活センター相談件数

(単位：件)

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
相談件数	1,741	1,351	1,189	1,086	1,313

※H27年度までの組織の名称は延岡市消費生活相談室。



施策の展開 取組項目 (役割分担)

1.総合相談
医療・介護・福祉・教育・子育てに関する相談やどこに相談していいのか分からないもの等、市民からの様々な相談に一括して対応するワンストップ総合相談窓口である「なんでも総合相談センター」を設置し、市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

(1) 相談体制の充実 ▶戦略4
市民からの様々な相談に対し、医療、介護、福祉、子育て、教育に関する専門の資格を持った相談員を「なんでも総合相談センター」に配置し、市民の悩みや困りごとに寄り添い早期解決を支援します。さらに、介護や子育て、障がいの分野等の活動を行っている民間団体に場所を提供し、官民連携による重層的な市民ケア体制を構築します。(行政)
また、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、LINE 相談や自宅等からのリモートによる相談にも対応できる体制も引き続き整えながら、併せて妊婦や思春期の女性向けの無料リモート相談を実施してまいります。(行政)

2.交通安全
市民の交通事故防止に対する意識を向上させるため、警察、交通安全協会、交通指導員会等と連携を図り、交通安全啓発を積極的に行っています。
また、高齢者や児童・園児等の交通安全教育に積極的に取り組んでいきます。

(2) 関係機関との連携 ▶戦略4
行政は、市民からの様々な相談に対応するため関係各課と連携を図ることはもとより、児童相談所や警察、市内弁護士会等の関係機関とも顔の見える関係づくりを行い、連携体制の強化を図ります。複合的であり複雑で専門的知見を要する問題については、医師や弁護士など様々な専門家が在籍する相談支援機関であるWOLI (Work Life Consulting: 東京都台東区) と連携し、早期解決に努めます。(行政・関係機関)

3.防犯
市、警察、防犯協会、民間の防犯ボランティア団体等との連携を図り、市民の防犯意識の高揚と地域安全活動への参加及び啓発活動の推進に取り組めます。

(1) 交通安全意識の高揚
行政は、「めひかり交通安全運動」を柱に、関係機関や関係団体と共に様々なキャンペーンやイベントを通して、自転車等の安全利用等も含め、運転者・歩行者それぞれの年代に応じた交通安全教育等を実施します。同時に、高齢運転者を対象とした制限運転である「めひかり「ひむか運転」自主宣言」を推進します。(行政・関係機関・関係団体)
信号機のない横断歩道の安全な通行など、交通ルールの遵守や飲酒運転根絶及び夕暮れ・夜間の交通安全対策など交通安全啓発活動に取り組めます。(行政・市民・関係機関・関係団体)
(2) 交通環境の整備
行政は、関係機関と連携して通学路や生活道路の点検を行い、信号機や横断歩道等の設置など、市民が安心して通行できる交通環境の構築を図ります。
また、通勤・通学時の交通渋滞緩和対策に取り組めます。(行政・関係機関)
(3) 被害者救済対策
行政は、被害者の相談に適切に対応できるよう、宮崎県交通事故相談所との連携を図ります。(行政・関係機関)

4.消費生活
増加する消費生活相談に対応するため、延岡市消費生活センター(男女共同参画センター内)の機能充実に努めるとともに、関係機関と連携しながら、消費者トラブルが解決されるよう支援します。
また、消費者の意識啓発を行うことにより、消費者トラブルを防止し、自立した消費者の育成に取り組めます。

(1) 防犯活動団体の連携強化
行政は、関係機関・関係団体と相互間の連携の緊密化を図り、あらゆる機会を通して防犯活動を実施してまいります。(行政・関係機関団体)
(2) 防犯活動の推進
行政は、青バト講習会(青バト隊、市公用車)を開催し巡回活動を行いながら、地域の情報を共有し、登下校時の見守り活動の推進を図るとともに、関係機関等との連携による啓発活動(大型店でのキャンペーン等)を実施してまいります。また、自治会等が設置する防犯灯への支援やLED化の推進を図ります。(行政・市民・関係機関)

主要な指標
内容
高齢者交通安全教室(回数・人数)
地域安全見守り活動団体人数
出前講座受講者数

(1) 消費生活相談体制の充実
行政は、消費者からの苦情や相談に対し、関係機関と連携を図りながら適切な助言・指導等を行い、問題の早期解決を支援します。(行政・関係機関)
(2) 消費者啓発の推進
行政は、関係機関と連携して出前講座等を実施し、消費生活に関する知識の普及と情報の提供を積極的に行い、自立した消費者の育成に取り組めます。(行政)
市民は、消費生活のトラブルを防止するため、出前講座等に積極的に参加し、必要な知識を身につけます。(市民)

Table with 4 columns: 内容, 策定時, 現状, R7. Rows include: 高齢者交通安全教室, 地域安全見守り活動団体人数, 出前講座受講者数.

Table with 3 columns: 内容, 基準値(R1), 目標値(R7). Row: なんでも総合相談センター相談件数.

第5章

子どもを産み育てたいと思えるまちづくり

現状と課題

【1. 子育て家庭への支援】

- 家族形態の変化に加え、近隣住民との関係の希薄化により、身近に相談相手がないことや、家庭における養育機能の低下により、子育ての不安や悩みを抱える保護者が増加する傾向にあります。
- 発達に関する相談や、学習活動・日常生活に際して、支援が必要な子どもが増加しており、早期把握とライフステージに応じた切れ目のない支援の提供に取り組んでいます。
- 児童虐待の相談内容については、多様化、複雑化しており、家庭への支援が難しくなっています。
- 家庭の経済的困窮に起因して、子どもたちに様々な影響が及ぶことが懸念されています。また、貧困の連鎖を防ぐための支援が求められています。
- 子どもの医療費を助成することにより、子どもたちの保健福祉の増進と健全育成を図るため、医療費助成の対象拡大等に取り組んでいます。

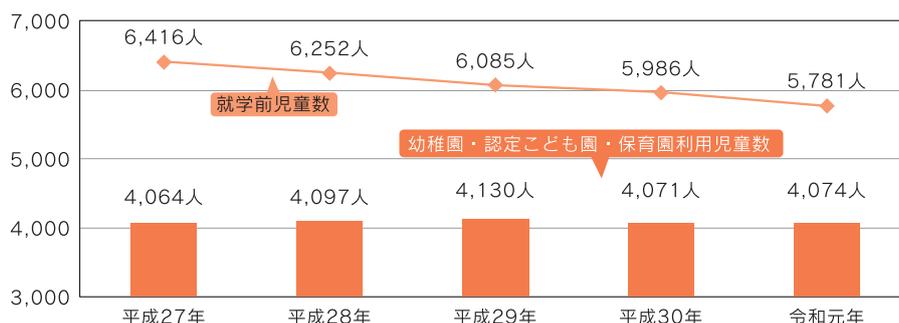
【2. 安心して子育てできる環境づくり】

- 就学前の子ども数が減少している一方で、出産後早期に職場復帰する傾向があり、保育所・認定こども園・幼稚園への利用児童の低年齢化が進み、保育ニーズは高くなっているという現状があります。これに伴う課題として、入所定員や保育人材不足があり、施設の建て替えに合わせた定員の増や保育士養成校（短大）の誘致に取り組んでいます。
- 就労する保護者が増加していることから、放課後の児童の見守りや病児・病後児の保育に対するニーズも高くなっているため、放課後児童クラブや病児・病後児保育施設の開設に取り組んでいます。
- ファミリー・サポート・センター事業は、子どもを預ける際に時間や場所等が柔軟に対応できることから利便性が高く、保護者が利用しやすいよう利用料金の助成も行っています。今後はさらなる利用促進が課題となっています。
- 少子化の進行は、子ども同士、特に異年齢児童との交流の機会の減少により、社会性が育まれにくくなる等、子どもの健全育成に影響を与えるという現状があります。
- 安心して子どもを産み育てることができるまちづくりのためには、子育てに関する相談体制の充実や、子育てに悩みを抱える親子の交流、情報交換の場の提供とともに、屋内外の遊び場の提供等を目的とした、子育て家庭の支援の拠点となる施設を整備することが課題となっています。

【3. 出会うの機会の創出による結婚支援】

- 少子化の大きな要因となっている若者の未婚化・晩婚化を解消し、結婚を希望する独身者に対する出会うの場の創出や結婚支援に対する機運の醸成が必要です。また、近年増加しているひとり親への結婚支援も必要です。
- 県が設置する「みやざき結婚サポートセンター」をはじめ、婚活イベントを実施する市民団体の設立など、主体的な取組が広がっていることから、今後は積極的に婚活を支援する施策を実施していく必要があります。

就学前児童数と幼稚園・認定こども園・保育園利用児童数の推移





施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 子育て家庭への支援

地域子育て支援拠点施設のサービスの充実を図るとともに、子育て家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かな相談体制の整備に努めます。

また、子育て世代の就業環境の向上など子育てに関する負担軽減を図り、誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を目指します。

- (1) 地域での子育て支援 ▶戦略3**
- ・地域と行政は連携し、地域ぐるみで子育て家庭の見守りと支援に努めます。また、保育所や児童館など身近にある子育て相談の場の周知を図ります。(行政・地域・保育所・児童館等)
- (2) 企業・大学等との協働 ▶戦略3**
- ・行政は、仕事と育児の両立を推進する企業を増やし、企業は、従業員の子育て支援に努め、市全体で、安心して育児のできる就業環境づくりを進めます。(行政・企業)
 - ・大学と協働することで、専門性の高い子育てサービスの提供につなげます。また、保育士養成校(短大)との連携により、市内での保育人材の養成並びに確保を可能にします。(行政・大学等)
- (3) 児童虐待の防止と支援 ▶戦略3**
- ・行政は、児童に関わる関係機関等と広く連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。また、保護者を始め市民は、児童虐待が児童の人権を侵害し、心身の成長や人格に影響を及ぼすことを理解します。(行政・市民)
- (4) 子育て世帯の家計の負担軽減 ▶戦略3**
- ・児童手当支給や医療費助成等で、家計の負担軽減を図ります。また、生活困窮世帯への生活支援やひとり親家庭の子どもへの学習支援にも取り組みます。(行政)

2. 安心して子育てできる環境づくり

幼児期の教育や保育、地域の様々な子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」を進めるとともに、延岡市子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」を子育て支援施設の総合かつ中核的な施設として位置付け、子育て家庭の支援に関する総合機能を整備し、安心して子育てできるまちづくりを目指します。

また、以前から雨天時の遊び場についての要望もあるため、屋内の遊び場の充実を図ります。

- (1) 多様な保育と預かりサービスの充実 ▶戦略3**
- ・幼児教育・保育施設と連携し、幼児期の多様な教育や保育サービスの充実、並びに入所定員の増を図ります。また、働く保護者のニーズに応えるため、病児・病後児保育の増設並びに放課後児童クラブの新規開設及び定員増を図ります。(行政)
 - ・ファミリー・サポート・センター事業の周知啓発活動を行い、その利用促進を図ります。また、子育てサポーターのさらなる増加を図ります。(行政)
- (2) 地域子育て支援事業の充実 ▶戦略3**
- ・幼児教育・保育施設や関係団体と連携して、子育て情報の提供や相談体制の充実など、多様なニーズに対応します。(行政)
- (3) 「えんキッズ」及び「キッズランド」等の遊び場機能の充実 ▶戦略3**
- ・育児相談や子育て家庭の支援、発達や障がいに関する相談、体験・学びの機能、屋内外の遊び場や当事者の会も含めた保護者同士の交流機能など、子育て支援機能の充実を図ります。
 - ・また、ヘルストピア延岡内の大人も子どもも楽しめる施設「キッズランド」について、屋内遊び場としての機能充実を図ります。(行政・指定管理者)
 - ・西階公園内に運動会やレクリエーション等でも利用できる多目的屋内施設を整備します。(行政)

3. 出会いの機会の創出による結婚支援

本市での生活を希望する独身男女の出会いの機会を提供し、結婚へのきっかけづくりや、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援を行います。

- (1) 出会いの機会の創出による結婚支援 ▶戦略3**
- ・結婚実現性の高い婚活イベントの開催や、民間団体が実施する有効な婚活イベントに対する事業費の一部を支援する取組を行います。また、みやざき結婚サポートセンター等への入会登録を促進する取組を行います。(行政)
 - ・ひとり親の参加も容易にしながら、婚活イベントを開催していきます。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
ファミリー・サポート・センターの援助活動件数	1,544 件 (H26)	1,576 件 (R1)	2,700 件
子育てサポーター訪問活動件数	1,486 件 (H26)	3,231 件 (R1)	3,500 件
地域子育て支援拠点施設の利用者数	34,425 人 (H26)	31,596 人 (R1)	50,000 人

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
子育て支援総合拠点施設の施設利用者数	—	累計 30,000 人
相談窓口の設置件数	計 14 カ所	計 15 カ所
子どもの医療費助成利用件数	130,000 件/年	193,000 件/年
放課後児童クラブの設置箇所数	計 18 カ所	計 20 カ所
保育所、認定こども園、幼稚園の定員数	計 4,410 人	計 4,500 人
市内保育士養成校での保育士免許取得者数	—	累計 100 人
病児・病後児保育の施設数	計 1 カ所	計 4 カ所
多子世帯数(18歳未満の子どもが3人以上いる世帯)	計 2,111 世帯	計 2,100 世帯
イベント参加によるカップル成立数	—	5年間に 150 組
みやざき結婚サポートセンター等への登録支援による成婚者数	—	5年間に 50 組

第3部 安心・安全な暮らしを支える地域づくり

第6章

高齢福祉・介護

現状と課題

【1. 生きがいつくりの推進】

- 高齢者が家庭や地域において健やかで自立した生活を営むため、様々な団体による趣味やスポーツ、ボランティア活動を通じた生きがいつくりや健康づくりの取組が行われています。
- 高齢者クラブ等は、様々な学習やレクリエーション等を通して、健康や生きがいつくりに取り組むとともに、活力ある地域社会づくりに貢献していますが、高齢者の生活形態も多様化し、高齢者クラブ数や会員数は減少傾向にあるため、会員数の増加やクラブ活動の活性化が課題となっています。

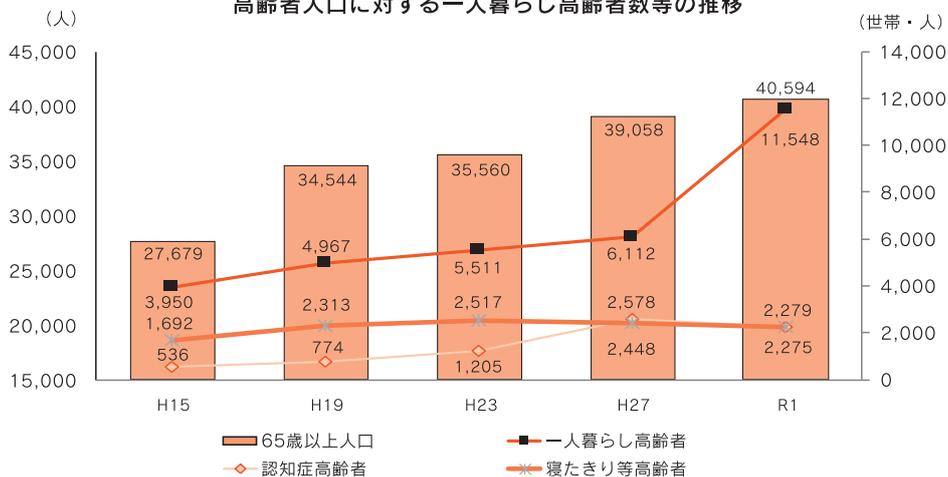
【2. 地域包括ケアシステムの構築】

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等のサービスが一体となって、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。
- 高齢化が進み介護ニーズが増加する今後に向けて、元気な高齢者を増やすとともに、高齢者一人一人の実情に合った適切な介護サービスが受けられるよう、本市の実情に合った介護予防拠点を整えていく必要があります。
- 高齢化に伴い、一人暮らしを含む高齢者のみの世帯、認知症・寝たきり等のリスクを抱えた高齢者が増加していることから、高齢者の安否確認や虐待防止など、一層の支援強化が必要になっています。高齢者等の判断能力に不安が出てきた場合には、成年後見制度の利用が有効であるため、利用促進に向けての助成や中核機関の設置等の取組を行っています。
- 特に、高齢者の認知症に関しては、認知症サポーターの養成を継続し、病気への理解や適切な対処方法の啓発を行い、地域や関係機関が連携した見守り体制の構築を図っていく必要があります。また、「認知症カフェ」の取組を支援する等の対応も必要です。

【3. 介護保険制度の円滑な運営】

- 要介護認定率、保険給付費ともにほぼ横ばいとなっていますが、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を前に、保険給付費の増大が懸念されます。
- 利用者が介護サービスを安心して利用できるようにするため、サービス事業者への指導を実施する等、サービスの質の向上に向けた取組を行っています。

高齢者人口に対する一人暮らし高齢者数等の推移



※一人暮らし高齢者については、H27年度までは民生委員・児童委員の個別訪問により把握していたが、H28年度からは市が保有する情報をもとに算出

施策の展開	取組項目 (役割分担)
-------	-------------

1. 生きがいづくりの推進

高齢者が家庭や地域社会において、健康で生きがいをもって活動ができるよう支援します。

2. 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・生活支援等のサービスが一体となって、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を確立するため、行政は「なんでも総合相談センター」を核とし市民、事業者、関係機関と連携を図ります。

また、高齢者等の権利擁護を支援するため「延岡・西臼杵権利擁護センター」を設置し、成年後見制度の利用促進や虐待防止に取り組めます。

3. 介護保険制度の円滑な運営

持続可能な制度とするため、介護給付の適正化と介護サービスの質の向上を図りながら、介護保険制度の円滑な運営に取り組めます。

- (1) **生きがいづくりの推進**
- 行政は、高齢者の社会参加を支援するため、活動の中心となるリーダーの育成や老人福祉センター等の拠点施設の利用促進、高齢者クラブ活性化のための支援を図ります。(行政)
 - 行政は、介護支援ボランティアの参加促進や元気な高齢者の方々が他の高齢者を支援する等の活動が活発になるための支援に努めます。(行政)
 - 市民は、生きがいのある生活を営めるよう、積極的に社会参加するとともに自主的に介護予防に努めます。(市民)
- (1) **生活支援・介護予防の充実**
- 生活支援コーディネーターや地域住民等と連携して、高齢者の在宅における生活支援や介護予防活動の支援を行います。(行政)
- (2) **認知症高齢者施策の推進**
- 行政は、認知症への理解を深めるための普及・啓発を推進するとともに、認知症カフェの支援や、認知症の人やその家族に寄り添った認知症保険等の見守り支援事業を実施し、認知症にやさしいまちづくりを推進します。(行政)
 - 市民は、認知症について理解し、見守り活動等を通じて、地域に居住する高齢者が安心して日常生活が送れるよう努めます。(市民)
- (3) **自立支援と重度化防止の推進**
- 行政は、介護保険法の理念に沿って、介護が必要になったときに適切なサービスを利用することで、元の自立した生活に近づけることができるよう、自立支援・重度化防止の取組を推進するとともに、市民への周知を図ります。また、現場の声を取り入れ、本市の実情に合った「*延岡方式」による介護予防事業を進めていきます。(行政)
 - 市民は、要介護状態になることを予防するため、健康の保持推進に努めます。(市民)
- (4) **高齢者の安否確認と虐待防止及び権利擁護の推進**
- 早期に高齢者の安否確認や虐待防止に努めるとともに、成年後見制度の関係機関である中核機関や法人後見等と成年後見制度利用等の権利擁護や養護者の支援に努めます。(行政・関係機関)
- (5) **医療・介護連携の推進**
- 医療機関や介護事業所を ICT 等の活用で連携をさらに強化し、保健・医療・介護・福祉の各種サービスが効果的で切れ目なく提供されるよう、医療や介護等の関係機関と連携して包括的なサービス提供体制の構築に努めます。(行政・関係機関)
- (1) **介護給付適正化の推進**
- 行政は、ケアプラン・住宅改修の点検や医療情報との実合等により、介護サービスの適正な給付並びに効率的かつ効果的な利用を推進します。(行政)
 - 市民は、介護保険制度の理解を深め、サービスの適正な利用に努めます。(市民)
- (2) **被保険者支援**
- 介護保険制度や各種介護サービスに対する理解を深めるため、出前講座や広報・パンフレット等によるサービス情報の提供・発信に努めます。(行政)
- (3) **サービス基盤の整備と質の向上**
- 行政は、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、ニーズに応じた計画的な施設整備を実施するとともに、サービス事業者への実地指導や集団指導を通してサービスの質の向上に努めます。また、介護人材の確保についても関係機関と連携し努めます。(行政)
 - 事業者は、利用者本位のサービス提供に努め、サービスの質の向上を図ります。(事業者)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
介護保険サービス利用者数	6,482 人 (H27)	7,343 人 (R1)	7,855 人
認知症サポーター数	6,022 人 (H27)	15,211 人 (R1)	23,000 人
認知症保険加入者数	—	120 人 (R2)	450 人
100 歳体操会場数	3 力所 (H27)	200 力所 (R1)	250 力所

*延岡方式…元気な高齢者を増やしていくために、現場の声を取り入れながら、地域の実情に合わせた介護予防の仕組みを作っていくこと。

第7章

障がいと共に暮らせる社会づくり

現状と課題

【1. 地域で共に暮らせる社会づくり】

- 障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる社会を作り上げるためには、あらゆる場で、障がいや障がいのある人への理解を深めるための啓発や広報活動が必要です。
- 障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定により、障がいのある人への差別解消への取組と合理的配慮への理解を図るための施策の推進が求められている中、障がいのある人の権利擁護や成年後見制度の適切な利用に向けての支援に取り組んでいます。
- 聴覚障がい者等が緊急時にインターネットを利用して消防署へ通報できる Net119 緊急通報システムの導入や、障がいのある人が自立した生活をしていくために就労支援アンテナショップ等による就労の支援、「延岡市手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の制定による障がいのある人の理解や社会参加を促進するための取組を進めています。

【2. 早期療育体制の整備】

- 障がいや発達に何らかの支援を必要とする子どもの早期把握に努め、早い時期からの療育を実施することは、身体的な機能の回復や心身の発達を促す上で重要であり、早期に支援するための体制を整備することが必要であることから、健康診査等の精度を高め、子どもの特性の正確な把握や保育所等での気づき等から早期に支援を行える体制を作るために、九州保健福祉大学の協力のもと「発達支援システム実践事業」において、支援体制の整備に取り組んでいます。

【3. 障がい福祉サービスの充実】

- 障がいの重度化・重複化、障がいのある人や家族の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、サービス等利用計画に基づく最適な障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、地域生活への移行に向けた受け皿づくり等、障がい福祉サービスの充実に取り組んでいます。

【4. 生活環境及び相談支援体制の整備】

- すべての世代の障がいのある人にとって住み良い環境をつくるためには、生活環境及び相談支援体制の整備が必要です。そのために、グループホーム等による居住の場の確保や、相談支援事業所等が中心となり関係機関と連携した相談支援体制の整備に取り組んでいます。

身体障害者手帳所持者数(単位:人)

令和2年4月1日

障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	うち18歳以上
視覚	161	116	13	23	37	12	362	358
聴覚	33	97	59	128	1	250	568	554
音声・言語・そしゃく	6	7	42	24	3	0	82	81
肢体不自由	606	603	506	808	370	141	3,034	2,971
内部機能(心臓等)	1,119	16	182	1,145	0	0	2,462	2,445
合計	1,925	839	802	2,128	411	403	6,508	6,409

療育手帳所持者数(単位:人)

令和2年4月1日

等級	A	B1	B2	計	うち18歳以上
所持者数	495	410	325	1,230	1,007

精神保健福祉手帳所持者数(単位:人)

令和2年4月1日

等級	1級	2級	3級	計	うち18歳以上
所持者数	67	532	261	860	844

ハローワーク延岡管内の一般の民間企業における障がい者の雇用状況

令和元年6月1日(単位:障がい者数:人、雇用率:%、企業割合:%)

企業数	算定基礎労働者数	障がい者数				実雇用率				雇用率達成企業割合
		合計	身体障がい者数	知的障がい者数	精神障がい者数	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	
91	11,349	198.5	135.0	44.0	19.5	1.75	1.19	0.39	0.17	50.5



施策の展開	取組項目 (役割分担)
<p>1.地域で共に暮らせる社会づくり 障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる社会の実現を目指します。 また、障がいのある人が自立した生活をしていくために就労の支援や社会参加の促進に取り組めます。</p>	<p>(1) 市民意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、講演会や関連イベント、広報誌等を通じて、広報・啓発活動を行い、体験教室の実施や事例紹介等も含めながら障がいや障がいのある人等の正しい知識や理解の普及を図ります。(行政) 行政は、子どものときから障がい児・者と触れ合う機会を増やし、市民のユニバーサルな意識を育みます。(行政) 市民は、障がいのある人とのふれあいを積極的に行うとともに障がいへの正しい理解とノーマライゼーションの理念への理解を深めます。(市民) <p>(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会づくりを行うとともに、障がい者虐待の防止、成年後見制度の適切な利用など障がいのある人の権利擁護に努めます。(行政) 事業者は、多様な人々が利用しやすいよう施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を目指します。(事業者) <p>(3) 雇用・就労、経済的自立の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政と事業者は連携して、障がいのある人がその適性に応じて能力を発揮することができるよう、関係機関と連携し、多様な就業の機会の創出のために就労支援アンテナショップ等の体験の場や講演会等による情報提供の場の確保や拡大に努めます。(行政、事業者) 行政は、新しい生活様式により広がりを見せる在宅でのリモート形式の就労の動きを捉え、在宅就労も含めたさらなる就労支援に取り組めます。(行政) 事業者は、障がいのある人の雇用についての理解を深め、法定雇用率の達成を目指します。(事業者) <p>(4) 社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話等奉仕員の派遣等コミュニケーション手段の支援や移動に関する支援を継続して実施することや、社会資源のバリアフリー化等への働きかけを行うことにより、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりに努めます。(行政) Net119 緊急通報システムの活用等、障がいのある人自らが情報を取得・利用しやすい環境整備に努めます。(行政) <p>(5) 「なんでも総合相談センター」との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 「なんでも総合相談センター」に相談のあった障がいのある人の悩みを把握し、障がいのある人が地域において安心して暮らせるよう支援を図ります。(行政)
<p>2.早期療育体制の整備 障がいや発達等に何らかの支援が必要な子どもの早期把握に努め、早い時期からの療育を実施しながら身体の機能回復や心身の発達に取り組めます。</p>	<p>(1) 早期療育体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、健康診査等により支援が必要な子どもの早期把握に努め、支援が必要と認められた子どもやその家族に対し、乳幼児期から将来にわたる切れ目のない支援を図ります。(行政) 市民は、乳幼児を対象とする健康診査等を積極的に受診します。(市民)
<p>3.障がい福祉サービスの充実 サービス等利用計画に基づく最適な障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、地域生活への移行に向けた受け皿づくり等の障がい福祉サービスの充実に取り組めます。</p>	<p>(1) 障がい福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、障がいのある人の多様なニーズに対応するため、サービス等利用計画に基づき関係機関と連携して、最適なサービスの提供に努めます。(行政) 障がいのある人は、選択したサービスにより自立した生活を目指します。(障がいのある人) <p>(2) 「親なき後等の問題」への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政と事業者は連携して、障がいのある人の「親なき後等の問題」について、関係機関等と協力し、調査・研究を行い、障がい福祉サービスの充実に努めます。(行政、事業者) 障がいのある人とその家族は、行政の行うアンケート等に協力します。(障がいのある人とその家族)
<p>4.生活環境及び相談支援体制の整備 グループホーム等による居住の場の確保や、相談支援事業所等が関係機関と連携した相談支援体制の整備を行い、障がいのある人が地域で住み良い環境づくりを目指します。</p>	<p>(1) 生活環境及び相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、地域社会における居住の場であるグループホームの確保など生活環境の整備に努めるほか、関係機関と連携して、相談支援体制の充実に努めます。(行政) 行政や団体等は、長寿社会の進展の中、深刻さを増す「親なき後等の問題」解決に向け、必要な取組を行っていきます。(行政、団体等) 障がいのある人は、相談支援等を利用し、生活の向上を目指します。(障がいのある人)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
児童通所施設数	5カ所 (H27)	18カ所 (R2)	20カ所
グループホーム入居定員数	107人 (H27)	180人 (R2)	220人
障がい福祉サービス提供法人数	28法人 (H27)	35法人 (R2)	40法人

第8章

健康長寿と医療

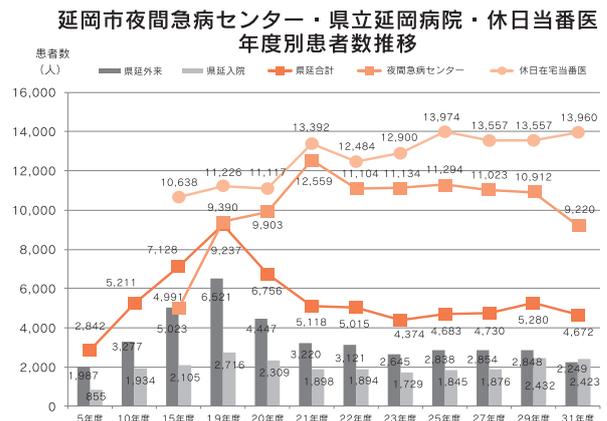
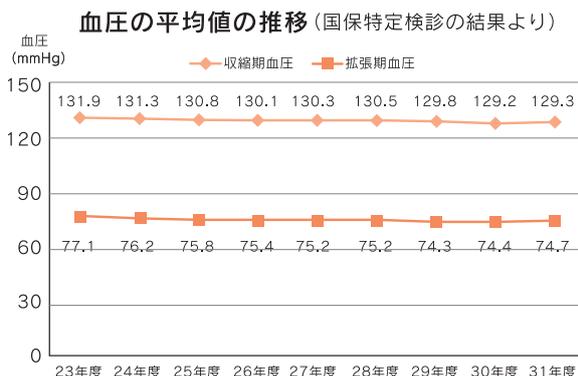
現状と課題

【1. 健康の保持増進、疾病予防と健康長寿施策の推進】

- 乳幼児健診については、疾病等の早期発見や発達の確認に加え、各種保健指導や食育、育児不安等への支援や子育ての応援、さらに継続した関係づくりの場となっています。
- 感染症対策については、個別接種が通年で実施可能な体制を整え、まん延防止と重症化予防に取り組むとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症の拡大防止に対応する必要があります。
- 健康診査やがん検診については、無料クーポン券の配布、休日検診や特定健診との同時実施等、受診率向上のための取組を行っていますが、受診率は低い現状です。
- 延岡市健康長寿推進市民会議が推進する「健康長寿のまちづくり市民運動」の運動や食事の取組により、血圧の平均値が減少しています。
- 「こころの健康」については、不調を訴える人やうつ病等の人が増加しています。こころの健康づくりの各種事業に取り組むとともに、相談窓口の周知、こころの健康づくりの研修会及び人材育成を行い、悩みを相談できる体制づくりに取り組んでいます。
- 「健康長寿のまちづくり」については、延岡市健康長寿推進市民会議等との連携により、推進員制度の導入やポイント事業の実施等、市民運動が広がっていますが、地区による温度差や働き盛りの世代等に対するアプローチの拡充が課題となっています。

【2. 医療体制の整備】

- 初期救急医療体制については、延岡市医師会や大学、医療圏域以外の医師の協力により延岡市夜間急病センター等の運営を行っています。
- 地域医療体制については、県立延岡病院の専門医不足を機に市内医療機関による消化管出血と脳梗塞疾患の救急体制の輪番制が始まって10年を超え、参加医が高齢化してきたことから医師や看護師等の負担も増えています。また、新規開業等に対し補助金を交付し医師確保を図っていますが、さらに医療者の高齢化や、島浦町をはじめとする遠隔地の地域医療体制の維持等の課題に取り組む必要があります。
- 啓発活動については、市民団体による適正受診の啓発も実施されており、中核医療機関を時間外に受診する軽症患者数は減少傾向にあり医療従事者の負担軽減が図られている現状です。
- 南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合、多くの医療機関が被災することが危惧されていることから、災害時の医療体制確保が課題となっております。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市独自でPCR検査を実施するとともに、さらなる医師確保策に取り組んでいます。今後も様々な感染症の流行を見据えた対策が求められています。





施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

**1.健康の保持増進、疾病予防と健康長寿
施策の推進**

健康寿命の延伸を目指し、幼少期からより良い生活習慣を形成するとともに、疾病の発症と重症化予防に努め、市民が自発的、継続的に健康づくりに取り組むまちを目指します。

(1) 生涯健康づくりの推進

・行政は、幼少期からのより良い生活習慣形成を促し、検診や健康相談・健康学習会等を充実し、生涯にわたる心と体の健康づくりへの支援を行います。さらに高齢者は日常生活における食習慣や健康づくりの活動が大事であることから、必要な事業の実施や意識啓発等にさらに努めます。加えて、国立循環器病研究センターとの包括協定を活用し、健康長寿に関する施策に取り組みます。市民は、健康への意識を高め、自発的、継続的な健康づくりに取り組みます。(行政・関係機関・市民)

(2) 発症予防と重症化予防

・行政は、生活習慣病の予防や検診等による疾病予防と早期発見を促進するとともに、感染症対策としてワクチン接種等を推進します。市民は、積極的に検診受診やワクチン接種等に努めます。(行政・市民)
・健康長寿推進市民会議は、今後も引き続き「毎月6日はのべおか減塩の日」を推進し、市民は、高血圧予防や、ロコモティブシンドロームの予防、糖尿病予防に取り組みます。(行政・関係団体・市民)

(3) 地域の絆でつくる健康なまち ▶戦略4

・行政は、地域や関係機関の連携を充実させながら「健康長寿のまちづくり」市民運動を支援するとともに、健康マイレージアプリにおいて日々のウォーキングや健康づくりの取組で貯めたポイントを地域のお店で使えるような仕組みの構築に取り組みます。また、「マイナンバーを活用し閲覧することのできる個人の健診履歴や服薬履歴等の健康情報」と「健康マイレージアプリ」の連携について、様々な角度から十分に検討します。(行政)
・健康長寿市民会議等は、市民運動の企画立案や推進に取り組み、元気な高齢者をはじめとする市民は、地域の活動や「*延岡方式」の介護予防に積極的に参加します。(行政・関係団体・市民)

2.医療体制の整備

急性期、回復期において、切れ目ない医療を提供する「地域完結型医療体制」を整備するために、必要な医療者の充足に取り組むとともに、初期救急医療体制の維持に努めます。

また、医療従事者に過重な負担を強いることなく医療が提供される環境を整備するため、小児医療の情報提供や電話相談等の活用を推進し、適正受診等の勧奨にも取り組みます。

さらに、災害発生時等の医療確保について、関係機関等と連携して体制構築に努めます。

(1) 初期救急医療体制の整備 ▶戦略3

・行政は、初期救急医療体制の維持に努めます。また、救急医療電話相談の活用や各種啓発を促進し、医療従事者の就業しやすい環境の整備に努めます。(行政)
・行政は、現在行っているアプリサービス(すくすくワクチン)等の活用により、乳幼児の健康維持と小児科医の負担軽減に努めます。(行政)

(2) 地域医療体制の整備 ▶戦略3

・行政は、中核医療機関の消化管出血や脳梗塞疾患等の専門医充足の要望活動や新規開業の推進施策、さらには既存医療機関の後継者確保、産科・小児科医数の維持に努めます。(行政)
・行政は、これまでの医師確保策に加え、紹介会社活用等による医師確保強化策に取り組みます。(行政)
・行政は、島浦町など遠隔地の医療体制の維持に引き続き努めます。(行政)
・本市に縁のある医師や医学生に地元での勤務等を促すための情報発信や、医療従事者を目指す中・高校生を対象にした講演会等の啓発に、県北地域を挙げて引き続き取り組みます。(行政・関係機関)
・市内の医療機関は、宮崎大学医学部の実習生を積極的に受け入れます。(医療機関)

(3) 情報共有と協働による市民啓発の強化 ▶戦略3

・市民は、地域医療への理解や適正受診に努めます。(市民)
・地域医療の厳しい状況に対する認識を市民や関係機関等と共有するとともに、市民団体との協働による啓発活動を行います。(行政・関係団体)

(4) 災害医療体制の整備

・大規模災害時の医療体制のあり方について、関係機関等と協議しながら必要な対応を順次行います。(行政・関係機関)

(5) 新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザ等感染症への対応

・新感染症等の発生状況等の情報を迅速に収集し、関係機関と連携しながら市民への正確な情報提供や検査体制支援など適切な対応を図ります。(行政・関係機関)
・市民は、日頃から新感染症等についての知識を深め、市が発信する情報を的確に分析し、自らの命を守るために冷静に行動します。(市民)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
健康に気をつけて行動している人の割合	75.5%(H27)	75.5% (R2)	80.0%
県立延岡病院の夜間・休日救急患者数(軽症)	2,838人(H25)	2,249人(R1)	2,250人

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
のべおか健康マイレージ事業の参加者数	248人(実証事業)	2,000人/年
小児科医数	計6人	計8人
すくすくワクチン登録世帯数	計3,095件(H27~)	計6,000件

* 延岡方式…元気な高齢者を増やしていくために、現場の声を取り入れながら、地域の実情に合わせた介護予防の仕組みを作っていくこと。

第9章

生活を支える制度

現状と課題

【1. 国民健康保険・後期高齢者医療】

- 国民健康保険については、被保険者が年々減少していく中、国民健康保険税の税収の減少や後期高齢者医療への支援金の増加等により、国民健康保険の財政状況は悪化していくことが危惧されています。
後期高齢者医療については、団塊の世代が75歳に到達し後期高齢者医療に加入することで、医療費総額が急激に増加し、被保険者や後期高齢者医療を支援している現役世代の負担が増えると見込まれています。
- 合併症を引き起こす生活習慣病を抱える人は依然として多く、特定健診をはじめとする保健事業により疾病の発症予防や重症化予防に取り組んでいますが、さらなる強化が求められています。
- 国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行すると、保健事業や介護予防の取組の主体が異なり継続的な支援ができていないため、事業を一体的に実施する必要があります。

【2. 将来に備える国民年金】

- 国民年金保険料納付率は、納付推進等の取組を強化したことにより増加傾向にありますが、無年金者及び低年金者を解消するためさらなる納付率の向上を目指して、年金事務所等との連携を強めながら継続して取り組んでいます。

【3. ひとり親家庭の支援】

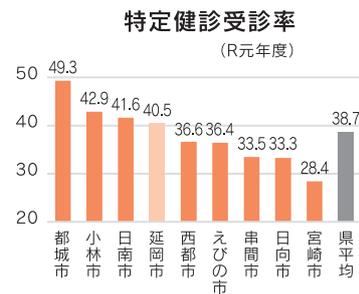
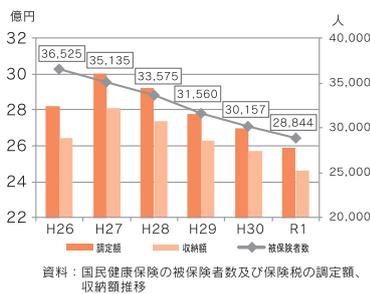
- ひとり親家庭の保護者は子育てに係る負担が大きくなりやすいことから、母子家庭や父子家庭の自立に向けた幅広い対応が課題となっています。
- 平成25年からは父子家庭も母子家庭等自立支援給付金事業の対象に加えられ、ひとり親家庭の自立を推進する取組を行っています。
- 「子どもの貧困対策に関する大綱」及び「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、平成29年度に策定した「のべおか子どもの豊かな未来応援プラン」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、貧困率が高いひとり親家庭への教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援に取り組むとともに、ひとり親による子育て負担の軽減を図るため、婚活支援についても行っていく必要があります。

【4. 生活困窮者自立支援・生活保護】

- 生活困窮者への相談支援については、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の協力を得ながら行われてきています。また、自立の促進を図るため様々な制度や機関と連携した包括的な支援体制づくりを行っています。
- 生活保護の受給世帯数、受給人員については、平成26年度以降はほぼ横ばいで推移しています。また、高齢化により生活保護を受給する高齢者世帯数が増加しています。

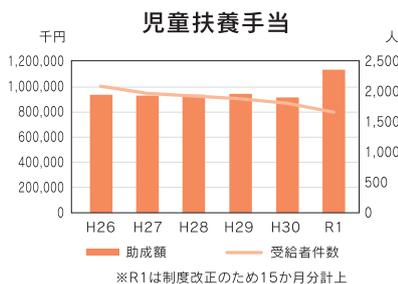
【5. 生活相談】

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、これまで以上に、市民や事業所からの生活に関する相談が増えており、関係機関と連携しながら、様々な支援を行っていく必要があります。



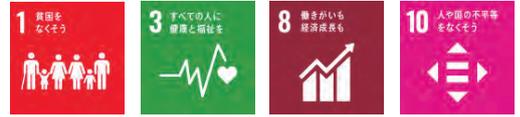
国民年金の被保険者数及び納付率

年度	第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	計	国民年金保険料納付率 (%)
H25	16,810	255	7,396	24,461	56.1
H26	15,856	239	7,147	23,242	58.9
H27	15,062	235	6,887	22,184	59.5
H28	13,995	227	6,560	20,782	62.4
H29	12,954	207	6,331	19,492	63.7
H30	12,398	184	5,949	18,531	66.3



世帯数・人員・保護率の年次推移





施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1.国民健康保険・後期高齢者医療
 国からの財政支援をさらに確保することにより国民健康保険の安定運営を維持します。
 また、市民の健康増進を図るため、保健事業の充実・強化により健康寿命の延伸を目指します。

(1) 安心医療の拠り所となる国民健康保険・後期高齢者医療
 ・行政は、医師会等との連携のもと、特定健診の結果やレセプト等に基づき、慢性腎臓病・糖尿病重症化予防等の保健事業に取り組むことで、被保険者の健康維持・増進を支援するとともに、医療費の適正化を図ります。(行政)
 ・被保険者は、特定健診を受診し、生活習慣病の予防に取り組みます。(被保険者)
 ・行政は、後期高齢者医療広域連合や関係各課等と連携し、国民健康保険世代から継続した保健事業に取り組むとともに、介護予防事業にも取り組みます。(行政)

2.将来に備える国民年金
 年金制度が正しく理解され、信頼されることにより、年金受給権が確保され、無年金者のいない社会を目指します。

(1) 年金受給権の確保
 ・行政は、年金事務所等との連携・協力を強化して、保険料納付率の向上を図ります。(行政)
 ・被保険者は、国民年金制度の意義や内容を正しく理解し、保険料を納付します。(被保険者)

3.ひとり親家庭の支援
 就業支援の充実を図るとともに、ひとり親家庭からの相談及び情報提供や求職活動の支援等を通して、ひとり親家庭の自立と安定を目指します。

(1) 自立と安定を目指したひとり親家庭の支援
 ・行政は、地域や関係機関等と連携しながら、相談機能や情報提供の充実を図るとともに、生活支援や就業支援の推進に努めます。(行政)
 ・ひとり親家庭の母親・父親は、支援給付金事業や相談等を通して自立に努めます。(ひとり親家庭の保護者)
 ・行政は、ひとり親家庭も含め出会いの機会の創出による婚活支援に取り組みます。(行政)

4.生活困窮者自立支援・生活保護
 生活困窮者に対する相談支援機能を充実し、生活困窮状態からの早期自立を支援します。
 また、包括的な支援体制のもと生活困窮者の早期把握や見守りに取り組みます。
 生活保護制度の適正実施に努めるとともに、関係機関と連携し他法・他施策の活用に努め、生活保護受給者の自立を支援します。

(1) 生活困窮者への自立支援
 ・生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析してそのニーズに応じた自立支援計画を策定し、計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を実施します。(行政)
(2) 生活保護の適正実施
 ・行政は、生活保護受給者の最低限度の生活を保障しながら、ハローワーク等関係機関と連携し自立を支援します。また、生活習慣病の重症化を予防するための健康管理支援や頻回受診の是正など医療費の適正化を図るとともに不正受給防止に努めます。(行政・関係機関)
 ・生活保護受給者は、制度の趣旨に基づき自立を目指します。(生活保護受給者)

5.相談等に対するきめ細かな相談対応
 生活に関する市民からの様々な相談に対し、各種支援制度について関係機関と連携し、個別ケースに寄り添った、きめ細かな対応を目指します。

(1) 生活を支えるための相談支援
 ・年中無休の「なんでも総合相談センター」において、生活に関する様々な相談に対応するとともに、多角的な支援が必要なケースに対応するため関係機関とのネットワークを強化していきます。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
特定健診の受診率	32.5% (H26)	40.5%(R1)	43.3%
特定保健指導の実施率	42.6% (H25)	47.8% (H30)	51.4%
国民年金保険料納付率	56.1% (H25)	67.8% (R1)	73.0%

第3部 安心・安全な暮らしを支える地域づくり

第10章

公共交通（日常的な移動手段の確保）

現状と課題

【1. 市街地エリアのバスネットワーク整備】

- 市内では路線バスが50路線運行されていますが、人口減少と自家用車の普及が進んだことによって乗客数は減少が続いており、市民の移動ニーズにあった路線への再編や継続的な利用促進の取組による路線の維持・確保が必要です。
- 中心市街地では宮崎交通と市が共同でまちなか循環バスを月～土曜日に1日16便運行し、市民の利用が多い病院や大型商業施設及び公共施設等を結ぶことで、市中心部の回遊性を高めながらまちのにぎわいづくりも図っています。また、1周1時間以内で毎時同じ時刻にバス停を通過するわかりやすいダイヤと循環するわかりやすい路線が市民に認知されており、今後他のエリアでの新たな循環バスの運行が期待されています。
- 商業施設・医療施設・行政施設等が集積した地区が市街地に満遍なく立地しており、公共交通の路線が広範に必要な状態です。既存路線は交通事業者が長い期間をかけて、市街地を中心とした放射状ネットワークを形成してきたものであり、南北方向の移動に比べて、東西方向への移動に対応しづらいものとなっています。また、延岡駅～南延岡駅の区間では郊外部から市街地に入り込む路線が集中しており、時間帯によっては運行間隔が狭く非効率なダイヤがあります。そのため、市街地へのアクセスと市街地内での回遊性を支えるサービスが必要です。
- 長らく公共交通の利用から離れていた高齢者の中には、公共交通の利用の仕方がわからないために利用を控えている方がおり、これまでも実施してきている高齢者向けのバスの乗り方教室や地域包括支援センター等と連携したお出かけ企画など、利用のきっかけづくりを継続的に実施していくことが必要です。
- 市街地の外縁部等に点在している交通空白地等において、地域住民が主体となって移動手段を構築することは、地域の交通課題を解決する方法として効果的ですが、地域内における合意形成が難しいため、地域住民の積極的な関与と行政の支援が必要です。また、令和元年度に市内で実証運行に使用したグリーンスローモビリティは、環境に優しいことや小型で低速走行という特徴から狭隘な生活道路においても安全に運行できる等の利点がある一方、一般車両との速度差が大きいことや快適性の低い車両であること等の弱点もあるため、地域の状況に応じて導入を検討する必要があります。
- 中心市街地にはシェアサイクルが導入されており、路線バス乗降前後の目的地への移動手段として、公共交通を補う効果をより高めるためには、連携して利用促進に取り組むことが必要です。

【2. 中山間地域のバスネットワーク整備】

- 3北地域を中心に20路線のコミュニティバスや乗合タクシーを運行しており、近くに商店や病院がない地域から3北地域の中心部やバス路線までをつなぐ移動手段を確保していますが、利用者数は減少傾向です。そのため、運行経費を賄い路線の生産性を高める方法として、コミュニティバスでの貨客混載が1路線で導入されており、その他の路線においても導入の検討が必要です。
- 中山間地域は、市街地に比べて高い高齢化率となっており、長寿社会の暮らしを支えていくための公共交通サービスを維持・確保していくためにも、コミュニティバスや乗合タクシー以外の移動手段として、スクールバスへの住民混乗や地域の方がドライバー役を担う形の移動手段の活用についても検討が必要です。

バスの利用者数

年間の乗車人数(人)

年度	路線バス	コミュニティバス 乗合タクシー	まちなか循環バス	合計
H28	818,790	15,561	47,980	882,331
H29	780,200	14,028	47,707	841,935
H30	720,151	13,712	48,484	782,347

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1.市街地エリアのバスネットワーク整備

人口減少と自家用車の普及が進んだことによって、公共交通利用者は減少が続けていますが、交通事業と行政だけでなく、市民団体など多様な主体とも連携しつつ、高齢化社会を迎え、運転免許証を返納しても公共交通を利用した生活ができるバスネットワークの整備に取り組んでいきます。

- (1) **幹線交通・支線交通の維持と確保**
 - ・行政と交通事業者は、幹線や支線など、各路線の役割に応じた運行サービスの維持と確保を図っていきます。(行政・交通事業者)
 - ・市民は、積極的に路線バスの利用に努めます。(市民)
- (2) **居住者の生活行動実態に応じた市街地運行路線の再編 ▶戦略4**
 - ・行政と交通事業者は、アクセスしやすい移動環境の実現に向け、まちなか循環バスの新路線の導入も含め、居住地と病院や商業施設等を結ぶ市街地路線の再編に取り組みます。(行政・交通事業者)
 - ・行政と交通事業者は、東京大学との連携等により AI 等を用いた実証実験に取り組み、バス交通の*DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進します。(行政・交通事業者・大学等)
- (3) **関係者との連携を通じた利用促進企画の推進**
 - ・行政と交通事業者は、情報発信や利用促進施策の実施に取り組むとともに、地域包括支援センターや商工関係者と連携した利用促進施策にも取り組みます。(行政・交通事業者)
 - ・市民は、積極的に利用促進施策に参加します。(市民)
- (4) **市民が主体となって運行する移動手段の構築**
 - ・市民は、自らが主体となって運行する移動手段の構築に取り組みます。(市民)
 - ・行政は、主体となって移動手段を構築する市民団体に対し、先進事例やグリーンスローモビリティ等、地域にあった情報提供に取り組むとともに、相談対応や財政的な支援に取り組みます。(行政)
 - ・交通事業者は、地域からの移動手段構築に関する相談に積極的に関与します。(交通事業者)
- (5) **乗り場環境の整備**
 - ・行政と交通事業者は、市民ニーズの高い乗り場へのデジタルサイネージの設置など、待合環境の充実に取り組みます。(行政・交通事業者)
 - ・バス停付近の公共施設や商業施設での待合環境の提供協力に取り組みます。(関係団体)
 - ・行政は、交通事業者や商業施設等と連携し、バスの待合所自体にもぎわい・交流の場としていくことも検討します。(行政・交通事業者・商業施設等)
- (6) **市街地内エリア制運賃の導入検討**
 - ・行政と交通事業者は、利用者にとってわかりやすい運賃体系を目指し、市街地内エリア制運賃の導入を検討します。(行政・交通事業者)
- (7) **シェアサイクルと路線バスの連携**
 - ・行政と交通事業者及びシェアサイクル事業者は、路線バスの乗降前後の移動手段として、シェアサイクルとの連携を検討します。(行政・関係団体)

2.中山間地域のバスネットワーク整備

路線バスが運行していない地域に運行しているコミュニティバスや乗合タクシーの路線を維持・確保するため、継続的にダイヤや路線の見直しに取り組んでいきます。

また、スクールバスへの住民混乗等、コミュニティバスや乗合タクシー以外の方法での移動手段の確保についても検討します。

- (1) **乗合タクシー等の持続性を高めるための運行形態の見直し ▶戦略4**
 - ・座談会等を通じて継続的に運行ダイヤや路線の見直しに取り組みます。(行政)
- (2) **スクールバス住民混乗の検討 ▶戦略4**
 - ・学校・保護者・地域の意見を基にスクールバス住民混乗を進めます。(行政)
- (3) **市民が主体となって運行する移動手段の構築 ▶戦略4**
 - ・市民は、自らが主体となって運行する移動手段の構築に取り組みます。(市民)
 - ・行政は、主体となって移動手段を構築する市民団体に対し、先進事例やグリーンスローモビリティ等、地域にあった情報提供に取り組むとともに、相談対応や財政的な支援に取り組みます。(行政)
 - ・交通事業者は、地域からの移動手段構築に関する相談に積極的に関与します。(交通事業者)
- (4) **乗合タクシーでの貨客混載**
 - ・乗合タクシーでの貨客混載実施を推進します。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
路線バス、まちなか循環バスの利用者数	—	769,000 人(H30)	806,000 人
市民が主体となって運行する移動手段数	—	2 団体 (R2)	6 団体
乗り場環境の改善数	—	2 カ所 (R2)	18 カ所以上

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
コミュニティバス、スクールバス住民混乗、地域住民主導の移動手段の合計利用者数	12,726 人/年	15,000 人/年
データ分析等に基づくバス路線実証運行エリア	—	5 年間に 8 中学校区

*DX(デジタルトランスフォーメーション)…データやデジタル技術を活用し人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

第4部

一人ひとりを大切に育む人づくり

第1章 一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育

第1節 教育内容の充実

第2節 教育環境の整備

第2章 青少年の人間力育成

第3章 すべての世代の向上心を大切にする生涯学習・社会教育

第1節 生涯学習・社会教育

第2節 図書館サービスの充実

第4章 豊かな心あふれる文化都市づくり

第5章 スポーツ・レクリエーションのさらなる推進

第6章 男女共同参画社会づくり

第7章 すべての市民の人権が尊重されるまちづくり



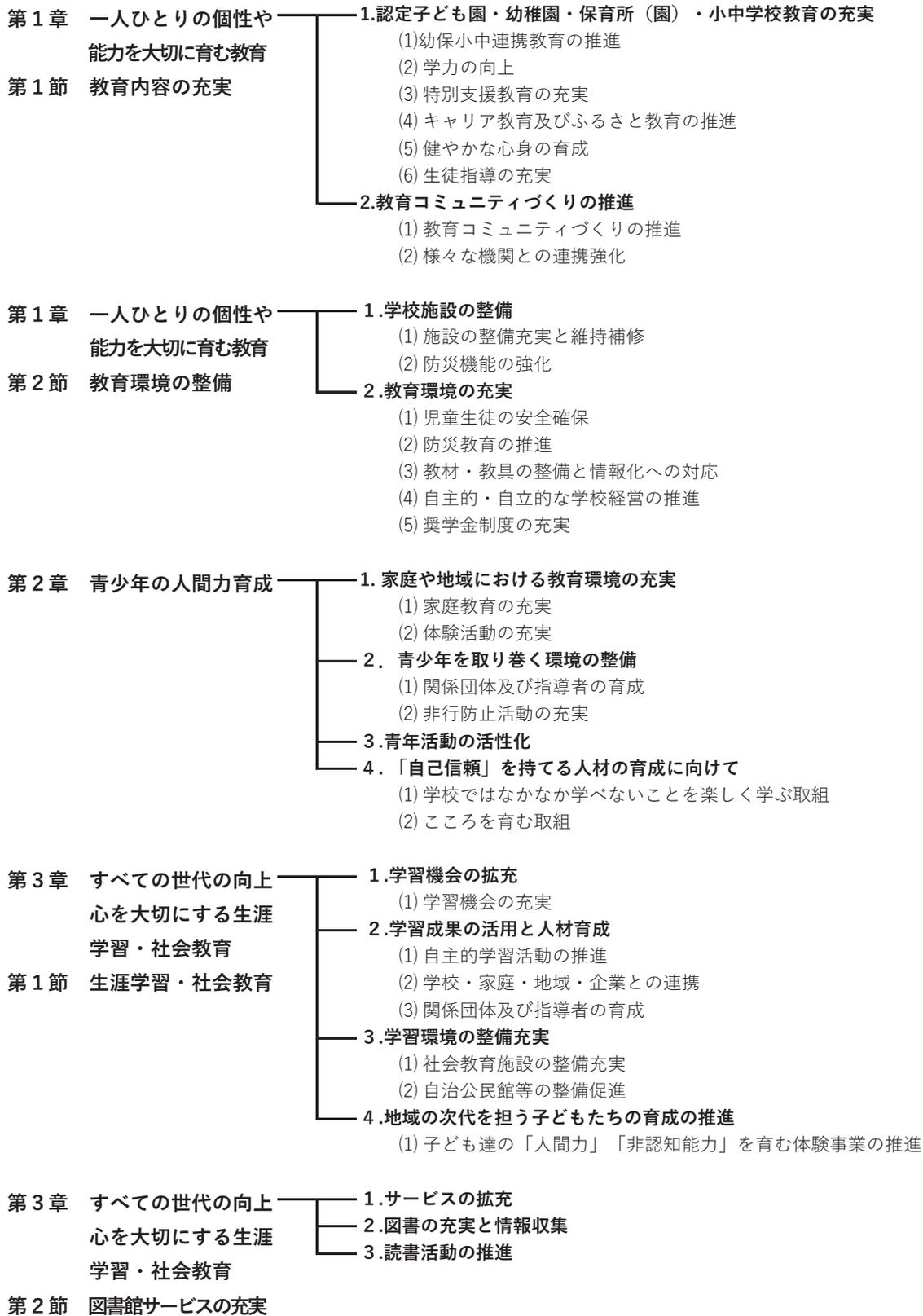
プログラミング教室



イングリッシュキャンプ

(仮称)延岡こども未来創造機構スタートアップ事業

体系図



- 第4章 豊かな心あふれる文化都市づくり
- 1.文化活動の拡充
 - (1)文化活動の充実
 - 2.文化団体等の育成
 - 3.文化施設の整備
- 第5章 スポーツ・レクリエーションのさらなる推進
- 1.施設の整備充実
 - 2.生涯スポーツの振興
 - 3.指導者等の育成や競技力の向上
 - (1)指導者等の育成や競技力の向上
 - (2)競技人口の拡大や競技力の向上
- 第6章 男女共同参画社会づくり
- 1.男女共同参画の推進
 - (1)男女の人権の尊重
 - (2)固定的性別役割分担意識の解消
 - (3)政策等の立案及び決定への共同参画
 - (4)地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画
 - 2.男女の仕事と生活の調和
 - (1)仕事と家庭の両立支援
 - (2)男性にとっての男女共同参画
 - 3.女性の健康と福祉の充実
 - (1)生涯を通じた女性の健康支援
- 第7章 すべての市民の人権が尊重されるまちづくり
- 1.あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進
 - (1)就学前・学校教育における人権教育・啓発
 - (2)生涯学習における人権教育・啓発
 - (3)地域や職場における人権啓発
 - 2.人権問題への積極的な対応
 - 3.人権擁護の促進

第1章

一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育

第1節 教育内容の充実

現状と課題

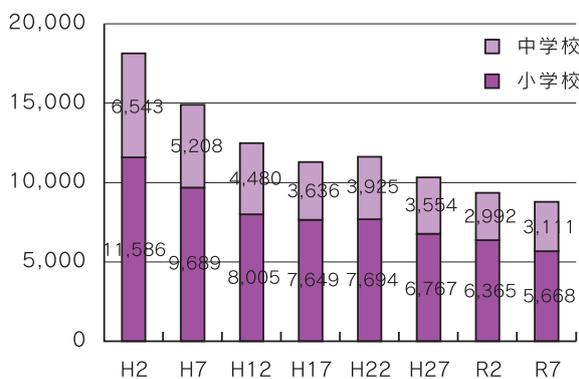
【1. 認定こども園・幼稚園・保育所（園）、小中学校教育の充実】

- 認定こども園・幼稚園・保育所（園）と小学校は、系統性と連続性のある一貫した教育・保育の推進を目的とした、就学前の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を行う取組を行っております。
- 学力調査の結果から、本市の児童生徒のさらなる学力の向上が求められています。また、すべての児童生徒の自己肯定感を育みながら一人ひとりの能力や適性に応じた学習をさらに推進する必要があります。
- 小中学校が中学校区ごとに連携し、学習内容の確実な定着を進める等、系統性と連続性のある教育活動を推進していくことが求められています。併せて、工都延岡の特性を活かした理数教育の充実を図る取組を行っております。
- これからの時代を担う子どもたちに特に求められる新しい価値を創出する力、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのコミュニケーション能力、豊かな感性や優しさ、思いやり等を身に付けさせる必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもたちの状況を的確に把握し、一人ひとりの教育的ニーズに基づいた適切な支援が必要です。学校内では、特別支援教育コーディネーターが中心となり、関係機関や家庭との連携によって指導・支援の充実を図る必要があります。
- キャリア教育は、子どもたちが様々な体験をし、多くの人とふれあうことを通して、自分の生き方について考えることができるように進めていく必要があります。また、延岡を知り、延岡を愛し、延岡の未来について考えるふるさと教育を、小中学校9年間において、計画的・系統的に推進する取組を行っております。
- 子どもの発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、学校の教育活動全体を通して、豊かな心を育むとともに人権について正しい知識を身に付け、人間としての生き方や人権を尊重する意識・態度を育成し、実践力を養う必要があります。
- 子ども一人ひとりが正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるように、小中学校9年間を通した「食育」を推進する必要があります。
- いじめ問題とともに、喫緊の課題である不登校や問題行動について、家庭・地域・関係機関と連携した組織的な生徒指導を推進していく取組を行っております。

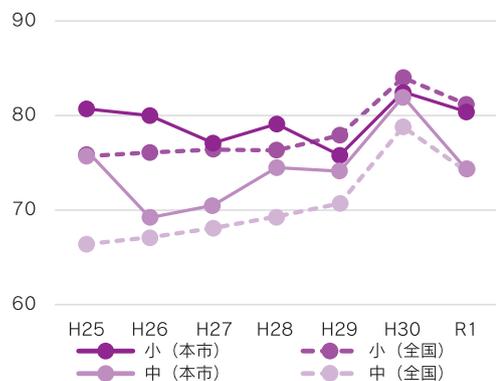
【2. 教育コミュニティづくりの推進】

- これからの時代を担う子どもたちには、社会の変化を乗り越え、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力を身に付けることが大切です。そのためには学校だけではなく、積極的に家庭・地域と連携・協働しながら教育活動を行うことが必要です。

児童・生徒数の推移



「自分には良いところがある」と思う児童生徒の割合





施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 認定子ども園・幼稚園・保育所 (園) ・小中学校教育の充実

就学前教育、小中学校9年間の義務教育において、系統性と連続性のある一貫した教育に取り組みます。また、子どもや地域の実態に即した教育を目指すとともに、今後、指導方法の工夫（主体的・対話的で深い学び）やICT及びIoTやAIを活用した教育に取り組みます。併せて、OJTやメンターチームの活性化、大学との連携等を工夫し、教職員全体の資質向上を目指します。

ふるさと教育の実施に当たっては、延岡のよさや素晴らしさを教えるとともに、地域教育力の活用、地域への貢献、地域行事への参画や子どもの視点から地域課題に取り組む等、地域を意識した教育活動を充実させ、ふるさと延岡に誇りを持てるような教育の充実を目指します。

(1) 幼保小中連携教育の推進

・学校・行政は、認定子ども園・幼稚園・保育所（園）と小学校の連携、小学校と中学校の連携の充実により一貫した教育を推進します。（学校・行政）

(2) 学力の向上 ▶戦略2

・学校は、学力調査の結果分析に基づいた指導内容の重点化や大学等と連携した授業づくりを通して*「主体的・対話的で深い学び」の実現を行い、確かな学力の定着に努めます。また、陰山メソッド等を引き続き進めるとともに、学力の向上に効果のある取組を検討していきます。さらに、自分の考えを、根拠を基にして自分の言葉で論理的に表現する力である論述力の育成にも努めていきます。（学校）

・学校・市民はICT及びIoTやAIを学校や家庭で正しく活用し、*個別最適化学習や遠隔交流授業の実施により、基礎学力や表現力、発信力等の定着に努めます。（学校・市民）

・学校の図書の実践や読書に親しむ環境の整備を通して、一人ひとりの読書量を増やし、思考力や読解力の向上に努めます。（学校）

(3) 特別支援教育の充実

・学校・行政は、一人ひとりの障がいの状況を的確に把握し、教育的ニーズに基づいた支援や連携を図る等、特別支援教育の充実に努めます。（学校・行政）

(4) キャリア教育及びふるさと教育の推進 ▶戦略2

・学校・行政は、地域の教育力を積極的に活用し、キャリア教育やふるさと教育の充実に努めます。また、教職員の意識づくりにも努めます。（学校・行政）

・ふるさと延岡の素晴らしさについて学ぶことができるよう、様々な分野で活躍している市民や企業が、学校や事業所等で講話を実施します。（市民・企業）

(5) 健やかな心身の育成

・学校は、教育活動全体を通して道徳性の育成に努めるとともに、人権を尊重する意識や態度・実践力を養うことに努めます。また、一人ひとりの実態に応じた体力向上に努めます。併せて、家庭や関係機関等との連携を図りながら、「食育」の推進を図るとともに、子どもの心身の健康管理に努めます。（学校）

(6) 生徒指導の充実 ▶戦略2

・学校は、家庭・地域・関係機関と連携しながら、一人ひとりに応じた生徒指導の充実に努め、いじめや不登校、問題行動の解決や未然防止についてICTを活用しながら組織的に対応します。また、行政は、適応指導教室の充実や必要な学校への指導員の配置等を行い、生徒指導の充実に努めます。（学校・行政）

2. 教育コミュニティづくりの推進

子どもたちに「生きる力」を育成するために、様々な教育活動において、保護者や地域の方々と連携・協働しながら、特色ある学校づくりに取り組むとともに、学校を核とした教育コミュニティづくりに取り組みます。

(1) 教育コミュニティづくりの推進 ▶戦略2

・学校は、コミュニティ・スクールを導入することにより、学校・家庭・地域の協働体制が継続的に確立されていくように、家庭や地域住民に対して、学校の教育目標や経営方針、教育的課題や達成状況等について説明するだけでなく、これまでの土曜授業で得られた成果を活かしながら、子どもたちをどのように育てていくのか、そのためには学校・保護者・地域のそれぞれが何をしていくのか等について熟議・協働ができる機会を設けていきます。（学校）

(2) 様々な機関との連携強化

・キャリア教育支援センター、企業、（仮称）延岡子ども未来創造機構など様々な機関との連携を通して、自然体験や*プレーパーク的な体験機会の提供も含めて「生きる力」の育成に努めます。（関係団体・企業・行政）

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
講師派遣事業の実施回数(地元企業からの学び)	25回 (H26)	24回 (R1)	27回
コミュニティ・スクール導入校数	0校 (H26)	モデル校4校 (R1)	42校
「自分には、良いところがある」と回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査結果)	-	小: 80.4% (R1) 中: 74.3% (R1)	小: 83% 中: 80%

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
ふるさと教育授業回数	72回/年	80回/年
「のべおかはげまし隊」の活動回数	13,148回/年	14,000回/年

*ICT…コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報コミュニケーション技術。
 *IoT…従来インターネットに接続されていなかった様々なモノがネットワークを通じて相互に情報交換をする仕組み。
 *主体的対話的で深い学び…児童生徒が自ら意欲的に、様々な人等と対話を通して解決策を考えたり思いや考えを基に創造したりする学習。
 *個別最適化学習…一人ひとりの理解状況や能力・適正に合わせ、多様な子どもたちが誰一人取り残されることがないようにする学び。
 *プレーパーク…子どもたちが想像力を働かせて自ら遊びを創ることができ、自主性や冒険心を育むような遊び場。

第1章

一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育

第2節 教育環境の整備

現状と課題

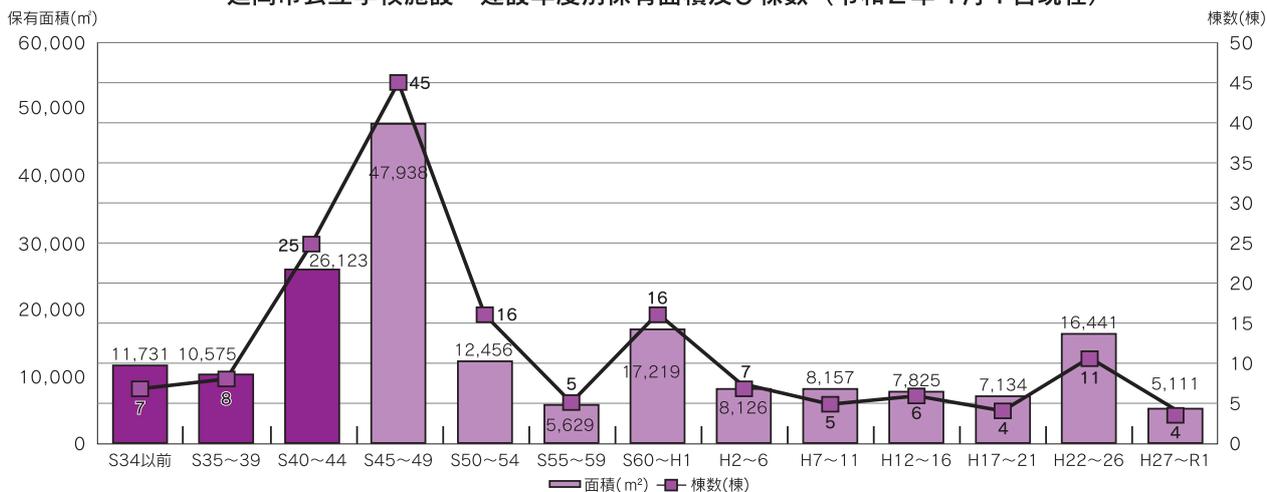
【1. 学校施設の整備】

- 学校施設の多くは、老朽化が進んでおり、補修や修繕に加え、老朽化の著しいものは建て替えや大規模な改修に年次的に取り組む等、良好で環境に配慮した教育環境の整備に努める必要があります。
- 学校施設は学校教育に用いられるだけでなく、災害等の緊急時には避難場所の役割を担うこともあることから、防災機能の強化など安全面への配慮とともに、地域にも使いやすい施設として整備を進めていく必要があります。

【2. 教育環境の充実】

- 不審者等による声かけ事案等の危険から、登下校時の児童生徒を守るためには、各学校における非常時訓練等の充実を図り、児童生徒自身に危険から身を守る能力を身につけさせる取組を行っております。また、地域ボランティアの協力体制づくり及び情報伝達手段の整備・活用の充実に取り組んでいます。
- 小・中9年間を通して、発達段階に応じた防災教育を行っています。各学校に応じた避難訓練を行うことで、児童生徒の防災意識を高める取組を行っております。
- 児童生徒の学びを確かなものにするためには、学習に有効な教材・教具を整備する必要があります。また、これからの*Society5.0（超スマート社会）の実現に向けて、一人ひとりに応じた個別最適化学習にふさわしいICT教育環境の整備を図るとともに、教員に向けた研修会を実施し、ICT及びIoTやAIを効果的に活用する指導方法の工夫改善を行う必要があります。
- 児童生徒数の減少が進む中で、地域の実情等を勘案しながら、適正な学校規模による教育活動の充実や義務教育学校への転換等により、市全体が学びの場である雰囲気づくりを進める必要があります。
- （公財）延岡市育英会は意欲と能力のある生徒・学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、奨学金事業の充実に努めています。一方で、本育英会は奨学生からの返還金を主な原資として運営しているため、返還金の回収強化が課題となっています。

延岡市公立学校施設 建設年度別保有面積及び棟数（令和2年4月1日現在）



* Society5.0…AI と IoT を基礎として産業革命に匹敵する変革を実現しようとする政府の提言。

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 学校施設の整備

良好で環境に配慮した教育環境を整備するため、学校施設長寿命化計画に基づく建て替えや大規模な改修に取り組むとともに、必要に応じた補修・修繕に取り組みます。また、施設の外壁・建具・ガラス等の非構造部材の落下防止対策も併せて進めることで、より安全で安心な教育環境の構築に取り組みます。

(1) 施設の整備充実と維持補修

- ・行政は、学校施設長寿命化計画に基づく学校施設の建て替えや大規模な改修を実施するとともに、必要性に応じた補修・修繕を実施します。(行政)
- ・事業者はボランティア活動の実施により、学校施設環境の向上を図ります。(事業者)

(2) 防災機能の強化

- ・学校施設の外壁・建具・ガラス等、非構造部材の落下防止対策を進め、安全で安心な学校施設を整備します。(行政)

2. 教育環境の充実

各学校における防災教育を通して、防災・減災に向けた取組を行い、児童生徒の安全環境を整えることができるように、点検結果を反映した整備に取り組みます。また、学習や校務に必要な教材・教具・備品の整備を、計画的に取り組みます。

経済的理由により修学が困難な生徒・学生に学資を貸与することにより、安心して学べる環境の確保を目指すとともに、公益財団法人として奨学金の適正な運用に取り組みます。

(1) 児童生徒の安全確保

- ・学校・行政は、学校におけるさらなる安全教育の充実に努めます。家庭や地域、関係機関と連携した通学路交通安全プログラムの策定、学校安全ボランティア制度や安全管理体制の充実及び緊急時の情報伝達手段の整備・活用を図ります。(学校・行政)
- ・市民は、各小中学校において、児童生徒の安全な通学のために高齢者ボランティアを中心とした「学校安全ボランティア(見守り隊)」に協力する等、児童生徒の登下校の安全確保に取り組みます。(市民)

(2) 防災教育の推進

- ・学校は、「自らの危険を予測し、回避する能力を高める」防災教育を小・中9年間を通して、発達段階に応じて継続的に推進します。また、避難訓練を確実に実施します。(学校)

(3) 教材・教具の整備と情報化への対応

- ・行政は、児童生徒の学力向上とコミュニケーション能力の向上を目指すために、一人一台PCの効果的な活用やその他のICT及びIoTやAIを活用した教育の推進に努めます。(行政)
- ・併せて、教材・教具の整備充実を図るとともに、それらを活用し、プログラミング教育や体験的・活動的な学習のさらなる推進を図ります。(行政)

(4) 自主的・自立的な学校経営の推進

- ・地域と共にある学校づくりを推進するため、新たな学校組織マネジメントやリスクマネジメントの充実の側面から、管理職のみならず、ミドルリーダーへの効果的なマネジメント研修を大学等と連携して実践します。また、民間との人事交流及び校務支援システムの導入や効果的な運用の支援を行い、教員の働き方改革を推進し、学校が地域と協働で教育的課題の解決に向かうことができるよう支援します。(行政)

(5) 奨学金制度の充実

- ・(公財)延岡市育英会の充実・活用を図るため、様々な機会を捉えて各種育英会制度を含めた周知・広報に努めます。(行政・学校)
- ・行政は奨学金の寄付募集を行うとともに、奨学金の適正な運用に努めます。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
学校安全ボランティア登録者(累計)	950人 (H26)	697人 (R1)	700人
市民アンケートにおける「小中学校教育の充実・教育環境の整備」の満足度	68.6% (H26)	—	70.0%

第2章

青少年の人間力育成

現状と課題

【1. 家庭や地域における教育環境の充実】

- 少子高齢化の進行や家族形態、働き方やライフスタイルの多様化等に伴い、家庭の教育力の低下が指摘されています。そのような中、保護者に子育てに関する情報の提供や学習する機会を提供するため、家庭教育学級開設の支援や「月に一度は家庭の日」の啓発活動に取り組んでいます。
- 子どもの成育にとって重要な環境の一つである地域社会における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。地域や学校と、PTA 連絡協議会や子ども会育成連絡協議会等の社会教育関係団体が連携し、「地域の子どもたちは地域で守り育てる」という意識の醸成が必要です。
- 少子化やゲーム機やスマホ等の電子メディアの普及、安全な遊び場所の減少により、異年齢の子どもたちが外で一緒に遊ぶ機会が少なくなっています。子どもたちの社会性や生きる力を育むために、様々な体験活動を実施していますが、より一層、地域の人々が積極的に参画し、体験活動等にチャレンジできる機会を創出していくことが求められています。

【2. 青少年を取り巻く環境の整備】

- 情報化社会の進展、特に SNS 等のソーシャルメディアの発達により、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い、問題行動も複雑多様化し、表出しにくい非行や犯罪、学校内のいじめ等が起っています。
- 学校、家庭、地域が一体となって青少年を見守る体制を構築し、非行や犯罪に巻き込まれない環境の整備が求められています。

【3. 青年活動の活性化】

- 少子高齢化や人口の減少、価値観の多様化により、かつて地域づくりの中心的役割を担った青年は地域との関わりを持つ機会が少なくなっています。青年層の活躍の場を新たに創出し、将来の延岡市を担う青年層の人材発掘、育成が課題となっています。

【4. 「自己信頼」を持てる人材の育成に向けて】

- 教育においては、これまで「学校」「家庭」「地域」の3者が連携・協力し、それぞれの役割を担っていますが、急速な社会の変化とともに、教育に対するニーズが多様化しており、この3者だけでは担いきれない課題も存在していると考えられることから、この状況を打開するため、新たに第4の存在が必要となっております。



地域づくりサークル「わかあゆ」清掃活動



インリーダー研修の様子



STEMワークショップの様子



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 家庭や地域における教育環境の充実

地域や学校、社会教育関係団体と連携し、「子育て・親育ち」を応援する学びの機会を提供します。また、子どもの社会性や「生きる力」を育む体験活動も継続的に実施、内容の拡充を図ります。

(1) 家庭教育の充実

- ・行政は地域や学校と連携し、健全な家庭や子どもを育てるために、保護者の不安や悩みを共有して「子育て・親育ち」に関する学習の質を高め、機会をより多く提供できるように取り組みます。(行政)
- ・家庭は、「早寝、早起き、朝ごはん」や「家庭の日」を通して、家族のふれあいの時間を多く作ることに努めます。また、学習の機会に積極的に参加し子育て世代と交流することで子育てに関する情報を共有し、学習を深めます。(市民)

(2) 体験活動の充実

- ・学校や地域、社会教育関係団体との連携により、延岡の特性や人材を活かした自然体験活動や社会体験活動を実施し、子どもたちの社会性や「生きる力」、郷土愛を育みます。(行政)

2. 青少年を取り巻く環境の整備

青少年指導員等による青少年の見守り活動を充実させていくとともに指導員の担い手を発掘します。また、学校、家庭、地域、関係機関等が相互に連携し、社会の変化に柔軟に対応しながら、非行防止に組織的に取り組む体制を構築します。

(1) 関係団体及び指導者の育成

- ・指導者や関係機関との情報交換を通して、新たな人材を発掘するとともに、様々な研修会により指導者の育成に取り組みます(行政)

(2) 非行防止活動の充実

- ・行政は、青少年育成センターを拠点とし、学校や地域、関係団体、関係機関と連携しながら青少年指導員等がより良い見守り活動ができるような環境づくりに努め、青少年健全育成に取り組みます。(行政)
- ・市民は地域の子どもの見守り活動や体験活動、関連団体の見守り活動等に積極的にに関わり、青少年の健全育成に取り組みます。(市民)
- ・行政と地域は連携して、青少年健全育成の取組状況や、非行防止のために役立つ情報を、SNS等の多様な媒体を活用して、適切に発信します。(行政・市民)

3. 青年活動の活性化

青年の活動を支援するために活躍の場を創出することで、青年の地域貢献の意識を高め、将来の延岡を担う人材の育成を目指します。

(1) 青年活動の活性化

- ・行政は青年活動を支援するために、必要な情報を収集し、青年の活動の場を創出することで、地域貢献の意識を高め、併せて郷土愛を醸成します。(行政)
- ・青年団体は、地域貢献活動や青年の交流活動等を通して、地域の担い手となる人材の育成や新たな青年の仲間づくりに取り組みます。(関係団体)

4. 「自己信頼」を持てる人材の育成に向けて

「学校」「家庭」「地域」だけでは担いきれない課題を解決するための第4の存在として「(仮称)延岡子ども未来創造機構」を創設し、これまでご尽力いただいている関係団体、そして「学校」「家庭」「地域」と連携しながら、「知力」「体力」「人間力」を育む取組を進めるとともに、「学校」「家庭」「地域」をサポートする新たな仕組みの構築や様々な課題の解決に向けての取組を進め、人づくりを通じた地域の活性化を図ります。

(1) 学校ではなかなか学べないことを楽しく学ぶ取組 ▶戦略2

- ・行政(機構)は、「学校」「家庭」「地域」と連携しながら、学校では実施していない*STEMワークショップやイングリッシュキャンプ等の各種教育プログラム等を楽しく学ぶ取組を行います。(行政)

(2) こころを育む取組 ▶戦略2

- ・行政(機構)は、「学校」「家庭」「地域」と連携しながら、困難を乗り越える(トライ&エラー)取組や「自分は他の人とは違って良い」という自己信頼を高める取組等、こころを育む取組を行います。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
体験活動講座の参加者数	2,080人/年 (H26)	1,867人/年 (R1)	2,300人/年

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
「STEMワークショップ」・「イングリッシュキャンプ」・「夢の教室」等の機構関連のワークショップ等の参加者数	217人/年	5年間に1,500人

*STEM(教育) … 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、数学(Mathematics)等の各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科横断的な教育。

第3章

すべての世代の向上心を大切にする生涯学習・社会教育

第1節 生涯学習・社会教育

現状と課題

【1. 学習機会の拡充】

- 少子高齢化や国際化、価値観の多様化、さらには、科学技術の急速な進展など、社会情勢は時々刻々と変化しています。このような現代社会において、市民一人ひとりが物心両面において豊かで、潤いのある生活を送っていくために、市民が、幼児期から高齢期の生涯に渡り、意欲をもって、自由に学習することができる生涯学習社会の実現が求められています。そのようなことから、学習機会や学習情報の提供など市民の自主的な学習意欲を支援する取組の拡充が必要となっており、現在、その方策の一つとして、リモートでの学習講座等も実施しています。

【2. 学習成果の活用と人材育成】

- 市民自らが学習した成果を地域社会に活かすために、「放課後子ども教室推進事業」や「地域学校協働事業」「地域寺子屋事業」など、地域ぐるみで教育活動や子育て支援をする取組を進めています。それを地域づくりにつなげていくために、より多くの市民の参画を促す取組や新たな活躍の場の掘り起こしが必要です。
- 社会教育関係団体が主体的でより活発に活動していくために、人材の育成やその支援のあり方が課題となっています。

【3. 学習環境の整備充実】

- 生涯学習の拠点施設として、また、市民の多様な学習需要に応える場として、社会教育センターをはじめとする社会教育施設の通信ネットワーク等の機能強化を図る必要があります。
- 地域の生涯学習の場として大きな役割を果たしている自治公民館に加え、学校施設も学びの場として位置付け、整備、充実を図ることが必要となっています。

【4. 地域の次代を担う子どもたちの育成の推進】

- 少子高齢化、核家族化など、私たちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、これからの地域を担う子ども達は、今後も変化する社会の中で、将来を生き抜く力を身に着けることが求められており、「生きる力」を育む学習活動に一層取り組む必要があります。



はげまし隊リモート面接支援の様子



放課後子ども教室(伝統文化伝承)の様子

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 学習機会の拡充
 市民の学習ニーズに応え、市民が必要とする生涯学習に関する最新かつ必要な学習情報を提供していきます。

- (1) 学習機会の充実**
- 市民の主体的な生涯学習活動を促進するためにあらゆる機会を捉えて、市民の意識啓発に努めるとともに、ICT等を活用して、多様な学習機会・情報の提供に取り組みます。(行政)

2. 学習成果の活用と人材育成
 市民が自主的な学習に取り組めるための支援を行い、その学習で得られた成果を活かすことができる機会の拡充に努めます。また、社会教育関係団体と連携しながら地域活動を支える指導者や、団体の活動に協力する新たな人材の発掘・育成に取り組みます。

- (1) 自主的学習活動の推進**
- 行政は、市民の自主的学習活動を支援し、自治公民館活動をはじめとした、地域に根差した活動や学習活動を推進します。(行政)
 - 市民は解決していかなければならない課題等について、地域や仲間と共有し、あらゆる方法で自ら情報を収集しながら学習活動に取り組みます。(市民)
- (2) 学校・家庭・地域・企業との連携**
- 行政は、学校、家庭、地域や企業と連携し、生涯を通じた学習によって得られる経験や知識等を発揮することができる場の確保拡充に努め、人材の育成に取り組みます(行政)
 - 市民は学習活動を継続的にを行い、その学習成果を活かして積極的に地域づくりに取り組みます。(市民)
- (3) 関係団体及び指導者の育成 ▶戦略4**
- 行政は社会教育関係団体と連携を図り、協働により新たな活躍の場を創出し、人材育成、指導者の確保に努めます(行政)
 - 社会教育関係団体は、団体間のネットワークの構築など一層の連携を図りながら組織の強化や活動の充実に取り組みます。(関係団体)

3. 学習環境の整備充実
 市民が、生涯にわたって、主体的に学ぶことができるよう施設の機能充実を図り、新たな学習需要に応える社会教育施設等の整備に取り組みます。

- (1) 社会教育施設の整備充実**
- 市民の生涯学習意欲を高めるため、社会教育施設の整備や通信ネットワーク機能の充実を努め、サービスの向上を図ります。(行政)
- (2) 自治公民館等の整備促進**
- 地域における生涯学習活動の拠点として市民が主体的に学べるよう自治公民館の整備を支援し、機能の充実を図ります。また、学校施設も地域の学習施設として位置付け、利用できる環境を整えます。(行政)

4. 地域の次代を担う子どもたちの育成の推進
 「生きる力」を育む体験活動を実施し次代を担う子ども達を育成する取組を推進します。

- (1) 子ども達の「人間力」「非認知能力」を育む体験事業の推進**
- 子どもたちの「人間力」や「非認知能力」を育むため「はらはらわくわくふるさと体験隊」等の体験活動を充実させることにより、異年齢交流を進めながら、生きた学びを提供します。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
出前講座の受講者数	81,538 人/年 (H26)	56,651 人/年 (R1)	57,000 人/年
社会教育施設の利用者数	128,472 人/年 (H26)	87,603 人/年 (R1)	88,000 人/年
はらはらわくわくふるさと体験隊年間延べ参加者数	515 人/年 (H26)	399 人/年 (R1)	800 人/年

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
生涯学習人財バンクの登録者数	80 人/年	100 人/年

第4部 一人ひとりを大切に育む人づくり

第3章

すべての世代の向上心を大切にす生涯学習・社会教育

第2節 図書館サービスの充実

現状と課題

【1. サービスの拡充】

- 少子高齢化や経済・雇用情勢の変化、高度情報化、ライフスタイルの多様化など、近年の急激に変容する社会情勢により、図書館を取り巻く環境も大きく変化しています。
- サービス提供エリアの広域化に加え、身体の不自由な方や高齢者、妊娠中や介護中等の理由により、図書館への来館が困難な市民が気軽に読書を楽しめるような利用しやすい環境を整備することが求められています。
- 検索等に利用できるインターネット閲覧用パソコンの利用や、必要としている情報に対応した回答や資料の検索方法を教える*レファレンスサービス等を利用する人が多くいることから、Wi-Fi設備をはじめとする通信ネットワーク環境を整備し、図書館が保有する様々な情報を効果的に提供できる取組の充実が求められています。

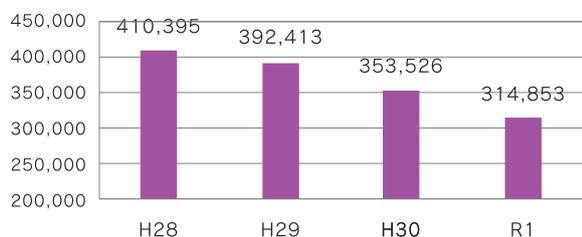
【2. 図書の充実と情報収集】

- 地域の情報拠点として、図書館本館及び分館において約47万冊、一人当たりの蔵書冊数として4冊を所蔵していますが、近年のインターネットやスマートフォンの普及を背景に情報収集手段の変化や読書離れが進んでいることから、利用者のニーズを的確に把握し、時代に即したコレクションの構築が求められています。

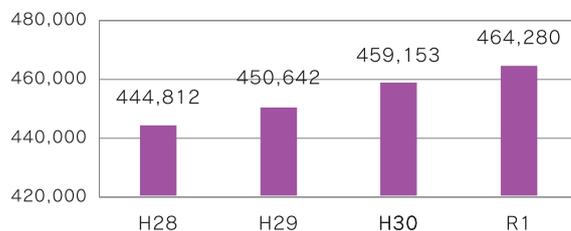
【3. 読書活動の推進】

- 乳幼児期から読書習慣を身につけ読書意欲を高めることができるように、*ブックスタート等の本に親しむ環境の整備や機会の提供等が求められています。

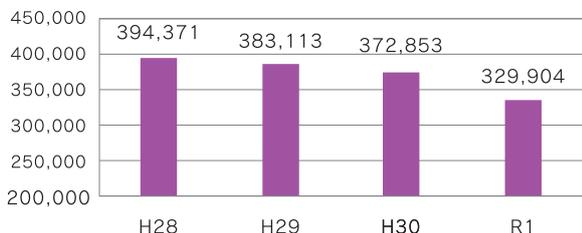
入館者数(人)



蔵書数(冊)



貸出冊数(冊)



*レファレンスサービス…情報を求める利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助。

*ブックスタート…自治体が行う0歳児健診等の機会に、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。1992年にイギリスで始まる。

施策の展開	取組項目 (役割分担)
-------	-------------

1. サービスの拡充

地理的な条件に関わらず、多様化する市民ニーズに応じた様々な情報や地域の課題解決に必要な資料等を速やかに提供することで、生涯学習の場として積極的に利用される図書館を目指します。

- (1) サービスの拡充**
- 行政は、地域に即した移動図書館車の効率的な運行やインターネットを活用した図書の予約・リクエスト受付のほか、Wi-Fi 設備をはじめとする通信ネットワーク環境の整備など様々なネットワーク情報資源の活用を図ります。(行政)
 - 行政は、市民の自主的な学習活動を支援するため、県立図書館やエンクロスをはじめ九州保健福祉大学など関係機関と連携し、市民の関心が高い内容の企画展示やイベントを開催します。(行政)
 - 行政は、利用者の多彩なニーズに即座に対応するため、レファレンスサービスの充実や機能的で利便性の高い図書館ホームページの運用のほか、「としょかんだより」や「ふくろう号通信」といった情報冊子の発行等を通して、きめ細やかな情報発信を図ります。(行政)
 - 行政は、市内小中学校の学校図書館を支援するため、定期的に図書館の司書が学校を訪問し、蔵書の整備・管理や学校図書館の運営に関してアドバイス等のほか、職場体験の受け入れや団体貸出による学習テーマに応じた資料の提供を行う等、学校との協力・連携体制の強化を図ります。(行政)
 - 市民は、心豊かで充実した人生が送れるよう生涯学習の場として、図書館の積極的な利用を図ります。(市民)

2. 図書の充実と情報収集

蔵書の整備充実が公共図書館のサービスの基本であり、多様な読書・情報ニーズに沿って、図書資料や郷土資料等を計画的、継続的に収集することで、市民一人ひとりの課題解決を支援することを目指します。

- (1) 図書の充実と情報収集**
- 行政は、市民に対して活用可能な図書や郷土資料等の寄贈を呼び掛けるとともに、新刊書をはじめとする図書の計画的な購入や郷土資料・行政資料の継続的な収集に努め、郷土歴史研究の拠点としての役割を高めます。(行政)
 - 行政は、レファレンスサービスの充実や利用者が主体的に情報を収集できるよう、日々進化するICTを用いて地域の*ポータルサイト化を進め、市民の暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ情報の提供を行います。(行政)

3. 読書活動の推進

図書館の利用促進を図るとともに、読み聞かせのボランティア等との連携をさらに深めながら、子ども達が発育段階に応じた読書習慣を身につけ、将来にわたって本に親しむことができるよう、乳幼児期からの読書活動の推進に取り組みます。

- (1) 読書活動の推進**
- 行政は、関係機関と連携し、各種イベントや企画展示等を通じて図書館の利用促進を図ります。また、ブックスタートや幼児向けの絵本の充実のほか、読み聞かせボランティア等と協力して定期的におはなし会を実施することで、乳幼児期から親子で本にふれあえる機会を提供するとともに、すべての世代が居心地の良さを感じられる魅力的な図書館づくりを目指します。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
入館者数	407,685 人 (H26)	314,853 人 (R1)	350,000 人
蔵書数	432,525 冊 (H26)	464,280 冊 (R1)	508,000 冊
貸出冊数	398,179 冊 (H26)	329,904 冊 (R1)	370,000 冊
5月1か月間の一人あたりの平均読書冊数	小学生 14.2 冊 中学生 3.4 冊 (H26)	小学生 14.7 冊 中学生 4.3 冊 (R1)	小学生 16 冊 中学生 5 冊

*ポータルサイト…ポータルとは玄関の意味であり、利用者にとって有用な情報を集約し、最初に提供するウェブページのこと。

第4章

豊かな心あふれる文化都市づくり

現状と課題

【1. 文化活動の拡充】

□市民の多様なニーズと活発な文化活動に応えるため、「延岡市美術展覧会」、「延岡市民音楽祭」、「延岡市郷土芸能大会」等を市民と行政が共同して開催しています。さらに、全国から応募のある「若山牧水青春短歌大賞」等の事業を通して、小中高生をはじめとする市民の創作意欲を醸成するとともに、全国的な文化交流の推進や情報発信にも努めています。また、本市の各分野の文化の向上に特に顕著な功績のあった人を「延岡市文化功労者」として表彰し、その功績を永く顕彰しています。今後も、芸術文化の鑑賞及び発表の機会の充実を図りながら、地域に根ざした市民参加型の文化活動を推進し、市民の文化レベルのさらなる向上を目指していく必要があります。市民が主体となり行政と連携して文化活動に取り組めるよう、本市が目指すべき文化振興の基本理念や施策の方向性を定めた「延岡市文化振興ビジョン」を策定しています。

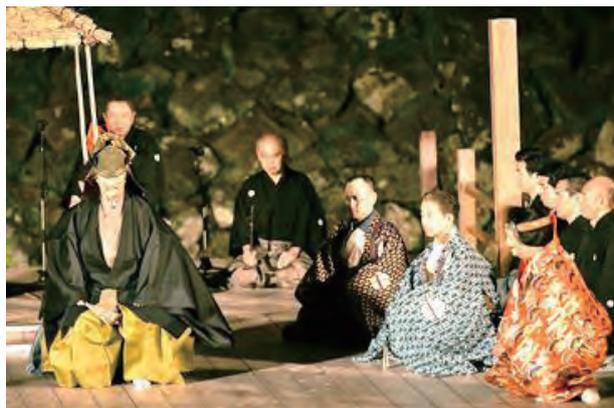
【2. 文化団体等の育成】

□文化連盟等との連携により、既存の文化団体・保存会等の育成を図るとともに、国・県等の助成制度を活用して、地域文化の保存・継承・掘り起こしにも努めています。また、「第35回国民文化祭みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」においては、令和2年度に大会開催の機運醸成を図る「さきがけプログラム」を宮崎県内市町村で最多の7事業、さらに令和3年度の本大会時には「分野別フェスティバル」として、宮崎市に次ぐ17事業が実施される等、大会開催を契機とした文化団体の活性化が図られています。

□「のべおか天下一薪能」や「城山かぐらまつり」等の行事を通じて、学生等のボランティア参加を促進し、また「古文書講座」や「出前講座」の開催により、延岡の歴史・文化に誇りと愛着を持つ人材の育成に努めています。一方で、後継者の育成や文化活動を支えてきた人材の高齢化や後継者不足により、文化活動の芽を次世代へ継承することが困難な状況が生じており、地域文化の先行きが懸念されています。今後も引き続き、後継者の育成に努め、地域文化の保存・伝承を図りながら、文化の香るまちづくりを推進していく必要があります。

【3. 文化施設の整備】

□文化活動の拠点施設は「延岡総合文化センター」をはじめ、いずれも老朽化が進み、維持管理が大きな課題となっています。中でも老朽化が著しかった「野口記念館」、「内藤記念館」については建て替えによる再整備を進めておりますが、他の施設についても引き続き計画的な補修整備等を図っていく必要があります。



「のべおか天下一薪能」の舞台と観客席は、中高生を含む延べ数百人の市民ボランティアが作り上げます。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.文化活動の拡充

「延岡市文化振興ビジョン」に基づき活発な文化活動を支援するとともに、芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実や市民参加の機会創出を図る等、文化レベルのさらなる向上を目指します。また、本市の文化の向上に顕著な功績のあった人を顕彰します。

(1) 文化活動の充実

- ・行政は、芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実を図ります。また、市民参加型の文化活動を推進するとともに、郷土の先賢や本市の文化振興に特に功績のあった人等の顕彰を進めます。(行政)
- ・行政は、学校教育についても「ふるさと教育」を推進する上で大切な学びの場と位置付け、市内すべての子どもが郷土の歴史や文化を学んだり、学んだことを発表したりする活動を教育課程に位置付けるよう努めます。(行政)
- ・関係団体は、文化連盟等を中心に、様々な文化活動を展開するとともに、地域に伝わる伝統文化の保存・伝承に努めます。また、市内の文化施設を活用し、行政との連携のもとに、市民参加型の文化活動を実施します。(関係団体・行政)

2.文化団体等の育成

既存の団体の育成を図るとともに、「第35回国民文化祭みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」の開催で得られる貴重な経験を文化団体の活動に活かします。また、伝統文化の保存・継承や担い手の人材育成、さらには、新たに文化活動を行う市民の意向に配慮し、その実現に向けて共に取り組みます。

(1) 文化団体等の育成

- ・行政は、文化活動の後継者の育成に努め、また、郷土芸能大会の開催など地域伝統文化の保存・伝承と、地域の特色を活かした団体の育成に努めます。(行政)
- ・行政は「第35回国民文化祭みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」等のイベントを契機に文化活動の担い手を増やすなど、市民文化の振興に努めます。(行政)
- ・文化団体は、大会等のイベントに参加して得た貴重な経験を基に積極的に活動の魅力発信を行うことで、団体の加入者を増やし、さらなる文化芸術活動の充実に努めます。(関係団体)

3.文化施設の整備

文化活動を促進するための環境整備として、文化施設の整備や補修等に努めます。「延岡城・内藤記念博物館」については、国宝等も展示できる国の公開承認を受けた歴史民俗博物館として整備し、市民が延岡の歴史・文化、郷土の発展等に多大な功績を残した先賢等について学びを深め、郷土に対する誇りと愛着をもてるようにするとともに、美術館としての役割も担い、市民が様々な文化活動に利用できる施設となるよう努めます。また再整備を行う「野口遵記念館」については、市民が延岡への愛着や誇り(シビックプライド)を持ち、まちづくりに積極的に参画し、地域社会の形成に寄与する施設となるよう努めます。

(1) 文化施設の整備

- ・行政は、「延岡城・内藤記念博物館」及び野口遵記念館の建て替えによる再整備を行います。また、芸術文化の鑑賞と発表の場である各文化施設の機能保全と補修整備を適宜実施し、適正な維持管理に努めます。(行政)
- ・市民は、伝統文化を保存・継承しながら、延岡の新時代を開く新たな文化を創造することに努めます。また、市内の文化施設を活用し、それぞれの文化活動の成果を発表するとともに、延岡の歴史・文化について学びを深めることに努めます。(市民)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
「延岡市美術展覧会」出品点数	403点 (H26)	335点 (R1)	400点
「延岡総合文化センター」利用率 (大・小ホールのいずれかを利用している率)	76% (H26)	76% (R1)	80%
「若山牧水青春短歌大賞」応募短歌数	26,030首(H26)	18,678首(R1)	25,000首
内：市内小中高生応募短歌数	-	2,591首(R1)	3,500首

第5章

スポーツ・レクリエーションのさらなる推進

現状と課題

【1. 施設の整備拡充】

□市内スポーツ施設においては、施設の安全性や利用者の利便性の観点から、緊急を要するものを優先しながら、改修工事を中心に整備を行っています。今後開催予定の国民スポーツ大会に向け、競技会場として予定されている施設の整備を早急に進めていく必要があります。市民体育館については、県と市の共同により（仮称）新宮崎県体育館として整備を進められており、西階野球場については、今後、具体的な整備方針を決定し、する人（プレイヤー）と観る人（観覧者）の両者にとって魅力的なスポーツ施設として整備を進めていく必要があります。また、防災施設でありながらも平常時は天候に左右されずにスポーツができる、多目的屋内施設の整備に取り組んでいます。そのほかの施設についてもスポーツに対するニーズの多様化や施設の老朽化に伴い、施設の安全性の確保や、整備、充実にいかに進めるか等の課題があります。

【2. 生涯スポーツの振興】

□市が掲げる「健康長寿のまちづくり」の柱の一つである、運動による健康づくりという考えは、スポーツ教室や健康教室及びポイント事業の実施や*クアの道を利用した運動療法等により、確実に市民に普及してきており、スポーツ・レクリエーションに親しむ人が増加しています。

□健康志向の高まりや高齢化の進展により、スポーツに対するニーズも多様化しています。

【3. 指導者等の育成や競技力の向上】

□体育協会やスポーツ推進委員をはじめ、各団体・指導者がその特徴を活かしながら、各種スポーツ教室や大会・イベント等、様々な事業を展開しています。

□これまで、体育協会を法人化する等、組織体制の強化を行ってきましたが、各団体・指導者が行う活動には温度差があり、さらなる組織体制の充実や団体の主体的な取組の充実等の課題があります。

□トップアスリートの活用や小・中・高校連携による一貫した指導体制づくりの強化に取り組むことにより、小中・高校生の競技力の向上を推進しており、その結果、全国大会において上位の成績を収めたり、将来性溢れる有望な選手も育つ等、一定の成果を挙げています。今後は、さらなる競技力の向上に加え、競技人口の拡大や指導者の育成・資質向上に努めていく必要があります。

令和元年度 市内体育施設利用状況

	市民体育館	大武体育館	勤労者体育センター	東海体育館	北方勤労者体育センター	北浦体育館	北川体育館
利用件数	11,234	630	923	192	402	167	543
利用人数	75,773	13,803	22,777	2,989	24,168	4,625	15,232

	西階陸上競技場	西階野球場	西階庭球場	西階弓道場	西階球技場	補助グラウンド	妙田野球場
利用件数	1,582	167	4,328	1,198	104	684	225
利用人数	49,280	15,977	50,449	3,223	14,368	54,283	22,085

	妙田公園南広場	妙田公園北広場	北方総合運動公園	北浦グラウンド	北浦海浜運動公園	北川総合運動公園	合計
利用件数	118	476	127	81	94	181	23,456
利用人数	15,105	36,600	8,710	2,655	11,895	29,119	473,116

*クアの道…クアオルトはドイツ語で療養地を意味する。クアは治療・療養・保養、オルトは場所・地域のこと。クアの道とは健康ウォーキングコースのことをいう。



施策の展開	取組項目 (役割分担)
-------	-------------

1.施設の整備充実

国民スポーツ大会の会場として内定している(仮称)新宮崎県体育館及び西階野球場の整備を進めるとともに、防災機能を有し、各種スポーツ競技やレクリエーションでの活用、さらに、大会・合宿の誘致など様々なニーズに対応できる、多目的屋内施設を整備し、施設の充実を図ります。

(1) 施設の整備充実

- 国民スポーツ大会の開催に向けて、会場となる予定の(仮称)新宮崎県体育館と西階野球場について、施設整備を行います。また、西階公園内に防災拠点も兼ねる多目的屋内施設の新設のほか、老朽化した既存施設についても、計画的な整備を行うことで施設の充実を図ります。さらに北浦海浜公園や川島町の埋立地跡地についても活用を図ります。(行政)

2.生涯スポーツの振興

市民が運動に親しみやすい環境づくりを図るとともに、スポーツ推進委員協議会や健康教室推進協議会等と連携し、各種スポーツ教室や大会、イベント等の拡充に努めることで、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりが市民生活の一部として定着することを目指します。

(1) 生涯スポーツの振興 ▶戦略4

- 行政は、市民の主体的な健康づくり・体力づくりへの取組を支援するため、スポーツ推進委員の拡充を図ります。また、市民のニーズを的確に把握し、シニアスポーツを含めた、各種スポーツ教室や健康教室、大会・イベント等の内容充実と拡充に努めます。また、市民運動を支援するとともに健康マイレージの構築に取り組みます。(行政)
- さらに、市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、「総合型地域スポーツクラブ」の育成を図ります。(行政・関係団体)
- 市民は、スポーツ教室や健康教室に参加し、気軽にスポーツを楽しむとともに、運動による自らの健康づくりに取り組みます。(市民)
- 関係団体は各種スポーツ教室や健康教室を積極的に開催し、市民の健康づくり・体力づくりに主体的に取り組みます。(関係団体)
- 行政、小中学生が様々なスポーツに触れあうことで、生涯において運動に親しむことができるように取り組みます。(行政)
- 体育協会を主体として、パラスポーツの推進や支援についても充実を図ります。(関係団体・行政)

3.指導者等の育成や競技力の向上

関係団体が主体となり、様々なスポーツ・レクリエーション振興策が展開できるようになることを目指すとともに、指導者の育成と充実に取り組んでいきます。また、競技人口の拡大や競技力の向上にも努めます。

(1) 指導者等の育成や競技力の向上

- 行政は、関係団体が主体となり様々なスポーツ振興施策が展開できるよう、人材確保や、財政支援、啓発機会の確保など様々な角度から支援を行います。併せて、トップアスリートや地元企業等と連携した講習会や研修会等を通じて、指導者の資質向上や充実を図ります。(行政・関係団体)

(2) 競技人口の拡大や競技力の向上

- 行政及び関係団体等が連携し、本市ゆかりのトップアスリートの活用や小・中・高校合同の練習会や競技会を実施する等、競技人口の拡大や競技力の向上を推進します。(行政・関係団体)
- スポーツ推進委員協議会が行う体力テストの対象者を全世代に拡充し、その結果を踏まえ、競技人口の拡大等につなげるように努めます。(行政・関係団体)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
スポーツ教室延べ参加人数	2,239 人 (H26)	1,791 人 (R1)	2,400 人
健康教室延べ参加人数	—	1,458 人 (R1)	1,650 人

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
スポーツ施設利用者数	473,116 人/年	600,000 人/年

第4部 一人ひとりを大切に育む人づくり

第6章

男女共同参画社会づくり

現状と課題

【1. 男女共同参画社会の推進】

- 本市は「男女共同参画宣言都市」として、「第2次のべおか男女共同参画プラン」に基づき、誰もが性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいます。
- *ドメスティック・バイオレンス（DV）や*セクシャル・ハラスメント等は大きな社会問題となっており、その被害者の多くは女性です。行政、市民、事業者等がそれぞれの立場で、お互いを尊重し認め合うことのできる男女共同参画社会づくりに取り組む必要があります。
- 家庭・学校・職場・地域はもとより、市の政策・方針決定過程における男女共同参画を実現するために女性が活躍する機会を増やす必要があります。

【2. 男女の仕事と生活の調和】

- *育児・介護休業法の改正や*女性活躍推進法の施行等により、男女がともに働きやすい環境に向けた法整備が進められ、市民意識調査の結果からも「男は仕事、女は家庭」という意識は減少しつつあります。しかしながら、依然として家庭内で女性の果たす役割が多くあり、固定的な性別役割分担意識が根強く存在している状況です。
- 男女とも仕事と生活が調和する社会を目指して、長時間労働等の働き方の見直し等、男性が育児・介護・地域生活等に参画できる環境整備を推進する必要があります。

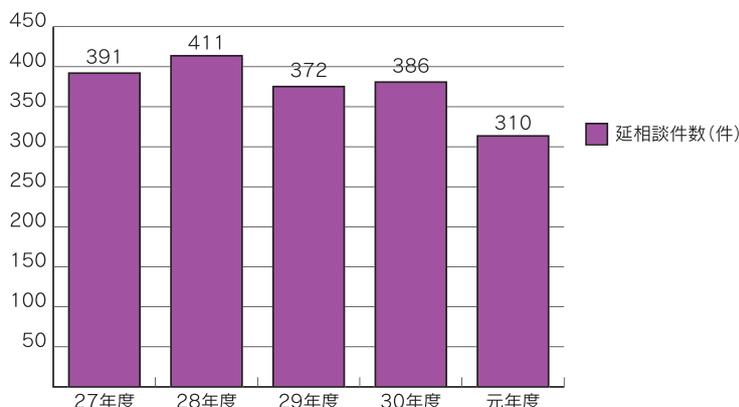
【3. 女性の健康と福祉の充実】

- 生涯を通じて健康の保持増進を図ることは、男女ともに重要な課題となっています。特に出生率が低下する中で、女性が安心して子どもを産み育てることができ環境づくりが求められています。

各種審議会等における女性参画率の推移(地方自治法第202条の3に基づく審議会)

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
委員総数(人)	453	389	380	382	366
女性委員数(人)	130	110	110	99	110
女性委員割合(%)	28.7	28.3	28.9	25.9	30.1

配偶者からの暴力や家庭問題についての相談(男女共同参画推進室受付分)



*ドメスティックバイオレンス…配偶者や恋人など親密な関係にあるまたはあった者からの暴力のこと。身体的なものだけでなく、精神的なものも含む
 *セクシャルハラスメント…sexual harassment 性的嫌がらせ。セクハラ。
 *育児・介護休業法…育児休暇、介護休業など育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。
 *女性活躍推進法…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律



施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 男女共同参画の推進

市民が性別に関わりなく一人の人間として人権が尊重され、その能力を十分に発揮でき多様な生き方を選択できるようにするため、男女共同参画の視点を持ち、気づき、見直せるよう啓発・広報を推進します。政策・方針決定過程等に男女が対等な立場で共に参画し、多様な視点が反映されるよう審議会等の委員に女性を選任するよう努めます。

2. 男女の仕事と生活の調和

男女が共にライフスタイルやライフサイクルに応じた多様な生き方を促進するための啓発に取り組みます。男女が尊重しあい、いかなる暴力も許されないという意識を持ち、被害を受けている人が声を上げやすい環境をつくりまします。

3. 女性の健康と福祉の充実

生涯を通じた女性の健康支援や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するよう努めます。

- (1) 男女の人権の尊重**
- 行政はドメスティック・バイオレンス（DV）や様々なハラスメントに対する意識を高め、その防止や啓発、相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全確保に向けて、被害者の一時保護等に取り組むとともに、関係機関とのさらなる連携を図り充実に努めます。（行政）
 - 市民は互いの人権を尊重し、男女平等意識の向上とDVやハラスメントのない環境づくりに努めます。また、社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場面で協力・参画し、喜びと責任を分かち合うよう努めます。（市民）
- (2) 固定的性別役割分担意識の解消**
- 行政は家庭、学校、職場、地域において、男女平等の意識を高めるための啓発に努めるとともに、男女共同参画を推進する団体や人材の育成を図ります。（行政）
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画**
- 行政は率先して各種審議会等における女性の参画拡大を図ります。（行政）
 - 民間団体は役員に積極的に女性を登用し、各種審議会等に男女が同割合で参画できる環境づくりに努めます。（民間団体）
- (4) 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画**
- 行政は特定の性や年齢層で担われている分野へ、男女共同参画の視点を取り入れることにより、男女双方からの参画を推進します。（行政）
- (1) 仕事と家庭の両立支援 ▶戦略3**
- 行政は関係機関と連携しながら、事業者等における男女雇用機会均等法の遵守を図るとともに、女性活躍推進法に基づいた情報の収集や提供を進めます。また、子育て支援策の一層の充実を図ります。（行政）
 - 事業者は育児・介護休業制度の普及啓発や利用促進を図り、男女が子育てや親の介護等と両立する形で共に働きやすい職場づくりを進めます。（事業者）
- (2) 男性にとっての男女共同参画**
- 行政は「男女共同参画週間」「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や学習機会等により、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制など働き方の見直しにより、男性の家庭や地域への参画を進めます。（行政）
- (1) 生涯を通じた女性の健康支援**
- 行政は、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し、課題に応じた健康支援を進めます。また、子育て世代包括支援センターの機能を十分に発揮して、妊娠期から子育て期にわたり包括的に切れ目のない支援を推進します。（行政）

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
各種審議会等の女性委員の割合 (地方自治法第202条の3に基づく審議会)	29.2% (H26)	30.1% (R1)	35.0%

第7章

すべての市民の人権が尊重されるまちづくり

現状と課題

本市では、あらゆる差別の解消と人権が尊重されるまちづくりに向けた市の理念を明確化し、人権施策のさらなる推進を図るため「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行（令和元年10月）しました。

また、条例の施行等を踏まえ、「延岡市人権教育・啓発推進方針」（平成22年3月策定）を令和2年度に改定し、人権施策の新たな基本指針としています。

【1. あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進】

□本市では、「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づき、行政はもとより、市民、事業所、関係団体等がともに連携、協働しながら、継続的な人権教育・啓発に取り組んでいます

□*「人権に関する市民意識調査」の結果等から、本市の人権侵害や差別の現状、市民の認識等を踏まえ、市民一人ひとりの日常生活の中に人権尊重に関する理解や行動が根付くよう総合的かつ効果的な人権教育・啓発の取組が必要です。

【2. 人権問題への積極的な対応】

□国において、「部落差別の解消の推進に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」など人権問題について、国や地方公共団体の責務等を規定した法律が相次いで施行されています。

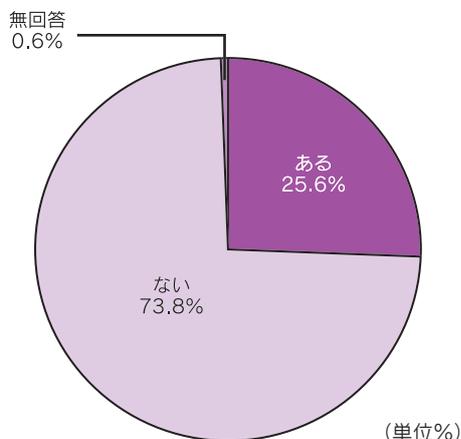
□本市では、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等の様々な人権問題に関する誤った知識や偏見等による人権侵害や差別等を解消するために「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づき、関係機関・団体等と連携した取組を進めています。

□社会全体の課題である様々な人権問題の解決に向けて、具体的な施策を展開していくことが必要です。

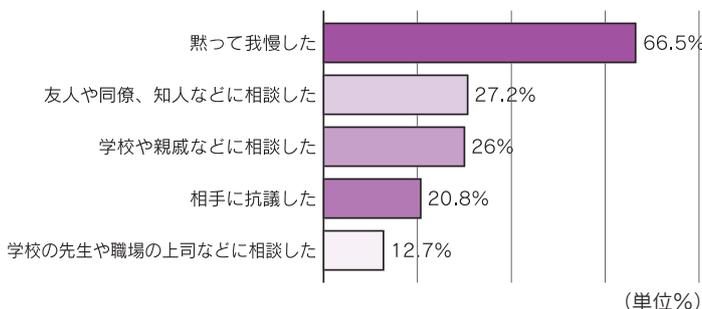
【3. 人権擁護の推進】

□「人権に関する市民意識調査」の結果では、人権侵害を受けたときに6割以上の市民が「黙って我慢した」と回答しており、相談する場合も、公的な相談窓口よりも身近な人に相談する割合が高くなっています。

①自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



②人権侵害を受けた時どうしましたか。(上位5項目・複数回答)



「人権に関する市民意識調査」(令和元年度実施)から抜粋(市内に居住する18歳以上の2,000人の市民を対象に実施)

*「人権に関する市民意識調査」…平成20年度・平成26年度・令和元年度の3回実施。18歳以上(平成20・26年度は20歳以上)の市民、男女それぞれ1,000人・計2,000人を対象として実施。



施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1.あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進

すべての市民の人権が尊重される社会の実現のため、関係機関・団体等と連携しながら、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発活動の充実を目指します。

- (1) 就学前・学校教育における人権教育・啓発**
- 行政は、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校において、子どもの発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、教職員等への研修の充実に努め、指導力の向上を図ります。（行政）
- (2) 生涯学習における人権教育・啓発**
- 行政は、学習機会の提供と学習内容の充実を図ります。（行政）
 - 市民は、国・県または市等が開催する研修会等に参加する等、あらゆる機会を通じて自己啓発活動に努めます。（市民）
- (3) 地域や職場における人権啓発**
- 行政は、延岡市社会福祉協議会と連携し、障がい者の視点を学ぶ体験学習を推進する等、地域・事業者・関係団体等と協力し、地域や職場における人権教育・啓発活動に努めます。（行政）

2.人権問題への積極的な対応

これまでの取組の成果や「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、それぞれの人権問題の解決に向け、「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づいた具体的な施策に取り組めます。

- (1) 人権問題への積極的な対応**
- 行政は、様々な人権問題の解決に向け、延岡市人権啓発推進協議会等の関係団体、地域、事業所等と連携し、講演会・研修等の啓発活動に積極的に取り組みます。（行政）
 - 行政は、新型コロナウイルス等の感染症に伴う人権侵害に関する啓発活動や、性的少数者に係るパートナーシップ宣誓制度の導入に向けた取組を進める等、人権を取り巻く環境の変化に対応し、新たな人権問題に関する正しい知識や理解の普及に努めます。（行政）
 - 事業者は、各種研修への参加や行政が実施する出前講座等の活用により、職場における人権意識の向上に努めます。（事業者）

3.人権擁護の促進

国や県、関係機関・団体等と連携を図りながら、各相談窓口において気軽に相談できる体制づくりや、相談窓口の周知に取り組みます。

- (1) 人権擁護の促進**
- 行政は、児童や高齢者等への虐待等を未然に防ぐために「なんでも総合相談センター」への早期相談を周知する等、相談内容に応じた人権相談窓口の充実に努めるとともに、法務省の人権擁護機関等の関係機関と連携し、人権擁護の促進を図ります。（行政）
 - 市民は、人権意識を高め、日常生活の中で互いの人権尊重に努めます。（市民）

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
市や延岡市人権啓発推進協議会等が行う人権研修、講座等に参加した市民の数	3,259 人 (H26)	3,627 人 (R 1)	3,800 人
延岡市人権啓発推進協議会の会員数	143 団体 (H26)	163 団体 (R 1)	170 団体

第5部

ぬくもりと躍動感が感じられる都市環境づくり

第1章 環境保全

第2章 廃棄物対策

第3章 生活衛生

第4章 持続可能な土地利用

第5章 市街地整備

第6章 道路

第1節 国・県道

第2節 市道

第7章 住宅

第8章 市民と育む公園緑地

第9章 自然・歴史・産業が織りなす景観づくり

第10章 水道

第11章 下水道

第12章 河川・港湾・海岸

第13章 それぞれの地域の特色を活かした中山間地域対策



城山公園の遊具

体系図

第1章 環境保全

- 1. 自然環境の保全
 - (1) 生物の生息状況の把握
 - (2) 動植物の重要な生息場所の保護・啓発
 - (3) 学校における環境保全活動等の推進
- 2. 公害の防止と生活環境の保全
 - (1) 大気・水質の監視
 - (2) 生活排水対策
 - (3) 騒音・振動・悪臭等の監視
- 3. 地球環境の保全
 - (1) 温室効果ガスの削減
- 4. 環境保全意識の高揚
 - (1) 市民と協働した環境保全活動

第2章 廃棄物対策

- 1. ごみの減量化・適正処理と4Rの推進
 - (1) 市民意識の高揚
 - (2) 廃棄物の分別・リサイクルの推進
 - (3) ごみ排出抑制の推進
 - (4) プラスチックごみ削減の推進
- 2. 環境に配慮した適正なごみ処理
 - (1) 安全で効率的な清掃施設の運営
 - (2) 清掃施設の整備・解体
 - (3) 清掃施設周辺の環境整備

第3章 生活衛生

- 1. 公衆衛生推進活動の充実
- 2. 畜犬登録と狂犬病予防の推進
- 3. 市営墓地の環境整備
- 4. 火葬場の維持管理
- 5. 災害時の防疫対策

第4章 持続可能な土地利用

- 1. 計画的な土地利用の推進
- 2. 都市地域の土地利用
 - (1) 市街化区域
 - (2) 市街化調整区域
 - (3) 都市計画区域外
 - (4) 都市計画道路の見直し
- 3. 農林業地域の土地利用
 - (1) 農地
 - (2) 農村集落
 - (3) 林業地域
- 4. 地籍の明確化
 - (1) 地籍調査の推進

第5章 市街地整備

- 1. 土地区画整理事業
 - (1) 岡富古川地区
- 2. 住環境整備の推進
 - (1) 市街地未整備地区
- 3. 市街地開発の指導・誘導
 - (1) 開発許可制度の運用
 - (2) 狭あい道路の整備
- 4. 多彩で良好な住環境の形成
 - (1) 安心安全な住まい・まちづくり
 - (2) 環境にやさしい住まいづくり
 - (3) 市街地整備と連携したまちづくり

第6章 道路 第1節 国・県道

- 1. 一般国道の整備促進と維持管理
 - (1) 一般国道の整備促進
 - (2) 一般国道の維持管理
- 2. 県道の整備促進と維持管理
 - (1) 主要地方道の整備促進及び重要物流道路の指定
 - (2) 一般県道の整備促進及び重要物流道路の指定
 - (3) 県道の維持管理
 - (4) 通学路の安全対策

第6章 道路 第2節 市道

- 1. 幹線市道の整備
 - (1) 都市計画道路の整備
 - (2) 一、二級市道の整備
- 2. 都市計画道路の見直し
- 3. 橋梁・トンネルの長寿命化
- 4. その他の市道の整備
- 5. 道路の交通安全対策
- 6. 道路の維持管理

第7章 住宅

- 1. 良質な住宅ストックの形成
 - (1) 安心して快適に住み続けられるための住情報の提供
 - (2) 安心できる中古住宅の流通促進
 - (3) 安心して住み続けられるためのリフォームの促進
- 2. 総合的な空き家対策の推進
 - (1) 良好な環境で暮らせるまちづくり
 - (2) 移住・子育てする人にやさしいまちづくり
- 3. 市営住宅の整備
 - (1) 建て替えの推進
 - (2) 市営住宅の改善
- 4. 市営住宅の管理
 - (1) 維持管理の効率化

第8章 市民と育む公園緑地

- 1. 都市公園等の整備
 - (1) 憩いの場の創出
 - (2) 地域の特色を活かした公園整備
 - (3) 災害時対応や防災機能を持つ公園の整備
 - (4) 自然公園の保全と活用
- 2. 維持管理の充実
 - (1) 市民協働による公園管理
 - (2) 長寿命化計画による施設の維持保全・更新
 - (3) 公園の情報発信
- 3. 花と緑のまちづくり
 - (1) 市民協働による緑化推進
 - (2) 公共施設の緑化
 - (3) 植物園のあり方検討

第9章 自然・歴史・産業が織りなす景観づくり

- 1. 景観計画の推進
- 2. 公共空間の先導的整備
 - (1) 公共空間の先導的整備
 - (2) Park-PFI（公募設置管理制度）の導入
- 3. 景観形成の促進及び意識啓発
 - (1) 景観形成の誘導
 - (2) 市民意識の啓発

第10章 水道

- 1.安全な水道「いつ飲んでも安全な信頼される水道」
 - (1) 安心して飲める良質な水道及び、適正な水質管理体制
- 2.強靱な水道「災害に強く、たくましい水道」
 - (1) 危機管理に対応できる水道
 - (2) 適切な施設更新、耐震化
- 3.水道事業の持続「いつまでも皆様の近くにあり続ける水道」
 - (1) 長期的に安定した事業基盤
 - (2) 人口減少社会を踏まえた対応

第11章 下水道

- 1.環境保全のための汚水処理
 - (1) 公共下水道の整備
 - (2) 施設の更新と耐震対策・維持管理
 - (3) 水洗化の促進
- 2.施設の統廃合による強化
 - (1) 処理場等施設の統廃合
- 3.浸水防除のための雨水処理
 - (1) 雨水処理施設の整備
- 4.経営の効率化
 - (1) 安定した経営基盤の構築

第12章 河川・港湾・海岸

- 1.河川及び砂防の整備とまちづくり
 - (1) 河川改修及び地震津波対策の整備促進
 - (2) 小規模河川の整備及び浸水対策
 - (3) 河川環境整備・保全
 - (4) 河川愛護とまちづくり
 - (5) 流域治水への対応
 - (6) 砂防及び急傾斜施設の整備促進
- 2.港湾の整備
 - (1) 地方港湾の整備
- 3.海岸の整備
 - (1) 防災
 - (2) 海岸侵食の対応
 - (3) 海岸の保全

第13章 それぞれの地域の特色を活かした中山間地域対策

- 1.持続可能な中山間地域づくり
 - (1) 生活基盤の整備
 - (2) 離島振興及び離島航路の維持・確保
 - (3) 生活サービスの機能維持
 - (4) 地域コミュニティの維持
- 2.豊富な地域資源の活用による地域振興
 - (1) 産業の振興
 - (2) 交流人口の拡大と定住促進

第1章

環境保全

現状と課題

【1. 自然環境の保全】

- 自然環境の保全は、生物多様性に富んだ生態系を維持していくためにも重要であり、本市の環境施策上の大きな柱になっています。このため、自然環境モニタリング調査の結果を「延岡市公共工事環境配慮指針」に反映させ、公共工事等によって絶滅危惧種をはじめ希少な動植物の生息地を破壊しないよう努めています。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとして2017年に登録された地域は、複雑な地質構造、原生的な自然環境、二次的自然環境が調和しており、幅広い植生と希少な動植物が生息しています。この豊かな自然環境と生物多様性を守るため、希少な動植物の保護に対する理解を促進し、次世代の人材育成を図りながら、生息・生育地の保全と再生に取り組む必要があります。

【2. 公害の防止と生活環境の保全】

- 本市の大気については、おおむね良好な状態です。近年、国外からの要因と考えられる大気汚染問題が顕在化してきており、引き続き宮崎県と連携した監視が必要です。
- 水質についても、おおむね良好な状態です。下水道の整備や合併処理浄化槽への転換促進によって、生活排水による汚濁負荷の軽減を図っていますが、合併処理浄化槽の設置者及び使用者の適切な維持管理や法定検査の受検率向上が課題となっています。また、主要な工場や事業場排水を今後も継続して監視する必要があります。
- 騒音・振動・悪臭等については、工場や事業場と建設作業現場に起因する公害苦情に加え、規制法の対象外である家庭等から発生する生活騒音といった相談が増加し、解決が長引くケースも増えてきています。また、畜産施設からの悪臭も、測定等による監視に取り組んでいますが、問題が長期化しており、効果的な対策を図る必要があります。

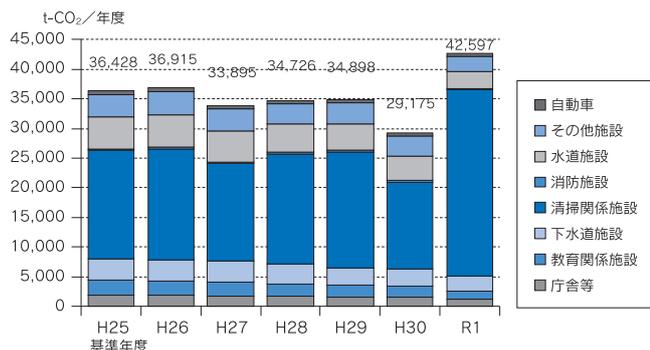
【3. 地球環境の保全】

- 本市の事務事業における温室効果ガスは、「延岡市環境保全率先実行計画」に取り組むことで減少してきてはいますが、改正省エネルギー法により、全事業所においてエネルギーのさらなる削減が求められています。そのうち、清掃事業における4Rの推進により、資源リサイクルが進み、廃プラスチック類の焼却量は減少してはいますが、さらなるゴミの分別化・減量化の推進等により、温室効果ガスの排出削減に努める必要があります。

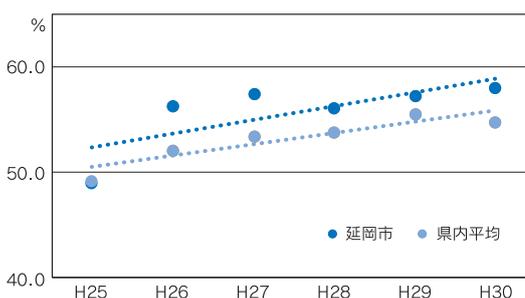
【4. 環境保全意識の高揚】

- 環境問題は、すべての人々が役割を分担しながら取り組むことが重要で、市民・事業者・行政が一体となった環境保全意識の高揚が求められています。
- 「水郷延岡」と呼ばれるように多くの河川が延岡湾に流れ込み、農業や漁業及び工業など広く市民生活を支えています。その良好な水質は、希少な動植物が生息・生育する豊かな環境を形成しているため、河川や海域の水質に対する市民の関心が高くなっています。
- 市の中心部を流れる五ヶ瀬川は、国土交通省による全国の一級河川の現況調査において7年連続で全国トップクラスの水質に輝いています。また、美しい白砂が広がる景色が自慢の北浦・下阿蘇ビーチは、環境省が定める快水浴場百選の「特選=九州 No.1」に選定されています。

延岡市事務事業に伴い排出される温室効果ガス
年度排出量の推移



浄化槽法第11条検査受検率





施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 自然環境の保全
 生物生息状況についての最新情報を収集し、絶滅危惧種をはじめ動植物の重要な生息地の保護に取り組みます。
 ユネスコエコパークを活用した自然と生物多様性の保全に取り組みます。
 小中学校において、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育に取り組みます。

- (1) 生物の生息状況の把握**
 ・行政は、市民・関係団体の協力を得ながら、絶滅危惧種をはじめ動植物の生息状況等を把握し、定期的な情報更新に努めます。(行政・市民・関係団体)
- (2) 動植物の重要な生息場所の保護・啓発**
 ・行政は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の一員として周辺自治体と連携し、継続的な調査を進め、貴重な生態系の持続的な保全、学術的研究や調査・研修の支援、自然と共生した持続可能な発展を目指します。また、普及啓発や地域を支える人材の育成を図るため、パンフレットの作成や次世代育成につながる取組を推進します。(行政)
 ・自然環境に配慮した公共工事等を実施するとともに、関係団体と連携しながら市民が自然と触れ合える場所の確保に努めます。(行政・関係団体)
- (3) 学校における環境保全活動等の推進**
 ・学校は、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点をもった教育課程を通して、持続可能な社会の創り手の育成に努めます。(学校)
 ・行政は、ESDの推進拠点となるユネスコスクール加盟登録及び活動の維持に係る支援を行います。(行政)

2. 公害の防止と生活環境の保全
 水質・大気等が良好な状態を保ちます。
 下水道の整備や合併処理浄化槽の設置補助による生活排水対策を進め、家庭からの水質汚濁防止対策を推進します。
 騒音・振動・悪臭苦情等の少ない良好な生活環境を目指します。

- (1) 大気・水質の監視**
 ・大気・水質の監視を実施し、その保全に努めます。
- (2) 生活排水対策**
 ・行政は、該当地区の下水道整備や、単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、転換時における浄化槽設置費や宅内配管工事費・単独処理浄化槽撤去費の補助に取り組みます。(行政)
 ・市民・事業所は、生活排水による水質汚濁防止のため、下水道へのつなぎ込みや合併処理浄化槽の設置及び施設の適切な維持管理を行います。(市民・関係団体)
- (3) 騒音・振動・悪臭等の監視**
 ・行政は、騒音・振動・悪臭等について、関係部署との協議を行いながら監視・指導を行います。(行政)

3. 地球環境の保全
 市の事務事業における温室効果ガスのさらなる削減に取り組みます。

- (1) 温室効果ガスの削減**
 ・行政は、公共施設での省エネや再生可能エネルギー等の調査研究に取り組むとともに、市民・事業者と連携し、ゴミの分別化・減量化の推進等により、温室効果ガスの排出削減に努めます。(行政・市民・関係団体)
 ・延岡市環境基本計画及び延岡市環境保全率先実行計画において、国の2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの方針のもと、廃プラスチック対策を含め、各主体が取り組むべき事項を検討し、促進します。(行政・市民・関係団体)

4. 環境保全意識の高揚
 市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を目指します。

- (1) 市民と協働した環境保全活動**
 ・行政は、関係団体及び市民と協力し、アースデイやクリーンアップ宮崎等の活動や研修会等を通じて環境保全意識の向上に努めます。(行政、市民、関係団体)
 ・市民・事業者は、水質改善の意識をさらに高め、家庭での教育をはじめ、小学生を対象とした環境学習など様々な機会を通して、全国トップクラスの水質を守っていきます。(市民・関係団体)
 ・行政は、北方町や北川町にユネスコエコパークの拠点を整備し、市内外に向けて情報発信を行い、観光誘客も推進しながら、環境の素晴らしさに対する共感の輪を広げ、環境保全の啓発を行っていきます。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
浄化槽の設置補助数(累計)	3,812件 (H26)	3,932件 (R1)	4,138件
生活排水処理率	84.2% (H25)	90.6% (R1)	92.7%
温室効果ガス排出量(延岡市の事務事業)	36,428 t-CO ₂ (H25)	42,597 t-CO ₂ (R1)	29,725 t-CO ₂

第2章

廃棄物対策

現状と課題

【1. ごみの減量化・適正処理と4Rの推進】

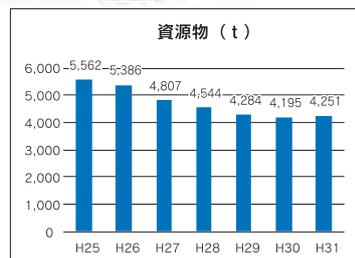
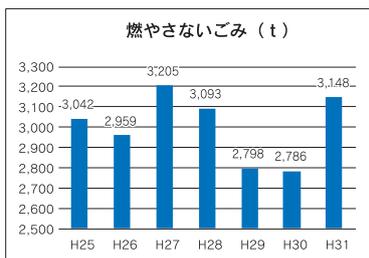
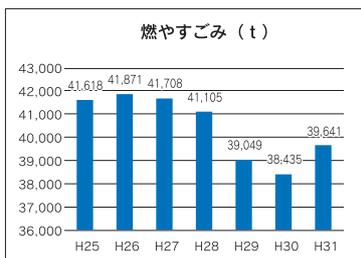
- 環境負荷の低減と循環型社会の形成を図るため、行政・事業者・市民の協働によるごみの減量化とリサイクルの推進を図っています。
- ごみの減量化とリサイクルの推進には、市民一人ひとりが日々の生活において、プラスチックごみ等のごみ問題による環境への負荷低減を常に意識することにより、*4Rの取組（下記イメージ図）を継続することが求められています。
- ごみの効率的・効果的な分別回収、啓発活動など様々な施策による効果の検証を行い、その充実を図るため、行政・事業者・市民の相互協力体制の確立を進めていく必要があります。
- 違反ごみや海洋プラスチック問題にもつながる不法投棄、災害発生時の廃棄物処理対策において、行政・市民・関係機関が連携して取り組む必要があります。大規模な災害が発生した場合は、「延岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、速やかで適切な災害対応が求められます。

【2. 環境に配慮した適正なごみ処理】

- 清掃施設では、安心・安全で効率的な運転管理に努めながら適正な廃棄物処理を行っています。
- 清掃施設からの排気や排水等は、法令で定める基準値よりもさらに厳しい施設基準値を設ける等、環境に配慮した運転を行っています。
- 循環型社会を目指すため、清掃工場で発生する熱エネルギーの利用（発電等）や焼却灰のセメント原料化、ごみ処理過程で発生する金属の回収等に取り組んでいます。
- ごみを継続して適正に処理していくためには、清掃施設の計画的な点検・整備及び強靱化を含めた更新を行う必要があります。
- 清掃施設は周辺の地域住民の理解のもとに運営されているため、地域の環境整備を続けていくことが求められています。

第5部

ぬくもりと躍動感が感じられる都市環境への



* 4R…Refuse (リフューズ：ごみになるものを断る)、Reduce(リデュース：ごみを減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の頭文字をとったもの。

* 拡大生産者責任…生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.ごみの減量化・適正処理と4Rの推進

行政・事業者・市民が一体となってごみの減量化・資源物のリサイクル、ごみ問題等に取り組み、さらには地球環境に貢献し、次世代にも豊かな自然を継承できる循環型社会を目指します。

(1) 市民意識の高揚

- ・行政は、出前講座やイベント、ホームページ等の広報活動等を通じた啓発に努め、市民や事業者と一体となった4Rの取組を推進します。(行政・事業者・市民)
- ・行政は、地区住民と協力し、ごみステーションの適切な維持管理を通して、違反ごみ対策等に努めます。(行政・市民)
- ・行政は、不法投棄防止対策として関係機関との連携によるパトロールや看板設置等の取組を推進します。(行政・関係機関)
- ・行政は、ごみ出しルール等をこれまで以上に市民にわかりやすく伝え、市民の適切なごみ排出を促進します。(行政)

(2) 廃棄物の分別・リサイクルの推進

- ・行政は、排出者責任の観点から、市民・事業者によるごみ排出時の分別徹底を促すとともに、資源物の一層のリサイクルを推進し、引き続きごみの資源化に取り組みます。(行政・事業者・市民)

(3) ごみ排出抑制の推進

- ・行政は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、平成21年度より実施しているごみ処理有料化によるごみの排出抑制やリサイクルの推進を継続するとともに、減量化・資源化効果の検証を進め、制度の充実を図ります。(行政)
- ・市民は「延岡市ごみ減量十か条」に沿ったライフスタイルを意識し、ごみ排出抑制に努めます。(市民)
- ・事業者はごみの適正処理やリサイクル制度等の活用によりごみ排出抑制に努めます。(事業者)
- ・行政は、食品ロスの削減及び食品廃棄物の発生抑制・減量化及び再生利用の促進を図ります。(行政・事業者・市民)

(4) プラスチックごみ削減の推進

- ・プラスチックごみについては、国の方向性も踏まえながら、4Rの取組や分別徹底等による排出抑制を進め、プラスチックごみ削減の一層の推進を図ります。(行政)

2.環境に配慮した適正なごみ処理

清掃施設の安心・安全で効率的な運用と維持管理に努め、環境負荷の低減と循環型社会の形成を図ります。

(1) 安全で効率的な清掃施設の運営

- ・行政は、公共施設での省エネや再生可能エネルギー等の調査研究に取り組むとともに、市民・事業者と連携し、ごみの分別化・減量化の推進等により、温室効果ガスの排出削減に努めます。(行政・市民・関係団体)
- ・事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。また、市の一般廃棄物処理基本計画に従い、市が行う廃棄物処理に協力します。(事業者)

(2) 清掃施設の整備・解体

- ・ごみ処理能力の維持向上を図るため、施設や設備の適切な点検・整備及び強靱化を含めた更新を行います。閉鎖後老朽化した清掃施設の解体について検討します。(行政)

(3) 清掃施設周辺の環境整備

- ・清掃施設とその周辺地域との良好な相互協力関係を保つため、周辺地域の環境整備を継続して実施します。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
立番指導及び早朝パトロールの実施	10回/年 (H25)	33回/年 (R1)	33回/年
出前講座(分別説明会含む)	12回/年 (H25)	13回/年 (R1)	26回/年
ごみ搬入量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)	44,660 t/年 (H25)	42,789 t/年 (R1)	37,043 t/年

第3章

生活衛生

現状と課題

【1. 公衆衛生推進活動の充実】

□経営困難な公衆浴場に対し補助金を交付することで経営の安定化を図り、市民の公衆衛生の向上に寄与しています。また、食品衛生については、延岡地区食品衛生協会が食品事業者への巡回指導や食中毒予防等の啓発活動を行っております。

【2. 畜犬登録と狂犬病予防の推進】

□畜犬登録及び狂犬病予防接種は法律で義務付けられていますが、昭和32年以来日本での発生が無いため、その予防に対する意識が薄れています。このため、畜犬登録台帳の整備による頭数把握を行い狂犬病予防注射の接種率の向上に取り組んでいます。

【3. 市営墓地の環境整備】

□市営墓地については、造成後60年が経過しているため、墓参者や周辺環境に配慮した安全対策や維持管理に努めていますが、少子高齢化、核家族化の影響による無縁化した墳墓への対応や老朽化した無縁納骨堂の改修及び市民のニーズに応じた納骨堂や合葬墓の必要性について検討する時期となっております。

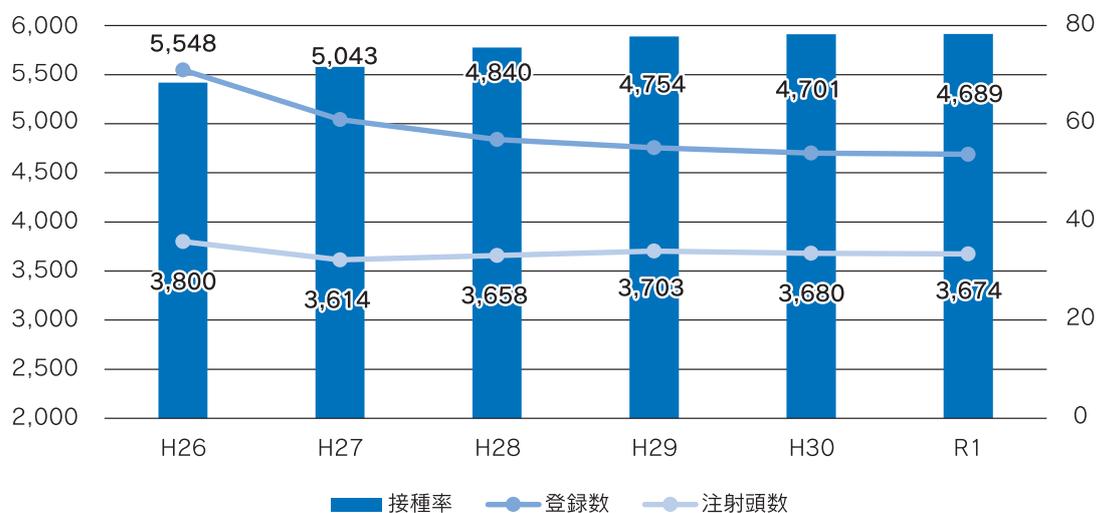
【4. 火葬場の維持管理】

□延岡市斎場「いのちの杜」は、業務委託を行いつつ、円滑な火葬業務を実施するとともに充実した市民サービスの提供を行っております。火葬炉の維持管理については、その性能を維持するために、年次的な補修に取り組んでおります。

【5. 災害時の防疫対策】

□大規模災害時には衛生環境が悪化し、害虫等を媒介とする多様な感染症の発生や蔓延が心配されます。このため災害時の初期対応を図るため各種消毒薬や噴霧機材を準備し、速やかな消毒体制の整備に取り組んでいます。また、大規模災害に対応するためには、関係団体等の協力を得る等、実践的な体制を整備する必要があります。

犬の登録数・注射頭数・接種率





施策の展開	取組項目 (役割分担)
-------	-------------

1. 公衆衛生推進活動の充実
市民の公衆衛生の向上に寄与し、食品衛生に対する市民への啓発活動を行います。

(1) 公衆衛生推進活動の充実

- ・ 行政は、公衆衛生と市民の福祉の向上及び公衆浴場の利用機会を確保し、公衆浴場の経営安定化を図るため補助金を交付します。(行政・関係団体)
- ・ 行政は、延岡地区食品衛生協会が実施している食中毒の予防及び手洗い運動への協力をしながら、市民の食品衛生に対する意識の向上・普及啓発活動を行います。(行政・関係団体)

2. 畜犬登録と狂犬病予防の推進
すべての飼い犬が適正に管理され、狂犬病の不安のないまちを目指します。

(1) 畜犬登録と狂犬病予防の推進

- ・ 行政は、関係団体と協力しながら、犬の登録や狂犬病予防接種について広報するとともに適正な飼い方等の啓発活動を推進します。(行政・関係団体)

3. 市営墓地の環境整備
安全で安心な墓参ができるよう墓地環境の整備を行い、必要な施設の整備に取り組みます。

(1) 市営墓地の環境整備

- ・ 市民の利便性を考慮しながら、墓地の清掃や危険個所の補修、駐車場の整備等を行い、安全、清潔な心落ち着く墓地環境を整備するとともに、無縁化した墳墓への対応や無縁納骨堂の改修及び市民のニーズに応じた納骨堂や合葬墓の必要性について検討します。(行政)

4. 火葬場の維持管理
施設の計画的な維持管理を行い、円滑な火葬業務を実施し、充実した市民サービスの提供を行います。

(1) 火葬場の維持管理

- ・ 円滑な火葬業務を実施し、充実した市民サービスの提供を行うため、施設の計画的な修繕や維持管理に努めます。(行政)

5. 災害時の防疫対策
大規模災害時には、行政と関係団体等が一体となった速やかな消毒作業が行えるよう体制を整備します。

(1) 災害時の防疫対策

- ・ 災害時用の消毒薬と噴霧機材を準備し、関係団体等と連携した消毒体制の整備を図ります。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
狂犬病予防注射接種率	68.5% (H26)	78.3% (R1)	80.0%

第4章

持続可能な土地利用

現状と課題

【1. 計画的な土地利用の推進】

- 本市は、計画的な土地利用や効率的な都市整備を行うために、市街地整備を進める「市街化区域」と、原則として開発を抑制する「市街化調整区域」、この2つの地域以外の「都市計画区域外の地域」に分けた区域区分（線引）制度を導入しています。
- 本市のみならず、わが国全体が長期的な人口減少傾向にある中で、日常生活に必要な都市機能の維持や財政面及び経済面における持続可能な都市経営のため、市街地の拡大を抑制する方向でのまちづくりが求められています。

【2. 都市地域の土地利用】

- 住宅地については、計画的な基盤整備が行われずに宅地化された地区において、生活道路が不整形であり幅員も狭い等、住環境や防災面における問題を抱えています。
- 商業地については、郊外型店舗や*ロードサイド店舗の出店に伴い、全国的にも、また本市においても中心市街地の空洞化が進んでいます。
- 工業地については、本市は山と海に囲まれた平地に乏しい地形であるため、新たな工業用地等の確保が市街化区域内では厳しい状況にあります。

【3. 農林業地域の土地利用】

- 農業振興地域は、総合的に農業の振興を図る地域です。本市の農業振興地域は25,578haであり、このうち3,353haが農用地区域として設定されています。今後も農振法及び農地法の適正な運用を図りながら、有効な土地利用を図る必要があります。
- 本市の森林面積は、73,409haであり、そのうち64,039haが民有林となっています。森林地域は、水源かん養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、生物多様性機能、木材等生産機能など9つの機能に分類し管理を行うことになっていますが、森林所有者の経営管理意欲の減退や林業担い手の不足から森林の多面的機能の低下が懸念されています。

【4. 地籍の明確化】

- 本市は、土地利用の高度化や土地取引の円滑化を図る目的から、地籍調査を昭和54年度から実施しております。しかしながら、令和元年度末時点での進捗率は、面積ベースで約52.7%（全国平均：51.6%、宮崎県平均70.0%）となっており、調査完了までには相当の年数を要することが想定されます。
- また、市街地を抱える旧延岡管内の進捗率に至っては、24.3%と極端に低い状況にあります。残調査筆数についても、現在の調査済筆数（約100,000筆）の2倍にあたる約200,000筆が想定されるため、有効的な調査区域の選定を図っていく必要があります。

区域内人口内訳(国勢調査より)

基準日	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
S55.10.1	136,598	130,777	111,399	19,378
S60.10.1	136,381	130,765	115,860	14,905
H 7.10.1	126,629	121,736	108,331	13,405
H12.10.1	124,761	120,183	107,282	12,901
H17.10.1	135,182	117,261	105,015	12,246
H22.10.1	131,182	114,935	103,559	11,376
H27.10.1	125,159	110,685	100,200	10,485

*ロードサイド店舗…幹線道路など通行量の多い道路の沿線において、自家用車・オートバイ・自転車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のこと。



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 計画的な土地利用の推進

人口減少・超高齢化社会の到来における新しい時代に対応した人や環境にやさしい都市の実現のため、様々な都市機能や居住機能が集約された都市づくりを目指すとともに、社会基盤の効率的な維持管理が可能となる土地利用を進めていきます。

2. 都市地域の土地利用

市街化区域については、基盤整備がなされないまま宅地化された地区における住環境の改善や、公共施設や商業施設など都市機能の集積・誘導を図ります。また、市街化調整区域については、*地区計画による工業用地等の計画的な整備を検討する等、無秩序な開発を抑制し、適切な土地利用を進めていきます。

3. 農林業地域の土地利用

農振法、農地法等の適正な運用により、優良農地の確保と無秩序な開発を抑制するとともに、農地の積極的な保全と有効利用に努めます。また、国土の保全、水源かん養等の公益的機能と木材生産機能の調和を図りながら、林道等の整備を進め森林の適正な管理に努めます。

4. 地籍の明確化

高齢化に伴い境界確認の困難化が進む山間部や、近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震による浸水想定区域に指定される沿岸部においては、災害からの早期復旧等の観点から、優先的な調査実施に努め、地籍の明確化を進めていきます。また、民間開発行為の測量データを活用した調査手法にも取り組んでいきます。

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
地籍調査における要調査面積における進捗率※調査済面積には調査中を含む。	48.70% (H25)	52.71% (R1)	56.04%
空き家に付属した農地の指定 (筆数)	-	5筆 (R2)	33筆

*地区計画・・・一定のエリアにおいて、建築物の建築形態、公共施設その他、各街区を整備・開発及び保全するための、地区レベルの都市計画。特色としては、市街化調整区域でも定めることができる。

(1) 計画的な土地利用の推進

・国土利用計画をはじめ、都市計画など各種の土地利用計画に基づき、土地利用の調整及び計画的な利用を実施します。医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能が各地域の拠点的エリアにできるだけ集約される等、市街地の拡大を抑制しながら、居住者が身近に生活サービスを利用できるまちをつくるための計画等を検討します。(行政)

(1) 市街化区域

・行政は、岡富・古川地区における土地区画整理事業の推進や、主要な生活道路の整備を行う等、既存市街地の住環境の改善に努めます。(行政)
・行政は、市街地の拡散を抑制し、人口減少・超高齢化社会に対応したまちづくりに努めます。(行政)
・市民は、既存市街地内用地の有効活用を図っていくことが期待されます。(市民)
・事業者は、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能立地に当たっては、人口減少を見据えた配置を考慮します。(事業者)

(2) 市街化調整区域

・クレーパーク延岡等における新たな産業団地の用地について*地区計画制度を活用し整備を推進します。(行政)

(3) 都市計画区域外

・既存の集落を維持するとともに、北方、北浦、北川町の中心部において、地域の中心的な拠点としての機能強化に努めます。(行政)

(4) 都市計画道路の見直し

・一定の建築制限が課せられている、都市計画道路の計画区域内の土地を市民が有効に利用できるよう、長期未着手の都市計画道路の見直しを図ります。(行政)

(1) 農地

・優良農地については農用地区域として積極的に確保しながら、恵まれた自然環境と調和した土地利用を推進します。また、空き家に附属した農地について、取得面積を大幅に緩和した施策を推進する等、遊休農地の抑制や耕作放棄地の解消に努めます。さらに、農地の集積など農地流動化を促進し、農用地の保全を図ります。(行政)

(2) 農村集落

・生活道路や排水施設、ため池等の計画的な点検・整備を行い、農村集落における安心・安全な居住環境の確保と生産環境の改善を図ります。(行政)

(3) 林業地域

・水源かん養機能、生物多様性機能、木材等生産機能などの機能区分に沿った森林管理に努めるとともに、林道等の基盤整備や間伐等による山林の適正管理により、持続可能な森林づくりに努めます。(行政)

(1) 地籍調査の推進

・既存の調査手法に加え、新たに山間部においては航空写真測量やレーザー測量のデータ、都市部においては、民間測量データの活用など、新しい測量技術を活用した効率的な地籍調査手法や地籍調査以外の測量成果をさらに活用できる仕組みを構築し、地籍調査の効率的な実施に努め、進捗率の推進に取り組んでいきます。(行政)

第5章

市街地整備

現状と課題

【1. 土地区画整理事業】

- 本市の土地区画整理事業は、市街化区域 2,510ha の中で、27 地区約 664ha の区域で行われています。
- 土地区画整理事業は、優良な宅地の利用増進を図るとともに、道路・公園・排水施設の新設・改善を同時に行う総合的なまちづくり事業であり、災害に強い安全で快適な住環境が創出されます。
- 一方、土地区画整理事業は、*減歩や権利の調整、事業の長期化等の問題があることから、住民の理解が得られにくい事業であり、地区住民の合意形成が大きな課題となっています。

【2. 住環境整備の推進】

- 地価の下落、限られた社会資本投資、少子高齢化など近年の社会経済情勢の変化により、従来の土地区画整理事業による市街地整備は非常に困難な状況になっています。市街地整備が遅れている地区では様々な課題を抱えているため、地区の実情にあった効率的な整備手法を検討することが求められています。

【3. 市街地開発の指導・誘導】

- 本市の都市計画区域の面積は 10, 376ha で、行政区の面積 86, 803ha の約 12% を占めます。そのうち、市街化区域の面積は 2, 510ha で、都市計画区域面積の 24% にあたります。
- 昭和初期から市街地の中心部において、土地区画整理事業や戦災復興事業・市街地再開発事業等が行われています。それらの事業の区域面積は約 825. 2ha で市街化区域面積の約 33% を占めます。
- 良好な住環境の形成と保全等を目的とした地区計画を 5地区・約 28ha、隣接する住環境に配慮し、商業施設の整備を目的とした再開発地区計画を 1地区・約 5ha を指定しています。
- 昭和 46 年以降、民間による約 1, 118ha の開発行為が行われました。ここ数年の開発許可については、年間約 4 件、5. 5ha 程度の開発が行われています。
- 平成 12 年度の狭あい道路拡幅整備事業導入以降、令和元年度までに約 675 件、約 14km の道路拡幅整備を行いました。また市内には幅員 4m 未満の道路が数多く存在しています。

【4. 多彩で良好な住環境の形成】

- 宮崎県の発表した南海トラフ巨大地震における最悪の被害想定では死者が約 8, 400 名、約 18, 000 棟の建築物が全壊・焼失すると予測されています。木造住宅等の耐震化や素早い避難行動等の減災対策をとることが課題となっています。(令和 2 年 3 月延岡市地域防災計画)
- 自然環境の保全や地球環境にやさしい住まいづくり・まちづくりにより豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくこと、また、誰でも移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインを取り入れた視点でのまちづくりが求められています。
- 近年、既存の建築物や建築設備について火災等の事故が相次いで起きています。既存建築物を適切に維持保全し、安全性を推進することが求められています。

市街地整備の状況		
区分	面積	備考
土地区画整理事業	663.6ha	戦前の土地区画整理事業 277.9ha 戦後の土地区画整理事業 385.7ha
その他の主な市街地開発事業	161.5ha	西階地区総合開発事業 49.5ha 一ヶ岡新住宅市街地開発事業 93.8ha 延岡鉄工団地集団化事業 18.2ha
公園・緑地・緑道・墓地	161.69ha	街区公園 77ヶ所 15.52ha 近隣公園 5ヶ所 10.48ha 地区公園 1ヶ所 4.8ha 運動公園 1ヶ所 46.8ha 特殊公園 5ヶ所 47.9ha 緑地 20ヶ所 36.19ha
開発許可による開発	1,118ha	昭和46年以降(市街地調整区域を含む)

* 減歩…事業において、宅地の面積が減ること。

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 土地区画整理事業
 道路・公園・排水施設等の公共施設整備を推進し、安全・安心な住環境整備を進め、土地利用の適正化を図るとともに、災害に強い市街地を形成します。

2. 住環境整備の推進
 画一的な従来型の整備ではなく、現在のまちの良さを活かしながら個性のあるまちづくりを推進します。

3. 市街地開発の指導・誘導
 周辺住民の安心・安全のために開発許可制度の周知や民間開発による良好な市街地整備の指導・誘導に努めます。また、狭あい道路の解消を進め、住環境の向上を目指します。

4. 多彩で良好な住環境の形成
 被害低減に効果的な建築物の耐震化を促進し、避難訓練等による減災対策に取り組みます。また、都市景観等やアメニティに配慮しユニバーサルデザインの視点に立った市街地整備と連携したまちづくりの形成を目指します。さらに、既存建築物や建築設備の維持保全を推進し、災害に強く、安心安全なまちづくりを目指します。

- (1) 岡富古川地区**
 - ・居住機能及び医療・商業等の日常生活に必要な都市機能の集約を図る地域生活の拠点として、市施行による面積 31.1ha の面的整備や幹線道路の整備を行い、令和 5 年度中の完成を目指します。(行政)
- (1) 市街地未整備地区**
 - ・行政は、地区計画制度など各地区の実情に合った効率的な住環境の整備手法と住民参加による協働のまちづくりを検討します。(行政)
 - ・市民は、市街地整備が必要な地区においては、地区の実情を把握し、住民説明会等へ積極的に参加します。(市民)
- (1) 開発許可制度の運用**
 - ・開発行為における宅地の安全性・機能性の確保とともに都市景観にも配慮した「まちづくり」が図られるよう開発事業者を誘導し、各種の造成行為における指導監督に努めます。(行政)
- (2) 狭あい道路の整備**
 - ・安全な住宅市街地の形成と建築活動の円滑化を図るため、「狭あい道路拡幅整備事業」を推進するとともに、「安心・安全プラスワン事業」により、引き続き緊急車両の通行確保等のための部分的道路改良や離合箇所確保等に取り組みます。(行政)
- (1) 安心安全な住まい・まちづくり**
 - ・安全安心感を高める基盤整備を促進し、災害発生時の被害低減に効果的な災害対策を進めます。また、ユニバーサルデザインの視点に立ち、移動や利用を助ける多言語化を含めた「わかりやすい」案内や、誘導に配慮したまちづくりに取り組みます。(行政)
- (2) 環境にやさしい住まいづくり**
 - ・行政は、省エネ・省資源で環境に配慮した長期優良住宅等の普及促進を図り、住まいづくりにおける環境に配慮した工法や建材選び等の情報提供を行います。(行政)
 - ・市民は、安心安全で環境にやさしく、長期にわたり大切に使われる住まいづくりに取り組みます。(市民)
- (3) 市街地整備と連携したまちづくり**
 - ・行政は、災害に強いまちづくりのために木造住宅等の耐震化の向上に努めるとともに、既存建築物及び建築設備について維持保全を推進し、安全性を確保します。(行政)
 - ・事業者は、災害に強く都市環境にも配慮した良好な住環境づくりに取り組みます。(事業者)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
岡富古川地区の移転戸数の割合	51 % (H26)	80 % (R1)	100%
岡富古川地区の整備面積の割合	29 % (H26)	51 % (R1)	100%
特定建築物の耐震化率	82.77% (H26)	89.06% (R1)	95%
認定長期優良住宅等の割合	14.4 % (H26)	22.3 % (R1)	25%

第6章

道路

第1節 国・県道

現状と課題

【1. 一般国道の整備】

- 一般国道については、延長約 117.5Km のうち 97.2%が改良されています。
- 国道 10 号は、4 車線化されていない塩浜町～門川町加草間（約 5.3km）については、朝夕の交通混雑が常態化しており、混雑解消の対策に取り組むよう国に働きかけていく必要があります。
- 国道 10 号延岡南道路は、* 中型車以上が利用しやすくし、地域の生活道路に入り込みにくくすることで、地域の安全性を向上させることを目的として、令和 2 年 3 月 30 日より料金を変更するとともに、新たな料金所が延岡南 IC に設置されました。その効果を検証するため、交通量調査等を実施し、その中で国道 10 号の状況も検証しながら、必要な働きかけの検討を行っています。
- 国道 218 号は、北方町に架かる干支大橋、天馬大橋、ひつじ橋、槇峰大橋の補強・補修工事により橋梁の耐震化が行われております。延岡市貝の畑工区、北方町川水流工区の歩道整備が行われておりますが、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。

【2. 県道の整備】

- 主要地方道と一般県道は、延長約 167.6km のうち 47.6%が改良されています。
- 県道は、通学路になっている所もあり、毎年、関係機関共同による通学路点検を行う等、安全対策が望まれています。
- 主要地方道は、稲葉崎平原線構口工区の 4 車線化に合わせた無電柱化、北方北郷線川水流橋工区、北方土々呂線石田工区、北川北浦線三川内工区の未改良部分の整備が行われておりますが、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。
- 一般県道岩戸延岡線北川工区（上祝子～浜砂ダム間）は、落石防止網等の整備、黒岩工区は、道路改良が行われており、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。
- 山間部の利便性の向上と観光振興に資するため、榎原細見線細見工区、板上曾木線三椏工区、上祝子綱の瀬線下鹿川工区の未改良区間の整備が行われており、今後の整備促進には既存の地元整備期成同盟会との連携が大変重要で

国・県道の現況(平成31年4月1日現在)

道路区分	路線数	延長(m)	道路比率	改良延長(m)	改良率
国 道	4	117,587	41.2%	114,259	97.2%
県 道	22	167,648	58.8%	79,776	47.6%
計	26	285,235	100.0%	194,035	68.0%

資料：道路施設現況調書(宮崎県県土整備部道路保全課)
注)高規格道路を除く。改良率は幅員5.5m未満を含む

* 中型車…総重量 5 t 以上 11t 未満かつ乗車定員 11 人以上 29 人以下の自動車

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.一般国道の整備促進と維持管理

一般国道については、交通の円滑化や災害時の緊急交通路としての利用が図られるように渋滞対策や歩道等の交通安全施設や大規模橋梁の耐震化の整備促進及び道路の適切な維持管理に取り組めます。

(1) 一般国道の整備促進

- ・関係団体と連携しながら、渋滞対策や交差点改良・歩道設置等の安全対策の早期整備及び大規模橋梁の耐震化の整備促進について要望します。(行政)
- ・関係団体と連携しながら、延岡南道路利用料金引き下げによる周辺道路への効果の検証と交通混雑の解消について要望します。(行政)

(2) 一般国道の維持管理

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、一般国道の適切な維持管理について要望します。(行政・関係団体・市民)
- ・市民は、国が実施するボランティアサポートプログラムに積極的に参加し、引き続き道路の美化清掃等に取り組めます。(市民)

2.県道の整備促進と維持管理

県道については、利便性と安全性が向上するように未改良区間の早期整備の促進及び道路の適切な維持管理に取り組めます。

(1) 主要地方道の整備促進及び重要物流道路の指定

- ・関係団体と連携しながら、県道稲葉崎平原線構口工区の4車線化と無電柱化等の未改良部分の整備促進について要望します。(行政)
- ・県道稲葉崎平原線、県道北方土々呂線の重要物流道路の指定及び整備について要望します。(行政)

(2) 一般県道の整備促進及び重要物流道路の指定

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、未改良部分の整備促進、安全性と利便性の向上について要望します。(行政・関係団体・市民)
- ・行政は、重要物流道路として県道岩戸延岡線の指定と県道土々呂日向線の指定及び整備について要望します。(行政)

(3) 県道の維持管理

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、県道の適切な維持管理について要望します。(行政・関係団体・市民)
- ・市民は、県が実施するクリーンロード宮崎推進事業等に積極的に参加し、引き続き清掃等の協働活動に取り組めます。(市民)

(4) 通学路の安全対策

- ・行政は、関係団体、市民と連携し、共同による通学路の点検を通学路安全プログラムにより今後も継続的に行いながら、通学路の安全対策について要望します。(行政・関係団体・市民)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
国道の改良率	97.1% (H26)	97.2% (H31)	97.3%
県道の改良率	45.2% (H26)	47.6% (H31)	50.0%



第6章

道路

第2節 市道

現状と課題

【1. 幹線市道の整備】

□都市計画道路においては、主要幹線道路として位置付けられた西環状線に接続する岡富松山通線の整備を土地区画整理事業に合わせて進めています。

□一、二級市道においては、令和元年度に舗装の状態調査を行い、調査路線の約93%（約L=112km）で修繕が必要と判断されました。これらの箇所すべてを整備するには、膨大な費用と期間が掛かるといった課題があります。

【2. 都市計画道路の見直し】

□計画決定後長期未着手となっている都市計画道路においては、人口減少と少子高齢化の進行、市街地拡大の収束など社会経済情勢の変化により、計画決定された時点の必要性や位置付けに変化が生じています。

【3. 橋梁・トンネルの長寿命化】

□市道にある685の橋梁と10のトンネルは、高度経済成長期に建設された施設が多く、建設後50年を経過するものが今後20年で70%を超える等、施設の老朽化に伴う補修や架け替え費用が急速に増加するという現状があります。

【4. その他市道の整備】

□幅員狭小道路は、緊急車両の乗り入れや車の離合等に不便なことから、早期の整備が求められています。

□市道延長1,449kmのうち未改良延長は447kmあり、そのうち440kmは、車道幅員が3.5m未満の道路で、改良箇所が膨大であるという現状があります。

□歩道のバリアフリー化など障がい者等に優しい道路の整備が求められています。

【5. 道路の交通安全対策】

□市内の道路には歩道未設置箇所や見通しの悪い交差点など、様々な問題を抱えた路線が数多く存在します。

□安全・安心な道路環境を確保するために、通学路の整備をはじめ早急な交通安全対策の取組を行っております。

【6. 道路の維持管理】

□道路の維持管理は、道路損壊等の早期発見と迅速な修繕を行うことが求められ、行政・関連団体・市民が連携する必要があります。

□道路の附属物（街路灯、標識、路側構造物等）が、老朽化しているものが数多く存在します。

□市道の延長は1,499kmと長大で、全路線の草刈り等の頻度を上げることは容易ではありませんが、特に「まちな顔」となるエリア等、十分な草刈りが実施できていない現状があります。

□道路愛護の啓発を図ることにより、「みんなの道路」としての位置付けを定着させることが重要となるという課題があります。

市道の現況(令和2年4月1日現在)

道路延長 (km)	改良		舗装		橋梁 (本)	トンネル (本)	路線数	
	改良延長(km)	*改良率	舗装延長(km)	舗装率				
1,449.0	1,001.9	69.1%	1,273.1	87.9%	685	10	1級市道	69 路線
							2級市道	70 路線
							その他	3,723 路線
							計	3,862 路線

*改良率…改良延長を道路延長で割ったもので道路幅員4.0m以上を改良済みとする。

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1.幹線市道の整備
都市計画道路の整備を行うとともに、地域の状況に応じた整備、舗装の長寿命化や安全性、利便性の向上に取り組みます。

- (1) **都市計画道路の整備**
- ・岡富古川土地区画整理事業地区内における岡富松山通線の整備を推進します。その他の未整備の都市計画道路については、必要性を検証した上で、整備優先度を勘案し、計画的な事業の実施を検討します。(行政)
- (2) **一、二級市道の整備**
- ・ICT等の先端技術の活用検討を行いながら、山口松瀬線、三須小野線、東出北通線等の拡幅及び歩道新設や既存歩道のバリアフリー化を実施します。(行政)
 - ・「道路長寿命化修繕計画」により計画的な舗装の修繕や更新の実施を図ります。また、維持管理費のコスト縮減と平準化に努めます。(行政)
 - ・市道旭古城線、市道中川原愛宕線、市道富美山通線の重要物流道路の指定について要望するとともに、適切に維持管理を図ります。(行政)

2.都市計画道路の見直し
様々な土地利用がなされている区域を通過しており、区間毎における整備の必要性について再検証する等、適切な見直しを図ります。

- (1) **都市計画道路の見直し**
- ・長期未着手の都市計画道路については、その必要性を適時検証し、地域の実情を踏まえた上で、「延岡市都市計画道路見直しの基本的な考え方」に則り、都市計画道路の見直しを図ります。(行政)

3.橋梁・トンネルの長寿命化
計画的な修繕や更新を実施することで橋梁・トンネルの長寿命化に取り組みます。

- (1) **橋梁・トンネルの長寿命化**
- ・「定期点検要領」に基づき5年に1度の定期点検を行い、長寿命化修繕計画により計画的な修繕や更新の実施を推進します。また、早期に補修を行うことで長寿命化を図るとともに、維持管理費のコスト縮減と平準化を図ります。(行政)

4.その他の市道の整備
地域性や利用状況にあった整備をすることで、利便性・安全性の向上に取り組みます。

- (1) **その他の市道の整備**
- ・地域の状況に応じた生活道路の整備を実施します。(行政)
 - ・特に緊急車両の通行に支障をきたしている路線等の部分的改良や離合箇所の設置を、安心安全プラスワン改良事業により順次取り組みます。(行政)

5.道路の交通安全対策
各路線で抱える問題、地域性、利用状況を的確に把握し、車両や歩行者等の安全の確保に取り組みます。

- (1) **道路の交通安全対策**
- ・道路の安全を確保するための安全点検を推進し、その結果、カーブミラー、ガードレール、ガードパイプ等の安全施設及び区画線の設置や更新を実施します。(行政)
 - ・通学路安全プログラムにより国・県・学校等と共同で通学路の点検を今後も継続的にを行いながら、行政、関係団体、市民は、通学路の危険箇所情報を共有、把握し、交通事故数の減少を目指します。(行政・関係団体・市民)

6.道路の維持管理
道路や道路附属物を適切に維持管理することで良好で安全な状態を目指します。

- (1) **道路の維持管理**
- ・行政、関係団体、市民は、協働による道路パトロールの充実を図り、道路及び附属物損傷等の早期発見に努め、草刈り等、適切な維持管理を推進します。また、積極的に道路愛護の啓発を行います。(行政・関係団体・市民)
 - ・市民は、ふれあいロード事業や市道草刈り奨励事業、協働・共汗道づくり事業、クリーンアップ宮崎等に積極的に参加します。(市民)
 - ・行政は、「まちの顔」となるエリア等については、イベント時期を考慮する等、草刈り頻度を上げる等の取組を実施します。(行政)
 - ・市民は、道路の異常等を発見した際は速やかに関係機関に連絡することで未然に事故防止を図ります。(市民)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
市道の改良率	68.3% (H27.4.1)	69.1% (R2.4.1)	70.9%
協働・共汗道づくり事業実施延長 (H21 創設)	6,572m (H27 上半期)	10,277m (～R1 累計)	14,300m (～R7 累計)
修繕が必要な橋梁の着手率 (*区分Ⅰを除く)	—	7.1% (R2.3.31)	19.8%

*区分Ⅰ…橋梁が健全な状態

第7章

住宅

現状と課題

【1. 良質な民間住宅ストックの形成】

- 高齢化の急速な進行に対し、高齢者の多くが居住する持家のバリアフリー化など超少子高齢・人口減少化社会に向けた住まいの安定への対応が求められています。
- 災害時において少しでも被害を低減するために、住宅の耐震化や地域による避難訓練の実施、災害発生時に備えた住宅関連事業者との協力体制づくり等、総合的な防災・安全対策が課題となっています。

【2. 総合的な空き家対策の推進】

- 適正な管理が行われていない空き家等が年々増加し、地域住民へ深刻な悪影響を及ぼしており、早急な対応が課題となっています。
- 令和2年度から、空き家バンクに登録された農地付き空き家については、大幅に農地取得要件を緩和し、県内で最も購入しやすくしています。

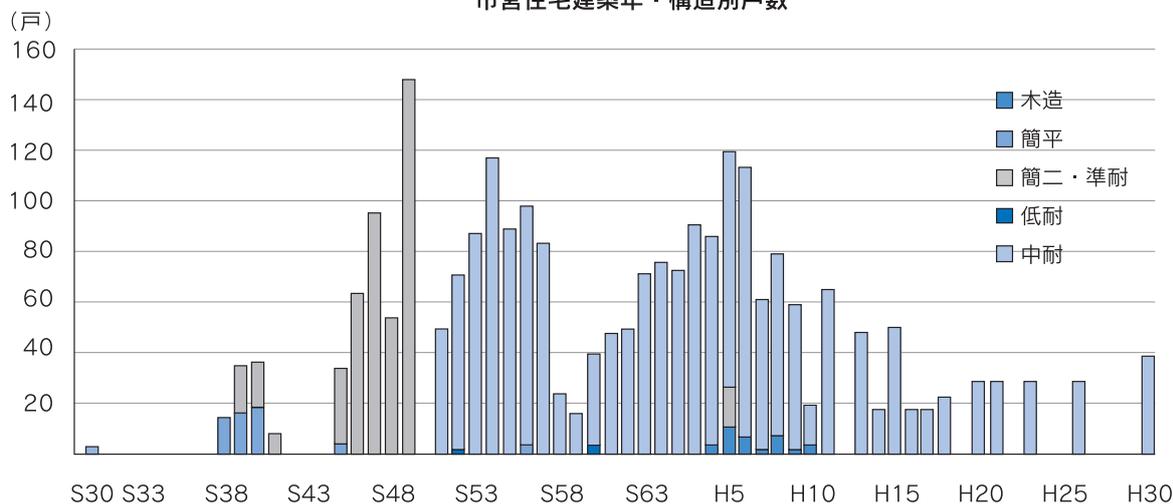
【3. 市営住宅の整備】

- 市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るために整備されています。現在の高齢化社会においては、高齢者や障がい者など住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットとしての役割を果たしています。
- 少子高齢化の進展など社会情勢の変化により、多様化するニーズに応えた住宅を供給することが課題となっています。
- 既存の市営住宅のうち高度経済成長期に数多く建設した建物が、すでに更新期を迎えています。持続可能な長期総合計画に基づく、住宅の建て替え・耐震化・改修に伴う国庫補助金等の安定的な財源確保が課題となります。
- 既存の市営住宅では、建物や設備の老朽化、入居者の高齢化が進んでいます。居住水準の向上、安全で快適な住環境を持続していくため、適切な改善、改修、維持管理を行い、建物の長寿命化を推進し、財政負担の軽減につなげることが課題となっています。

【4. 市営住宅の管理】

- 指定管理者制度の導入により、市民の利便性向上をはじめ、コスト縮減や住宅使用料等の収納率の上昇につながる等、一定の効果が上がっています。住宅セーフティネットとして、より質の高い管理を行っていくため、指定管理者に対する的確な指導、評価を行っていくことが課題となっています。また、社会情勢、地域特性等による空き住戸の増加傾向も課題となっています。

市営住宅建築年・構造別戸数





施策の展開	取組項目 (役割分担)
-------	-------------

1.良質な住宅ストックの形成

住情報提供を充実させ、延岡らしい良質な住まいづくりを目指します。また、住宅リフォーム等を通して耐震化の促進や、高齢者や子育て世代が環境や健康に配慮した安全安心で快適に住み続けることのできる住まいづくりを目指します。

- (1) 安心して快適に住み続けられるための住情報の提供
- ・行政は、耐震改修や風水害に強い住まいづくりに関する情報や、子育て世帯や高齢者等に良質な住宅に関する情報を提供し、より幅広く啓発するための民間組織の育成や総合的な住情報提供のイベントを開催します。(行政)
 - ・延岡市住まいづくり協議会は、建築士会等と連携して安心して住み続けられるための住情報の提供を行います。(関係団体)
- (2) 安心できる中古住宅の流通促進
- ・行政は、「延岡市住み替え住宅バンク」の活用等により、中古住宅取得等に係る総合的な支援体制を促進します。(行政)
 - ・事業者は、中古住宅取引等の総合的な支援体制を活用し、安心できる中古住宅の流通を促進します。(事業者)
- (3) 安心して住み続けられるためのリフォームの促進
- ・行政は、持家住宅・賃貸住宅のバリアフリー化や木造住宅等の耐震化等を促進し、民間事業者との連携による住宅リフォームを促進します。(行政)
 - ・市民は、民間事業者等と連携しながら、住宅のバリアフリー化や耐震診断・耐震改修に取り組みます。(市民)

2.総合的な空き家対策の推進

増加傾向にある危険な空き家の対策を推進するとともに、空き家対策の一環として中古住宅の利活用も図ります。

- (1) 良好な環境で暮らせるまちづくり
- ・行政は、管理不全の空き家等の発生を抑制するための体制づくりを強化し、増加傾向にある危険な空き家対策を推進するとともに、所有者等へ意識啓発や情報提供に努め、また、全国的な法人等とも連携して、空き家等の利活用や解消に取り組みます。(行政)
 - ・市民は、適正な空き家の管理に取り組みます。(市民)
 - ・行政は、行政と管理の担い手が連携したサービスを検討します。(行政・事業者)
- (2) 移住・子育てする人にやさしいまちづくり
- ・行政は、空き家対策の一環として中古住宅の利活用や、多様な暮らしのできる場の情報提供など、移住・特に子育て世帯にやさしい施策の推進を図ります。また、農地付き空き家の一層の購入促進も図ります。(行政)
 - ・事業者は、空き家対策に貢献するために中古住宅の利活用を図ります。(事業者)

3.市営住宅の整備

住宅に困窮する低額所得者、高齢者や障がい者など住宅確保要配慮者が安心して住み続けることができる住宅セーフティネットとしての機能向上を図ります。また、改修・改善による建物の長寿命化を推進します。

- (1) 建て替えの推進
- ・将来の人口減少・少子高齢化社会を見据えつつ、多様な住宅確保要配慮者に対して的確に市営住宅を供給できるよう、コスト縮減に取り組みながら長寿命化計画に基づき、計画的な建て替えを推進します。また、供給戸数の適正化を図ります。(行政)
- (2) 市営住宅の改善
- ・長寿命化計画に基づき、居住水準の向上や安全・安心な住環境整備を行い、建物の効率的な活用、及び長寿命化を図るため、市営住宅の改善事業を推進します。(行政)

4.市営住宅の管理

指定管理者、市の緊密な連携によるきめ細やかなサービスの提供を行い、市営住宅の効率的な維持管理に取り組みます。また、空き住戸の減少に努めます。

- (1) 維持管理の効率化
- ・行政は、指定管理者に対し適切な指導や評価を行うとともに、緊密な協力関係を図り、市営住宅の維持管理の効率化を推進します。(行政)
 - ・指定管理者は、市と緊密に連携しながら、市民のニーズに応じた市営住宅の維持管理に努めます。(指定管理者)
 - ・行政は、空き住戸の有効的な活用や、市営住宅数の適正化を図り、空き戸数の縮減を図ります。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
「延岡市住み替え住宅バンク」登録者戸数	—	66戸(R2)	130戸
耐震性を有する住宅ストック(住宅の耐震化率)	73.78%(H23)	75.62%(H27)	90.0%
建て替える市営住宅の戸数の割合(一ヶ岡A団地)	73%(H26)	86%(R2)	100%

第5部 ぬくもりと躍動感が感じられる都市環境づくり

第8章

市民と育む公園緑地

現状と課題

【1. 都市公園等の整備】

- 公園は、市民のふれあう憩いの場や子どもたちの安全な遊び場、あるいはスポーツ・レクリエーションの場としての重要な公共施設であるとともに、良好な都市景観の形成、観光拠点、災害発生時の避難場所・災害復興拠点等多くの役割を果たしています。
- 公園の整備状況は下記の表のとおりであり、本市の一人当たりの都市公園面積は14.65㎡/人（令和2年度4月現在）で、国の示す標準面積10.0㎡/人以上を満たしていますが、施設の老朽化が進んでいます。また、公園に対する要望も少子高齢化社会を反映し、子どもの遊び場としての公園から、子どもから高齢者まで利用できる公園へと変化している現状があります。
- 本市の自然公園は、日豊海岸国定公園、祖母傾国定公園、祖母傾県立公園の3カ所があり、15,983haが指定されています。また祖母・傾・大崩山系は2017年6月にユネスコの国際会合においてユネスコエコパークとして登録されています。

【2. 維持管理の充実】

- 本市の都市公園は下記の表のとおりであり、市が主体的に公園施設等の維持管理を行っていますが、さらに公園利用者が安全で快適に使用できるよう、市民及び公園緑地愛護団体等の協力を得ながら維持管理をしています。近年、公園緑地愛護団体については、新しい団体が加入する一方で、高齢化により活動が継続できない団体が増えている現状もあります。

【3. 花と緑のまちづくり】

- 豊かな緑と背景に咲く四季折々の草花や花木は、市民の日々の生活に潤いを与えてくれます。本市は昭和48年に「緑化都市宣言」を行い、様々な機会を通じて緑化推進に努めています。

区分	細区分	種別	箇所数	面積(ha)	構成比	備考
都市公園	住区基幹公園	街区公園	80	16.70	10.3%	桜ヶ丘第1街区公園他
		近隣公園	4	10.48	6.5%	浜川公園、一ヶ岡中央公園、大武公園、土々呂公園
		地区公園	1	5.80	3.6%	妙田公園
	都市基幹公園	運動公園	1	46.80	28.9%	西階公園
	特殊公園	特殊公園	5	47.90	29.5%	城山公園、愛宕山公園、今山公園、延岡植物園、岡富公園墓地
	都市緑地	都市緑地	20	31.04	19.1%	第一五ヶ瀬川市民緑地他
	緑道	緑道	1	3.40	2.1%	浜川緑道
	計		112	162.12	100.0%	

資料：都市計画資料（令和2年4月1日）

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1.都市公園等の整備

遊具や休憩施設等の老朽化については、公園施設長寿命化計画等に基づき、施設の更新・維持保全を図ります。また、公園利用者の意見を踏まえながら、すべての人が快適に利用できる施設整備をこれまで以上に図るとともに、災害時には避難者や発生する災害ごみ等の受け入れの役割を担う防災機能をもった都市公園等の整備を行います。

- (1) 憩いの場の創出
 - ・岡富古川土地区画整理事業地内の公園整備を推進します。その他の公園についても、すべての地域住民が安心して集い、遊び、くつろげる、ユニバーサルデザインに配慮した遊具や休憩施設等の再整備を利用者の意見を踏まえて行い、地域との連携により管理できる公園にしていきます。(行政・市民)
 - ・制約がなく伸び伸びと遊べる、かつての原っぱのような公園機能の確保や、公園の整備に民間活力を導入することを検討します。(行政・事業者)
- (2) 地域の特徴を活かした公園整備 ▶戦略2
 - ・行政は、城山公園については、城跡景観向上を目的に樹木の剪定・伐採及び石垣ライトアップ等を行い、歴史的・文化的シンボルとしての整備を推進します。併せて石垣の保全・保護を行います。(行政)
 - ・行政は、愛宕山公園等の夜間にも訪れる方が多い公園については、安心安全に利用できるよう、照明施設等の整備を推進します。(行政)
 - ・行政は、その他の公園についても、地域の特徴ある自然環境を活かした整備を推進します。(行政)
 - ・市民は、市外から訪れた方に、城山公園、今山公園、愛宕山公園等の利用を勧め、歴史文化や景勝地を通して本市の素晴らしさを伝えます。(市民)
- (3) 災害時対応や防災機能を持つ公園の整備
 - ・災害時の避難所や災害ごみステーションとしての役割を担う施設の充実を図ります。また、西階公園内に防災機能を有する多目的屋内施設の整備を行います。(行政)
- (4) 自然公園の保全と活用
 - ・国定公園等について、開発と自然保護の調和を図るとともに、景勝地の良好な保全に努めます。また、県と連携し、有効活用に努めます。(行政)

2.維持管理の充実

今後さらに市民と行政が協働して公園施設の維持管理が強化できるような環境づくりを推進します。また、公園の情報発信を行います。

- (1) 市民協働による公園管理
 - ・行政は、市民との協働により、公園の維持管理を行う公園緑地愛護団体等を増やすとともに、団体が活動しやすい環境づくりを推進します。(行政・市民)
 - ・行政は、公園管理について、植物等の専門家の助言を得ながら行うよう検討します。(行政)
- (2) 長寿命化計画による施設の維持保全・更新
 - ・公園施設の日常的な維持保全(清掃、保守、点検)に加え、定期点検の場を活用した健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行います。(行政)
- (3) 公園の情報発信
 - ・市のホームページ等を活用し、公園の管理の状況や設置している施設等の情報をわかりやすく発信することに努めます。(行政)

3.花と緑のまちづくり

公共空間の花や緑を増やし適切に管理することはもとより、市街地の大部分を占める民有地の緑化についても、「延岡市花と緑のまちづくり推進協議会」を中心に、市民の自主性を尊重しながら、活動を支援していきます。

- (1) 市民協働による緑化推進
 - ・行政は、市民との協働により、市内の緑化美化、園芸教室、相談業務の充実やフラワーフェスタ等のイベントに取り組みます。(行政・市民)
- (2) 公共施設の緑化
 - ・行政は、市民連携のもと、延岡植物園で栽培した花苗を市内の街角花壇や歩道のプランター等に植え付け、適切な管理を行います。(行政・市民)
 - ・行政は、公園や街路の樹木についても適切な管理を行うとともに、地域住民、樹木の専門家の意見を踏まえながら、老齢木の植え替えも含め緑化の維持に取り組みます。(行政・市民・事業者)
- (3) 植物園のあり方検討
 - ・今後の植物園のあり方について、市民の意見を踏まえながら検討します。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
* 公園施設長寿命化事業 完了公園数 (対象公園：90カ所)	0カ所 (H26)	21カ所 (R2)	90カ所
公園緑地愛護会の団体数	94団体 (H26)	98団体 (R2)	100団体

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
城山公園利用者数【再掲】	58,855人/年	67,000人/年

* 公園施設長寿命化事業…第1期を平成26年度から令和5年度で90公園を対象として実施し、第2期を令和6年度から令和15年度で予定している。

第9章

自然・歴史・産業が織りなす景観づくり

現状と課題

【1. 景観計画の推進】

□本市は、海・山・川など豊かな自然に恵まれており、市街地については、大崩山・行藤山を背景に広大な河川空間と愛宕山・城山・今山が四季折々に醸し出す構図など、素晴らしい地域固有の景観の特性を有しています。また、時を告げる城山の鐘に象徴されるように城下町としての文化を感じられる面もあるものの、戦災により城下町のたたずまいの多くが失われ、いかに城下町としての風情を伝えていくかが課題となっているとともに、橋の多い河川景観や巨大な煙突の工場群も本市の特徴の一つとなっています。その先人から受け継いだ伝統と風格ある景観を保全し、市民一人ひとりが誇りを感じる魅力あるまちづくりを進めるため、平成20年に景観法に基づき*景観行政団体に移行し、平成22年には新たに延岡市景観計画を策定しました。

【2. 公共空間の先導的整備】

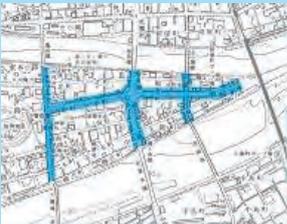
□景観計画では、川中地区における道路、橋梁、都市公園、河川など主要な公共施設を*景観重要公共施設に指定しました。先導的な整備としては、「城山公園（延岡城跡）城跡景観等に関する提言書」に基づき行った城山公園の城跡景観向上や城山周辺の公共施設建設など、景観に配慮した整備が取り組まれています。

【3. 景観形成の促進及び意識啓発】

□景観計画では、全市域を景観計画の区域とし、景観形成上特に重要な地区である城山周辺地区及びシンボルロード周辺地区を*景観形成重点地区として指定しました。

□樹形や樹高など美観に優れ、地域の象徴的な存在となっている北方町三椏小学校跡地にあるセンダンの木を*景観重要樹木として指定しました。

□魅力ある景観づくりを推進することを目的として、令和元年に延岡市景観形成活動支援補助金交付要綱を制定しました。

景観形成重点地区	城山周辺地区	シンボルロード周辺地区
景観形成方針	城山の歴史や自然と調和した、落ち着いたと風格のある城下町景観づくり	背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなが景観づくり
区域図	 <p>図で着色している箇所を対象区域とします。</p>	 <p>図に指定する路線の道路境界線に接する敷地を対象区域とします。</p>

* 景観行政団体…景観法により定義される景観行政を司り、景観計画を策定する団体
 * 景観重要公共施設…景観計画の中で、景観形成上特に重要な公共施設として定めた道路、河川、公園等
 * 景観形成重点地区…景観計画の中で、景観形成上特に重要な地区として定めた重点的・先導的に景観形成を推進する地区
 * 景観重要樹木（建造物）…景観計画に定めた方針によって指定する良好な景観を形成している樹木(建造物)

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 景観計画の推進
 良好な景観を保全、創出するため、延岡市景観条例及び延岡市景観計画に基づいた施策を推進することにより、周辺のまちなみと調和した景観の形成に努めます。

(1) 景観計画の推進
 ・延岡市景観条例及び延岡市景観計画における良好な景観の形成に関する方針に則り、景観行政を総合的に推進します。(行政)

2. 公共空間の先導的整備
 良好な景観形成への誘導を図るため、魅力ある公共空間の創出を図り、公共空間の先導的整備を進めていきます。

(1) 公共空間の先導的整備
 ・景観重要公共施設に指定した川中地区における道路、橋梁、都市公園、河川など主要な公共施設について、魅力ある公共空間の創出を図ります。特に城山公園については城跡景観向上に取り組みます。(行政)
(2) Park-PFI (公募設置管理制度) の導入
 ・行政は、城山公園内に* Park-PFI (公募設置管理制度) を活用して、城下町の風情を感じられる古民家風のインフォメーションセンター的な機能またはくつろぎの場を整備していきます。(行政・事業者)

3. 景観形成の促進及び意識啓発
 景観法を踏まえ、市内全域で地区住民との合意形成を図りながら、民間の建築物等を含めた総合的な景観の形成に向けた取組を行うとともに、地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与している建造物について景観重要建造物として指定を行います。また、県と連携を図りながら景観形成活動を支援します。

(1) 景観形成の誘導
 ・行政は、良好な景観の形成を図るために、延岡市景観計画において定めた建築物等の色彩の基準や届出を要する行為の規模等に適合するよう、施主や設計・施工者に対して助言・指導を行います。また、景観形成上特に重要な建造物や樹木について、景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、その保全に努めます。(行政)
 ・市民や事業者は、美しい景観づくりのために、地域の清掃や花植え等による演出を行うとともに、住宅や事業所等の新築や壁面等の塗り替えを行う場合、周辺と調和した建物となるように配慮します。(市民・事業者)
(2) 市民意識の啓発
 ・行政は、市民及び事業者と、相互に連携し協働して景観形成の推進を図ります。また、市民の景観に対する理解や関心を高めるため、良好な景観形成に関する表彰や、県が募集している「美しい宮崎づくり活動団体」に登録された、市内の団体が行う景観の保全や創出等の活動に対して支援を行います。(行政・市民・事業者)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
美しい宮崎づくり活動団体数	—	8 (R2)	13

* Park-PFI (公募設置管理制度) …都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置または管理を行う民間事業者を、公募により選定する都市公園法の手続き

第10章

水道

現状と課題

【1. 安全な水道】

□本市の水道普及率は、令和元年度末で98.6%に達しており、市民生活の重要なライフラインとしての役割を担っています。今後も清浄で、豊富で低廉な水を安定して供給出来るよう効率的で効果的な施設運営や事業投資に取り組む必要があります。

【2. 強靱な水道】

□本市の水道は昭和27年に起工後、拡張事業で整備が進められてきました。一部では、耐用年数を経過し老朽化が進んだ施設もあることから、更新時には、耐震化を図る等、災害に強い施設づくりと計画的な更新を行う必要があります。

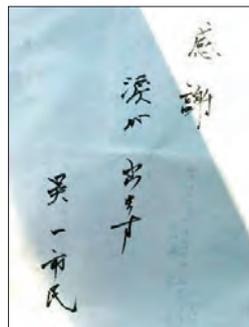
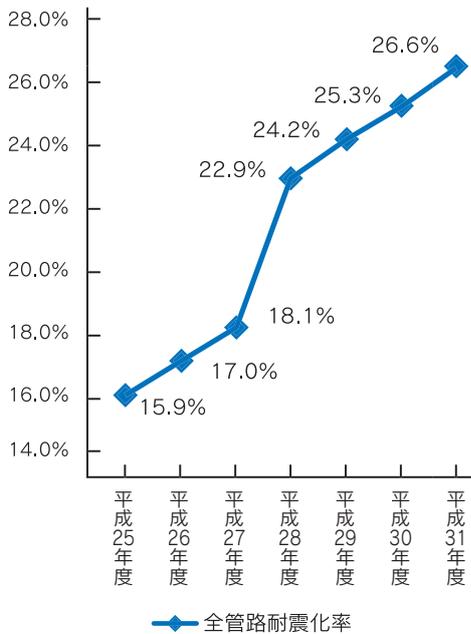
□常に安定した給水を行うために、漏水や断水等に対応する復旧体制をさらに充実させる必要があります。

□令和元年に水道料金を引き下げましたが、国の財政支援制度を活用して、水道施設の計画以上の耐震化に取り組んでいます。

【3. 水道事業の持続】

□施設の更新や耐震化には、多額の費用が必要になります。また、給水人口の減少及び節水型社会への進展に伴い、水需要は減少すると見込んでいます。これらを踏まえ、計画的かつ効率的な事業運営を継続する必要があります。

全管路の耐震化率



※平成30年7月 西日本豪雨
広島県呉市での本市職員による給水活動の状況
(呉市民より、「感謝 涙が出ます」とお手紙をいただきました。)

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.安全な水道「いつ飲んでも安全な信頼される水道」

時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水道(必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道)を目指します。

(1) 安心して飲める良質な水道及び、適正な水質管理体制

- ・ホームページ等を活用し、水道事業や水質検査結果等について広報を行います。(行政)
- ・水源環境を注意深く監視し、適正な浄水施設の維持管理に努めます。(行政)
- ・良好な水源を確保・保全し、水源に応じた施設整備と水質管理を徹底するとともに、水源地の適正な保全管理を実施します。(行政)
- ・引き続き未普及地区解消のため北川町瀬口地区の整備を進めます。(行政)
- ・指定給水装置工事事業者に対する説明会や研修会を開催し、事業者への指導や啓発を適切に行います。(行政)

2.強靱な水道「災害に強く、たくましい水道」

中長期の更新計画を適宜、見直しながら、水道施設の統合や老朽管の布設替え等の投資を効率的に行えるよう取り組めます。

(1) 危機管理に対応できる水道

- ・水道施設の耐震化やバックアップ体制を構築し、緊急時や災害時の影響範囲を最小限にとどめます。(行政)
- ・職員による給水車操作訓練を実施します。(行政)
- ・断水時の給水活動や広報の迅速化を図ります。(行政)
- ・災害時に対応できるよう関係団体との調整を図ります。(行政)

(2) 適切な施設更新、耐震化

- ・老朽化した水道施設の計画的な更新を進めます。(行政)
- ・国の財政支援制度等を積極的に活用することで、水道施設について、平成30年度に策定した延岡市水道事業経営戦略における計画以上の耐震化を進めます。(行政)

3.水道事業の持続「いつまでも皆様の近くにあり続ける水道」

水道事業を持続するために、施設の統廃合や*ダウンサイジングに計画的に取り組み、効率的な事業運営を行います。また、国の財政支援制度の活用を図ることで財源の確保を行い、経営の安定化を図ります。

(1) 長期的に安定した事業基盤

- ・平成30年度に策定した延岡市水道事業経営戦略に基づき、計画的かつ効率的な事業運営を推進します。(行政)

(2) 人口減少社会を踏まえた対応

- ・給水人口や給水量が減少した状況においても、国の財政支援制度を有効に活用するとともに、管理運営費の一層の縮減により経営の効率化に努めます。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
* 耐震化率 (全管路)	15.9% (H26.3)	26.6% (R2.3)	32.0%

* ダウンサイジング…もののサイズを小さくすること。コスト(費用)の削減や効率化を目的として、今後予想される必要な施設能力にあった最小限のサイズ(規模)にすること。

* 耐震化率(全管路)…H28年度より旧簡易水道を統合したため、現状以降は旧簡易水道を含む値

第 11 章

下水道

現状と課題

【1. 環境保全のための汚水処理】

- 本市の下水道は昭和 27 年に事業に着手して以来、順次整備区域を広げ普及促進に努めてきました。これにより、平成 30 年度末には普及率が 80.6%となりましたが、市街化区域内にも整備に着手できていない地区が残されています。
- 大規模災害に備えるため、老朽化した施設(管路及び処理場等)の改築更新や地震・津波等の対策事業を行っています。
- 管路の整備が完了し供用開始された地区において、下水道への接続が行われていない家屋が残っています。

【2. 施設の統廃合による強化】

- 下水道施設の多くが改築更新の時期を迎え、今後多額の費用が必要になることから、建設コストの縮減や維持管理費低減が見込める施設統廃合の取組を強化する必要があります。

【3. 浸水防除のための雨水処理】

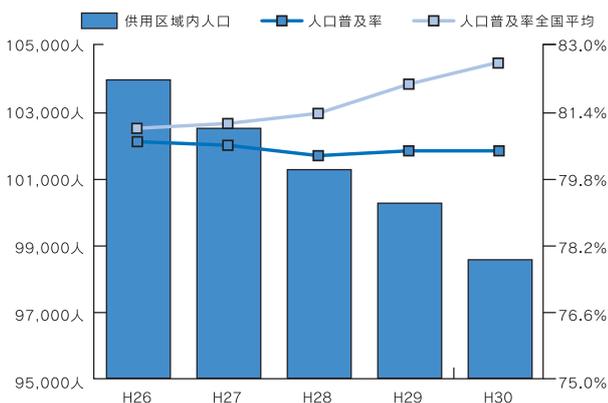
- 頻発する浸水被害を軽減させるため、現在関係機関と調整しながら浸水対策事業を進めていますが、浸水が頻発する区域において浸水対策事業に取り組めていない地区が残されています。

【4. 経営の効率化】

- 本市の下水道事業経営は、多数の老朽化施設の更新費用や浸水防除の費用が増大する中であって、収入の根幹である下水道使用料収入は減少しており、公営企業として安定した経営基盤を構築するためには、さらなる経営改善に取り組む必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域内人口	128,548 人	127,041 人	125,699 人	124,149 人	122,519 人
供用区域内人口	103,689 人	102,571 人	101,328 人	100,172 人	98,761 人
人口普及率	80.7%	80.7%	80.6%	80.7%	80.6%
人口普及率全国平均	81.0%	81.2%	81.7%	82.1%	82.6%

汚水処理整備区域の区域内人口と普及率



「処理場見学会」の様子(妙田下水処理場)

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1.環境保全のための汚水処理
 現在事業を行っている地区については早期完成に努め、整備に着手できていない地区についてもさらなる普及促進に取り組みます。
 また、処理場やポンプ場等の老朽化対策については、日常の維持管理を行いながら計画的な改築更新、地震・津波対策に継続して取り組みます。
 供用開始された地区においては整備効果を高めるため水洗化の取組等を行います。

2.施設の統廃合による強化
 「延岡市下水道広域化推進総合事業に関する計画」や「社会資本総合整備計画」に基づき適正な維持管理を行うため、施設の統廃合を進めます。

3.浸水防除のための雨水処理
 浸水被害を軽減するため緊急性や経済性を考慮した施設整備に努め、既存施設の徹底した点検及び維持管理による「水害に強いまちづくり」を目指します。

4.経営の効率化
 公営企業として安定した経営基盤の構築を目指します。

- (1) 公共下水道の整備**
 ・行政は、現在事業を行っている岡富古川地区や無鹿地区の早期完成に努めるとともに、未整備地区である大武地区の整備に取り組みます。(行政)
 ・市民は、下水道が整備された地区においては、下水道管への早期接続を行い、河川等の水質悪化を防止する等、生活環境の改善を図ります。(市民)
- (2) 施設の更新と耐震対策・維持管理**
 ・建設から長期間経過し老朽化の著しい施設について、「ストックマネジメント計画」や「地震対策計画」に基づき計画的な改築更新と地震・津波対策を実施し、安全・安心な暮らしの実現を推進します。また、下水処理場及びポンプ場等施設の維持管理については、引き続き包括的民間委託により取り組みます。(行政)
- (3) 水洗化の促進**
 ・未接続家屋への戸別訪問による水洗化の促進や「下水道の日」のイベント、「処理場見学会」等を通し、下水道の役割や大切さについて啓発を行います。(行政)

- (1) 処理場等施設の統廃合**
 ・衛生センター（し尿処理場）について、隣接する妙田下水処理場との汚泥の共同処理を行うことにより建設コストの縮減や維持管理費の低減を図ります。(行政)
 ・設備の更新時期を迎えた行藤・大峽地区の農業集落排水施設について、公共下水道区域への管路接続による統合を行い、処理場を廃止することで、建設コストの縮減や維持管理費の低減を図ります。(行政)

- (1) 雨水処理施設の整備**
 ・行政は、雨水の排除及び浸水被害の軽減を図り市民の安心な暮らしの実現を推進するため、富美山雨水ポンプ場の建設など施設の整備を行います。(行政)
 ・行政は、雨水路に堆積した土砂の撤去やポンプ場、樋門の動作点検、土嚢の確保等を事前に行い浸水被害の未然防止に努めます。(行政)
 ・市民は、整備された管路及び施設の効果を高めるため身近な排水溝の清掃や突発的な降雨による浸水を防止するための土嚢設置など地域で取り組む自助・共助の活動に参加します。(市民)

- (1) 安定した経営基盤の構築**
 ・国庫補助金や地方交付税措置等の国の財政支援制度を有効に活用するとともに、管理運営費の一層の縮減により経営の効率化に努めます。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
汚水処理の人口普及率	80.4% (H25)	80.6% (H30)	82.6%

第12章

河川・港湾・海岸

現状と課題

【1. 河川・砂防】

- 五ヶ瀬川、大瀬川、北川をはじめ国・県が管理している一級、二級合せて61の河川があります。
- *L1津波対策、高潮対策・耐震対策等の河川整備の取組が行われています。
- 行政、学識経験者、市民が参加する会議で北川の様々な問題解決への取組が行われています。
- 国の新たな制度を活用して、山林、農地の荒廃等による河川への流出土砂等の撤去に取り組んでおり、土砂の搬出先の確保が課題となっています。
- 自然環境や景観、歴史、文化資源を保全するとともに河川環境にも配慮した維持管理や施設整備等を継続して行うといった課題があります。
- 市民が河川に親しみ、河川環境に対する理解を深める取組を市民協働で行っておりますが、引き続き「まち」と「河川」が一体となった良好な水辺空間の形成に努める必要があります。
- 近年の頻発するゲリラ豪雨等の影響で、小規模な河川の氾濫による、浸水被害が多数発生しています。
- 本市には、1,951カ所の土砂災害危険箇所があり、県と市において、砂防施設や急傾斜対策施設の整備を進めていますが、その整備率は低く、施設整備を促進していくことが課題となっています。

【2. 港湾】

- 本市には、延岡港、延岡新港、古江港、熊野江港の4つの地方港湾がありいずれも県が管理しています。
- 延岡港は、砂利等の取扱貨物量で県内7番目、延岡新港は、化学製品など一般物資の貨物取扱量で県内4番目となっています。
- 施設の適正な維持管理と長寿命化対策、大規模地震や*L1津波に対する防災対策等の課題があります。

【3. 海岸】

- 海岸線延長は、約110Kmあり、赤水町以南と東海町以北が日豊海岸国定公園に指定されております。
- 台風、津波、侵食等の災害から人命や財産を守るとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用の確保が求められています。
- 南海トラフを震源とする地震の被害軽減のためにハード・ソフト対策を組み合わせた多重防御に取り組むことが求められています。

各港別取扱貨物量

港名	貨物量(フレートトン)
宮崎港	7,195,001
細島港	3,777,254
油津港	1,266,387
延岡新港	293,013
内海港	135,204
福島港	117,901
延岡港	91,270
その他	9,657

資料:宮崎県HP(令和元年:速報値)

*L1津波…おおむね100年～150年周期で発生するマグニチュード8クラスの地震・津波

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 河川及び砂防の整備とまちづくり

災害に強い河川の整備と環境や景観、歴史、文化資源の保全に取り組みます。
また、安心安全なまちづくりを進めるため、砂防施設や急傾斜施設の整備に取り組みます。

- (1) 河川改修及び地震津波対策の整備促進
 - ・関係団体と連携しながら一、二級河川の改修や河道掘削等を国・県に働きかけていきます。(行政)
- (2) 小規模河川の整備及び浸水対策
 - ・小規模河川の適正な維持管理と地域の状況に応じた河川の整備を実施します。(行政)
 - ・市管理河川について浸水被害を未然に防止するための河川整備や土砂撤去等を進めます。(行政)
- (3) 河川環境整備・保全
 - ・行政は、関係団体と連携しながら河川の環境整備や保全について要望します。(行政)
 - ・市民は、県が実施する河川パートナーシップ事業等に積極的に参加し引き続き清掃等の協働活動に取り組みます。(市民)
- (4) 河川愛護とまちづくり
 - ・市民は、河川の環境や保全について理解を深めます。(市民)
 - ・行政は、関係団体と連携しながら川に親しむ様々な啓発やイベントを実施します。(行政)
- (5) 流域治水への対応
 - ・行政と市民は、流域全体で行う治水への転換に取り組みます。(行政・市民)
- (6) 砂防及び急傾斜施設の整備促進
 - ・関係団体と連携しながら、土砂災害危険箇所の防災対策施設整備をさらに進めていくため、採択要件の緩和や予算の確保を国・県に働きかけていきます。(行政)

2. 港湾の整備

地震津波対策を充実させ、各港湾の特性を活かした利用の促進に取り組みます。

- (1) 地方港湾の整備
 - ・施設の長寿命化対策と地震や津波に対する防潮堤の早期整備について要望します。(行政)

3. 海岸の整備

津波被害軽減のためにハード・ソフト対策を組み合わせた多重防御や海岸侵食への対応、海岸の保全に取り組みます。

- (1) 防災
 - ・南海トラフを震源とする地震の被害軽減のために国・県・市でそれぞれの役割を認識し連携協力しながらハード・ソフト対策を組み合わせた多重防御の取り組みを図ります。(行政)
- (2) 海岸侵食の対応
 - ・行政と市民は、県に対し海岸侵食の原因を究明するとともに早期に侵食対策を行うよう要望します。(行政・市民)
- (3) 海岸の保全
 - ・市民は、県が実施する川や海の応援団、「ふるさとの川・海」愛護ボランティア支援事業等に積極的に参加し、引き続き清掃等の協働活動に取り組みます。(市民)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
「河川の改修と環境の整備・保全」に満足している市民の割合（延岡市民まちづくりアンケート）	74% (H25)	75% (H31)	76%



小規模河川の整備及び浸水対策

【事例】曾立地区浸水被害対策のために曾立谷川に堤防等を整備します。
基本的な整備方針としては、対策の効果や経済性を考慮し、築堤方式による整備を採用し、家屋や施設の浸水被害をなくすことを目的としています。

第13章

それぞれの地域の特色を活かした中山間地域対策

現状と課題

【1. 持続可能な中山間地域づくり】

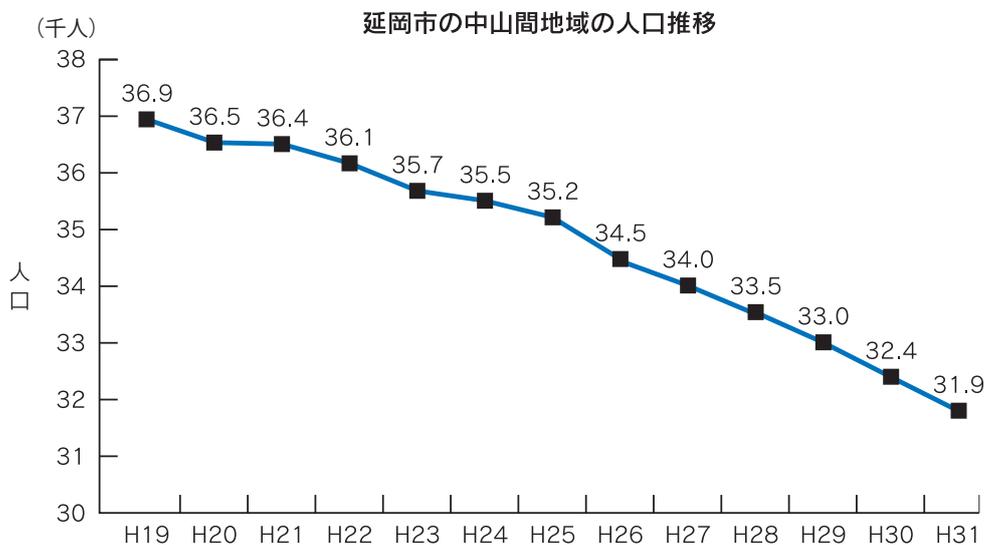
□本市の*中山間地域には、人口減少の著しい過疎地域をはじめ、交通条件や自然的条件等に恵まれない辺地、離島振興法による指定を受けた島野浦島など、様々な地域があります。本市では、これらの地域について、生活利便性の向上と地域間格差の是正を図るため、道路交通網等の生活基盤の整備や経済的な支援等を行うとともに、地域住民団体の活動への支援等により、地域活性化に取り組んでいます。一方、これらの地域では、若年層を中心とした人口の流出と少子高齢化の進行が重要な課題となっています。

□これまで「*合衆国づくり」として、北方町・北浦町・北川町の各総合支所の決裁権限を強化するとともに、予算を大幅に増やしてきています。

□島野浦において、全世帯への戸別受信機の設置や地域IoT実装計画による全国最先端の小中一貫校づくり、救急車に収容するまでの船賃無料化等を行っています。

【2. 豊富な地域資源の活用による地域振興】

□東九州自動車道の開通や九州中央自動車道の整備進展により、交流人口拡大への期待が高まるなか、さらに激化する地域間競争を勝ち抜くため、中山間地域における魅力あふれる食や、美しい自然等の豊富な地域資源を活かした取組が求められています。また、人口減少が著しい地域においては、定住施策の推進が課題となっています。



*中山間地域…宮崎県中山間地域振興条例に基づく地域（延岡市においては、旧北方町、旧北浦町、旧北川町、旧南方村、旧南浦村）を指します。
*合衆国づくり…三北地域の振興を図るために実施する、それぞれの地域の特色を活かした地域振興施策等。



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 持続可能な中山間地域づくり

中山間地域において住民が持続的に安心して生活することができるよう、生活利便性の向上と地域間格差の是正を図るとともに、旧三町の特色を大切にしながら、それぞれの実情に合った地域振興策を実施することにより延岡全体の再生を図る「延岡合衆国づくり」を推進し、地域の活性化を図ります。また、地域産業の活性化や生活サービスの機能維持等による、持続可能な地域づくりに取り組みます。

(1) 生活基盤の整備

- ・過疎債、辺地債を最大限に活用して、中山間地域の生活関連道路等のさらなる整備を計画的に行うとともに、水道未普及地域への対策や合併処理浄化槽の効率的・効果的な整備に努めます。また、各総合支所における決裁権限の強化を図ること等により、三北地域それぞれの実情に合った地域振興策を速やかに実施します。(行政)
- ・行政及び事業者は、市内全体での高速・大容量通信を可能にするために、中山間地域等で光ファイバ網を整備します。(行政・事業者)

(2) 離島振興及び離島航路の維持・確保

- ・行政は、国、県の施策を最大限に活用しながら離島振興を図るとともに、島野浦島の魅力を活かした食や体験活動を通して、交流人口の増加や新たな雇用の創出につなげるための「島業」の取組を推進します。(行政)
- ・市、国、県、地域住民及び航路事業者は、離島航路確保維持改善協議会等を通じて連携しながら、離島航路の維持確保と利便性の向上に努めます。(行政・市民・事業者)

(3) 生活サービスの機能維持

- ・行政は、道の駅や商工会等と連携を図りながら、それぞれの周辺集落の生活サービス機能を維持する取組を推進するとともに、地域住民の意見を踏まえながら、公共交通空白地域におけるコミュニティバスの運行など、生活利便性の向上に努めます。また、過疎地域の特性を活かしたコミュニティバスの貨客混載や、スクールバスへの住民混乗など、新たなバスネットワーク構築を進めます。(行政・関係団体)

(4) 地域コミュニティの維持 ▶戦略4

- ・行政は、地域のリーダー候補となる人材の育成支援を行い、地域コミュニティの充実を促進します。(行政)
- ・市民は、地域の振興と交流を促進するため、自らの活動の活性化や交流の活発化を図るとともに、次世代を担う子どもたちの成長を、地域全体で見守ることのできる環境づくりに努めます。(市民)

2. 豊富な地域資源の活用による地域振興

地域が有する資源や特性等を活かした取組により、地域住民と行政が一体となった魅力的な中山間地域づくりを推進し、交流人口及び定住人口の拡大を目指します。

(1) 産業の振興

- ・行政は、豊かな自然環境を活かした体験型の観光振興や、豊富な農林水産資源を活用した6次産業化等の取組を推進し、中山間地域の産業活性化を促進します。(行政)
- ・事業者は、創意と工夫を図りながら、中山間地域の魅力を活かした新商品開発や新規事業の展開等により、新たな雇用の創出や地域の振興、産業活性化に貢献します。(事業者)

(2) 交流人口の拡大と定住促進 ▶戦略2

- ・交流人口の拡大を図るため、関係団体や他自治体と連携し、道の駅や「うみウララ」エリアの魅力向上に努めるとともに、大崩山を含む祖母傾山系のユネスコエコパーク登録を契機とした新たな拠点づくり等に関する取組を推進します。また、産業活性化による雇用拡大等の取組や、SNS等を活用した地域の魅力の情報発信に努め、定住促進を図ります。(行政)

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
エリア内の観光客数（鹿川地区、祝子川地区）	55,619 人／年	81,400 人／年
地域おこし協力隊の採用・定住推進	累計 採用数：6 人 (定住率：25%)	新規採用数：7 人 (定住率：50%)

第6部

多様な人材が参画する市民が主役のまちづくり

第1章 市民が主役のまちづくり

第2章 「対話の市政」の基盤となる広報・広聴・情報公開の充実

第3章 地域の実情に合った「スマートシティ」の構築

第4章 効果的で効率的な行政経営

第5章 使命感を持って市民と向き合う市役所を目指して



地域づくり班



都市環境班



行財政運営班



交流連携班



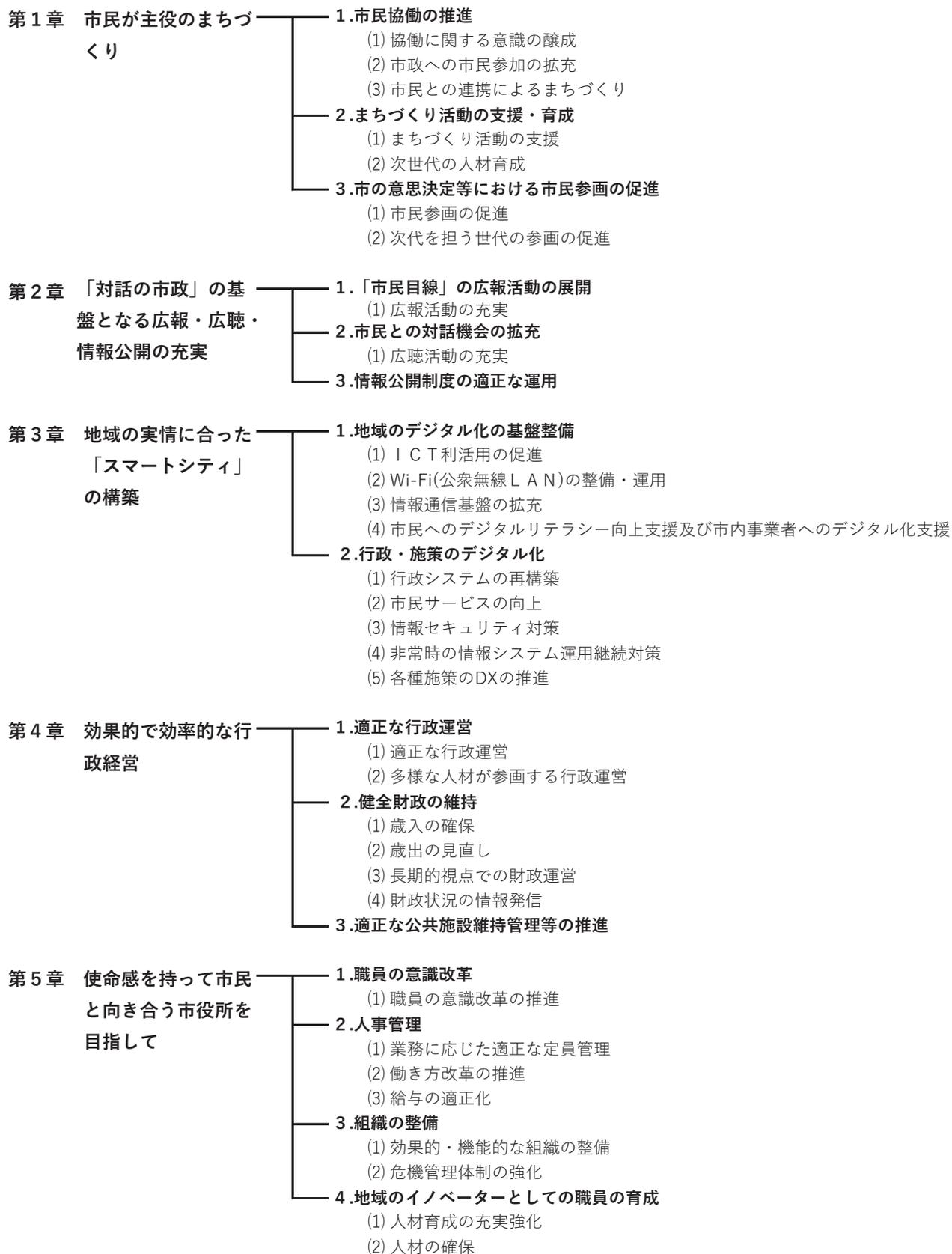
産業振興班



人づくり班

まちづくり市民ワーキンググループ「100人市民会議」

体系図



第1章

市民が主役のまちづくり

現状と課題

【1. *市民協働の推進】

- 自治会を中心とした地域活動や災害時のボランティア活動のほか、まちのにぎわいを創出するまちづくり活動など、市民が主体となった活動も様々な分野に広がりを見せており、「市民まちづくり活動支援事業」への応募件数も増加してきています。
- こうしたまちづくり活動に加え、協働・共汗に関する事業については、「道づくり」を契機とし、その後、農業、林業、公園、津波避難路など様々な分野に広がりを見せ、さらには、NPO等との協働による健康長寿のまちづくりに関する取組やごみステーションの維持管理など地域の絆を深めるような新たな市民協働による取組も生まれてきています。
- 一方、市民ニーズや価値観が多様化する中、市民生活の様々な分野に対応する、よりきめ細やかな取組が求められるとともに、市民協働のまちづくりの充実を図る観点からも、継続的な情報発信や、さらなる啓発活動の必要があります。
- また今後、さらに充実した地域社会を実現するためには、自助・共助・公助の役割分担と合わせて、官・民が重点的に取り組む形での市民協働を進めていく必要があります。

【2. まちづくり活動の支援・育成】

- 「市民まちづくり活動支援事業」や「*クラウドファンディング連携事業」の実施により、市民の自主的なまちづくり活動を財政面から支援するとともに、市民活動の拠点施設である「延岡市民協働まちづくりセンター」を核とした団体の連携が一層図られ、「地域医療を守る活動」や「健康長寿のまちづくり活動」等の市民活動も活発化してきています。
- まちづくり活動を行う団体においては、構成員の高齢化や後継者不足の問題が深刻化してきています。

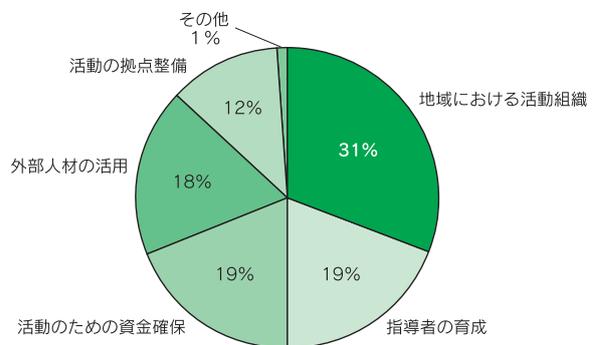
【3. 市の意思決定等における市民参画の促進】

- 各種の計画づくりや事業採択の選定過程等において、行政サービスの受け手の視点を取り入れる等の観点から公募も含めた市民参画を進めてきています。
- これまで「生徒会サミット」や「のべおか未来ワークショップ」等を実施し、中・高校生からのまちづくりに関する提案等が行われています。

■今後のコミュニティ活動に関する市民意識

(資料：R1年度実施 延岡市民まちづくりアンケート集計結果)

【質問】
 今後、コミュニティ活動をさらに活発化していくために、特に力を入れるべきと思われるものは何ですか。



*市民協働…市民、事業者や行政等の地域社会を担う多様な主体が対等な立場で、それぞれの目的の実現や共通する課題を解決し、より良いまちをつくるため、相互に尊重し合い、お互いの特徴を活かして連携・協力していくこと。

*クラウドファンディング…資金を必要とする起案者がインターネットのクラウドファンディングサイトを介して不特定多数の人々から資金を調達する仕組み。「Crowd」(=群衆)と「Founding」(=資金調達)を掛け合わせた造語。

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 市民協働の推進
 さらなる協働意識の啓発・醸成を図るため、情報の共有化、協働体制の充実等を図るとともに、政策形成過程に市民が参加できる機会の充実や拡充を図り、市民や市民活動団体と連携していきます。

- (1) **協働に関する意識の醸成**
 - ・行政は、「市民協働まちづくり指針」に基づき、研修会の開催や広報紙による啓発等を実施し、協働意識の醸成に努めます。また、協働に関する他自治体等の情報収集に努め、理解を深めるとともに、市民への情報発信に努めます。(行政)
 - ・市民は、協働に関する情報収集に努め、理解を深めます。(市民)
- (2) **市政への市民参加の拡充**
 - ・積極的な情報の発信や意見等の聴取を進めながら、市民の市政への参加機会の拡充を図ります。(行政)
- (3) **市民との連携によるまちづくり**
 - ・行政は、行政課題や市民の様々な課題の解決方法として、「市民協働」による取組を積極的に推進し、市民、市民活動団体等との連携を図りながら、魅力的なまちづくりを推進するとともに、情報発信に努めます。(行政・市民・市民活動団体等)

2. まちづくり活動の支援・育成
 市民活動を積極的に支援していくとともに、市民一人ひとりが自分たちのまちに愛着と誇りを持ち、積極的にまちづくりに参加して自らの役割と責任を果たすよう、市民活動の中心となる人材や新たな団体の育成に努めます。

- (1) **まちづくり活動の支援 ▶戦略2、戦略4**
 - ・市民協働まちづくりセンター等による市民活動団体等の支援を図るとともに、市民まちづくり活動支援事業やクラウドファンディング連携事業の充実等による市民主体の新たなまちづくり活動をより一層支援します。(行政)
- (2) **次世代の人材育成**
 - ・行政は、市民活動団体等と連携しながら、次世代を担う人材や新たな活動を行う団体の育成を図ります。(行政・市民活動団体等)

3. 市の意思決定等における市民参画の促進
 市の各種計画づくりや事業実施等に関し、様々な市民の意見が反映されるよう、市民参画の促進に努めます。

- (1) **市民参画の促進**
 - ・各種計画づくりや事業採択の選定過程等において、公募委員も含めた市民参画を進めていきます。(行政)
- (2) **次代を担う世代の参画の促進**
 - ・「生徒会サミット」や「のべおか未来ワークショップ」等を通じて、次代を担う世代の意見について、各種施策等への反映に努めます。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
市民協働のまちづくりの推進に満足している市民の割合(市民意識調査)	76.2% (H26)	76.6% (R1)	80.0%
市民活動団体数	280 団体 (H26)	314 団体 (R1)	330 団体

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
市民まちづくり活動支援事業採択件数	18 件/年	5 年間に 100 件
クラウドファンディングコンテスト申込者数【再掲】	5 人(団体)/年	15 人(団体)/年

第2章

「対話の市政」の基盤となる広報・広聴・情報公開の充実

現状と課題

【1. 「市民目線」の広報活動の展開】

- 市民と行政とが協働してまちづくりを進めていくためには、市民に行政の方針や抱える課題を適切に伝え、情報を共有するとともに、市民の意向を施策に反映させる必要があります。
- 本市では、これまで広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM、LINE、Facebook等、様々な手段を活用し、市民への情報提供に努めています。
- 広報のあり方検討委員会の議論も踏まえ、これからも行政が保有する情報を様々な機会を通じて市民目線でわかりやすく情報提供、公開していくとともに、市民と行政が情報を共有するという認識のもと、すべての市民に情報が伝達されるよう、戦略的な視点で情報を発信する必要があります。

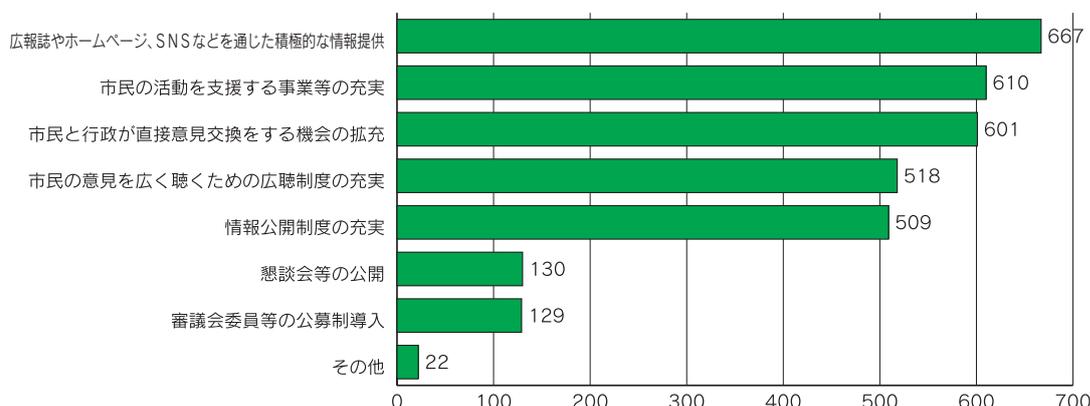
【2. 市民との対話機会の拡充】

- 本市では市長が直接、市民と意見交換を行う「移動市役所」や「出前市長室」の開催等を通して市政に対する意見・提案・要望等の把握に努めていますが、「移動市役所」については、幅広い年代、職業の方が参加できるような工夫が必要になってきています。また、比較的少人数で開催される「出前市長室」については、新しい生活様式に対応したりリモート開催についても進めていく必要があります。
- これまでパブリックコメントを年間20件程度行い、市民の意見を施策等に反映させることや各種審議会委員への市民参加等によって直接意見を聴取する場を設けてきました。
- 市民参画をさらに推進していくため、「延岡市政等形成過程における市民等参加条例（パブリックコメント条例）」を整備して広聴機能の充実を図ります。
- 電子メールによる「市民の声」や「市民の声の意見箱」を市役所や総合支所・支所に設置することにより、市政に対する市民の意見聴取を行っています。

【3. 情報公開制度の適正な運用】

- 本市では、延岡市情報公開条例に基づいて、市が保有する情報を市民に公開しています。直近の開示請求件数を見ると、年度あたり120件程度で推移しており、情報公開制度が市民に浸透しています。今後とも市政に対する市民の理解と信頼が得られるよう、本市の諸活動について市民への説明責任を果たしていかなければなりません。

市民と行政がお互いに協力しながらまちづくりを進めていく上でどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。3つまでお答えください。(資料:R1年度実施 市民まちづくりアンケート集計結果)



「広報紙やホームページ、SNS等を通じた情報提供」「市民の活動を支援する事業等の充実」「市民と行政の意見交換の機会の拡充」「広聴制度の充実」「情報公開制度の充実」と回答した人が特に多かった。

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 「市民目線」の広報活動の展開
 「広報のべおか」の発行や「ケーブルメディアワイワイ」「FMのべおか」における市政番組の内容の充実を図るとともに、ホームページやLINE、Facebook等、様々なメディアを活用した積極的な情報発信を引き続き行います。情報発信にあたっては、様々な情報の収集から統合、調整を行い、効果的な広報手段を選択し、全庁的な方向性を持った戦略的情報発信に努めます。また、市民を対象としたアンケート調査等により、市民から望まれる紙面構成や番組制作のあり方に対するニーズを把握し、より効果の高い広報活動を行っていきます。

(1) 広報活動の充実
 ・ 広報紙、ホームページのリニューアルによる内容の充実とケーブルテレビやコミュニティFMの市政広報番組等の内容をより身近な関心のあるものにし、市民目線で親しみやすいものにします。また、LINE、Facebook等を積極的に活用した情報の伝達など様々な手段や機会を通じて市政情報の発信を行います。(行政)
 ・ 広報紙等の内容については、より分かりやすく興味を持てるものとするため、外部人材の有効活用といった手法も含めて、新たな編集・制作方法を検討していきます。(行政)

2. 市民との対話機会の拡充
 さらに市民の市政に対する意見を幅広く把握し、的確に市政に反映させるために、移動市役所や出前市長室の内容充実を図り、市民の声の活用による広聴活動の充実を図っていきます。

(1) 広聴活動の充実 ▶戦略4
 ・ 移動市役所等の開催、意見箱や電子メール等を活用した市民の声の募集、パブリックコメントの実施、各種審議会への市民の参画等を促し、広聴活動の充実を図ります。(行政)
 ・ 「政策等の形成過程における市民等参加条例」を適切に運用し、意見募集していることを広く市民に周知して意見の集約に努めます。(行政)

3. 情報公開制度の適正な運用
 情報公開制度の適正な運用と市民への周知により、市政の透明化を図り、本市の諸活動について市民への説明責任を果たしていくよう努めます。

(1) 情報公開制度の適正な運用
 ・ 行政文書の開示請求に対しては、迅速な開示手続に努め、個人情報の保護に配慮した開示を行う等、今後とも情報公開制度の適正な運用を図ります。また、「広報のべおか」やホームページ等を活用し、情報公開制度の周知に努めます。(行政)

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
市から発信される情報の内容に満足している市民の割合	79.4% (H26)	76.4% (R1)	86.0%
延岡市のホームページのアクセス数	3,001 件/日 (H26)	3,031 件/日 (R1)	4,546 件/日
公式 LINE、公式 Facebook への投稿件数	-	211 件/年 (R1)	422 件/年
移動市役所、出前市長室の参加者数	-	381 人 (R1)	610 人

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
意見募集に対する提出された意見数	422 件/年	5 年間に 2,110 件

第3章

地域の実情に合った「*スマートシティ」の構築

現状と課題

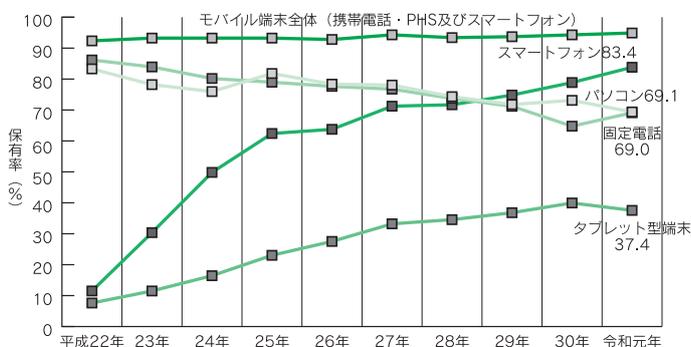
【1. 地域のデジタル化の基盤整備】

- インターネット、スマートフォン等の普及や ICT（情報通信技術）の進化を反映して、SNS（Twitter 等）、動画共有サービス（YouTube 等）の利用者拡大が進み、様々な分野で生活や仕事のスタイルが大きく変化しています。特に普及の著しいスマートフォンに対応して、その操作に関する市民向けの講習会等を開催しています。
- 情報格差是正対策により、市内の居住地の多くで、携帯電話の通信やケーブルテレビ放送が提供されており、光ファイバ網未整備地域の解消も進めています。
- 災害に強く、地域活性化の手段としても有効な Wi-Fi（*公衆無線 LAN）について、観光・防災拠点等において整備を進めています。
- 今後、国が進める * Society5.0 社会の実現に向けて、急速に進化する科学技術の進展に対応して、その成果を享受できる取組を強力に進めていく必要があります。

【2. 行政・施策のデジタル化】

- *自治体クラウドの導入、庁内の ICT 技術活用検討プロジェクトチームによる検討を踏まえた ICT の導入等により、市民サービスの向上やコスト削減、事務の効率化、セキュリティの向上など電算業務の最適化に取り組んでいますが、今後さらに自治体 * デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進によるシステムの標準化への対応も必要となっています。
- 行政のデジタル化を進める国の施策により、今後、健康保険証利用を始めマイナンバーカードの様々な分野での活用が予定されています。これらの運用にあたっては、普及の促進とともに、サポート体制の整備や個人情報保護に十分配慮した対策が不可欠となります。
- 本市「情報セキュリティポリシー」に基づく災害やサイバーテロ等に備えた対策、及び大規模災害発生時における情報システム * BCP（業務継続計画）の整備に取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機に、本市においても、各種リモート相談対応やリモート会議、電子版プレミアム商品券の発行を始め様々な分野におけるデジタル化を進めています。

主な情報通信機器の世帯保有率の推移



電子版プレミアム商品券

* スマートシティ…IoT（モノのインターネット）を取り入れた都市のこと。
 * 公衆無線 LAN…無線 LAN を利用したインターネットへの接続を提供するサービス(Wi-Fi)。
 * Society5.0…AI と IoT を基礎として産業革命に匹敵する変革を実現しようとする政府の提言。
 * 自治体クラウド…各自治体が個別に電算システムを持たずに、ネットワークを介して必要な機能を利用する仕組み。
 * デジタルトランスフォーメーション（DX）…ICT の浸透が人々の生活を各面でより良い方向に変化させること。
 * BCP(Business Continuity Plan) …災害等の緊急時に情報システム等を素早く復旧させ、事業の継続を目指す計画。

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1.地域のデジタル化の基盤整備

今後の本市のデジタル化の指針となる「延岡市情報政策推進計画（仮称）」を策定し、地域のデジタル化を強力に推進します。具体的には、携帯電話やケーブルテレビ等の情報通信基盤を利用して、住民ニーズに対応した地域情報サービスの提供に取り組みます。また、市民や観光客等が手軽に情報を入手できるよう公共施設等の公衆無線 LAN の整備・運用に努めます。また、市民向けスマートフォン教室等を開催し、市民のデジタルリテラシー向上に努めるとともに、市内事業者が進めるデジタル化への支援を進めます。

- (1) ICT利活用の促進
- ・行政は、各自治体や CATV 事業者等と連携しながら、多様な情報サービスを提供する等、ICT等の利活用の促進に努めます。（行政・事業者）
 - ・市民は、積極的な ICT 等の利活用を行います。（市民）
- (2) Wi-Fi(公衆無線 LAN)の整備・運用
- ・行政は、官民連携により公共施設や観光地等の公衆無線 LAN の整備・運用に努めます。（行政・事業者）
 - ・市民は、各情報通信基盤により提供される様々な地域情報サービスを積極的に利活用します。（市民）
- (3) 情報通信基盤の拡充
- ・行政は、光ファイバ未整備地域を解消し、市内全体で高速・大容量通信を可能にします。また、携帯電話等の圏外エリアの解消に向け必要な対応を検討します。（行政・事業者）
- (4) 市民へのデジタルリテラシー向上支援及び市内事業者へのデジタル化支援
- ・市民向けスマートフォン教室等のデジタル機器の講習会を開催し、市民のデジタルリテラシー向上に努めます。（行政）
 - ・農林水産業や商工業・観光業、さらには医療・福祉・介護の分野等の市内の各種事業者がデジタル化を進めるための支援に取り組みます。（行政）

2.行政・施策のデジタル化

デジタル庁の創設をはじめとする新たな国のデジタル化の動向を踏まえながら、今後の本市のデジタル化の指針となる「延岡市情報政策推進計画（仮称）」を策定し、行政情報のシステムの標準化やマイナンバーカードの利活用による行政手続きのオンライン化など行政のデジタル化を強力に推進することで、市民の利便性を高め、市民生活の向上を目指します。

大規模災害等に際し、優先順位の高い行政サービスの継続やサービスの迅速な復旧に不可欠な情報システムの BCP（業務継続計画）の整備に取り組みます。

- (1) 行政システムの再構築 ▶戦略4
- ・自治体 DX 推進によるシステムの標準化や複数の部署で業務目的ごとに導入している自治体クラウド業務の適正な運用を図り、行政システムの再構築とコスト削減に努めます。（行政）
- (2) 市民サービスの向上 ▶戦略4
- ・各種申請手続きを自宅のパソコンやスマートフォンから行えるようにする等、行政手続きのオンライン化をさらに進めます。また、マイナンバーカードの利活用やキャッシュレス納税、リモート会議の活用等により、さらなる市民サービスの向上に努めます。なお、上記(1)、(2)を進めるにあたり、「延岡市情報政策推進計画（仮称）」を策定し、強力に推進します。（行政）
- (3) 情報セキュリティ対策
- ・情報セキュリティ研修を通じて、本市のセキュリティ対応レベルを向上させるとともに、重要な分野では生体認証機能等の物理的な対策を行い、様々な脅威に対する本市の情報資産の安全性強化に努めます。（行政）
- (4) 非常時の情報システム運用継続対策
- ・行政は、有効性の高い情報システム BCP の定期的な見直しや非常時訓練等を行い、災害時等に迅速な情報システムの復旧を図ります。（行政・事業者）
- (5) 各種施策の DX の推進
- ・東京大学と連携して行う市民行動データの収集・分析等の調査結果を活かし、バス路線の設定等を行う等、各種施策の DX 化を推進します。（行政）

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
光ファイバの利用可能世帯数の割合	91.4% (H26)	91.4% (H30)	100.0%
IT関連セミナー・講演の開催数【再掲】	-	-	5年間に157回

【総合戦略 KPI】

内容	基準値(R1)	目標値(R7)
オンライン申請実施業務数	計3業務	計20業務
RPA 実施業務数	-	計30業務

第6部 多様な人材が参画する市民が主役のまちづくり

第4章

効果的で効率的な行政経営

現状と課題

【1. 適正な行政運営】

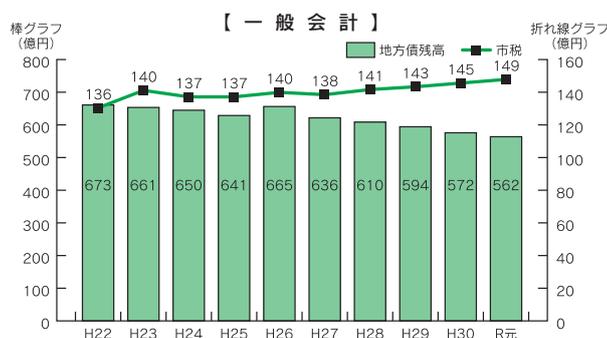
- 第7次延岡市行財政改革では、平成27年度からの5カ年の取組において、職員60名を減員するとともに、一年あたりの経費約7億2,097万円を節減する等、大きな成果を挙げる事ができました。今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や、人口減少に伴う市税の減少に加え、納税の担い手である現役世代の減少など多くの懸念があることから、これらの対策として、ICT等を活用した新たな業務運営方法の積極的な導入や官民連携、地方創生に向けた取組の推進により、コストの縮減や業務の効率化等を図っていく必要があります。
- 第6次長期総合計画後期基本計画と第2期延岡新時代創生総合戦略の一体的な策定に取り組むことにより、総合戦略の数値目標や長期総合計画の主要な指標など、両計画の整合性を図りました。今後、人口減少社会における持続可能なまちづくりや地方創生に向けて、長期総合計画や総合戦略に基づく取組と行財政改革を一体的に進めることにより、効果的で効率的な行政運営を進めていく必要があります。
- このような中、社会状況の変化や、複雑化、多様化する地域課題に的確に対応していくため、官民連携の推進により様々な主体との連携を図りながら、これまでリモート相談体制やシェアサイクル、Webによる転入・転出等の手続き解説等を導入しています。

【2. 健全財政の維持】

- これまでの行財政改革の取組の結果、財源調整用基金（貯金）は増加する一方、市債（借入金）の残高は減少する等、一定の成果を挙げ、財政状況は健全な状態を維持しています。
- 歳入において、市税収入は平成27年度以降増加してきましたが、景気動向に左右されやすい側面があることに加え、今後は少子高齢化や人口減少等により、大幅な増収は見込めない状況にあります。また、市税とともに歳入の根幹をなす地方交付税は、いわゆる*合併算定替の終了により大幅に減少しています。
- 歳出については、社会保障関係経費の増加に加え、公共施設の耐震化・更新等により、財政需要の拡大が見込まれます。
- 今後とも、健全な財政運営を維持していくため、さらなる経費節減、安定した歳入確保等の取組を確実に実施するとともに、市独自の新たな財源の確保にも取り組んでいく必要があります。

【3. 適正な公共施設維持管理等の推進】

- 公共施設の老朽化に伴う、大規模改修や建て替えの大きな波が到来し、多大な費用負担が見込まれることから、平成28年3月に策定した延岡市公共施設維持管理計画では、目標年次を2060年度として、施設保有量を30%程度削減する目標を設定しました。今後は、施設類型ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画に基づき、公共施設の適正管理の具体的な取組を進めていく必要があります。また、未利用財産については、有効な活用を図り、維持管理費の軽減や財源確保につなげる必要があります。



* 合併算定替…合併後、一定期間は合併前の旧市町村ごとに算定される額の合算額を下回らないように普通交付税を算定する優遇措置のこと。

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 適正な行政運営

地方創生に向け、第2期延岡新時代創生総合戦略に基づく取組を推進し、少子高齢化や人口減少等に歯止めをかけるとともに、第8次行財政改革大綱に基づき、有識者や市民の意見も反映させながら、引き続き効果的で効率的な行財政運営を図ります。

官民連携を推進することにより、複雑化、多様化する地域課題に対応した低コストで効果的な公共サービスを提供できるよう努めます。

2. 健全財政の維持

市税については、課税客体の適正な把握や収納率の向上に努め、確実に歳入を確保します。

国や県等の補助制度については、有効活用を図るとともに、新たな財源の確保についても検討を行います。

事務事業の選択と重点化を図り、経費の節減に努めます。

市債については、地方交付税措置のある有利な市債の活用を努めます。

基金の適切な活用にも努め、健全で持続可能な規律ある財政運営に努めます。

3. 適正な公共施設維持管理等の推進

延岡市公共施設維持管理計画及び個別施設計画に基づき、長期的な視点から公共施設の維持管理や未利用財産の有効活用を努めます。

主要な指標

内容	策定時	現状	R7
官民連携の協定締結数 (累計)	-	7 (H27~R1)	35
ふるさと納税寄附額	0.6 億円 (H27)	3.6 億円 (R1)	28.0 億円
地域新電力会社から市への寄附額	-	-	4,000 万円

- (1) 適正な行政運営**
- 第2期延岡新時代創生総合戦略や第8次行財政改革大綱に基づき、地方創生に向けた取組や、行財政改革実施計画の取組を推進し、AI、*RPAの導入や指定管理者制度の活用、入札制度改革等により、コストの縮減や業務の効率化を図ります。(行政)
- (2) 多様な人材が参画する行政運営**
- 計画の策定や事業の実施にあたっては、パブリックコメントの適正な実施等により、有識者や市民の意見を反映させる等、行政運営への市民参画の促進を図ります。(行政)
 - 官民連携を推進し、「なんでも総合相談センター」のように民間人材を活用する等、多様な人材が参画することで、コスト縮減と効果的な公共サービスの提供を図ります。(行政)
- (1) 歳入の確保**
- 市税に関する啓発に努めるとともに、関係機関との連携強化等により課税客体の適正な把握に努めます。また、納付手段の拡充や効率的な滞納整理の実施により、確実な歳入確保の実現を図ります。また、新たな財源の確保のため、地域新電力会社の設立を検討するとともに、ふるさと納税の増額に向けた取組を強化します。(行政)
 - 国や県の様々な財政支援策も積極的に活用します(行政)
- (2) 歳出の見直し**
- 事務事業の見直し等により、経費の削減を図ります。(行政)
- (3) 長期的視点での財政運営**
- 安定的な財政運営を図るため、有利な市債や基金の適正な活用等により、長期的視点に立った計画的な運営に努めます。(行政)
- (4) 財政状況の情報発信**
- 予算、決算、市債残高、各種財政指標など財政の状況について、分かり易い情報発信に努めます。(行政)

(1) 適正な公共施設維持管理等の推進

- 施設保有量の最適化や施設の維持管理に要する予算の平準化に努めます。また、未利用財産は、有効活用にも努め、維持管理費の負担軽減や財源確保を図ります。(行政)

*RPA (Robotic Process Automation) …人手で行う定型作業をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットで代行し、自動化すること。

第5章

使命感を持って市民と向き合う市役所を目指して

現状と課題

【1. 職員の意識改革】

□市民に最も身近な行政体である市の職員が、少子化や長寿社会が進む中、これまで以上に当事者意識や使命感を持って解決していく職員の育成が求められています。

【2. 人事管理】

□第7次延岡市行財政改革においては、事務事業の見直しや民間活力の導入等により、職員数を目標のとおり60名減員しました。これまで数次にわたって行財政改革に取り組んできた結果、職員数については一定の適正化が図られています。引き続き、定年延長の動向等も勘案するとともに、再任用職員や会計年度任用職員など多様な任用形態の職員の活用も図りながら、様々な市民ニーズや行政課題に対し迅速かつ的確に対応できる人事管理が求められています。

□給与については、平成30年度から給料表の等級と職務の関係の整理や新たな職の設置等による給料表の運用基準の見直しを実施する等、制度、水準ともに、国や県、他の地方自治体と均衡のとれたものとなっています。今後も引き続き、国の動向を注視しながら、県や他の地方自治体との均衡を踏まえた上で適正に維持していく必要があります。

【3. 組織の整備】

□時代に応じた行政課題にスピード感を持って対応するため、行政組織を適宜見直すとともに組織に「横串をさす」地域担当職員制度の試行にも取り組んできました。今後も、市民に分かりやすく、より効果的・機能的な組織づくりが求められています。

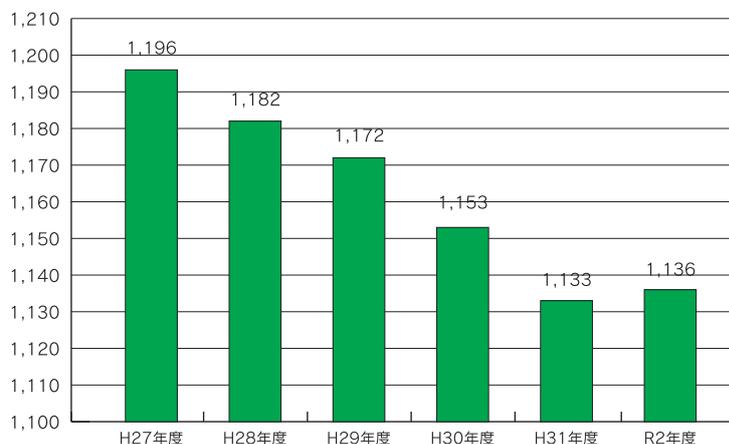
□危機管理体制については、台風災害、地震・津波災害等の自然災害に限らず、新型インフルエンザ等の新感染症の流行など、様々な危機事象に関係部局が適切に対応できるように非常時の体制強化を図ることが求められます。

【4. 研修の状況等】

□職員の人材育成については、これまで、職員が自己啓発・自己成長することを基本にしながら、職場内研修(OJT)、職場外研修及び自己啓発を3本柱として効果的な研修等を実施し、職員の資質向上と能力開発に努めてきました。今後も、職員の心身の健康保持・増進を図りながら、豊かな創造力や柔軟な発想力を持った人材の育成や、職員が意欲を持って働くことのできる職場の環境整備を図ることが必要となっています。

□これまで専門研修機関をはじめ国、県、民間企業等に職員を派遣し、職務能力を向上させるとともに、組織外の人との交流により学ぶ機会を設けることにより、職員の育成に取り組んできました。今後も、様々な課題に即応でき、既存概念にとらわれない「地域の*イノベーター」としての人材の育成が求められています。

職員数



*イノベーター…新しいものを最も早く取り入れる者、革新者。

